

第三次草加市障がい者計画
第 5 期草加市障がい福祉計画
第 1 期草加市障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月
草加市

は じ め に

本市では、平成 21 年 3 月に障害者基本法に基づく「第二次草加市障がい者計画」を、平成 27 年 3 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づく「第 4 期草加市障がい福祉計画」をそれぞれ策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて障がい福祉施策を推進し、障がいのある人の自立に向けたサービス体系の構築や、障がいのある人もない人も地域で安心して生活できるまちづくりに努めてきました。

障がいのある人や障がいのあるお子さまに関わる福祉制度については、近年目まぐるしく変化しており、平成 28 年 4 月には全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されるとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が一部改正され、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置が定められました。

平成 28 年 6 月には障害者総合支援法が一部改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目指すための施策が平成 30 年度から展開されることとなっています。

また、障害者総合支援法の一部改正と併せて児童福祉法が一部改正され、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画である「市町村障害児福祉計画」の策定が新たに義務付けられました。

今回の計画策定に当たりましては、これまでの課題を踏まえ、上記の法改正に伴う諸制度の変更点等も十分反映した内容となるよう配慮いたしました。

また、「草加市障がい者計画」と「草加市障がい福祉計画」、今回新たに策定する「草加市障がい児福祉計画」は相互に整合性と調和を持たせつつ、一体としての施策の推進を図るため、「第三次草加市障がい者計画・第 5 期草加市障がい福祉計画・第 1 期草加市障がい児福祉計画」を同時に策定し、障がいのある人もない人も、年齢や性別に関わらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」ことを目標として、市民の皆さまとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ってまいります。

今後とも、障がい福祉施策への皆さまのご協力とご支援をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するに当たり、貴重なご意見、ご提言等様々なご協力をいただきました皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

草 加 市 長 田 中 和 明

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の概要.....	3
1 計画の概要.....	3
2 計画の位置付けと期間.....	4
3 計画の対象者.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 法制度の動向.....	10
6 障がい者施策と介護保険制度の関係.....	14
7 子ども・子育て支援法と障がい児施策との関係.....	14
第2章 市の障がいのある人（児）を取り巻く現状.....	15
1 市総人口の推移及び将来推計.....	15
2 障がいのある人（児）の概況.....	16
3 障がいのある人（児）の人数の将来推計.....	21
4 障害福祉サービスの利用状況.....	23
第2編 第三次草加市障がい者計画.....	31
第1章 計画の基本的方向.....	33
1 基本理念・基本目標・基本方針.....	33
2 施策の体系.....	34
第2章 分野別施策の展開.....	36
1 子どもの力を伸ばす[療育・教育].....	36
2 生活の質を維持する・向上させる[生活支援].....	40
3 いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業].....	54
4 市民の福祉意識を高める[啓発・広報].....	66
5 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報].....	76
6 安全で快適な生活空間を確保する[生活環境].....	79
7 防犯・防災体制を強化する[生活環境].....	85
8 健康を維持・増進・回復する[保健・医療].....	91
9 参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり].....	96

第3編 第5期草加市障がい福祉計画	103
第1章 計画の基本理念	105
第2章 地域生活、一般就労への移行の目標値	106
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	106
2 福祉施設利用者の一般就労への移行	108
3 就労支援事業の利用者数	109
4 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築	111
5 地域生活支援拠点等の整備	111
第3章 サービス量の推計と確保策	112
1 障害福祉サービスの事業体系	112
2 障害福祉サービスの施策体系	113
3 障がい者福祉に係る市内関連施設	114
4 在宅生活への支援	116
5 日中活動への支援	122
6 居住の場への支援	132
7 相談支援	135
8 自立支援医療及び補装具	136
9 地域生活支援事業	137
第4編 第1期草加市障がい児福祉計画	145
第1章 計画策定に当たって	147
1 計画策定の背景と趣旨	147
2 計画の定義	148
3 計画の位置付け	151
4 計画期間	152
第2章 障がい児を取り巻く状況	153
1 草加市の人口の推移及び将来推計と児童数の推移	153
2 障がいのある子どもの状況	155
3 障害児通所支援・育成医療の受給状況	156
4 障害児通所支援サービスの利用状況	158
第3章 計画の基本的考え方	159
1 計画の基本理念	159
2 計画の基本方針	159

第4章 障害児福祉サービスの見込量及び確保策.....	160
1 障害児福祉サービスの体系	160
2 障害児支援に係る市内関連施設.....	162
3 障害児通所支援等の利用ニーズの算出方法に関する基本指針.....	164
4 児童発達支援.....	165
5 医療型児童発達支援	166
6 放課後等デイサービス.....	166
7 保育所等訪問支援	168
8 障害児相談支援.....	169
第5章 草加市障がい児福祉計画作成のためのアンケート調査結果.....	171
1 アンケート調査概要	171
2 保護者調査結果.....	171
3 事業所調査結果.....	186
第6章 提供体制の確保に係る目標	191
1 児童発達支援センターの整備	191
2 保育所等訪問支援事業の整備	191
3 重症心身障がい児を支援する事業所の整備.....	191
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	192
5 提供体制に係る方策	193
第5編 計画の円滑な推進	195
第1章 体制の確立.....	197
1 提供体制の確立.....	197
2 情報提供体制の拡充	199
第2章 計画推進への取組	200
1 具体的な施策.....	200
2 点検・評価体制.....	201

資料編.....	203
1 計画策定経緯の概要	205
2 草加市障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	207
3 草加市障がい者計画等策定委員会委員等名簿.....	209
4 草加市障がい者計画等策定検討会設置要綱.....	210
5 草加市障がい者計画等策定検討会委員名簿.....	211
6 用語の解説.....	212

※本計画書における「障がい」の表記について

「障がい」の表記について、法令等に定めがあるものを除き、原則として「障がい」と表記します。

※本計画書における新元号への改元に係る対応について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法が平成31年4月30日から施行され、同年（2019年）5月1日（以下「改元期日」といいます。）から新元号に改元される予定です。

本計画策定時点（平成30年3月）において、新元号が未定であることから、本計画では改元期日以降の元号を「平成」で表記しています。

なお、本計画書に記載している改元期日以降の元号に対応する西暦は、次のとおりです。

平成31年＝2019年

平成32年＝2020年

平成33年＝2021年

平成34年＝2022年

平成35年＝2023年

平成36年＝2024年

平成37年＝2025年

平成38年＝2026年

平成39年＝2027年

平成47年＝2035年

第1編 総論

だい 第1編 へん 総論 そうろん

だい 第1章 しょう けいかく がいよう 計画の概要

1 けいかく がいよう 計画の概要

第三次草加市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

第5期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

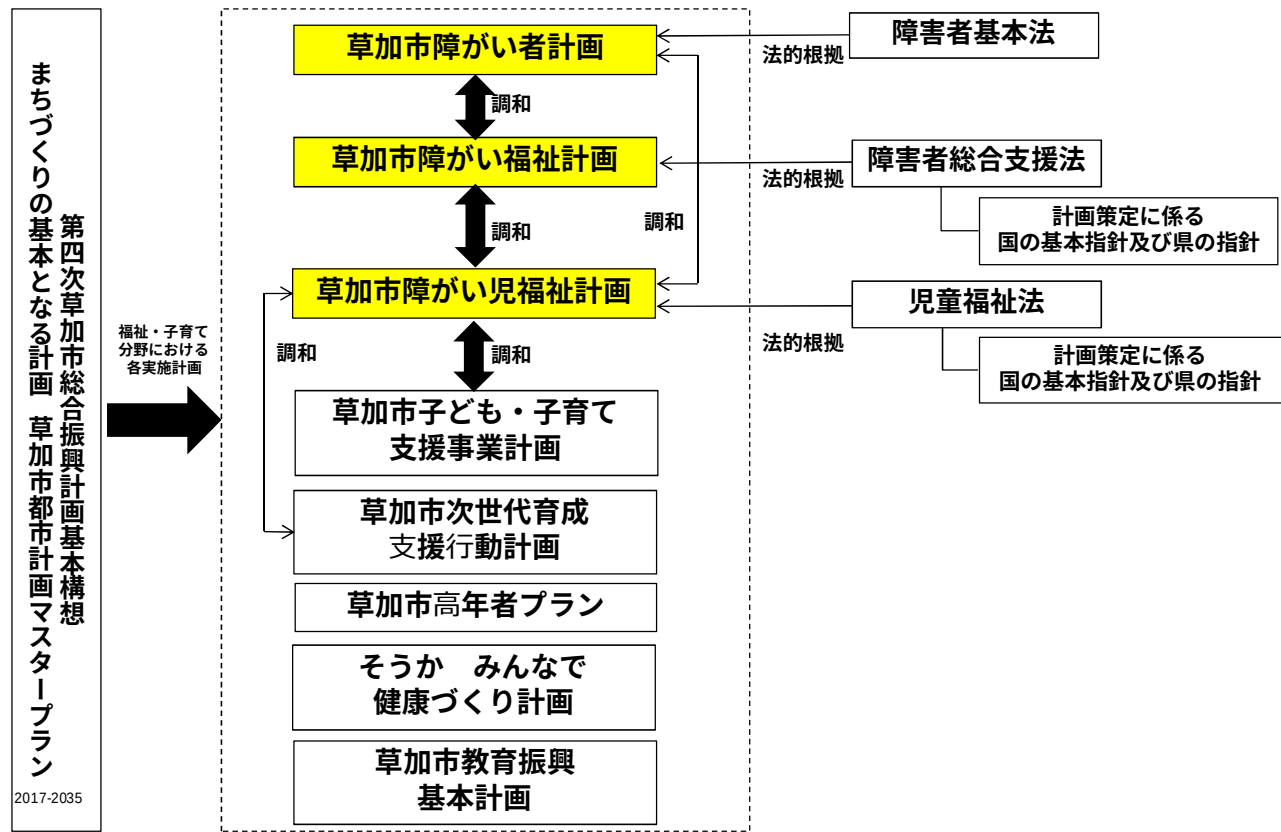
第1期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりや、障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの見込量及びその見込量を確保するための方策等を定めた計画です。

2 計画の位置付けと期間

第三次草加市障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画です。

第 5 期草加市障がい福祉計画及び第 1 期草加市障がい児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画です。

■計画の位置付け



■計画の策定期間

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第三次草加市総合振興計画基本構想 (平成13年から)										第四次草加市総合振興計画基本構想 (平成47年まで)				
草加市都市計画マスタープラン (平成11年から※市街化調整区域編は平成20年から)											まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画 マスタープラン2017-2035 (平成47年まで)			
第一次草加市障がい者計画 (平成11年度から)			第二次草加市障がい者計画									第三次草加市障がい者計画 (平成35年度まで)		
【第1期】 草加市障がい福祉計画			【第2期】 草加市障がい福祉計画			【第3期】 草加市障がい福祉計画			【第4期】 草加市障がい福祉計画			【第5期】 草加市障がい福祉計画		
												【第1期】 草加市障がい児福祉計画		

3 計画の対象者^{けいかく たいしょうしゃ}

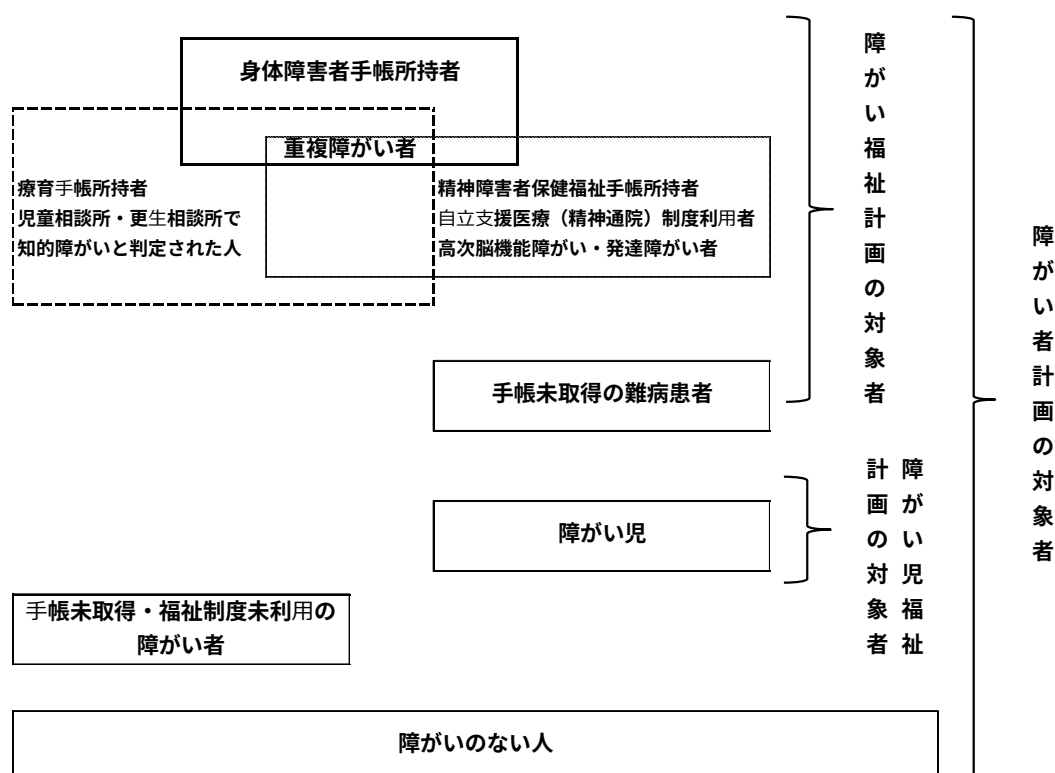
障がい者計画は、障がいのある人だけでなく、全ての市民を対象とした、全ての市民のための計画です。

平成23年8月の障害者基本法の一部改正により、同法第2条に規定する障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となったことで、新たに発達障がいのある人が「障がい者」に含まれました。

また、障害者基本法は、平成5年の制定時に附帯決議で「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」も対象とすることが明示されていることから、これらの人も「障がい者」に含まれます。

一方、障がい福祉計画は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人を対象とします。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、療育手帳を持っていないものの児童相談所・更生相談所で知的障がいと判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳を持っていない自立支援医療（精神通院）制度利用者、高次脳機能障がい・発達障がい者、手帳未取得の難病患者が該当します。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法で定義されている障がい児を対象とします。



4 計画の策定体制

4-1 アンケート調査による障がい者、事業者等の意向把握

草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画を策定するに当たり、障がいのある人、障がいのある児童の保護者、市民（障がいのある人、障がいのある児童の保護者を除く18歳以上の人。平成28年度のみ実施）、サービス提供事業者及び市内企業・事業所を対象にアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。

(1)平成19年度実施概要

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体・知的・精神障がいのある人（人）	2,042	1,098	53.8%
障がいのある児童の保護者（人）	292	123	42.1%
サービス提供事業者（事業所）	70	52	74.3%
企業・事業所（社）	700	223	31.9%
合計	3,104	1,496	48.2%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	平成19年11月～平成19年12月

(2)平成22年度実施概要

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者（人）	1,000	565	56.5%
療育手帳所持者（人）	694	350	50.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	891	450	50.5%
障がい児の保護者（人）	412	199	48.3%
サービス提供事業者（事業所）	70	54	77.1%
一般企業・事業所（社）	700	236	33.7%
合計	3,767	1,854	49.2%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	平成 22 年 12 月

(3)平成25年度実施概要

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者（人）	1,000	576	57.6%
療育手帳所持者（人）	600	296	49.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	800	392	49.0%
障がい児の保護者（人）	471	211	44.8%
サービス提供事業者（事業所）	70	56	80.0%
一般企業・事業所（社）	800	260	32.5%
合計	3,741	1,791	47.9%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	平成 25 年 11 月 ～ 平成 25 年 12 月

(4)平成28年度実施概要

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体・知的・精神障がいのある人（人）	5,137	2,634	51.3%
障がいのある児童の保護者（人）	363	164	45.2%
市民（人）	1,150	392	34.1%
サービス提供事業者（事業所）	70	52	74.3%
企業・事業所（社）	280	53	18.9%
合計	7,000	3,295	47.1%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	平成 28 年 11 月 ～ 平成 28 年 12 月

4-2 さくていいんかい 策定委員会・けんとうかい 検討会による^{きょうぎ}協議

(1)平成20年度計画策定（第二次草加市障がい者計画・第2期草加市障がい福祉計画）

計画の策定に当たっては、市内の障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画策定委員会」及び庁内の職員で組織される「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(2)平成23年度計画策定（第3期草加市障がい福祉計画）

計画の策定に当たっては、市内の障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される「草加市障がい福祉計画策定委員会」及び庁内の職員で組織される「草加市障がい福祉計画検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(3)平成26年度計画策定（第4期草加市障がい福祉計画）

計画の策定に当たっては、市内の障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される「草加市障がい福祉計画策定委員会」及び庁内の職員で組織される「草加市障がい福祉計画検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(4)平成29年度計画策定（第三次草加市障がい者計画・第5期草加市障がい福祉計画・第1期草加市障がい児福祉計画）

計画の策定に当たっては、市内の障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される「草加市障がい者計画等策定委員会」及び庁内の職員で組織される「草加市障がい者計画等策定検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

4-3 パブリックコメントによる意見の反映

計画原案について、皆さまからご意見をいただくため、ホームページへの掲載及び担当課窓口での閲覧によりパブリックコメントを実施しました。

(1)平成20年度計画策定

実施期間：平成 21 年 3 月 2 日～平成 21 年 3 月 23 日

(2)平成23年度計画策定

実施期間：平成 23 年 12 月 5 日～平成 24 年 1 月 4 日

(3)平成26年度計画策定

実施期間：平成 26 年 12 月 8 日～平成 27 年 1 月 6 日

(4)平成29年度計画策定

実施期間：平成 29 年 12 月 5 日～平成 30 年 1 月 5 日

5 法制度の動向

5-1 障害者基本法について

障がいのある人への総合的な施策を法的に定めるものが障害者基本法です。障害者基本法は、昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が平成5年に大幅に改正されてできたもので、障がいのある人の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がいのある人が医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」として初めて位置付けられました。

その後、平成23年の一部改正では、障がい者の定義として精神障がいに発達障がいを含むこと、また地域社会における共生等として、これまで手話は聴覚障がい者に対するコミュニケーション補助とされていましたが、今後は言語として保障すること等が明記されました。

■関連法の流れ

位置付け	法律名	昭和20 ～39年	昭和40 ～59年	昭和60 ～平成5 年	平成6 ～15年	平成16 ～20年	平成21 ～25年	平成26 ～30年	備考
基本 法	① 心身障害者対策基本法		45年	→					
	② 障害者基本法			5年	→	→	→	→	①の改正
福祉 分野 の 個 別 法	③ 障害者自立支援法					18年	→		⑤⑥⑦のサービス給付部分が移行
	④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）						25年	→	③の改正
	⑤ 身体障害者福祉法	24年	→	→	→	→	→	→	
	⑥ 知的障害者福祉法	35年	→	→	→	→	→	→	
	⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）	25年	→	→	→	→	→	→	
	⑧ 児童福祉法	22年	→	→	→	→	→	→	
	⑨ 社会福祉事業法	26年	→	→	→	→	→	→	
	⑩ 社会福祉法				12年	→	→	→	⑨の改正 支援費制度、契約制度の根拠
	⑪ 発達障害者支援法					17年	→	→	
	⑫ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）						24年	→	
主 な 個 別 法 の そ の 他 の	⑬ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）						25年	→	平成28年4月1日から施行
	⑭ 学校教育法	22年	→	→	→	→	→	→	平成18年より障害者の教育に対する機会均等についての規定を追加
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	35年	→	→	→	→	→	→	
	⑯ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）			6年	→	→	→	→	
条 約	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）					18年	→	→	⑯の改正
	⑱ 障害者権利条約						26年	→	

5-2 しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法について

平成 17 年 11 月、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立しました。

これは、障害者基本法を上位法に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」といいます。)、児童福祉法という 4 つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。

障害者自立支援法は平成 22 年 12 月の一部改正を受けて、平成 23 年 10 月から新たに、重度の視覚障がい者の移動を支援する同行援護の個別給付化や共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）を利用する際の助成が始まりました。

また、平成 24 年 4 月からは新たに、障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてより細かく支援するためサービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大を図るほか、相談支援体制を強化するため地域移行支援、地域定着支援といったサービスの個別給付化が始まることとなりました。

この障害者自立支援法が平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改正、施行されたことにより、3 障がいのほかに障がい者の範囲に難病等の疾患がある人が加わり、サービスに関しては重度訪問介護の利用対象の拡大や、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の一元化等、制度の谷間のない支援とサービス基盤の整備の実現に向けた施策が展開されることになりました。

直近の動向として、平成 28 年 6 月には児童福祉法とともに一部が改正され、平成 30 年 4 月から重度訪問介護の訪問先が拡大されることに加え、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用後に、居宅にてひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を送るための支援を行うサービス（自立生活援助）と、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス（就労定着支援）が新設されます。

このように障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目指すための施策が展開されます。

5-3 ^{た ほうれいとう}その他の法令等について

その他の法令の近年の動向は、次のとおりです。

(1)障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を定めるもので、我が国は平成26年1月に批准し、同年2月に効力が発生しています。

(2)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(以下「障害者差別解消法」といいます。)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供等を趣旨とし、障がいを理由とする差別を解消するための基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めたもので、平成25年に成立し、平成28年4月に施行されました。

(3)障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。)

平成25年に一部改正され、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置が定められるとともに、障がい者の雇用に関する状況を鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられることとなり、平成28年4月に施行されました。

(4)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(以下「障害者虐待防止法」といいます。)

何人も障がいのある人に対して虐待をしてはならないことを定めたもので、平成23年に成立し、平成24年10月に施行されました。

(5)社会福祉法

平成29年に一部改正され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、市町村及び都道府県が、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画を策定するよう努めること等が定められ、平成30年4月に施行されます。

(6)子ども・子育て支援法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策とあいまって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを療育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に成立し、平成27年4月に本格施行されました。

6 障がい者^{しょう}施策^{しやせさく}と介護^{かいご}保険^{ほけん}制度^{せいど}の関係^{かんけい}

障がい者施策と介護保険制度は、共通するサービスが多くあります。共通するサービスについては、65 歳以上の高齢の障がいのある人や、特定疾病（脳血管疾患等）に起因する 40～64 歳の障がいのある人に対しては、介護保険制度が優先され、介護保険の被保険者とならない人、障害福祉サービス固有のもの、障がいのある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由によって、障がい者施策で実施されます。

障がいのある人の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、介護保険制度と併せ障がい者施策を推進していきます。

7 子ども・子育て^{こそだ}支援^{しえん}法^{ほう}と障がい児^{しょうじ}施策^{しせさく}との関係^{かんけい}

障がい児に対する支援については、全ての子どもを対象とする一般施策と障がい児を対象とする専門的な支援施策が相互に連携を図り行っていくものとされています。

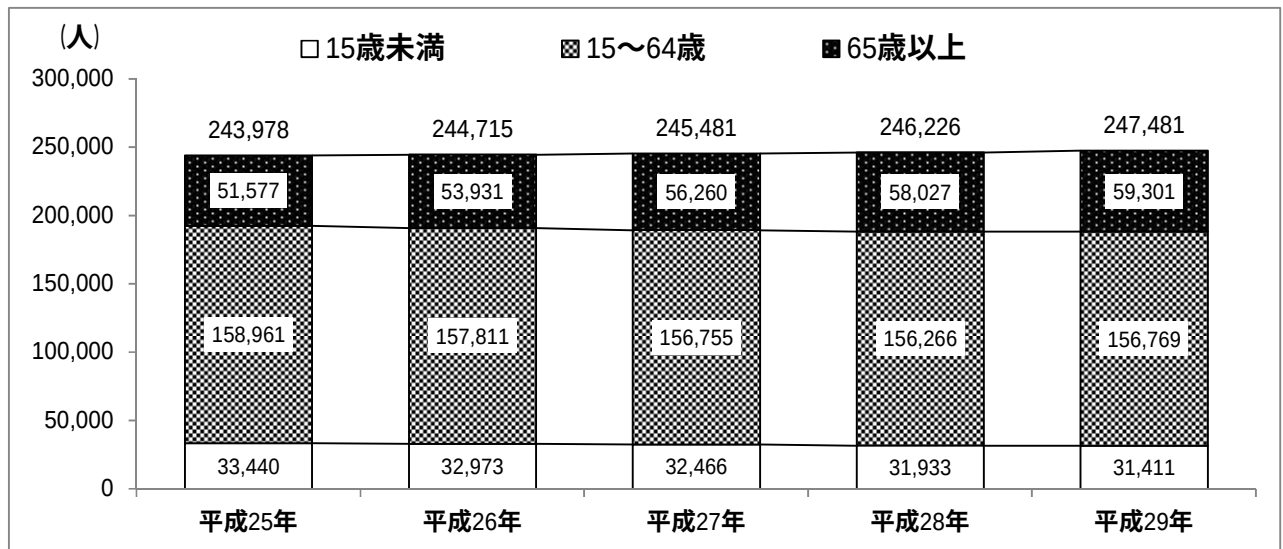
障がい児の受け入れを行っている保育所等を訪問することにより、保育所等における集団生活の適応のための保育所等訪問支援を提供するなど、育ちの場における支援体制づくりを推進していきます。

第2章 市の障がいのある人（児）を取り巻く現状

1 市総人口の推移及び将来推計

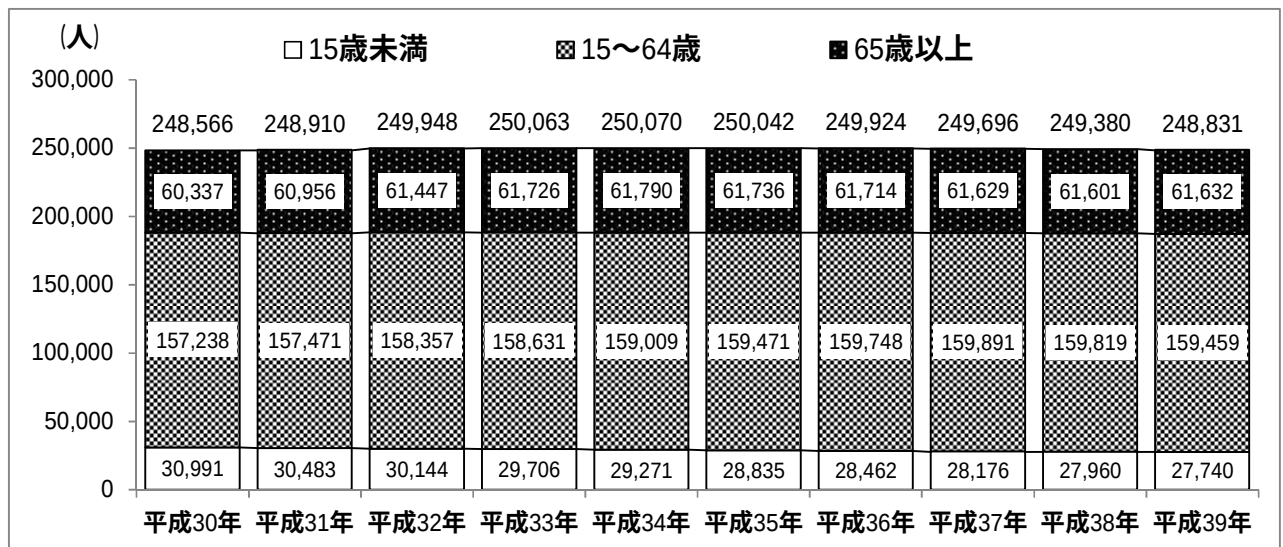
平成25年から平成29年までの住民基本台帳人口を基にして、コーホート要因法※により算出した人口推計を見ると、平成29年に247,481人である人口が平成34年の250,070人をピークに減少に転じ、平成39年には248,831人になると予測されます。

■人口の推移



（出典：各年4月1日時点における住民基本台帳人口）

■人口の推計



（出典：平成29年4月1日時点の住民基本台帳人口を基にした市独自推計）

※コーホート要因法：各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

※コーホート：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団

2

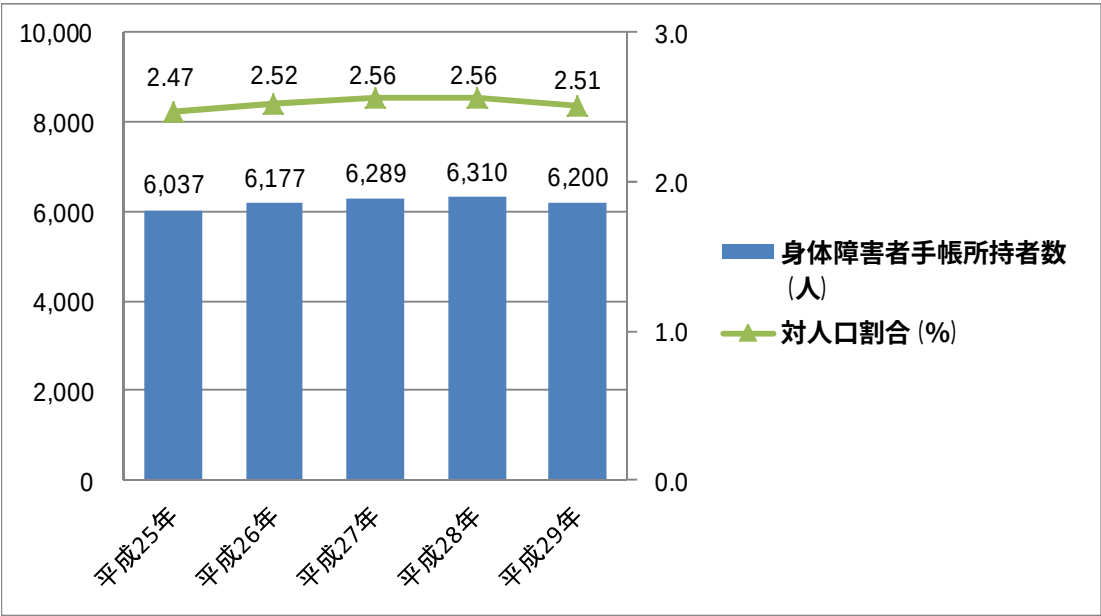
しょう
障がいのある人（児）の概況

2-1

しんたいしょう
身体障がいのある人（児）

本市の身体障がい者（児）数（身体障害者手帳所持者数）は増加傾向にあり、平成 28 年には総人口の 2.56%に当たる 6,310 人となっていました、平成 29 年は微減し 6,200 人となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び対人口割合の推移



※対人口割合：住民基本台帳人口により算出

■年齢別・障がいの種類別身体障害者手帳所持者数 (人)

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計	対人口割合
18歳未満	1	13	0	97	25	136	0.06%
18歳以上	389	376	67	3,171	2,061	6,064	2.45%
合計	390	389	67	3,268	2,086	6,200	2.51%

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

資料：障がい福祉課

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成25年	408	378	69	3,316	1,866	6,037
	6.8%	6.3%	1.1%	54.9%	30.9%	100.0%
平成26年	411	376	69	3,392	1,929	6,177
	6.7%	6.1%	1.1%	54.9%	31.2%	100.0%
平成27年	417	383	69	3,405	2,015	6,289
	6.6%	6.1%	1.1%	54.2%	32.0%	100.0%
平成28年	407	391	69	3,340	2,103	6,310
	6.5%	6.2%	1.1%	52.9%	33.3%	100.0%
平成29年	390	389	67	3,268	2,086	6,200
	6.3%	6.3%	1.1%	52.7%	33.6%	100.0%

(各年4月1日現在)

資料：障がい福祉課

■障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成25年	2,088	966	1,064	1,314	334	271	6,037
	34.6%	16.0%	17.6%	21.8%	5.5%	4.5%	100.0%
平成26年	2,130	961	1,097	1,404	326	259	6,177
	34.5%	15.5%	17.8%	22.7%	5.3%	4.2%	100.0%
平成27年	2,178	975	1,116	1,404	347	269	6,289
	34.6%	15.5%	17.8%	22.3%	5.5%	4.3%	100.0%
平成28年	2,210	947	1,087	1,436	356	274	6,310
	35.0%	15.0%	17.2%	22.8%	5.6%	4.4%	100.0%
平成29年	2,198	916	1,050	1,405	346	285	6,200
	35.4%	14.8%	16.9%	22.7%	5.6%	4.6%	100.0%

(各年4月1日現在)

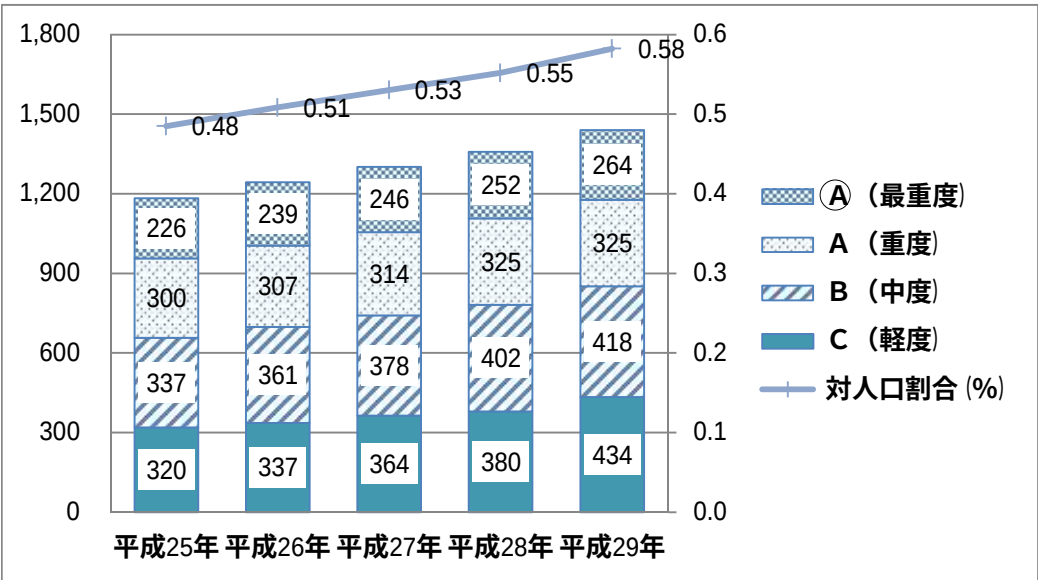
資料：障がい福祉課

2-2 知的障がいのある人（児）

本市の知的障がい者（児）数（療育手帳所持者数）は年々増加傾向にあり、平成29年4月1日時点では ㉠（最重度）が264人、A（重度）が325人、B（中度）が418人、C（軽度）が434人、合計で1,441人となっています。

本市の人口に占める割合も増加傾向にあり、平成29年4月1日時点では総人口の0.58%となっています。

療育手帳所持者数及び対人口割合の推移



（各年4月1日現在）

資料：障がい福祉課

年齢別・障がい程度別療育手帳所持者数及び対人口割合（人）

区分	㉠（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計	対人口割合
18歳未満	68	82	109	203	462	0.19%
18歳以上	196	243	309	231	979	0.39%
合計	264	325	418	434	1,441	0.58%

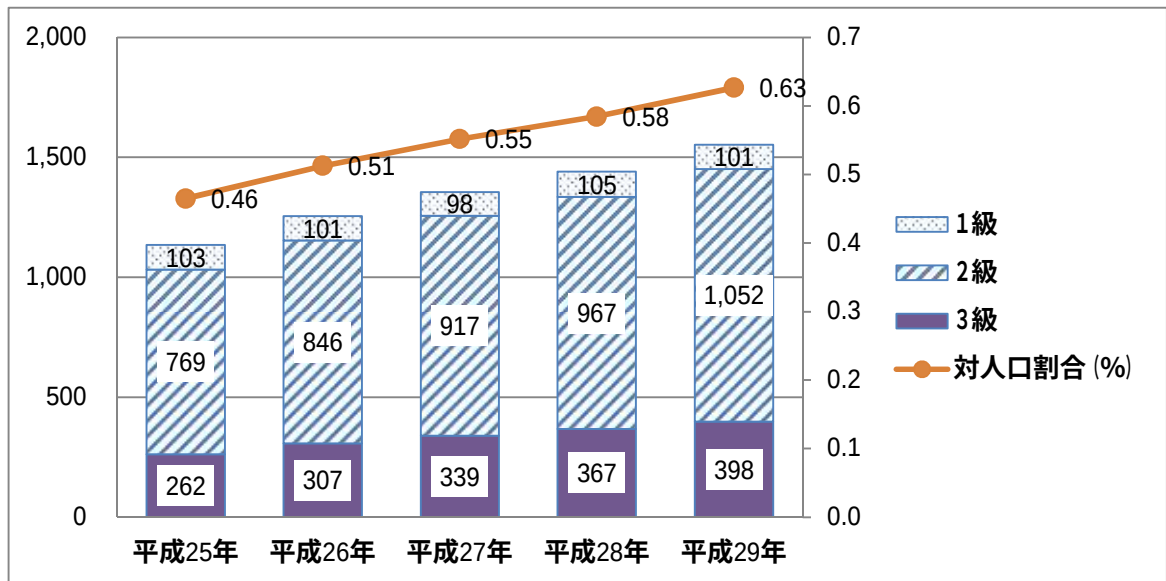
（平成29年4月1日現在）

資料：障がい福祉課

2-3 精神障がいのある人（児）

本市の精神障がい者（児）数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は増加傾向にあり、平成29年には総人口の0.63%に当たる1,551人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び対人口割合の推移



(各年4月1日現在)

資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び対人口割合（人）

区分	1級	2級	3級	合計	対人口割合
18歳未満	5	15	3	23	0.01%
18歳以上	96	1,037	395	1,528	0.62%
合計	101	1,052	398	1,551	0.63%

(平成29年4月1日現在)

資料：障がい福祉課

2-4 なんびょう 難病、はったつしょう 発達障がい、こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がいひと の人（こ 児）

(1) 難病の人の状況

難病は、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」といいます。）にて「発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。

また、診断基準が確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療法の開発等に困難をきたすおそれのある56疾患については、国において、法律に基づかない特定疾患治療研究事業として治療にかかった費用の一部が助成される、医療費自己負担軽減対策をしていましたが、現在は難病法に基づく医療費助成制度として実施されており、平成30年3月31日現在、医療費助成の対象となる「指定難病」の種類は330疾病となっています。

(2) 発達障がいの人の状況

発達障がいは、発達障害者支援法にて「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がい者について、精神障害者保健福祉手帳所持者に対し本人の症状に応じた支援を実施しています。

(3) 高次脳機能障がいの人の状況

高次脳機能障がいは、脳血管疾患や脳腫瘍、交通事故等により脳に損傷を受けたために、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、日常生活や社会生活を送ることに困難を有する状態をいいます。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得されている方が多く、手帳所持者に対し本人の症状に応じた支援を実施しています。

3 障がいのある人（児）の人数の将来推計

平成39年までの障がいのある人（児）の人数（障がい者手帳所持者数）は、各障がい者手帳所持者数の対人口割合の推移及び今後の市総人口の推計に基づき、次のとおりと推計されます。

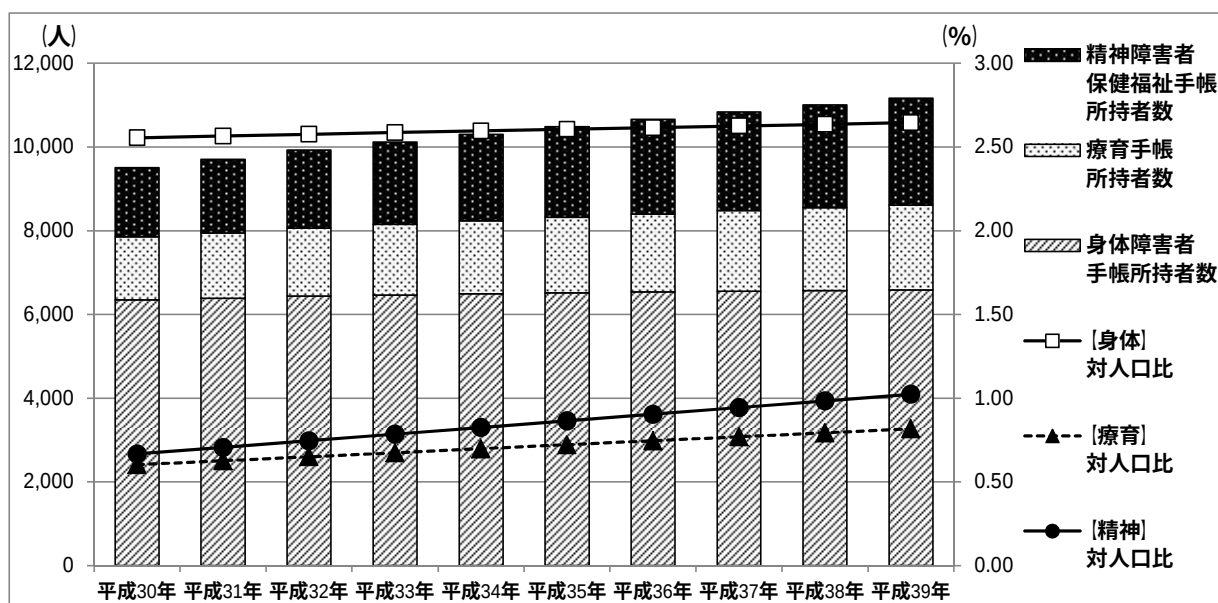
■障がい者手帳所持者数の今後の見通し

（人）

		総人口	身体障がい者（児）		知的障がい者（児）		精神障がい者（児）	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推 計 値	平成30年	248,566	6,353	2.56%	1,499	0.60%	1,657	0.67%
	平成31年	248,910	6,387	2.57%	1,560	0.63%	1,758	0.71%
	平成32年	249,948	6,438	2.58%	1,626	0.65%	1,864	0.75%
	平成33年	250,063	6,466	2.59%	1,687	0.67%	1,964	0.79%
	平成34年	250,070	6,492	2.60%	1,746	0.70%	2,064	0.83%
	平成35年	250,042	6,515	2.61%	1,806	0.72%	2,163	0.86%
	平成36年	249,924	6,538	2.62%	1,864	0.75%	2,261	0.90%
	平成37年	249,696	6,557	2.63%	1,923	0.77%	2,358	0.94%
	平成38年	249,380	6,573	2.64%	1,980	0.79%	2,453	0.98%
	平成39年	248,831	6,584	2.65%	2,034	0.82%	2,547	1.02%

（各年4月1日時点）

■障がい者手帳所持者数の今後の見通し



■【18歳未満の人】障がい者手帳所持者数の今後の見通し

(人)

		総人口	身体障がい者(児)		知的障がい者(児)		精神障がい者(児)	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推 計 値	平成30年	248,566	138	0.06%	480	0.19%	21	0.009%
	平成31年	248,910	138	0.06%	499	0.20%	22	0.009%
	平成32年	249,948	138	0.06%	520	0.21%	23	0.009%
	平成33年	250,063	137	0.05%	539	0.22%	24	0.010%
	平成34年	250,070	137	0.05%	558	0.22%	25	0.010%
	平成35年	250,042	136	0.05%	577	0.23%	26	0.010%
	平成36年	249,924	136	0.05%	595	0.24%	27	0.011%
	平成37年	249,696	135	0.05%	614	0.25%	28	0.011%
	平成38年	249,380	134	0.05%	632	0.25%	29	0.012%
	平成39年	248,831	134	0.05%	649	0.26%	30	0.012%

(各年4月1日時点)

■【18歳以上の人】障がい者手帳所持者数の今後の見通し

(人)

		総人口	身体障がい者(児)		知的障がい者(児)		精神障がい者(児)	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推 計 値	平成30年	248,566	6,215	2.50%	1,019	0.41%	1,636	0.66%
	平成31年	248,910	6,249	2.51%	1,061	0.43%	1,736	0.70%
	平成32年	249,948	6,300	2.52%	1,106	0.44%	1,841	0.74%
	平成33年	250,063	6,329	2.53%	1,148	0.46%	1,940	0.78%
	平成34年	250,070	6,355	2.54%	1,188	0.48%	2,039	0.82%
	平成35年	250,042	6,379	2.55%	1,229	0.49%	2,137	0.85%
	平成36年	249,924	6,402	2.56%	1,269	0.51%	2,234	0.89%
	平成37年	249,696	6,422	2.57%	1,309	0.52%	2,330	0.93%
	平成38年	249,380	6,439	2.58%	1,348	0.54%	2,424	0.97%
	平成39年	248,831	6,450	2.59%	1,385	0.56%	2,517	1.01%

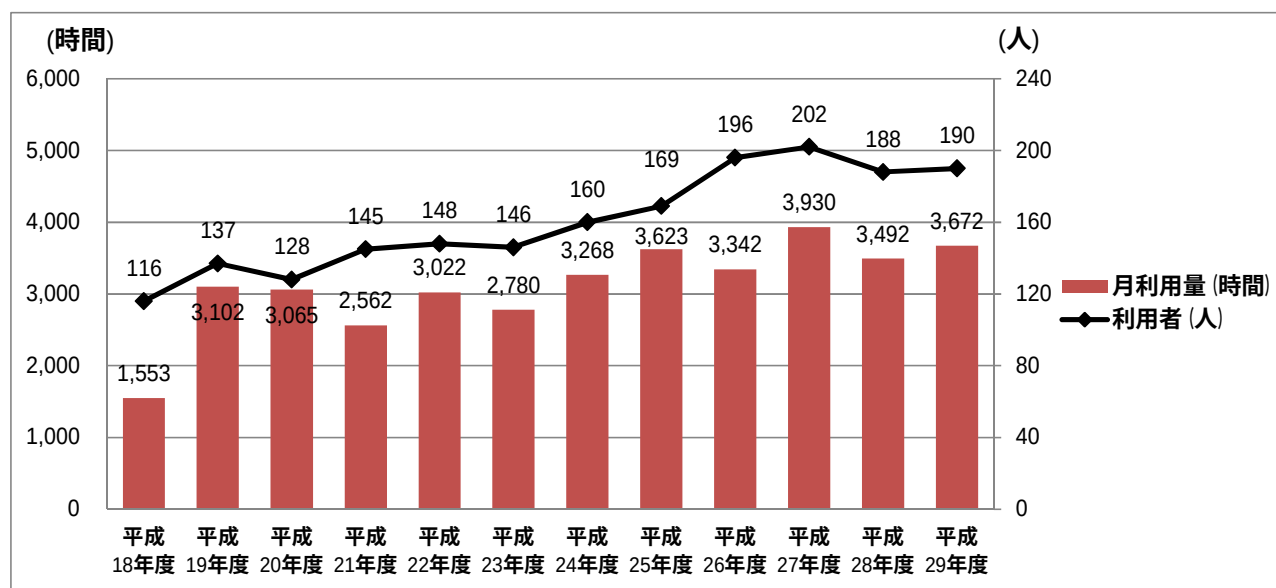
(各年4月1日時点)

4 障害福祉サービスの利用状況

4-1 主な障害福祉サービスの利用状況

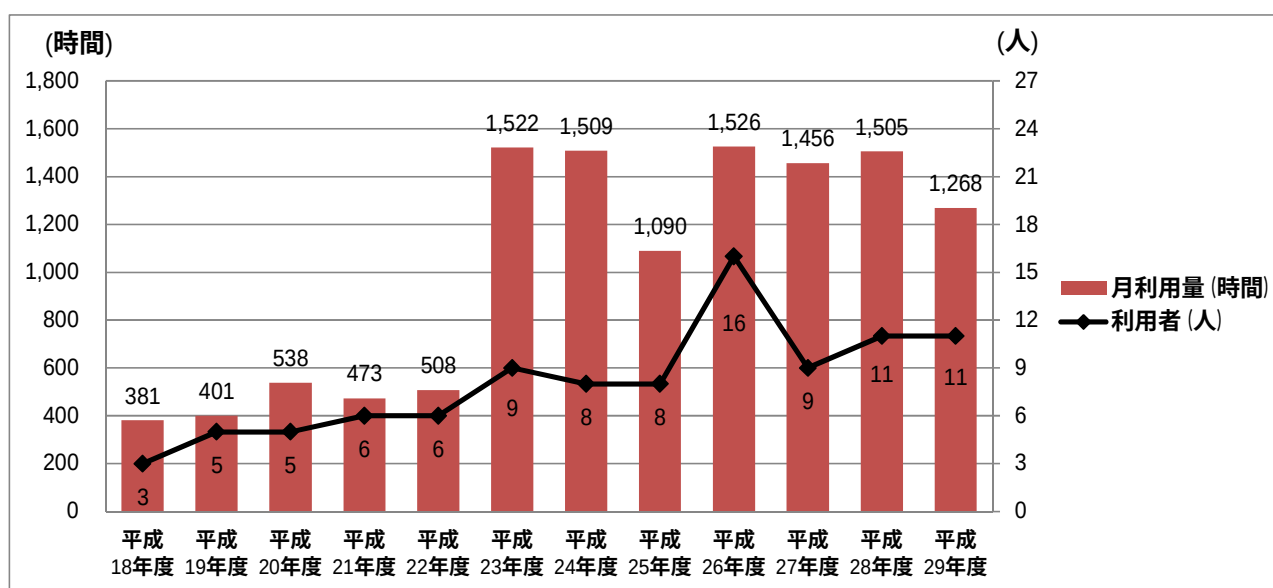
平成18年度から平成29年度（平成29年度は6月分まで集計し年度値を推計）までの主な障害福祉サービスの利用状況の推移は次のとおりとなっています。

■居宅介護（サービスの内容は、P.116 参照）



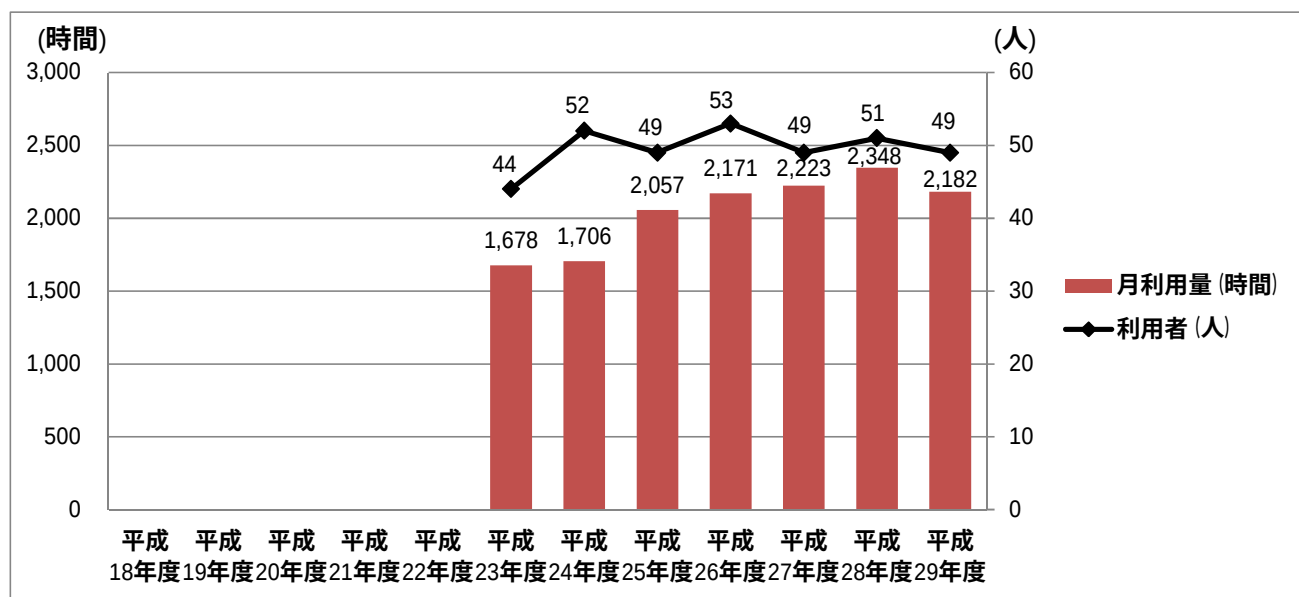
月利用時間、利用者ともに増加傾向で推移しています。

■重度訪問介護（サービスの内容は、P.117 参照）



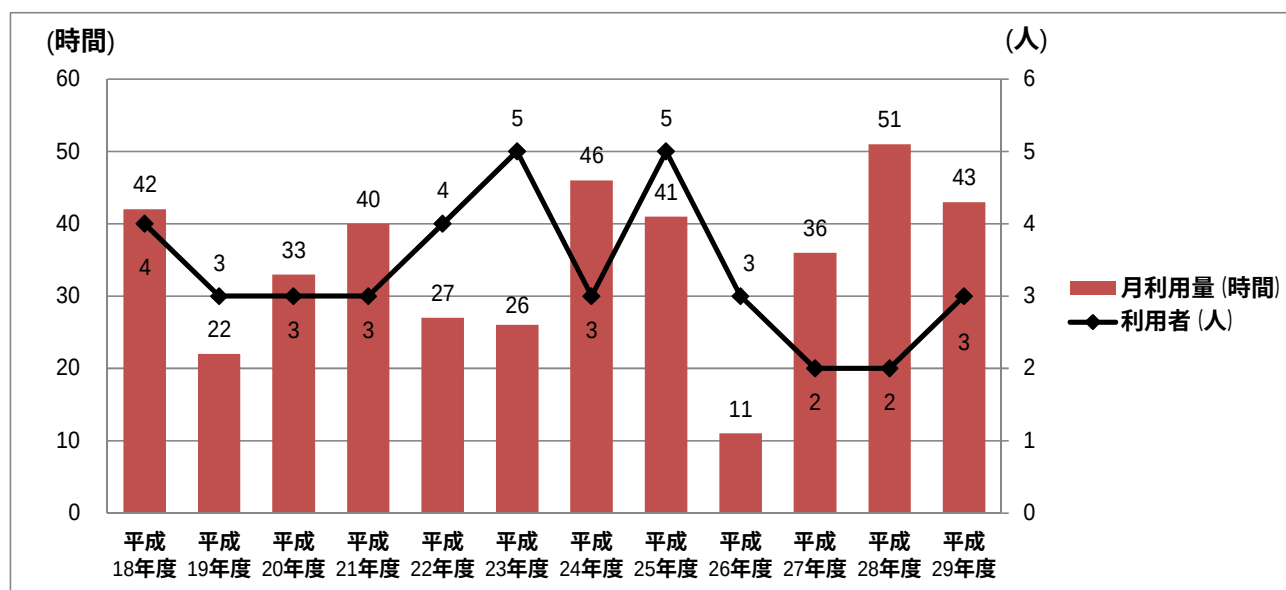
利用者は少ないものの、月利用時間、利用者ともに増加傾向で推移しています。

■同行援護（サービスの内容は、P. 118 参照）



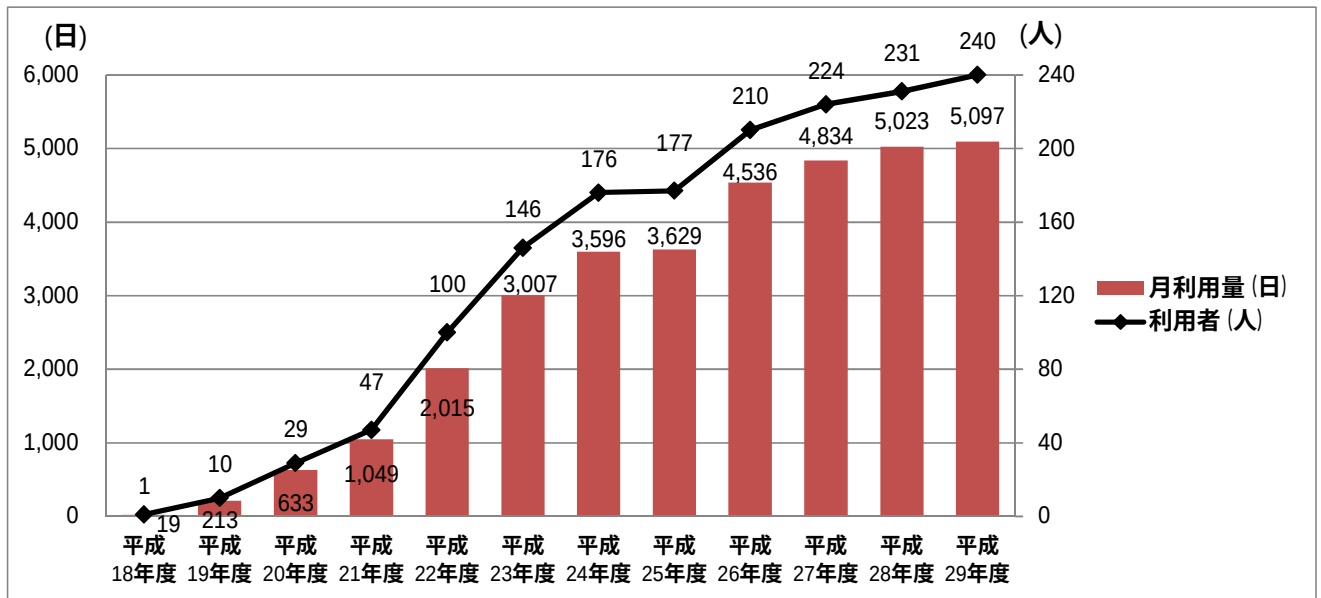
平成23年10月から開始したサービスです。サービス開始以降、利用者、月利用量ともに多少の増減はありますが、全体的に増加傾向で推移しています。

■行動援護（サービスの内容は、P.119 参照）



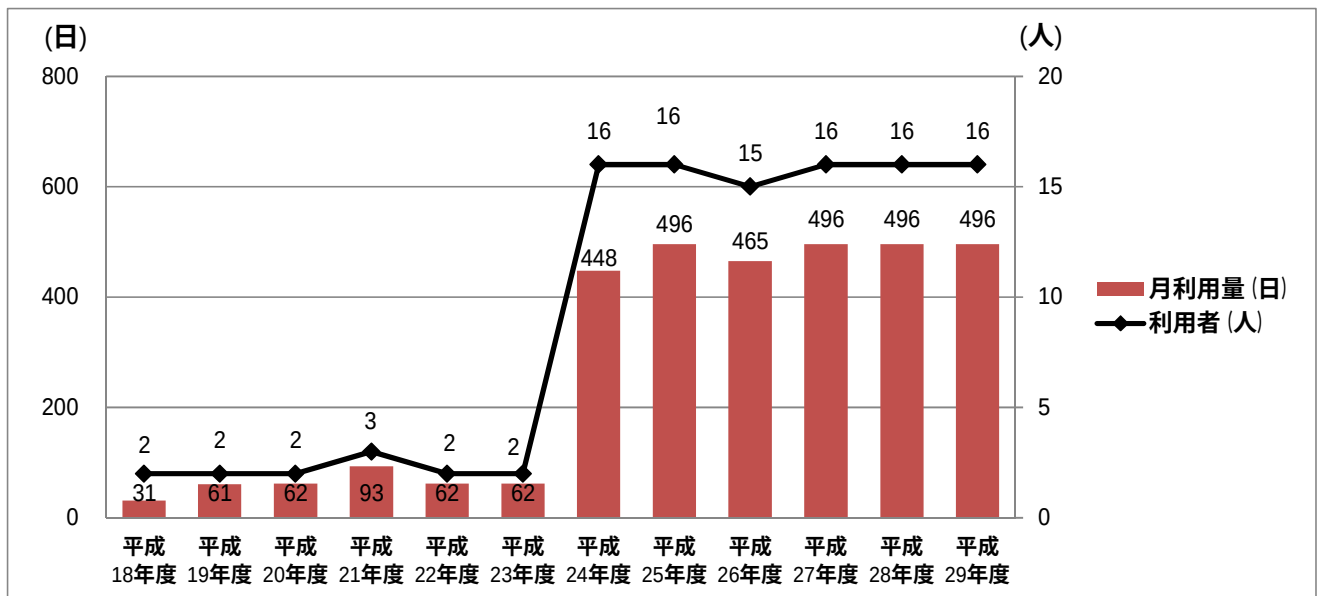
月利用量にばらつきはあるものの、利用者は4人前後の横ばい傾向で推移しています。

■生活介護（サービスの内容は、P.122 参照）



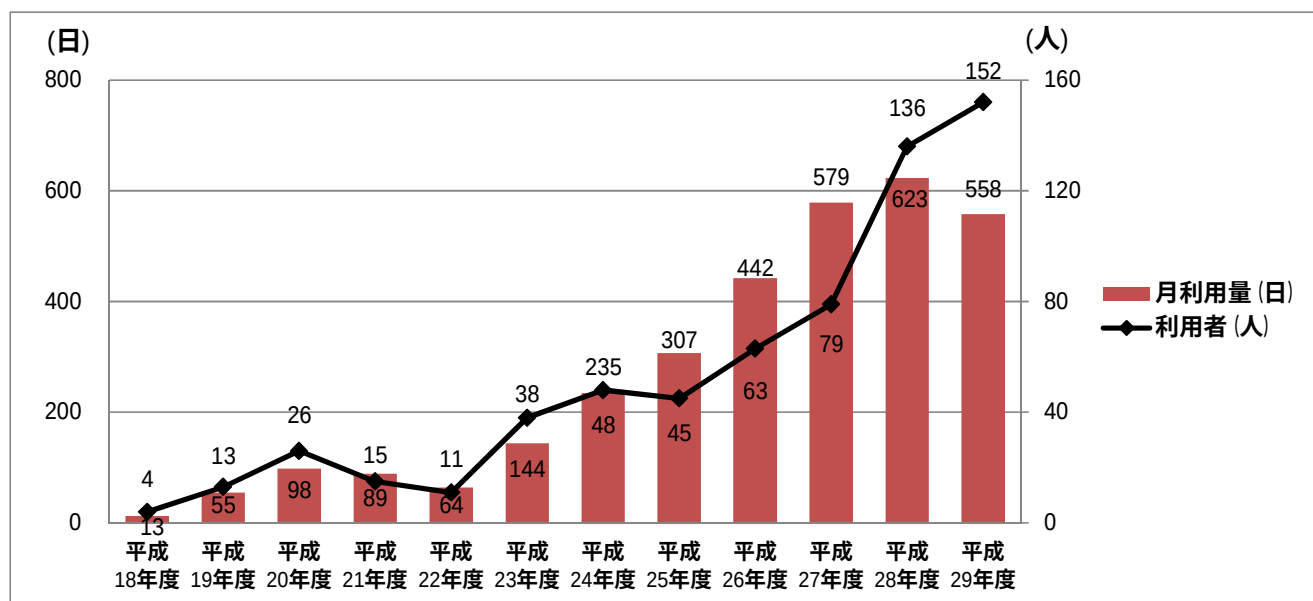
市内に新たな生活介護事業所が開所したこと等を要因に、平成22年度から月利用量、利用者ともに大幅に増加傾向で推移しています。

■療養介護（サービスの内容は、P.123 参照）



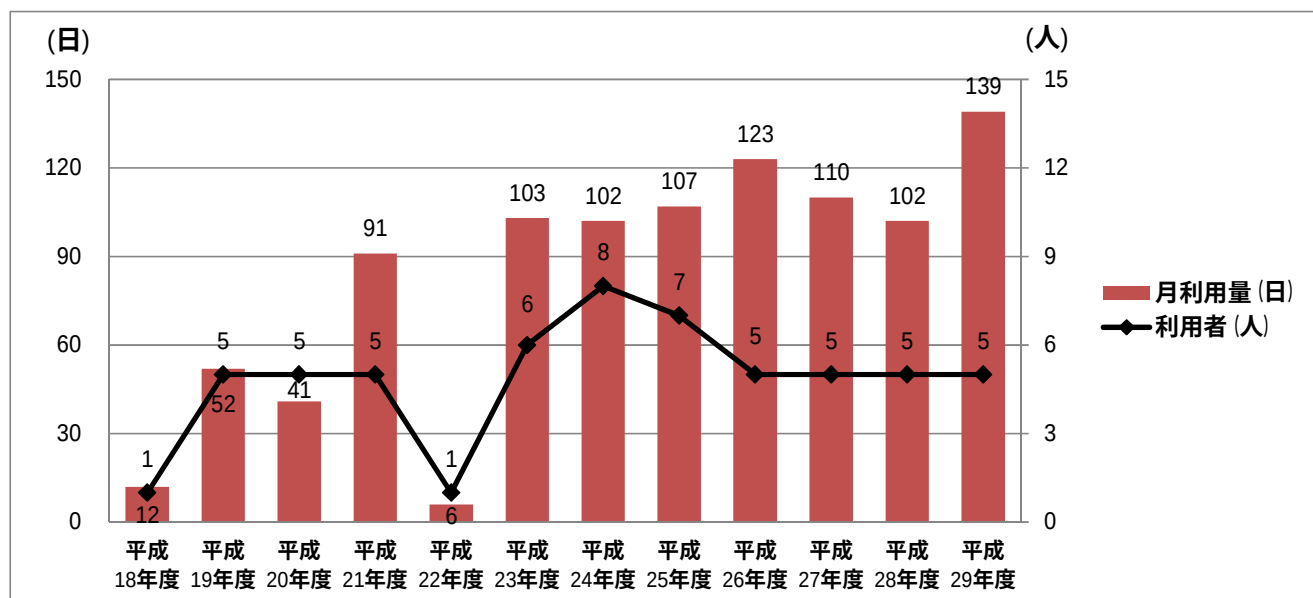
平成24年4月に、埼玉県が費用負担している児童福祉法に基づく重症心身障害児施設が療養介護事業所に移行したことにより、対象となる利用者が増加しました。現在は、利用者、月利用量ともに横ばい傾向で推移しています。

■短期入所（サービスの内容は、P.124 参照）



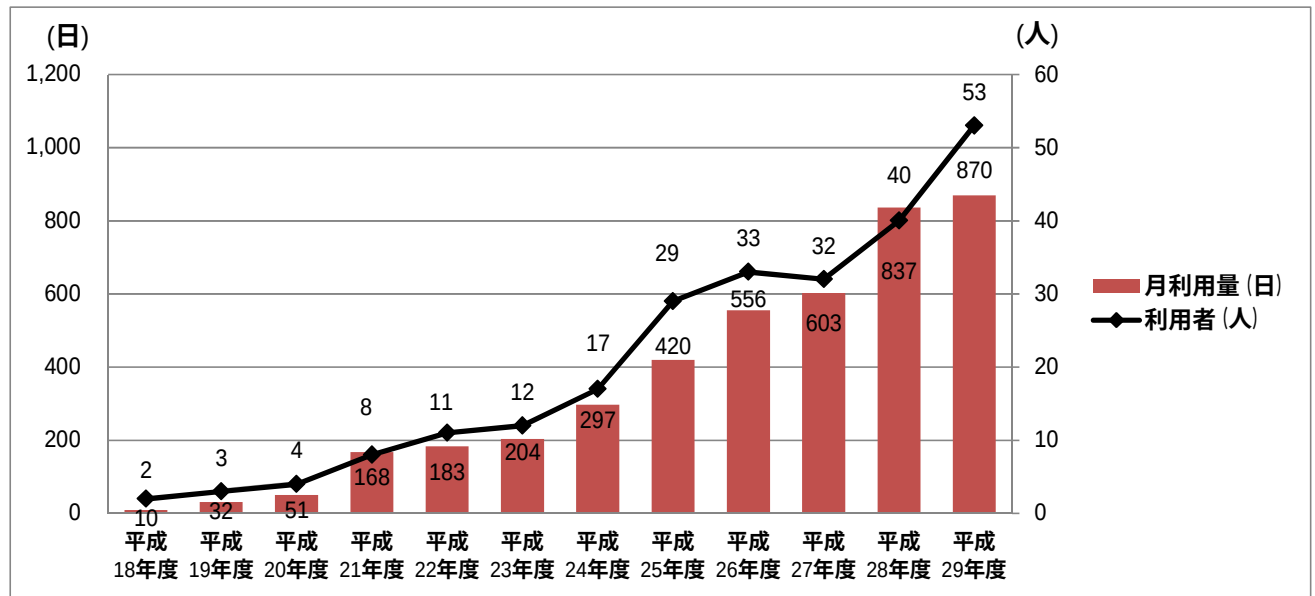
市内に新たな短期入所事業所が開所したこと等を要因に、利用者が増加しています。

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）（サービスの内容は、P.125 参照）



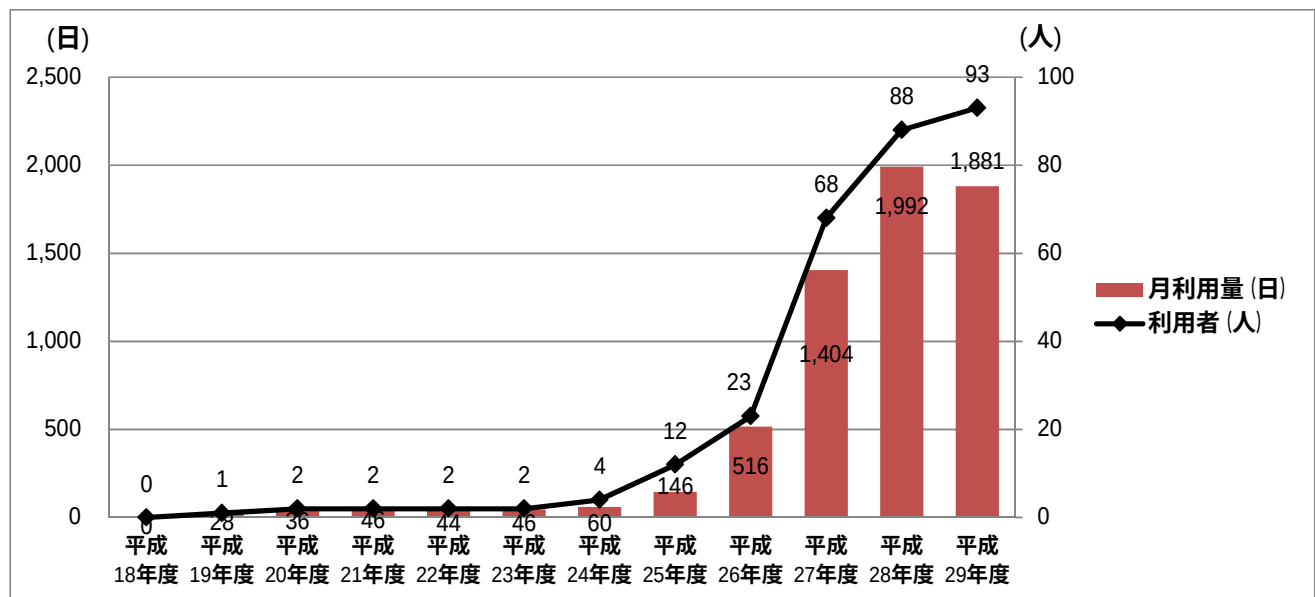
平成22年度の月利用量は利用者が少なかったことから減少幅が大きくなっていますが、その後は月利用量、利用者ともに増加しています。現在は月利用量にばらつきはあるものの、利用者数は5人の横ばいとなっています。

■就労移行支援（サービスの内容は、P.127 参照）



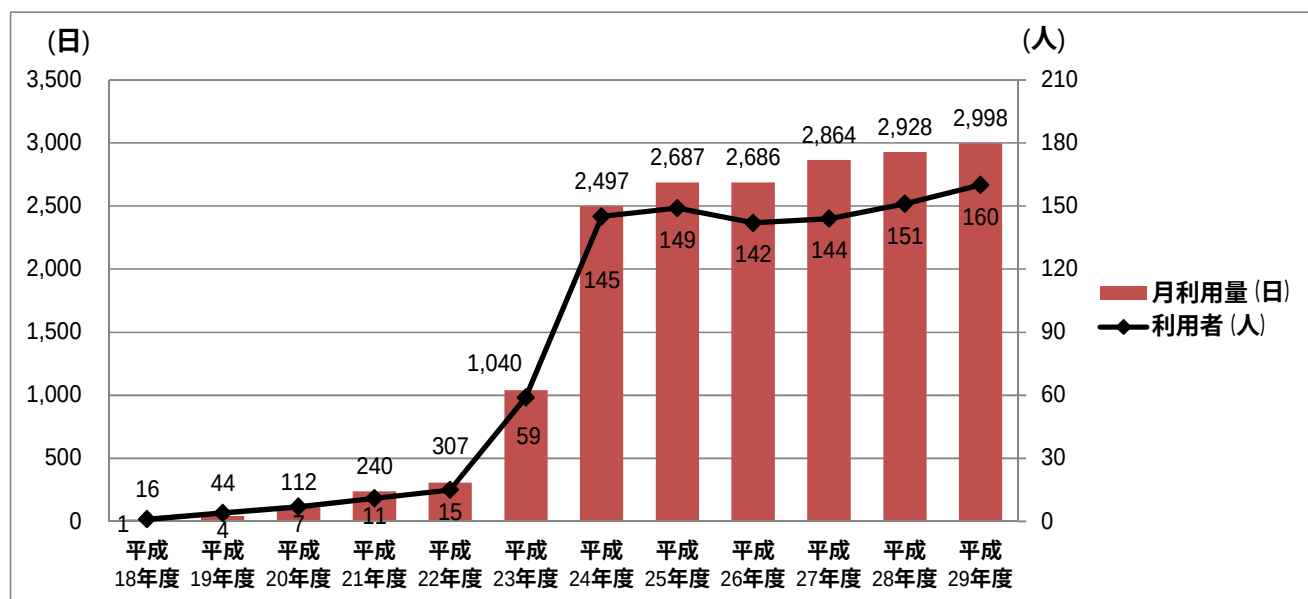
月利用量、利用者ともに増加傾向で推移しています。

■就労継続支援（A型）（サービスの内容は、P.128 参照）



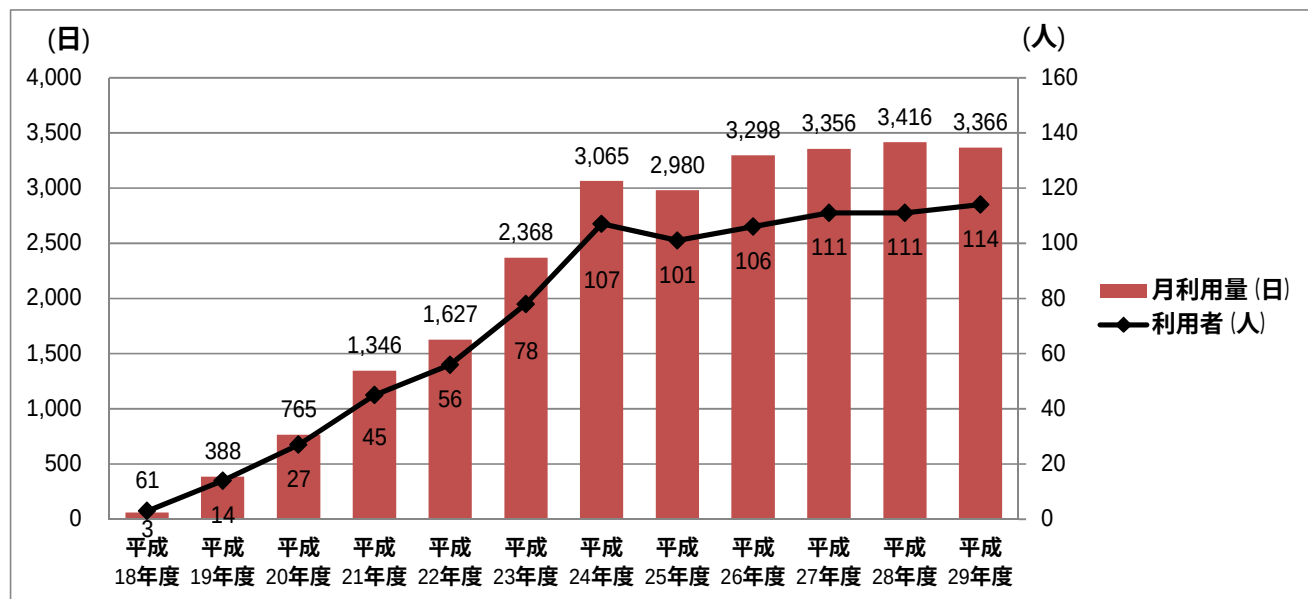
新規事業所の開設等により平成25年度以降は月利用量、利用者ともに大幅に増加傾向で推移しています。

■就労継続支援（B型）（サービスの内容は、P.129 参照）



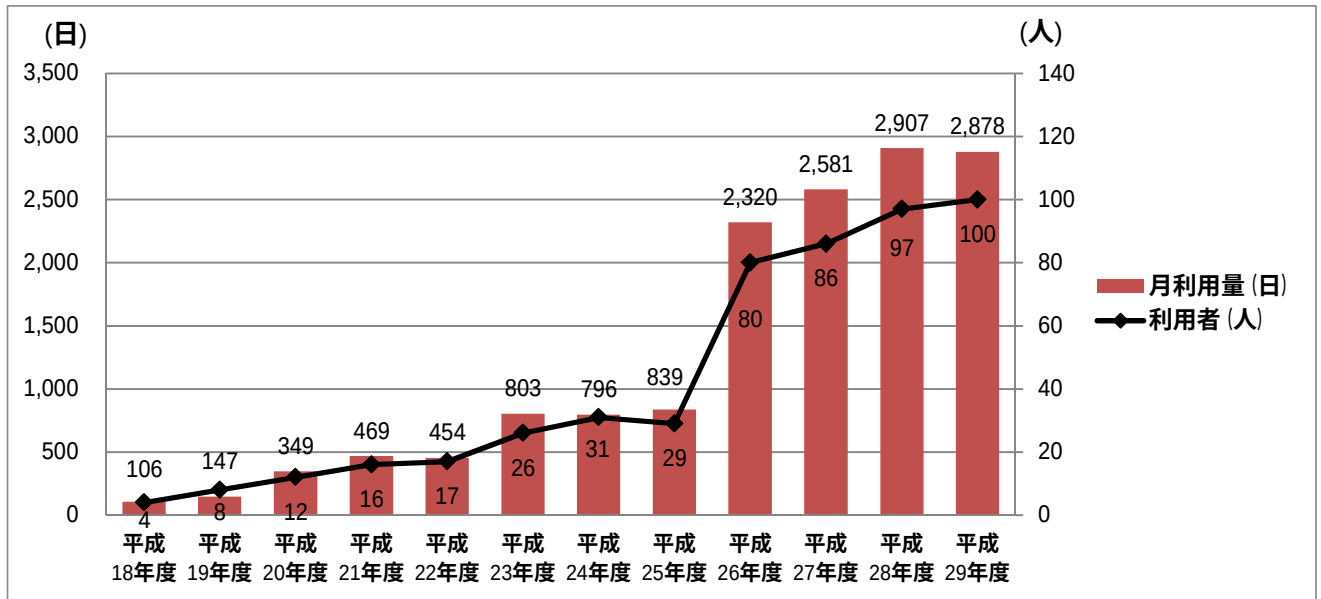
新規事業所の開設等により平成24年度以降は月利用量、利用者ともに大幅に増加傾向で推移しています。

■施設入所支援（サービスの内容は、P.132 参照）



月利用量、利用者ともに増加傾向で推移しています。

■共同生活援助（グループホーム）（サービスの内容は、P.133 参照）



平成26年度にケアホームと一元化されたことにより、大幅に増加しました。

第 2 編 第三次草加市障がい者計画

だい 2 へん だいさん じ そう か し しょう しゃけいかく 第2編 第三次草加市障がい者計画

だい しょう けいかく きほんてきほうこう 第1章 計画の基本的方向

1 きほんりねん きほんもくひょう きほんほうしん 1 基本理念・基本目標・基本方針

1-1 そう か し ほうこうせい 1-1 草加市のまちづくりの方向性

本市の最上位計画である「第四次草加市総合振興計画基本構想」では、本市が目指す都市像を『快適都市～地域の豊かさの創出～』としています。

「快適都市」とは、「いつまでもこのまちで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」を実現するために、障がい者福祉分野においては、『障がい者が安心して生活ができるようにする』ことを目指し、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進等の諸施策を行う中で、障がい者福祉の推進を図ることとしています。

1-2 ほんけいかく きほんりねん きほんもくひょう きほんほうしん 1-2 本計画の基本理念・基本目標・基本方針

本計画では、「第四次草加市総合振興計画基本構想」におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本目標・基本理念を踏まえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上で、の前提とする基本理念（考え方）を『※ノーマライゼーション』とし、基本目標を『ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる』としました。それを踏まえ、障がいのある人もない人も、全ての市民が地域で安心して生活できるまちを目指し、行政、市民及び関係機関等が一体となって各施策を推進します。

それを実現していくために『年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す』こと、『市民が安心して生活できるまちを目指す』ことの2点を基本方針とします。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるとする考え方

なお、切れ目のない支援に当たっては、子ども・子育て分野の「草加市子ども・子育て支援事業計画」及び「草加市次世代育成支援行動計画」、高年者福祉分野の「草加市高年者プラン」等、これらの関連計画と調和した分野ごとの政策目標を掲げます。

基本理念：ノーマライゼーション

基本目標：ともに力を合わせて 自分たちのまちをつくる

基本方針：(1) 年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す
(2) 市民が安心して生活できるまちを目指す

2 施策の体系

- (1) 基本方針に沿って、次頁のとおり政策目標を整理、再構築します。
- (2) 年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指すため、次の政策目標を重点項目に設定します。
 - ・子どもの力を伸ばす【療育・教育】
 - ・生活の質を維持する・向上させる【生活支援】
 - ・いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】
- (3) その他の政策目標については、前計画である第二次草加市障がい者計画の進捗状況を踏まえつつ、引き続き推進することとします。

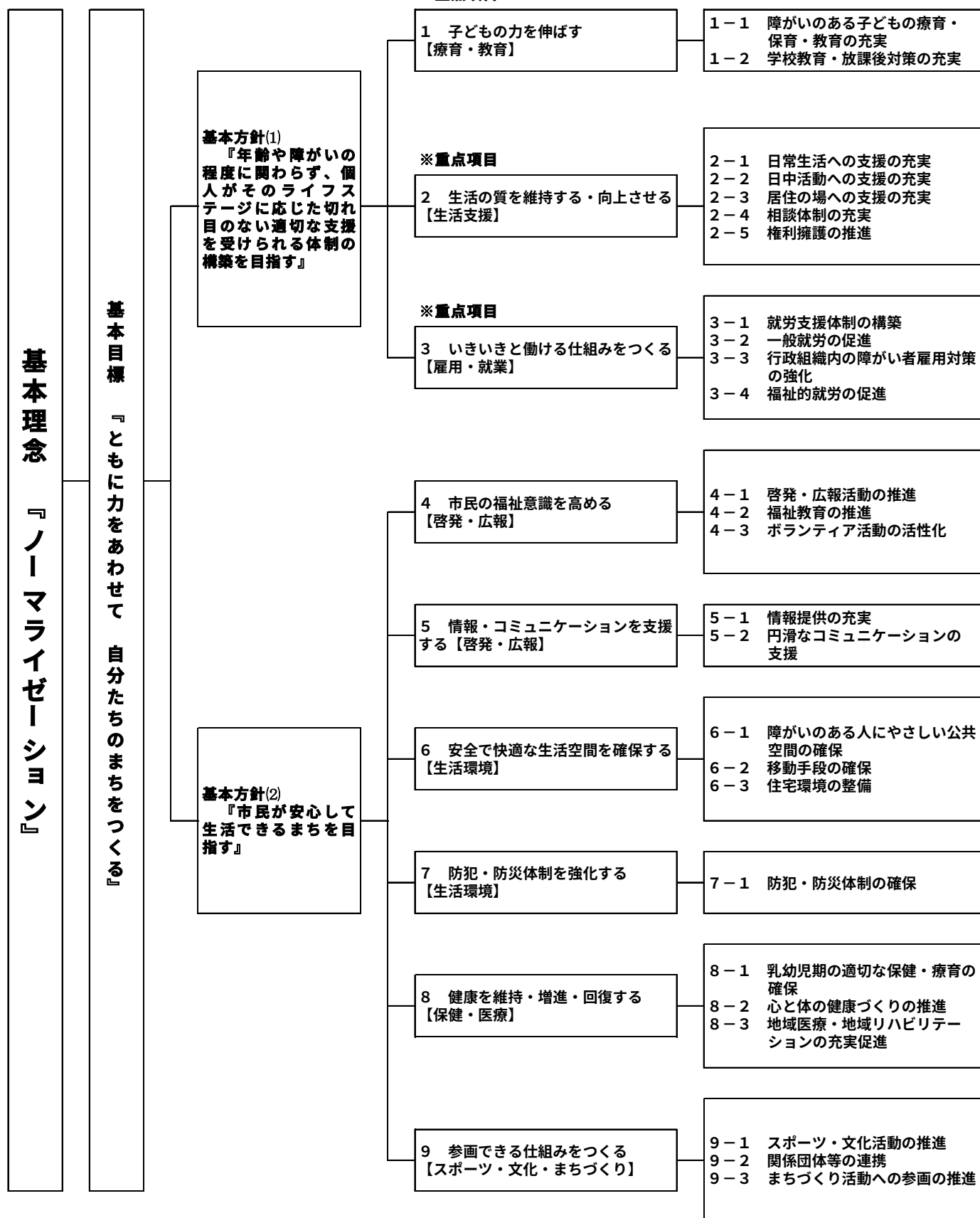
※イメージ図

障がい児（者）のライフステージ



政策目標						
生活の質を維持する・向上させる 【生活支援】	障がい児支援の適切な実施及び充実等			障害福祉サービスの適切な実施及び充実等		
	18歳到達時のスムーズな引き継ぎを実施します。					
子どもの力を伸ばす 【療育・教育】	特別支援教育及び福祉教育の充実等					
いきいきと働ける仕組みを作る 【雇用・就業】				障がい者の就労に向けた適切な支援等		

高等学校及び特別支援学校卒業後の進路について、就労を希望する者のニーズを把握し、就労に向けた適切な支援を行います。



第2章 分野別施策の展開

1 子どもの力を伸ばす[療育・教育]

現状と課題

障がい児等の子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行っています。

発達に心配や障がいのある子どもの療育については、平成22年度に草加市子育て支援センターを開設して、子育てに関する総合的な相談の中で、子どもの発達に関する支援が必要な場合、障害児通所支援等につないで、子どもの発達支援を実施しています。

障がいがあり、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的なニーズ（意向・要望）に応じた教育の充実に努めています。

学校教育では、平成27年度までに、全小中学校に特別支援学級を設置するという目標設定を行い、現時点でその目標を達成しています。また、通級指導教室においても、一部の小中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し、障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応してきました。

発達に心配や障がいのある子どもは、乳児期、幼児期、就学期等の各成長段階において、成長に応じた訓練や助言・指導等の支援のニーズがある状況が継続することから、障がいの程度や年齢に関わらず、一貫かつ継続した発達支援を受けられる体制が必要です。

併せて、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化して、在宅支援の充実、特別支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組が必要になっています。

きめ細やかな特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、校内支援体制の整備を図り、特別支援教育をより一層推進していく必要があります。

また、一人一人のニーズに応じた適切かつ必要な支援及び指導が行われるよう、特別支援学級等の担当教員の育成及び全教員の特別支援教育に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

さらに、特別支援学校の専門性を生かし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校や埼玉県立越谷特別支援学校とさらなる連携を図る必要があります。

1-1 しょうがいのある子どもの療育・保育・教育の充実

施策展開の方向

障がい児の社会的自立を促進するため、保健、医療、福祉、教育等を適切に組み合わせ、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化を通して地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

具体的な施策

(1)障がい児等の発達支援の推進※【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

1歳7か月児健康診査、3歳3か月児健康診査や事後相談等を通じて、発達に心配や障がいのある子どもを対象に、医師による診療や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等により、発達支援が必要な子どもの早期発見とこれに伴う療育を行います。

療育サービスの提供に当たっては、子どもの成長段階に応じた適切な支援を受けることができるように、草加市子育て支援センター、保育園、幼稚園、認定こども園、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等、地域の関係機関の連携を強化します。

※【】内は、本市が策定している計画のうち、関連する計画名を記載しています。以下同じ。

○関連施策：P.93 8-1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保 (2)乳幼児健康診査の充実

(2)障がい児保育・教育の充実【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

障がいや発達に心配のある子どもと障がい等のない子どもがともに学び、育ち合うことにより、人と関わる楽しさや思いやりを育みます。

公立保育園では、障がいや発達に心配のある子どもの受け入れを行っています。

障がいや発達に心配のある子どもの健全な社会性の発達を促進するため、保育園、幼稚園、認定子ども園、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設（放課後児童クラブ等）等を利用する障がい児に対して集団生活への適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園、幼稚園、認定子ども園、放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援等の充実を図ります。

(3)児童発達支援の充実

児童発達支援センターあおば学園にて、障がいや発達に心配のある子どもに対して、基本的な生活習慣を養うことをはじめ、遊びや運動、個別指導を通じて自立した生活に必要な知識や技能の習得を目指した療育の充実を図ります。

また、障がい児の受け入れを行っている保育所等と障害児通所支援等を実施する事業所が連携を図り、育ちの場における支援体制づくりを推進していきます。

(4)医療的ケアが必要な障がい児への支援

新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に努めます。

1-2 がっこうきょういく ほう か ごたいさく じゅうじつ 学校教育・放課後対策の充実

■ 施策展開の方向

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障がい児や発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりの推進に努めます。

また、ノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行うことができるよう努めます。【第二次草加市教育振興基本計画】

■ 具体的な施策

(1)教育支援の充実 【第二次草加市教育振興基本計画】

早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、専門機関及び行政組織間の連携のもと、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ります。

そのために、障がいのある児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、より多くの情報を保護者に提供することを通して、適切な就学支援及び継続した支援を行います。

(2)教育支援室の充実

専任の指導主事をはじめ、臨床心理専門員等が、より専門的な立場からきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

(3)特別支援教育の推進 【第二次草加市教育振興基本計画】

特別支援学級等の支援体制の整備・充実を図るとともに、特別支援教育の担当教員並びに全教員が研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、特別支援教育に係る指導力の向上に取り組み、特別支援教育の推進を図ります。

(4)施設・設備のバリアフリー化

障がいのある児童・生徒の利用を前提とした、学校施設設備の改善を進めます。

(5)放課後等デイサービスの充実【第二次草加市次世代育成支援行動計画】

障がいのある児童の放課後の居場所づくりを行い、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進する放課後等デイサービスの充実を図ります。

(6)放課後活動の充実

放課後児童クラブに関して、障がい児や発達に心配のある子どもの優先的受け入れや指導員の加配等、体制の充実を図るとともに、放課後等デイサービス事業所との連携を図ります。

2 生活の質を維持する・向上させる[生活支援]

現状と課題

平成28年度に実施した「草加市障がい福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）において、「今後どのような暮らし方をしたいですか」の問いに対し、全体では「家族との同居」が61.4%で多数を占めています。次いで、「ひとり暮らし」が17.1%で高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者、複数種の障がい者では概ね全体と同様の傾向となっています。「家族との同居」は全ての障がい者で最多を占めているものの、知的障がい者ではこの割合が他の障がい者に比べて低い一方、「施設など大勢の人と一緒に暮らし」「仲間との共同生活」が高くなっています。また、精神障がい者では「ひとり暮らし」が他の障がい者に比べて高くなっています。

現在の暮らし方別に見ると、全体では現在ひとり暮らしの人の場合、今後の暮らし方についても「ひとり暮らし」が71.7%と多数を占めています。現在家族と同居している人は「家族との同居」、施設など大勢の人と一緒に暮らしをしている人は「施設など大勢の人と一緒に暮らし」が高くなっており、概ね現在の暮らし方を今後も継続したいという意識が現れています。障がい種類別に見ても概ね同様の傾向が現れています。ただし、現在の暮らしと別の暮らし方をしたいという意識を持っている人も少なからずいます。

障がい児の保護者に対し「お子さまに将来、どのような暮らし方をさせたいですか」と聞いたところ、「家族との同居」「施設など大勢の人と一緒に暮らし」「ひとり暮らし」の順で割合が高くなっています。

次に、現在利用している障害福祉サービス等について聞いたところ、全体では「自立支援医療（精神通院医療）」「居宅介護」「短期入所」「補装具費支給」「地域活動支援センター」の順に割合が高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「居宅介護」「補装具費支給」「日常生活用具給付」「自立訓練（機能訓練）」「短期入所」の順、知的障がい者では「短期入所」「生活介護」「就労継続支援B型」「移動支援」「地域活動支援センター」の順、精神障がい者では「自立支援医療（精神通院医療）」「地域活動支援センター」「居宅介護」「自立支援医療（更生医療）」「就労移行支援」の順に割合が高くなっており、障がいの種類によって利用している障害福祉サービス等に違いが見られます。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまが現在利用している障害福祉サービス等について聞いたところ、全体では「補装具費支給」「日常生活用具給付」「居宅介護」「短期入所」の順に割合が高くなっています。

併せて、今後の障害福祉サービス等の利用意向について聞いたところ、全体では「居宅介護」「短期入所」「補装具費支給」「自立支援医療（精神通院医療）」「生活介護」の順に割合が高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「居宅介護」「補装具費支給」「日常生活用具給付」「短期入所」「自立訓練（機能訓練）」の順、知的障がい者では「共同生活援助」「短期入所」「移動支援」「施設入所支援」「就労継続支援B型」の順、精神障がい者では「自立支援医療（精神通院医療）」「相談支援事業」「居宅介護」「就労継続支援A型」「自立訓練（生活訓練）」の順になっており、障がいの種類によって今後利用したい障害福祉サービス等に違いが見られます。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまのために今後利用したいサービスについて聞いたところ、「就労移行支援」「短期入所」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「移動支援」の順に割合が高く、障がい者と比較して今後利用したいサービスに違いが見られます。

そして、主な収入については、どの障がいの種類も共通して「本人の年金・手当・恩給」が最も多く回答されています。

次に回答の多かった収入について、障がい種類別に見ると、身体障がい者では、「配偶者の収入」「本人の給料・賃金」の順、知的障がい者では「本人の給料・賃金」「親の収入」の順、精神障がい者では他の障がい者に比べて収入源が分散しており、中でも生活保護費の割合が他の障がい者に比べて高くなっています。

また、「現在の生活に関して悩みはありますか」の問いに対して、全体では「健康・治療のこと」が最も多く回答されており、次いで「経済・生活費のこと」「外出・移動のこと」「介助・介護のこと」「家族のこと」の順に多く回答されています。

障がいの種類別に見ると、身体障がい者と知的障がい者が同様の傾向を示す一方で、精神障がい者では「仕事・就職のこと」「家族のこと」「家事のこと」「住まいのこと」の順に割合が高くなっています。

その相談相手・相談先としては、いずれも「同居の家族」が最も多く回答されていますが、知的障がいのある人では「利用している施設やサービス事業所」、精神障がいのある人では「病院などの医療機関」も多く回答されています。

同様に、障がい児の保護者に対し、お子さまの生活に関する悩みについて聞いたところ、「仕事・就職のこと」が最も多く回答されており、次いで「就学・進学のこと」「経済・生活費のこと」「健康・治療のこと」「防犯・災害時のこと」の順に多く回答されています。

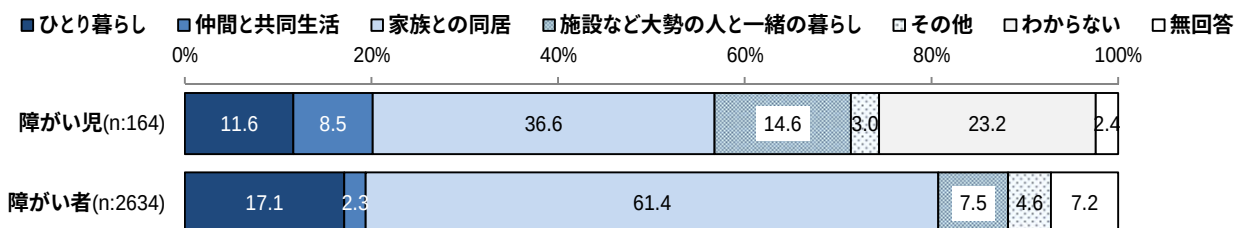
その相談相手としては、「家族」の割合が最も高く、次いで「友人・知人・近所の人」「学校・職場の人」「病院などの医療機関」の順に多く回答されています。

こうした現状から、障がいのある人や家族、介助者が、諸問題を身近な場所で気軽に相談、解決し、安心して地域での在宅生活を実現できるよう、障がいのある人のそれぞれのニーズに基づいたきめ細かな施策が求められていることがわかります。

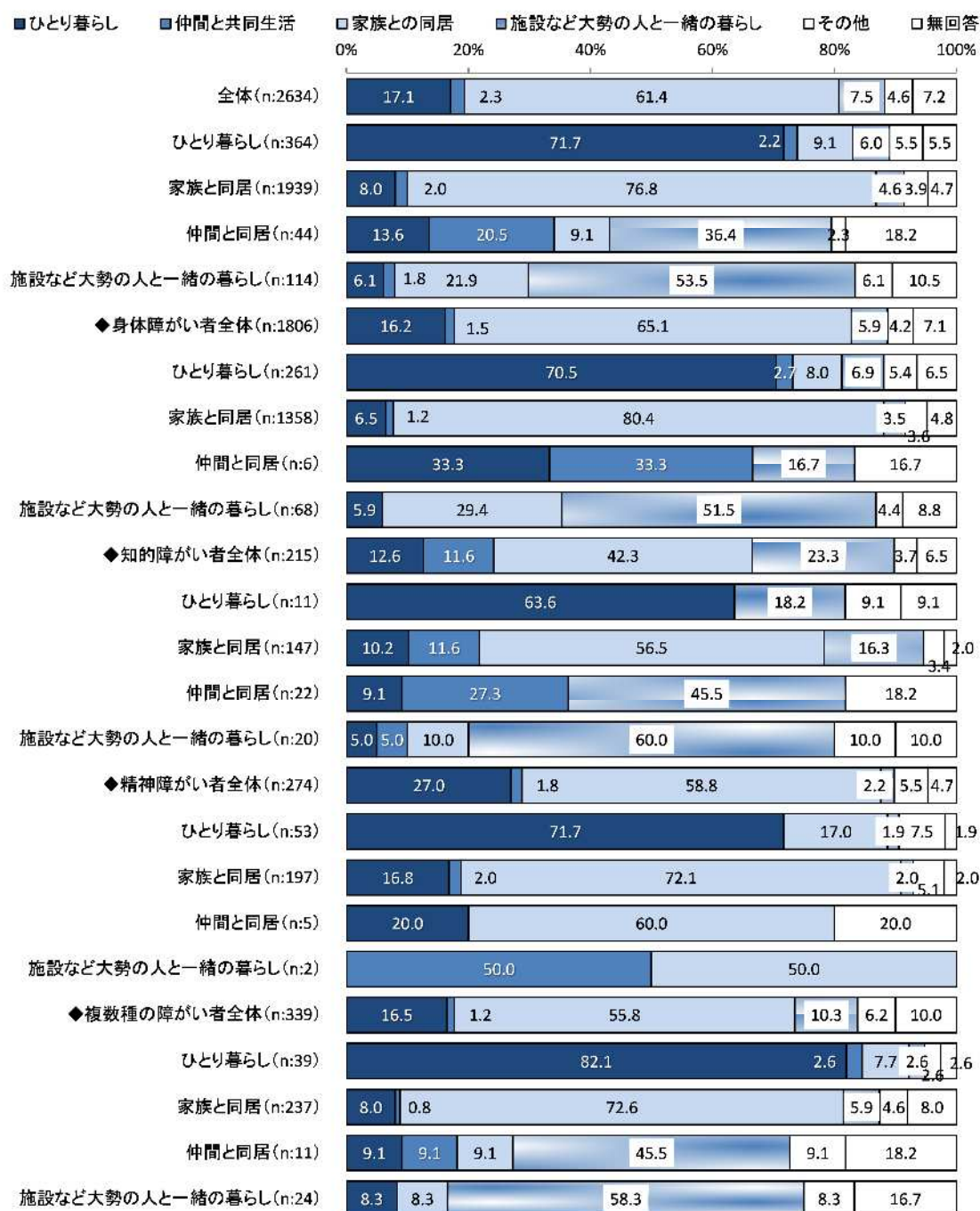
また、国、県、関係機関等による年金や手当の支給、税の優遇措置といった経済的な負担軽減策についての周知、適切な運用を図っていくことも必要です。

○今後どのような暮らし方をしたいですか（障がい者調査、障がい児の保護者調査）

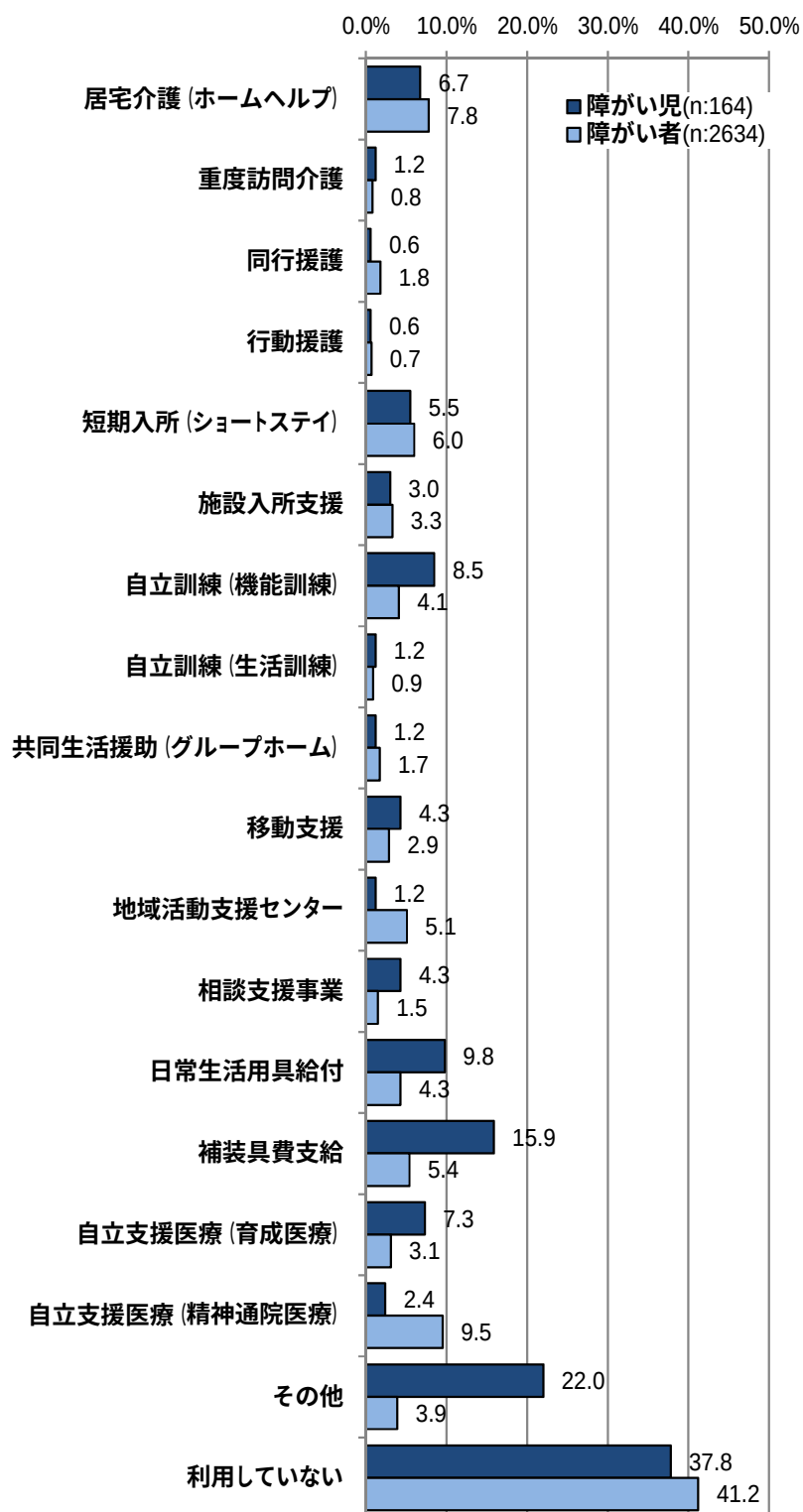
※図表中の「n」は、回答があった対象者数を表す。以下同じ。



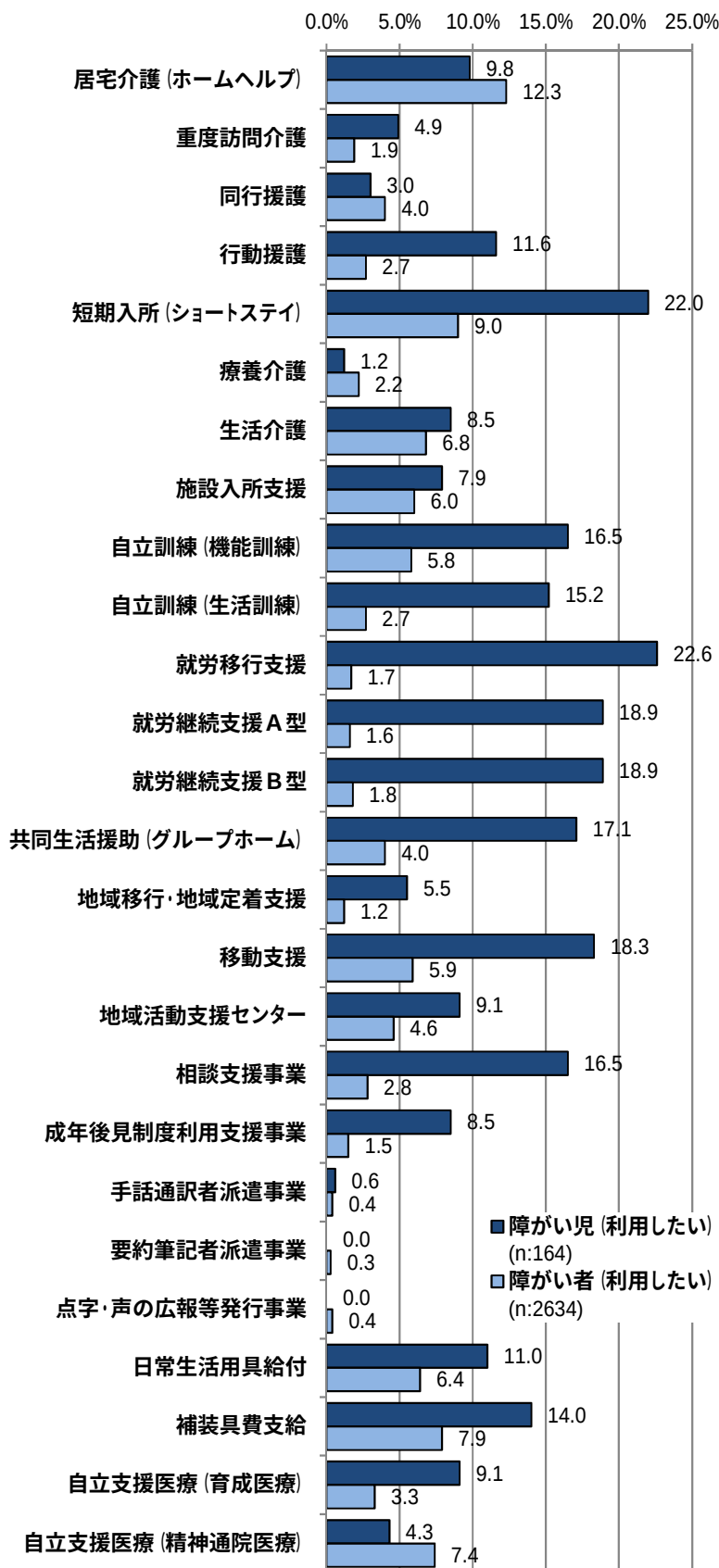
○今後どのような暮らし方をしたいですか（障がい者調査現在の暮らし方別）



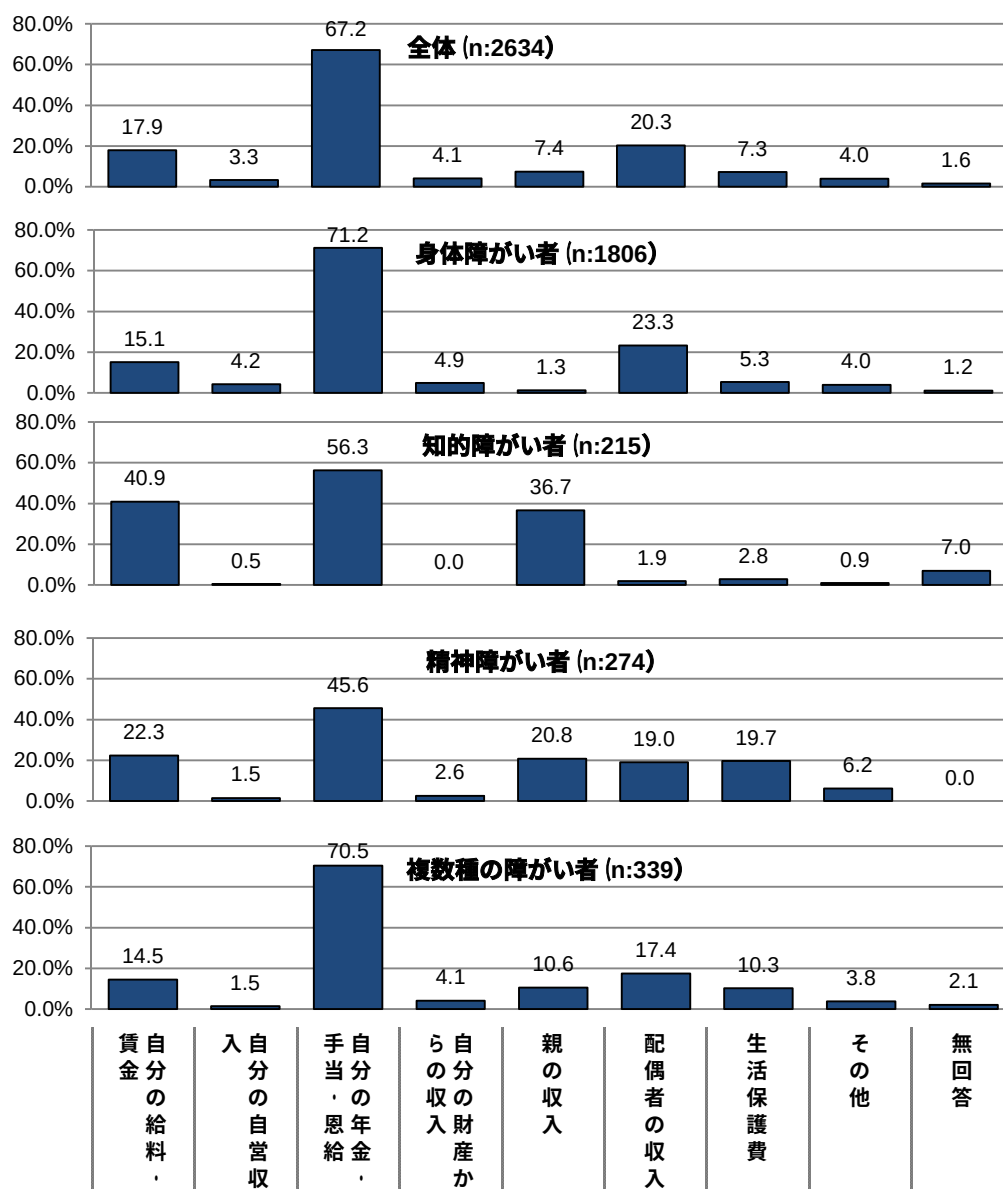
○現在利用している障害福祉サービス等（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



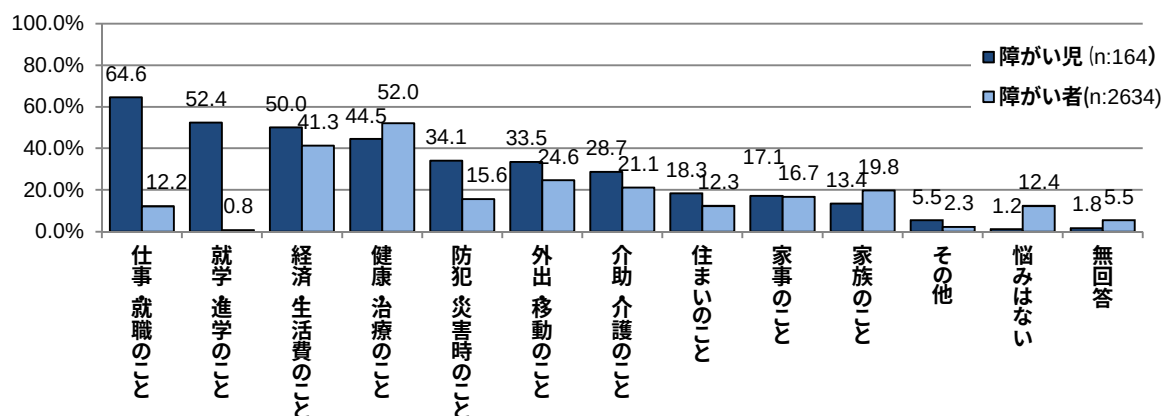
○今後利用したい障害福祉サービス等（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



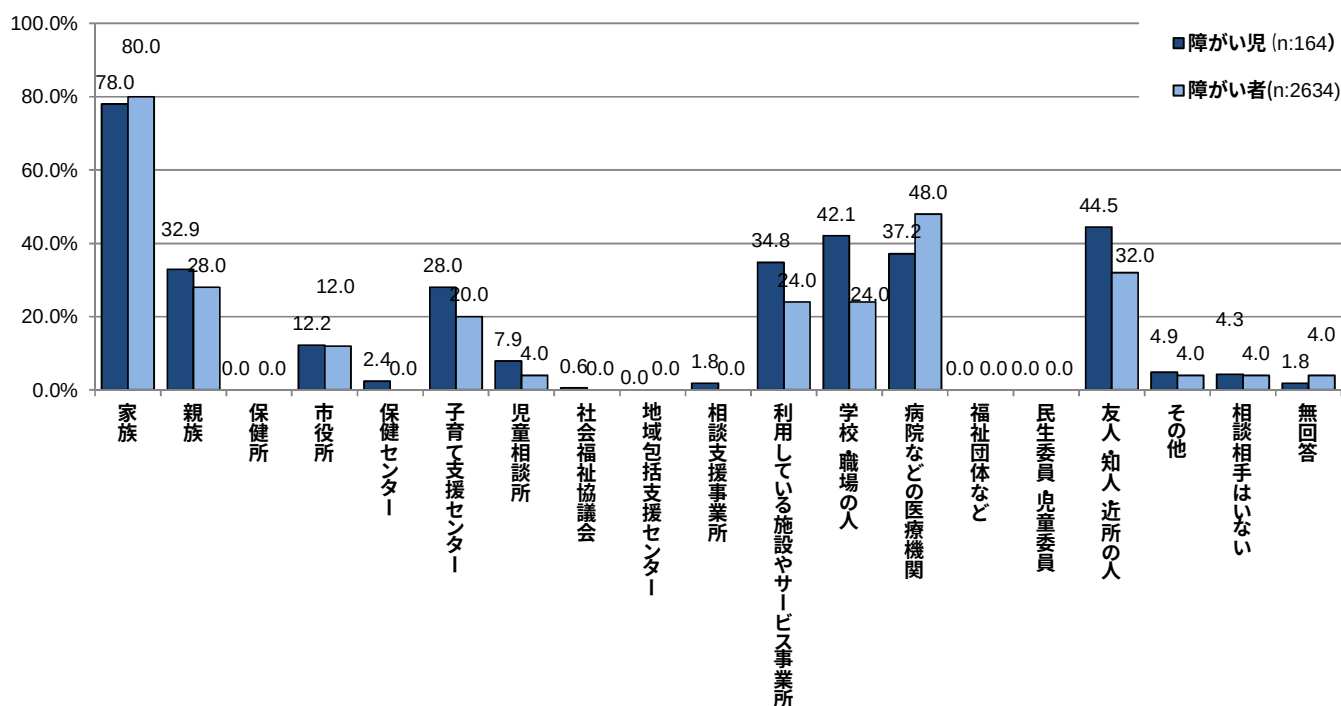
○現在の主な収入について（障がい者調査）



○生活に関する悩みについて（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



○主な相談相手について（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人）

2-1 にちじょうせいかつ しえん じゅうじつ 日常生活への支援の充実

□ 施策展開の方向

障がいのある人のニーズを把握し、日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 在宅生活支援の充実

○身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の在宅サービスの充実を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。

○利用者のニーズに応じて、休日・夜間・早朝のホームヘルプサービスを実施します。

○障害者総合支援法による障害福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を目指したものであること、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両制度の適正な利用を図ります。

(2) ショートステイ事業の充実

○身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等のニーズに応じて、ショートステイ事業の充実を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。

○冠婚葬祭、介護者の病気等の緊急時利用だけでなく、介護者のレスパイトケアとして利用していただけるよう体制の整備を図ります。

(3) 知的障がい児・者一時保護事業の充実

知的障がい児・者一時保護事業（知的障がいのある人の家族が、疾病、出産、冠婚葬祭等により、昼間一時的に介護できないときに、市内の地域活動支援センターIII型（サービス向上型A・B型）において保護するもの）については、障がい児(者)生活サポート事業との連携により、利便性の向上を図ります。

(4) 障がい児(者)生活サポート事業の推進

障がい児（者）生活サポート事業（在宅の障がいのある人又はその家族の必要に応じ、登録団体によって障がいのある人の一時預かりや派遣による介護、外出援助等の身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供するもの）については、充実を図るとともに適正な利用を推進します。

(5)訪問入浴サービス

訪問により入浴サービスを提供し、障がいのある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(6)配食サービスの充実【第七次草加市高年者プラン】

身体障がいのある人、精神障がいのある人のいる世帯の健康の維持と在宅生活を維持するため、配食サービスの充実を図ります。

(7)おむつ支給事業の充実【第七次草加市高年者プラン】

常時おむつの使用を必要とする重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、本人及び家族の経済的負担を軽減するためにおむつ支給事業の充実を図ります。

(8)福祉用具等に関するサービスの充実

障害福祉サービスと介護サービスの運用上の違いに留意し、難病患者等を含め身体状況に合った補装具の交付、生活環境の改善につながる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。

(9)精神障がい者福祉の充実

精神障がい者福祉にあっては、誰もが気兼ねなく集える場所が求められています。創作的活動又は生産活動の機会提供や社会との交流の促進を図るため、精神保健福祉士等の専門職員を配置した地域活動支援センターⅠ型の充実を図ります。

地域活動支援センターⅠ型については、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあることに伴い利用者数も増加傾向にあるものの、市内に1か所である現状を踏まえ、実施箇所の増設を含めた今後のあり方を検討します。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する福祉制度については、現状把握に努め、支援方策の検討を行うとともに、身体障害者手帳や療育手帳所持者への福祉制度等との整合性を図りつつ、国、県や関係機関への働きかけ等を行い、その充実を図ります。

(10)補助犬給付訓練費の助成

経済的負担の軽減及び社会参加を促進するため、給付を必要とする障がいのある人に対して、身体障害者補助犬法に規定する補助犬の給付を受けるための訓練費の助成を図ります。

2-2 にっちゅうかつどう し えん じゅうじつ 日中活動への支援の充実

■ 施策展開の方向

障がいのある人の心身のケアや、生活リハビリ等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(2) 地域活動支援センター事業

草加市総合福祉センターであいの森をはじめ市内7か所ある地域活動支援センターにて、障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

(3) 重症心身障がい者への支援

日中活動の場として、排せつ、食事等を介助する生活介護事業、さらに重症心身障がい者の入浴介助や医療的ケアを実施する施設として、平成29年6月に開所した障害者生活介護事業所そよかぜの森にて、重症心身障がい者の日中活動を支援します。

2-3 きょじゅう ば しえん じゅうじつ 居住の場への支援の充実

■ 施策展開の方向

利用者のニーズ等を尊重しつつ、需要に合わせたグループホーム等の居住の場の整備の充実に努めます。

■ 具体的な施策

グループホームの整備

精神障がい者を含めた地域移行を推進していくための受け皿として、住み慣れた地域で、自立した地域生活への足がかりとなるグループホームについて、関係団体及び地域住民等の協力と理解を得ながら、安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画的な整備に努めるとともに、将来的には重度の障がい者も地域移行、地域生活ができるよう環境の整備に努めます。

2-4 そうだんたいせい じゅうじつ 相談体制の充実

■ 施策展開の方向

障がいのある人や家族、介助者等が抱える様々な問題の相談が、身近な場所で気軽に行えるよう、平成 25 年 10 月に開所した草加市基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所を中心に、障害福祉サービス事業所を含めた関係機関との連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。

■ 具体的な施策

(1)総合的な相談

- 在宅の身体障がいのある人に対し、障害福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、介護者の相談、情報の提供等を総合的に行います。
- 在宅の知的障がいのある人に対し、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、障害福祉サービスの提供、調整等を行います。
- 在宅の精神障がいのある人については、日常生活支援、相談、地域交流等を通して、その自立と生きがいを高めます。
- 草加市子育て支援センターでは、子どもの健全な育成を促進し、子育てに関する不安等の軽減を図るため、情報提供や相談等の子育て支援の充実を図ります。また、発達に心配又は心身に障がいのある子どもに対し、発達支援や保護者への支援を行います。

(2)難病の人や高次脳機能障がいの人等、特別な支援を必要とする人への相談機能の拡充

難病の人については、草加保健所が中心となって対応していますが、草加市保健センター等でも、保健師等がその専門性を生かし、相談に応じています。

また市立病院等、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関の情報を収集・整理します。

高次脳機能障がいの人に対する支援については、埼玉県の高次脳機能障害者支援センターと連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(3)相談機関等の連携

草加市基幹相談支援センターを含め本市が相談支援事業を委託している3か所の相談支援事業所を中心に、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、市民相談室、草加市子育て支援センター、家庭児童相談室、社会福祉活動センター、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、介護事業所、地域包括支援センター、草加市保健センター、草加保健所、草加市障害者就労支援センター、埼玉県発達障害者支援センター、埼玉県高次脳機能障害者支援センター等の他機関との連携を密にして、障がいのある一人一人に最も適切な情報やサービスを提供するよう努めます。

(4)ケアマネジメントの推進

ケアマネジメントとは、障がいのある人が在宅で暮らしていけるよう障害福祉サービス等を調整してケアプランを作成し、実行していくことです。

福祉事務所、草加市保健センター、医療機関、福祉サービス提供機関等の連携の下に、介護保険制度や障がい福祉制度等の適正な使い分けに留意しながら、それぞれの障がいに応じた相談支援事業者等の人材確保に努めます。

(5)相談体制の整備

ユニバーサルデザインの考え方に基づくインターネットのメールを使用した相談や電話・ファクスを使用した相談等、障がいの種別に関わらず気軽に相談できる体制を整備します。

2-5 けんりようご すいしん 権利擁護の推進

□ 施策展開の方向

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済等、障がいのある人の権利擁護の強化に努めます。

障がいのある人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人等が法律行為を代理する「成年後見制度」、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が財産管理や法的な契約事務を行う「市民後見制度」があります。

今後、こうした制度の活用を促進しつつ、また障害者虐待防止法の趣旨も踏まえて、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進め、障がいのある人の権利擁護に努めます。

また、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供をはじめとした障害者差別解消法の趣旨や、障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努め、障がいの有無に関わらず共生できる社会の実現を目指すとともに、障がいに対する理解の促進や必要な合理的配慮の提供等が図られるよう、市職員への研修や市役所窓口への筆談カードや絵カード等の設置、市民、事業者等に向けての講習会等を実施していきます。

3 いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業]

現状と課題

平成 28 年度に実施したアンケート調査において、障がい者に対し現在の就労状況について聞いたところ、障がい者全体では「働いている」と回答した割合が 23.3%、「働いていない」と回答した割合が 71.3%を占めています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「働いている」と回答した割合が 57.2%を占め、他の障がいの種類と比較して割合が高くなっています。

年齢別に見ると、どの障がい種類別においても年齢が低いほど「働いている」と回答した割合が高いものの、その割合は障がい種類別によって異なっていることがわかります。

「働いている」と回答した者に対し、職業について聞いたところ、障がい者全体では「会社員」と回答した割合が最も高く、次いで「アルバイト・パート」「福祉的就労」「自営業」の順となっており、障がい種類別に見ると、知的障がい者は「福祉的就労」と回答した割合が約半数を占め、精神障がい者は「アルバイト・パート」と回答した割合が 37.9%を占め、障がいの種類によって違いが見られます。

「働いていない」と回答した者に対し、働いていない理由について聞いたところ、身体障がい者では「高齢である」と回答した割合が 57.5%と過半数を占め、次いで「障がいなどで仕事ができない」が 20.5%を占めますが、知的障がい者及び精神障がい者では「障がいなどで仕事ができない」と回答した割合が最も高く、精神障がい者においては次いで「医師から働くことを制限されている」との回答も多く挙げられています。

一方で就労意向について聞いたところ、知的障がい者及び精神障がい者では「働きたい」と回答した割合が「働けない」「働きたくない」と回答した割合を大きく上回っており、就労実態の別で見ると現在就労している者は引き続き「働きたい」と回答した割合が高く、現在就労していない者においても「働きたい」「(働きたいが)働けない」と回答した割合が高いことから、障がい者の就労に対する意欲が高いことがわかります。

「働きたい」と回答した者のうち、働きたい職業について聞いたところ、障がい者全体では「会社員」と回答した割合が最も高く、次いで「アルバイト・パート」「福祉的就労」が続きます。障がい種類別で見ると、知的障がい者では「福祉的就労」と回答した割合が最も高く、障がいの種類によって違いが見られます。

また、働く上で必要な条件について聞いたところ、「障がいに合った仕事であること」「障がいに対する周囲の理解があること」「障がいに合った勤務時間や日数であること」「通勤手段があること」「継続した相談や支援を受けられること」と回答した割合が高くなっています。

次に、障がい児の保護者に対し、お子さまの将来の就労について聞いたところ、「就労を望む」と回答した割合が81.7%を占め、就いてほしい職業についてみると、「何でもよい」と回答した割合が最も高く、次いで「福祉的就労」「会社員」の順となっています。

また、働く上で必要な条件についてみると、「障がいに対する周囲の理解があること」「障がいに合った仕事であること」「継続した相談や支援を受けられること」「通勤手段があること」「障がいに合った勤務時間や日数であること」と回答した割合が高くなっています。

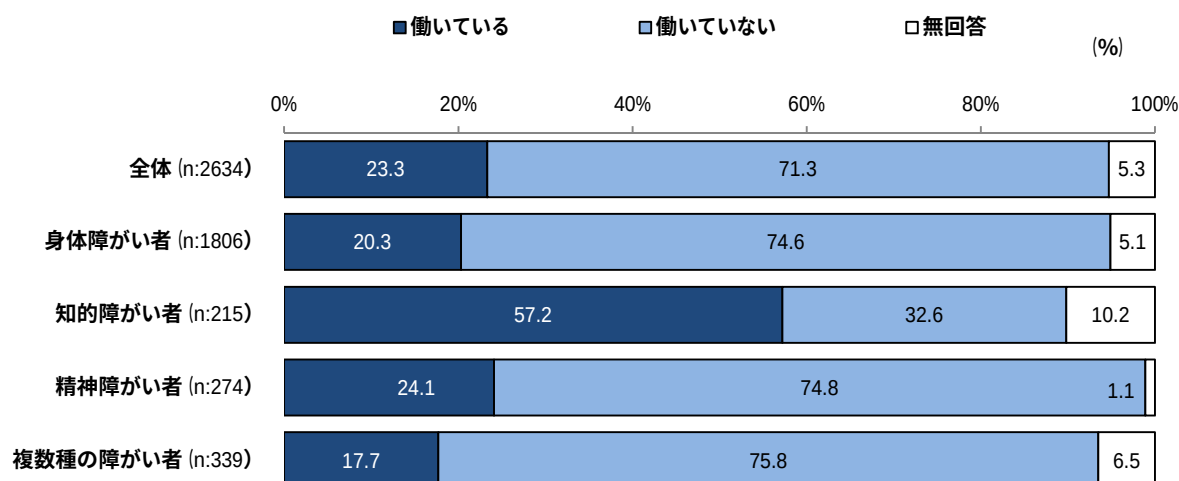
そして、現在又は過去に障がい者を雇用したことのある企業及び事業所に対し、障がい者を雇用した経緯を聞いたところ、「社会的責任を果たすための取り組みとして採用した」「必要となる人材だったため採用した」「法定雇用率達成のため」等が理由として挙げられ、障がい者を雇用するために実施したことについて見ると、「障がい者理解のための従業員教育」「事業所のバリアフリー化」等が挙げられて、障がい者を雇用したことによるメリットについては、「社会貢献ができた」「障がい者に対する理解が深まった」「視野が広がり、新しい発想が生まれた」「地域とのつながりができた」ことが挙げられています。

次に、障がい者等の雇用支援制度の認知状況について聞いたところ、「障がい者雇用率制度」「特定求職者雇用開発助成金」「障がい者雇用納付金制度」を知っている企業が40%前後ある一方で、「特にない」と回答した企業が28.3%あることから、障がい者を雇用したことがある企業とない企業と比較して認知状況に差があることがわかります。

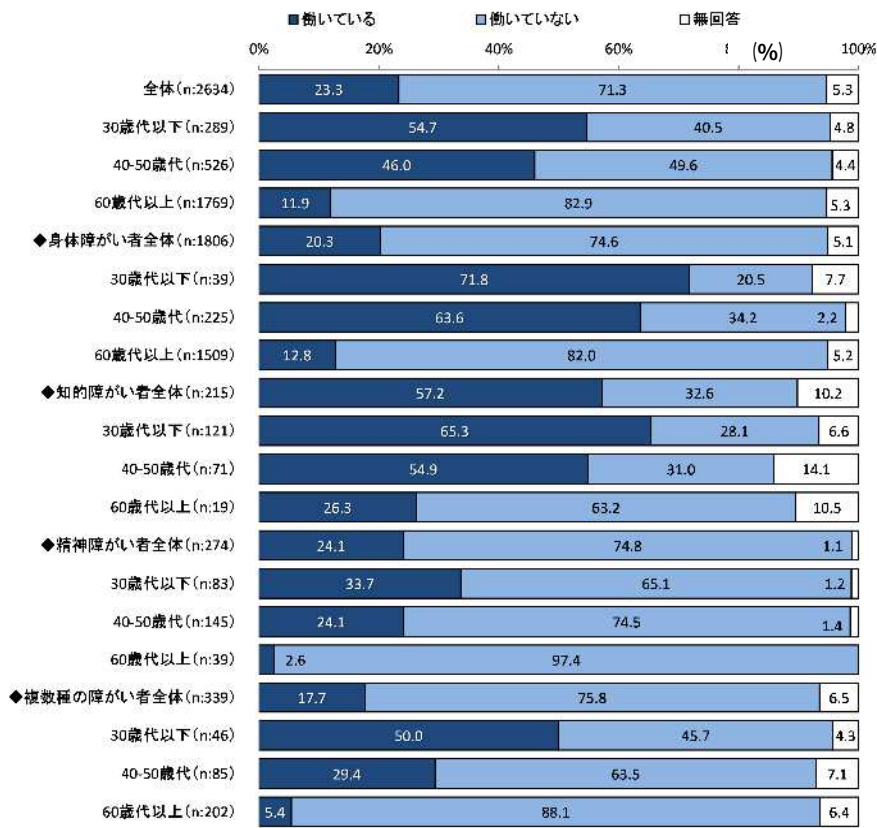
また、障がい者雇用の経験の有無は、従業員における障がい者への理解に影響を与えていることもわかります。

こうした状況から、各機関が連携した障がいのある人の就労促進と、事業所への障がい者雇用についての理解促進が求められています。

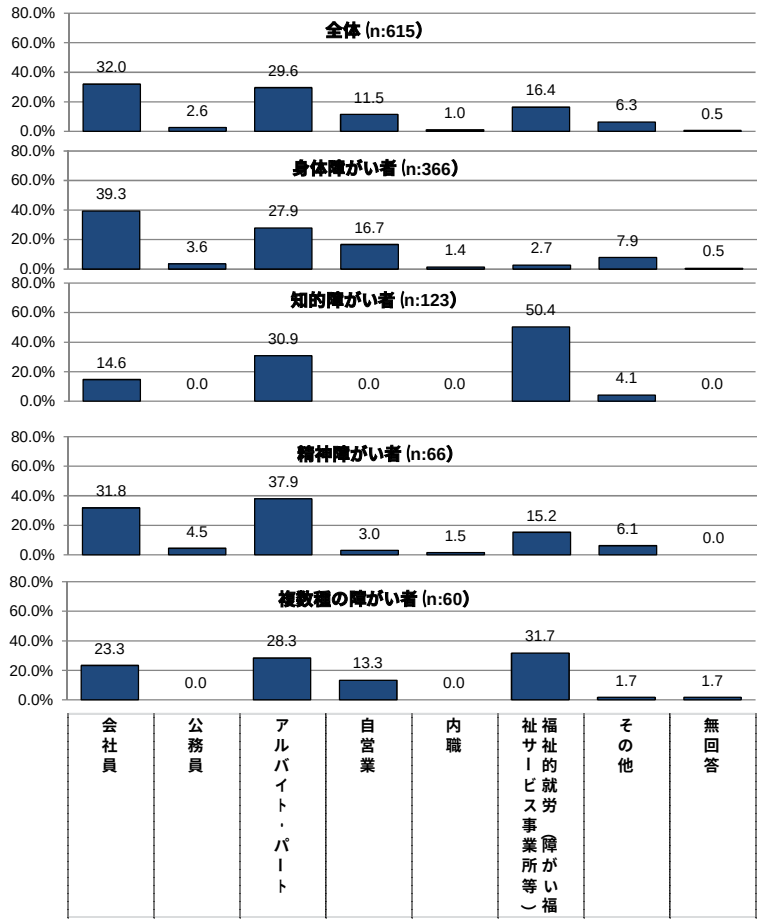
○あなたは現在、働いていますか（障がい者調査）



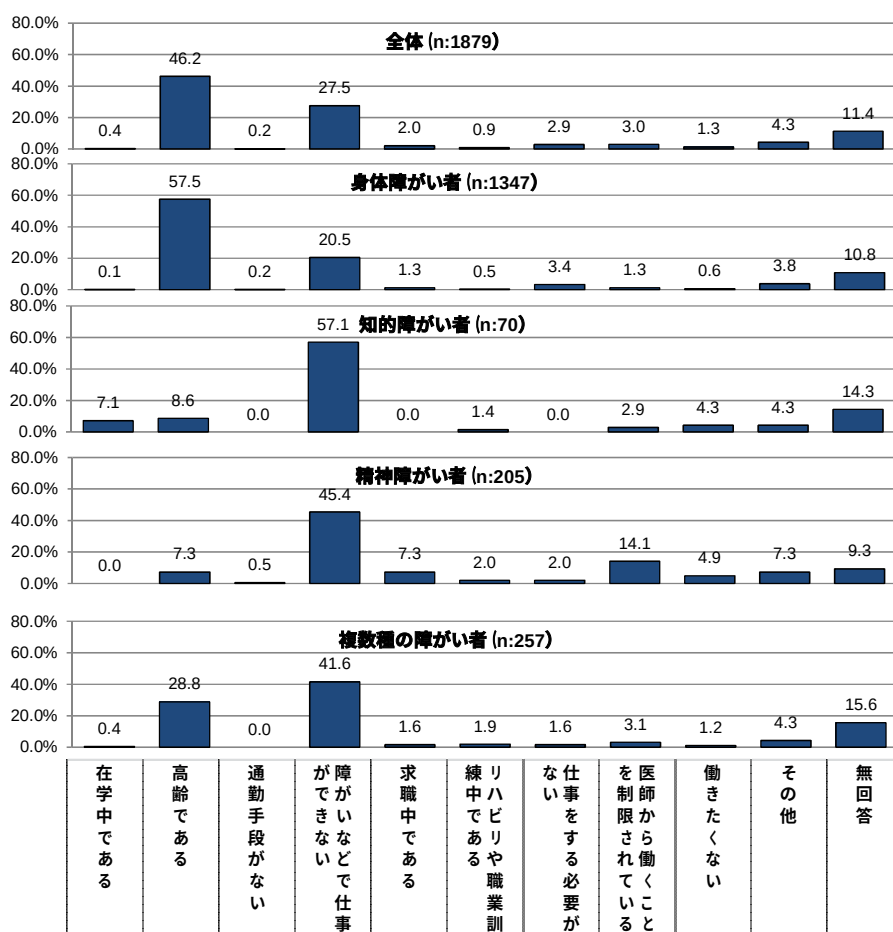
○あなたは現在、働いていますか（障がい者調査年齢別）



○あなたの職業は何ですか（障がい者調査）

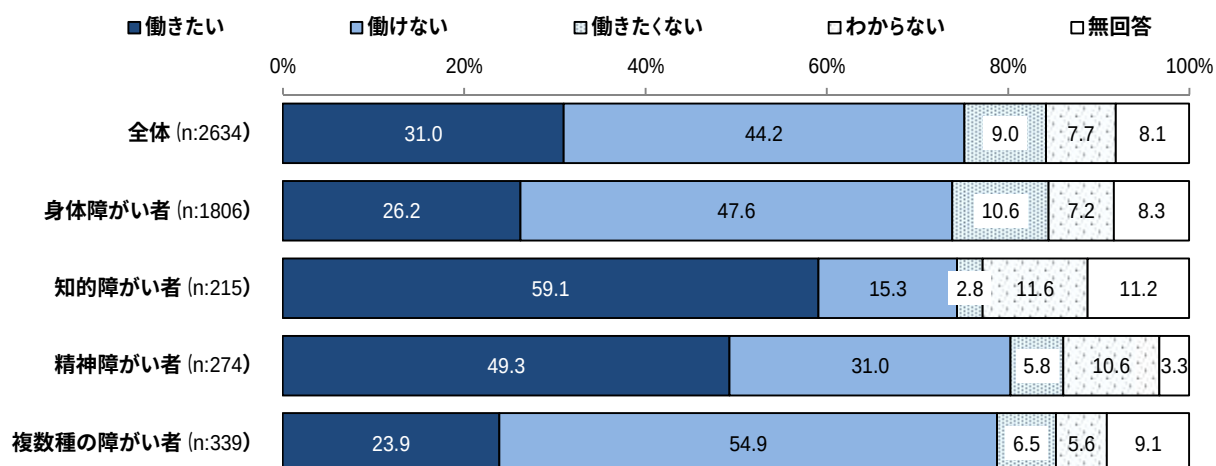


○働いていない理由は何ですか（障がい者調査）

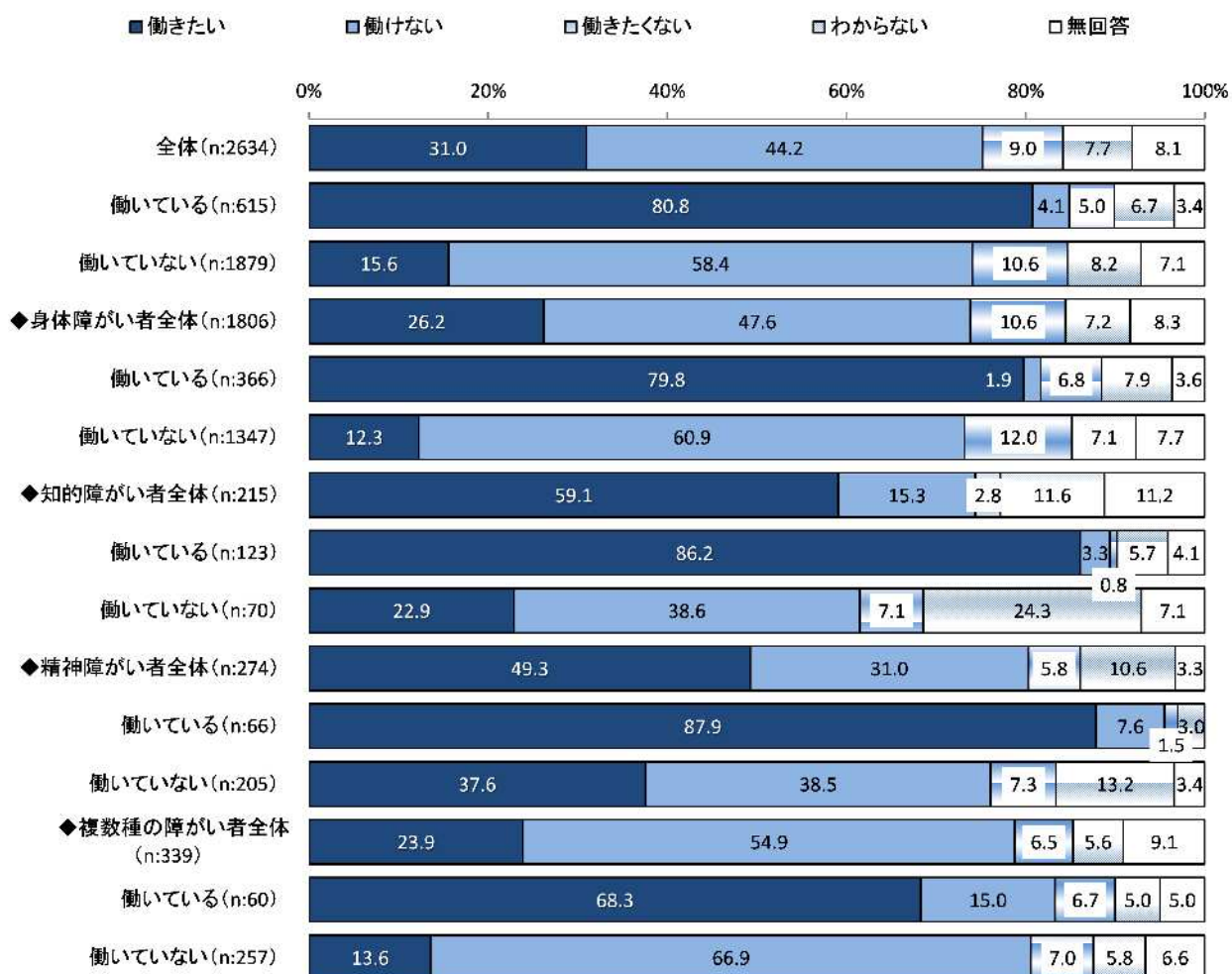


○あなたは今後（将来）働きたいですか（障がい者調査）

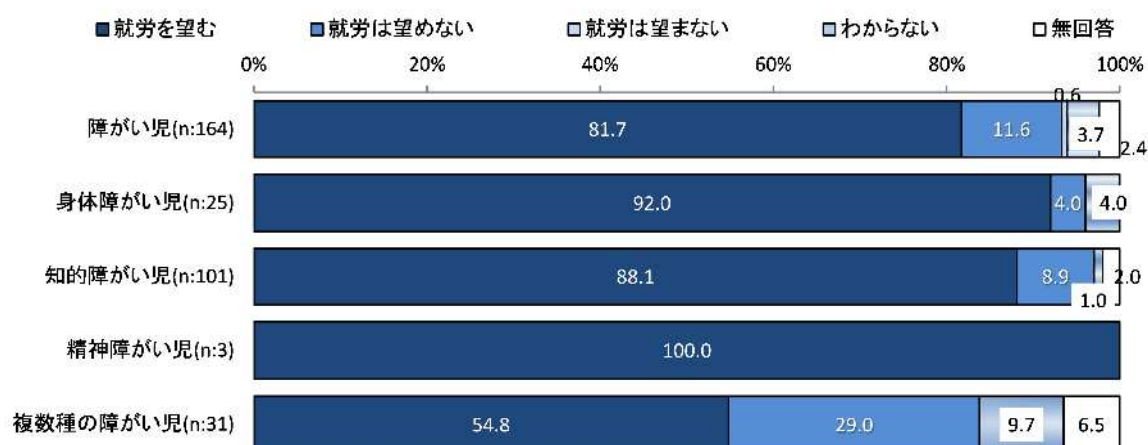
※「働けない」は、「働きたいが、働くことができない」ことを表す。以下同じ。



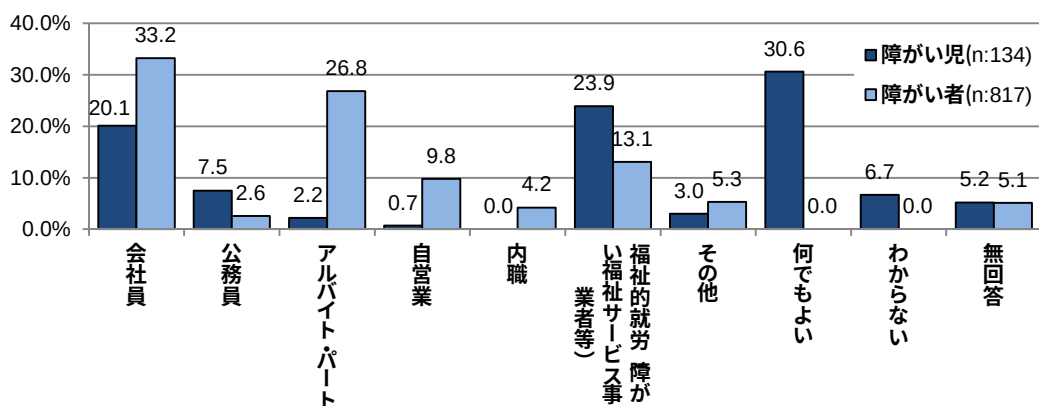
○あなたは今後（将来）働きたいですか（障がい者調査就労実態別）



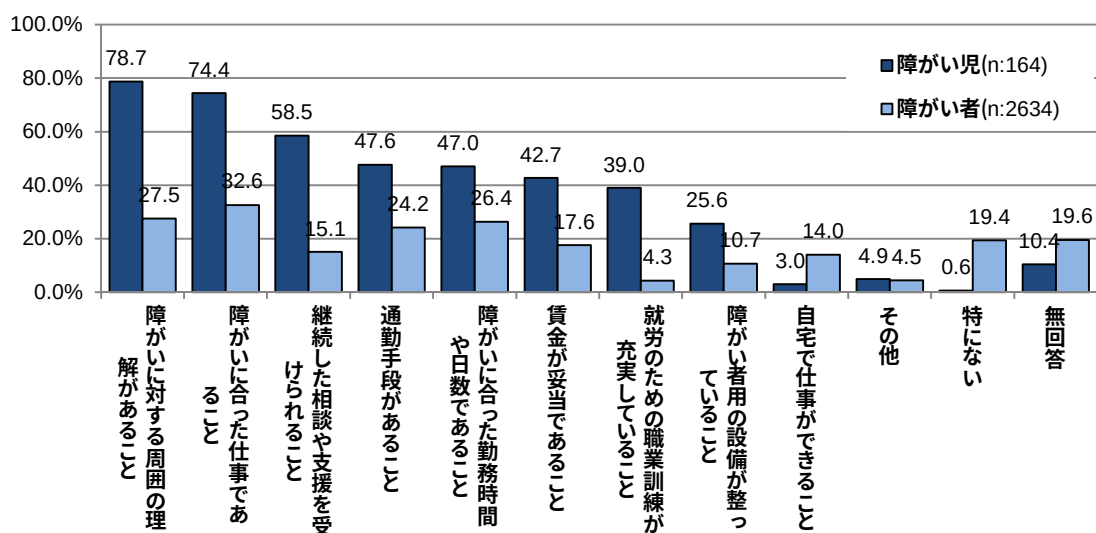
○将来、お子さまに就労を望みますか（障がい児の保護者調査）



○希望する将来の職業について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○将来、働くために必要な条件について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○障がい者を雇用した経緯について（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	社会的責任を果たすための取り組みとした	必要となる人材だったため採用した	法定雇用率の達成のため	雇った従業員を継続的に雇用している	在職中に障がい者が望み、当事者からの要望があった	官公庁、学校、団体、事業者からの要	その他
21	12	7	7	6	5	-	-
100.0%	57.1%	33.3%	33.3%	28.6%	23.8%	-	-

○障がい者雇用に当たって実施したことについて（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	障がい者理解のための 従業員教育	事業所のバリアフリー 化	時差出勤や短時間勤務、自宅勤務を可能とする就業規則の整備	障がいを持つ従業員の 相談窓口の設置	その他	確保 送迎などの通勤手段の	特 に な い	わ か ら な い
21	6	2	2	1	1	-	8	2
100%	28.6%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	-	38.1%	9.5%

○障がい者を雇用したことによるメリットについて（企業・事業所調査）

回答企業・事業所数 (n)	社会貢献ができた	障がい者に対する理 解が深まった	視野が広がり、新し い発想が生まれた	地域とのつながりが できた	ワークシェアリング が進んだ	がより経済的に効率 よかった	人事管理能力が高 まった	従業員のコミュニ ケーションが豊かに なった	社内制度が充実した	健康者以上の働きが 得られた	その他	特 に な い
13	8	4	3	2	1	1	-	-	-	-	-	1
100%	61.5%	30.8%	23.1%	15.4%	7.7%	7.7%	-	-	-	-	-	7.7%

○障がい者等の雇用支援制度の認知状況について（企業・事業所調査）

	回答企業・事業所数 (n)	障がい者雇用率制度	特定求職者雇用開発助 成金	障がい者雇用納付金制 度	障がい者トライアル雇 用事業	地域障がい者職業セン ター	職場適応援助者（ジョ ブコーチ）事業	短期職場適応訓練	特 例 子 会 社 制 度	雇用管理サポート事業	精神障がい者総合雇用 支援	その他	特 に な い
全体	53	23	22	21	14	11	7	6	3	2	1	-	15
	100.0%	43.4%	41.5%	39.6%	26.4%	20.8%	13.2%	11.3%	5.7%	3.8%	1.9%	-	28.3%
50人未満	27	10	13	9	3	6	2	3	1	-	1	-	9
	100.0%	37.0%	48.1%	33.3%	11.1%	22.2%	7.4%	11.1%	3.7%	-	3.7%	-	33.3%
50人以上	26	13	9	12	11	5	5	3	2	2	-	-	6
	100.0%	50.0%	34.6%	46.2%	42.3%	19.2%	19.2%	11.5%	7.7%	7.7%	-	-	23.1%
雇用したことがある	21	13	11	10	9	6	5	4	2	2	-	-	2
	100.0%	61.9%	52.4%	47.6%	42.9%	28.6%	23.8%	19.0%	9.5%	9.5%	-	-	9.5%
雇用したことはない	31	9	11	10	5	5	2	2	1	-	1	-	13
	100.0%	29.0%	35.5%	32.3%	16.1%	16.1%	6.5%	6.5%	3.2%	-	3.2%	-	41.9%

○従業員の間での障がい者への理解について（企業・事業所調査）

	回答企業・事業所数 (n)	とても感じる	多少は感じる	あまり感じない	まったく感じない	わ か ら な い	無 回 答
全体	53	3	20	15	1	13	1
	100.0%	5.7%	37.7%	28.3%	1.9%	24.5%	1.9%
雇用経験別							
雇用したことがある	21	2	10	4	-	5	-
	100.0%	9.5%	47.6%	19.0%	-	23.8%	-
雇用したことはない	31	1	9	11	1	8	1
	100.0%	3.2%	29.0%	35.5%	3.2%	25.8%	3.2%

3-1 しゅうろうし えんたいせい こうちく 就労支援体制の構築

■ 施策展開の方向

ハローワーク、草加市障害者就労支援センターや平成22年度に設立された東部障がい者就業・生活支援センターみらいを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援等、障がいのある人の就労に関して連続した支援体制の構築を行います。

また、障害者雇用促進法の理念に基づき、企業とも連携、協力し、障がいのある方の就労に向けた支援に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 啓発・広報活動の実施

ハローワークや現に障がい者を雇用している企業等との連携を通じ、障がいのある人の就労支援に関して事業者や市民の理解と協力を得られるように努めます。

(2) 就労相談の充実

障がいのある人やその家族、事業者、特別支援学校、福祉施設、医療機関等からの、障がいのある人の就労や雇用に関する相談支援を行います。

(3) 職場開拓の推進

ハローワークや特別支援学校、福祉施設、医療機関等、その他障がい者雇用に向けた関係機関、事業所等と協力し、障がいのある人の職場体験実習の場を設け雇用事業者の開拓を図ります。

(4) 就労支援体制の構築

○就職準備支援として、障がいの状況や就労経験の有無、本人の希望、地域障害者職業センター等の職業適性評価等を勘案し、就労に向けた情報提供をはじめ、適切な支援を行います。

○個別相談や事業所への同行支援を含めた職場実習を通じて、障がいのある人の就労に向けた育成訓練を行うとともに、障がい者雇用への理解と就労機会の拡大を図ります。

- 就労支援として、現に障がい者を雇用している事業所と連携し、職場定着に向けた定期訪問、継続相談、医療同行支援等を行い、安定した就労が維持されるよう支援します。
- 自己都合又は会社都合による離職に関する事前調整の支援を行うとともに、その状況を把握し、再就労に向けた必要な情報提供や支援を行います。また、適切な状況把握に努めながら、ステップアップを目的とした転職の支援も行います。
- 高等学校及び特別支援学校卒業後の進路について、就労を希望する者のニーズを把握し、就労に向けた支援を行います。

(5)連絡調整

個別の支援調整が必要な人について、関係機関の連携のもと、支援内容の検討や調整、情報交換を行うとともに、障がいのある人の就労支援に関連した支援を行うため、必要に応じて連絡調整を行います。

(6)関係機関との連携

情報・意見交換から障がいのある人の就労支援に必要な連携を図るため、特別支援学校、雇用援助機関、障がい者福祉施設、障がい者施設を運営している障がい者関係団体、障がいのある人を雇用している事業所と草加市障害者就労支援センター職員による「草加市障害者就労支援連絡会」を開催します。

障害者雇用促進法に基づき、雇用の場における障がいのある人に対し不当な差別的取扱い等がないよう事業主や関係機関と定期的に連絡会等を行います。

(7)福祉的就労等から一般就労への移行促進

草加市障害者就労支援センターの登録者を中心に、事業者及び障害福祉サービス事業所等と協力し、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型やB型事業所に通所している福祉的就労者のうち一般就労が可能な人について、企業等への就労を促進します。

3-2 いっぱんしゅうろう そくしん 一般就労の促進

■ 施策展開の方向

ハローワーク等と連携し、事業所の理解を得ながら、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 就労移行支援事業

草加市障害福祉サービス事業所つばさの森をはじめ市内3か所にて実施している就労移行支援事業を通じ、障がいのある人に対する一般就労への促進を図ります。

(2) 就労定着支援事業

平成30年度から新たに創設されるサービスである就労定着支援については、サービスを提供する事業所と連携し、地域の実情に鑑み、一般就労への定着に向けた適切な支援を行うことができるよう努めます。

(3) 草加市障害者就労訓練農場

障がい者の就労機会の拡大及び社会との交流の促進を図るため、農作業を通じ農業生産法人等への一般就労に向けた訓練の場として、草加市障害者就労訓練農場を平成25年11月に開設しました。

農作業及び収穫した野菜等の販売等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上を図り、障がい特性に合わせた訓練から就職・定着に向けた取組を進めます。

3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化

施策展開の方向

地方公共団体の障害者法定雇用率は、平成30年度から常用労働者の2.6%以上（経過措置により、当分の間は2.5%以上）となっています。本市では、現在、法定雇用率を達成しています。

具体的な施策

(1)市役所業務での雇用及び実習

- 新規職員を採用する際には、障がいのある人の採用促進に努めます。
- 職場実習の一環として、市役所内外での実習を実施するとともに、一般企業での実習へと拡大を図ります。

(2)職場環境のバリアフリー化の促進

職場環境のバリアフリー化を促進するために、関係各課と調整し、段差の解消や必要な有効幅員の確保、車いすを利用する人も含め、誰でも利用できるトイレの設置等を進めます。

3-4 福祉的就労の促進

施策展開の方向

基本目標である「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」を実現するには、他者と自身という互いの存在を認め合うことが必要です。

障がいのある人にとって、互いの存在を認め合い支え合う社会になってこそ、障がいの状態や能力や適性に沿った様々な就労の形態が創出されと考えます。

そこで、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障がいのある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

具体的な施策

(1)地域との連携

施設生活から地域生活への移行や自立した生活に向けて、地域や経済団体との連携、協力を得ながら障がい者の雇用を創出することに取り組みます。

(2)地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型A・B型）事業

障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動を行う中で社会との交流の促進を図るとともに、障がいのある人の特性に応じた生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行います。

(3)地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型C型）事業の運営に対する補助

精神障がいのある人が通所し、生活リズムの立て直しや社会的自立を図る機能を持つ地域活動支援センターⅢ型（サービス向上型C型）の運営に対し、補助金を交付します。

4 市民の福祉意識を高める[啓発・広報]

現状と課題

平成28年度に実施したアンケート調査において、「障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」の問いに対し、身体障がい者は「ほとんどない」と「まったくない」を合計した割合が75.5%という結果になっています。また、知的障がい者と精神障がい者は「よくある」と「時々ある」を合計した割合が半数近くという結果となっています。

障がい児の保護者については、同様の問いに対し、「よくある」と「時々ある」を合計した割合が半数を超える結果となっています。

次に、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか」の問いに対し、全体として「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を上回り、特に精神障がいのある人はその傾向が顕著になっています。

障がい者への理解が深まっていないと感じる理由に関しては、「援助を頼みにくい」「適切な援助が得られない」「特別な視線を感じる」「差別を感じる」ことが多く挙げられています。

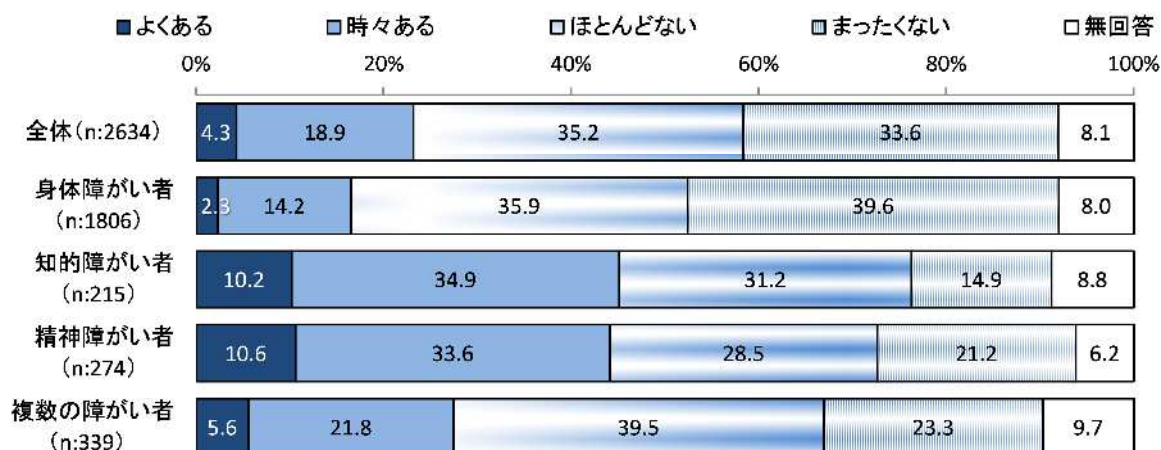
一方で、「適切な援助が受けられるようになった」「人から話しかけられるようになった」「援助を頼みやすくなった」こと等を理由に、障がい者への理解が深まっていると感じる人も約40%いることもわかります。

同様に、障がい児の保護者と障がい者を除いた市民に対し障がい者への理解の深まりについて聞いたところ、いずれも「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を大きく上回る結果となっており、その理由として障がい児の保護者においては「特別な視線を感じる」「援助を頼みにくい」「子どもに障がいのない人の仲間ができない」こと、障がい者を除いた市民においては「障がい者を援助している人を見かけない」「障がい者や障がい福祉に詳しい人が周囲にいない」「障がい者支援のボランティアが周囲にいない」ことが多く挙げられています。

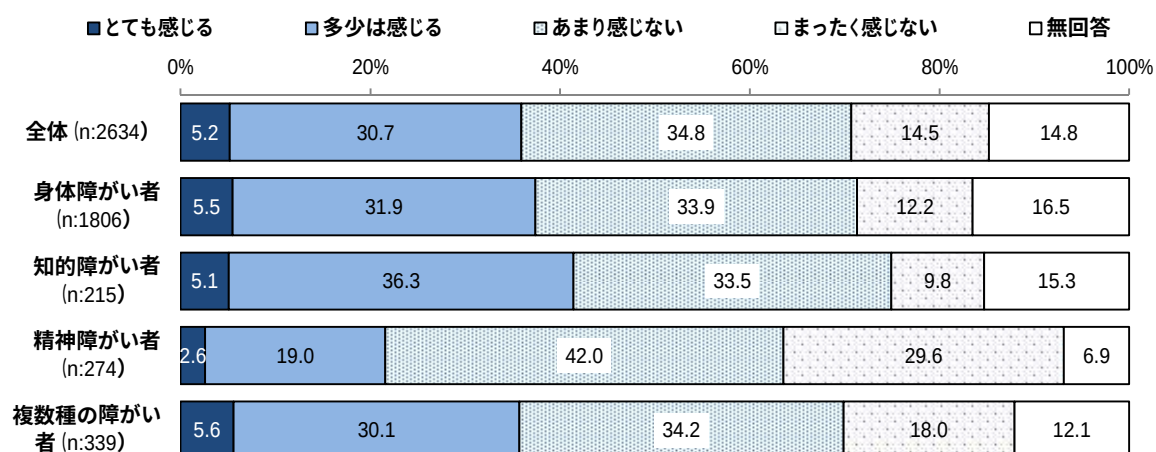
こうした現状から、障がいに関する正しい知識の普及と、障がいのある人となない人との交流を通じて障がい者への偏見や差別が解消されるよう、多様なメディアでの広報活動や福祉教育、また障がいのある人となない人が交流できる機会の充実を図ることが引き続き求められます。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすには、地域での日常的な支え合いも不可欠なことから、ボランティア活動の一層の促進が求められます。

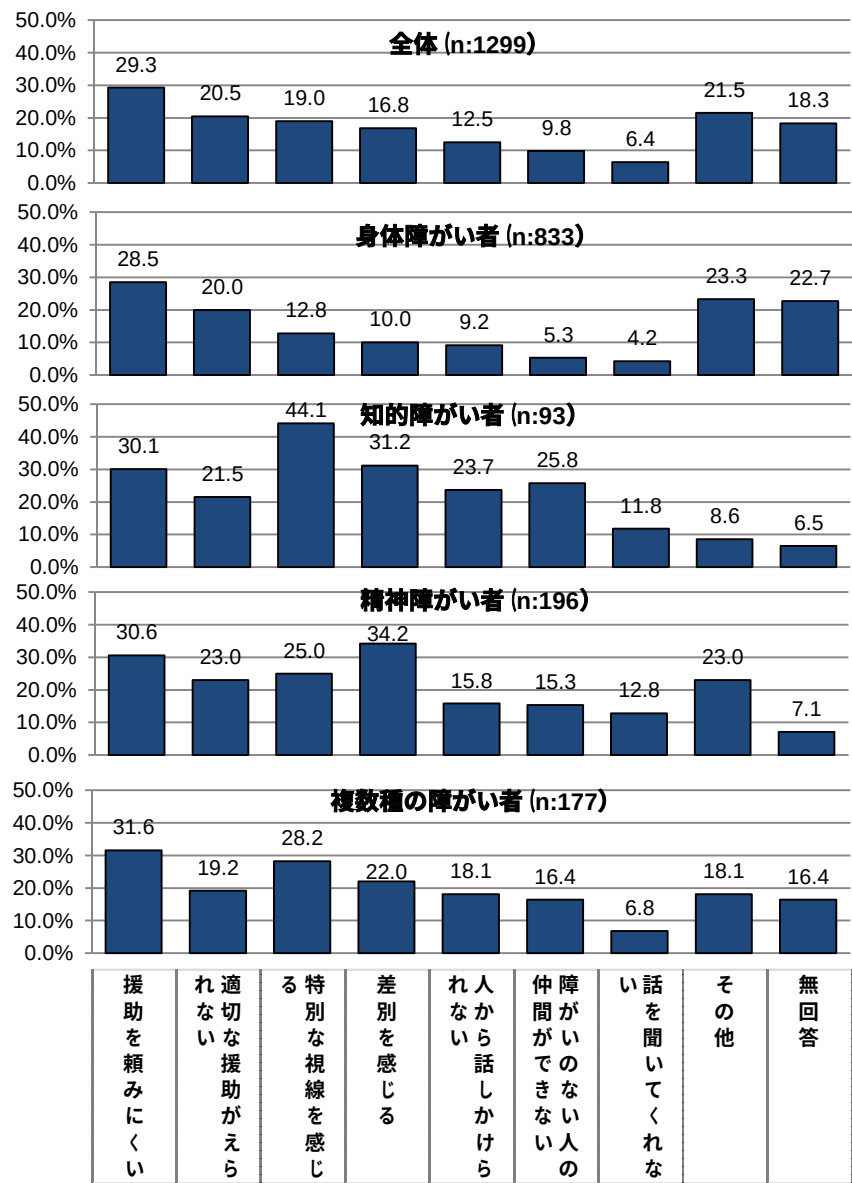
○障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか（障がい者調査）



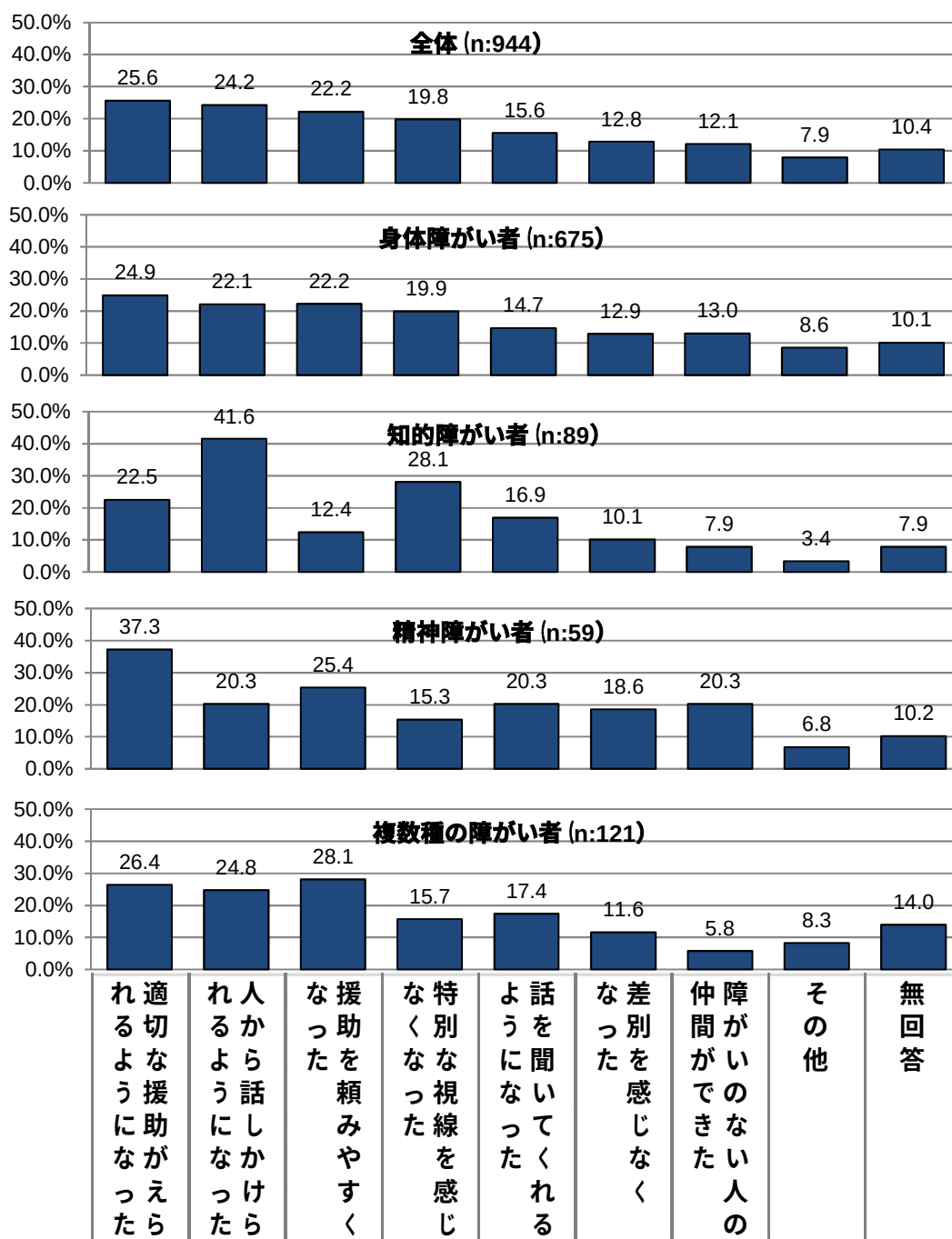
○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか（障がい者調査）



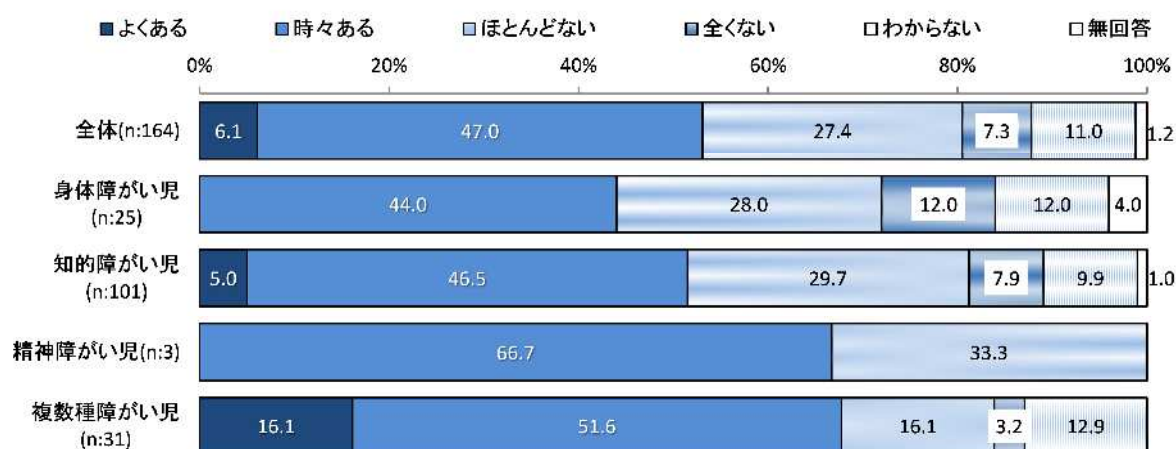
○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか（障がい者調査）



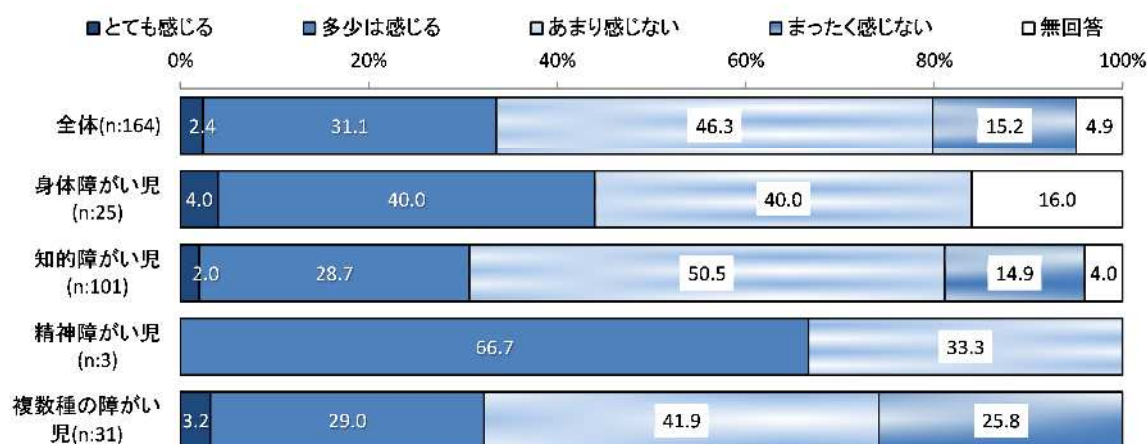
○理解が深まっていると感じる理由は何ですか（障がい者調査）



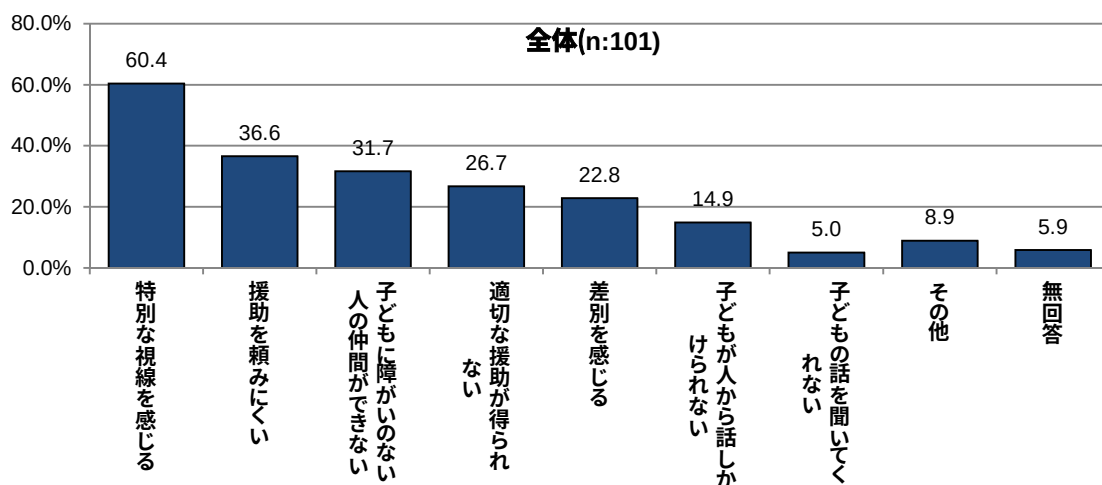
○お子さまは障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか
(障がい児の保護者調査)



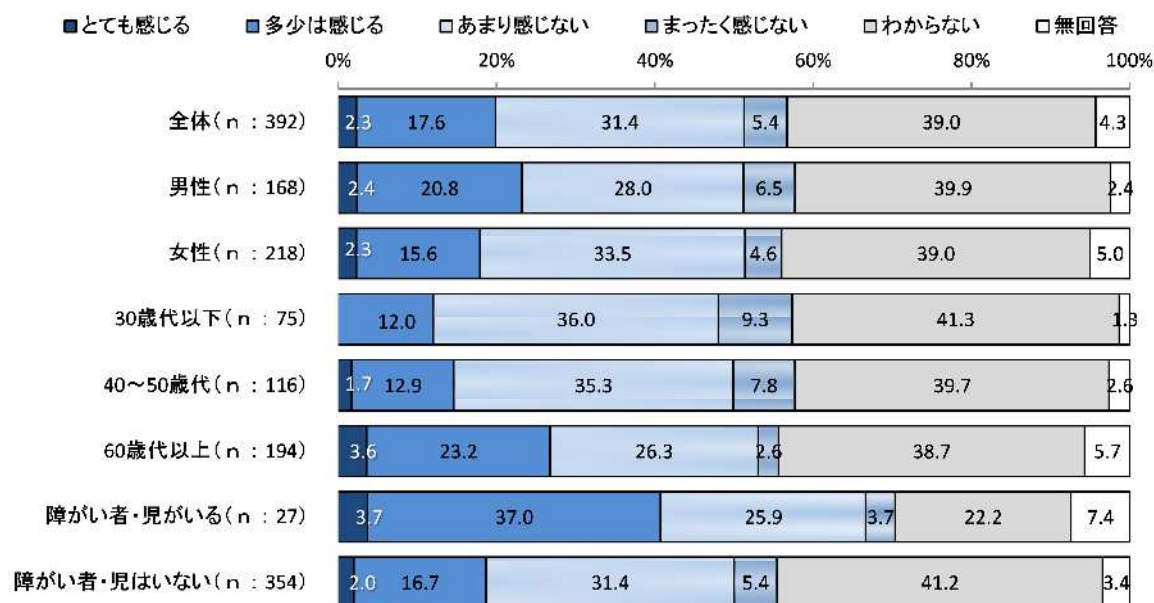
○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか(障がい児の保護者調査)



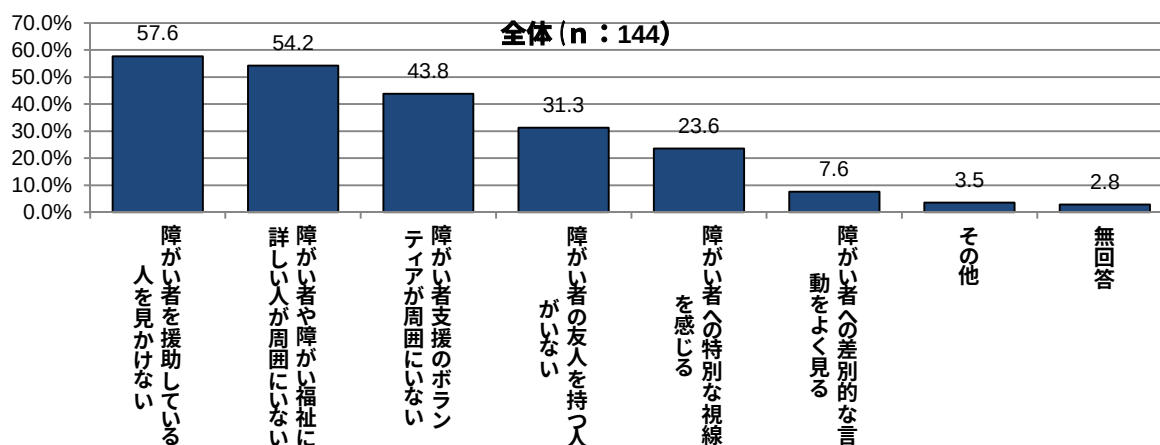
○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか(障がい児の保護者調査)



○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか（障がい者を除く市民調査）



○理解が深まっていないと感じる理由は何ですか（障がい者を除く市民調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人、障がい者を除く市民＝392人）

4-1 啓発・広報活動の推進

■ 施策展開の方向

障がいへの理解を深めることを目的とした、より多様なメディアによる広報活動に努めるとともに、様々な場面や状況によって、障がいのある人となない人が互いを知り、分かり合う機会の拡大に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 広報紙等による啓発

「広報そうか」や市ホームページはもちろんのこと、社会福祉法人草加市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等の協力を得て、機関誌等にノーマライゼーションの普及に資する記事の掲載を進めます。

また、特に障がいに対する理解の遅れている、知的障がいや精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいについては、障がいそのものに関する知識の普及・啓発を強化するとともに、平成28年4月から施行された障害者差別解消法について、その趣旨である障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供や障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努めます。

(2) 「障がい者週間」の周知

12月3日から12月9日までの「障がい者週間」をより有意義なものとするため、一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加を求めながら、障がいのある人と一般市民の意識啓発を目的とするイベント等を開催します。

(3) 障がいのある人となない人の交流の場の充実

障がいのある人となない人の交流の場の一環として、公民館の活用を検討するとともに、新たに公的施設等を建設する場合には、交流の場を確保するよう努めます。

(4) 啓発イベント

○障がいのある人となない人とが交流できる機会を今後さらに増やすとともに、啓発イベントにより多くの人に参加できるよう内容の充実を図ります。

○市民に福祉及びボランティアを理解してもらうため、福祉まつり等のイベントの際、企画する段階から障がいのある人の参画を促すなど、障がいのある人の社会参画の機会づくりと、イベントの共同実施体制の基礎づくりを進めます。

(5) ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及

障がいに関するシンボルマークのポスターを市庁舎をはじめとした市内の公共施設に掲示することや、ヘルプマーク、ヘルプカードを作成し配布することを通じ、ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及を促し、障がいのある人に対する市民の理解を促進します。

(6) 住民や事業者との連携・意見交換

地域や各市民団体の理解と協力を促進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じて、その後の障がいのある人に対する自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

4-2 ふくしきょういく すいしん 福祉教育の推進

□ 施策展開の方向

学校、幼稚園・保育園、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障がいのある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

■ 具体的な施策

(1) 福祉体験教室等の拡充【草加市人権施策推進基本方針】

社会福祉法人草加市社会福祉協議会とともに、福祉体験教室等を拡充し、より多くの児童・生徒が障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。

(2) 障がい等に対する理解を深めるための教育の推進【草加市人権施策推進基本方針】

生涯学習講座等において、障がいのある人に対する理解につながるテーマを取りあげ、市民に対する啓発を推進します。

4-3 ボランティア活動の活性化^{かつどう かつせいか}

■ 施策展開の方向

社会福祉法人草加市社会福祉協議会内にある、草加市ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動の理解を促進するとともに、地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図ります。

■ 具体的な施策

(1) ボランティア活動の啓発

ボランティア活動に関するパンフレットや「ボランティアだより」等の情報紙を発行します。

また、インターネット等を活用して、ボランティアに関する活動状況や募集情報等の情報発信を行います。

(2) 学校教育等によるボランティア意識の醸成

学校教育、社会教育をはじめとした生涯学習の幅広い分野において、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。

(3) ボランティアイベントの開催

市民のボランティア意識を高めるためのイベントを開催します。

(4) ボランティア講座等の開設

参加のための基礎知識を習得する場として、全ての市民に門戸を開いた世代別ボランティア養成講座を開催します。

(5) ボランティア体験機会の確保

青少年ワークキャンプ事業、初めてのボランティア事業等を通じて、企業や学校でのボランティア体験機会の確保に努めます。

(6) ボランティアセンターの強化

子どもから高年者まで全ての世代でボランティア活動が活発に行われるように、ボランティアセンターを強化し、ボランティア活動へのコーディネート、ボランティア活動への機材の提供、ボランティア相談等の事業を実施します。

(7) ボランティア交流集会等の開催

ボランティアに関する情報交換やボランティアの組織化を図るため、ボランティアセンターと協働して、ボランティア交流集会や、ボランティアリーダー研修会等を開催します。

(8) ボランティア活動への支援

ボランティア活動の自主性・自発性・創造性を最大限に尊重しながら、ボランティア保険の加入促進やNPO法人化に関する情報提供等、ボランティア団体等の支援を促進します。

(9) 障がいのある人のボランティア活動促進

ボランティア養成講座への協力等、ボランティアの受入先開拓に努め、障がいのある人のボランティア活動への参加を促進します。

5 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報]

現状と課題

市では、広報紙やホームページ等で関連する情報を周知し、また、障がい福祉課の窓口における来訪者への個別説明に努めています。市ホームページでは意見も受け付けています。

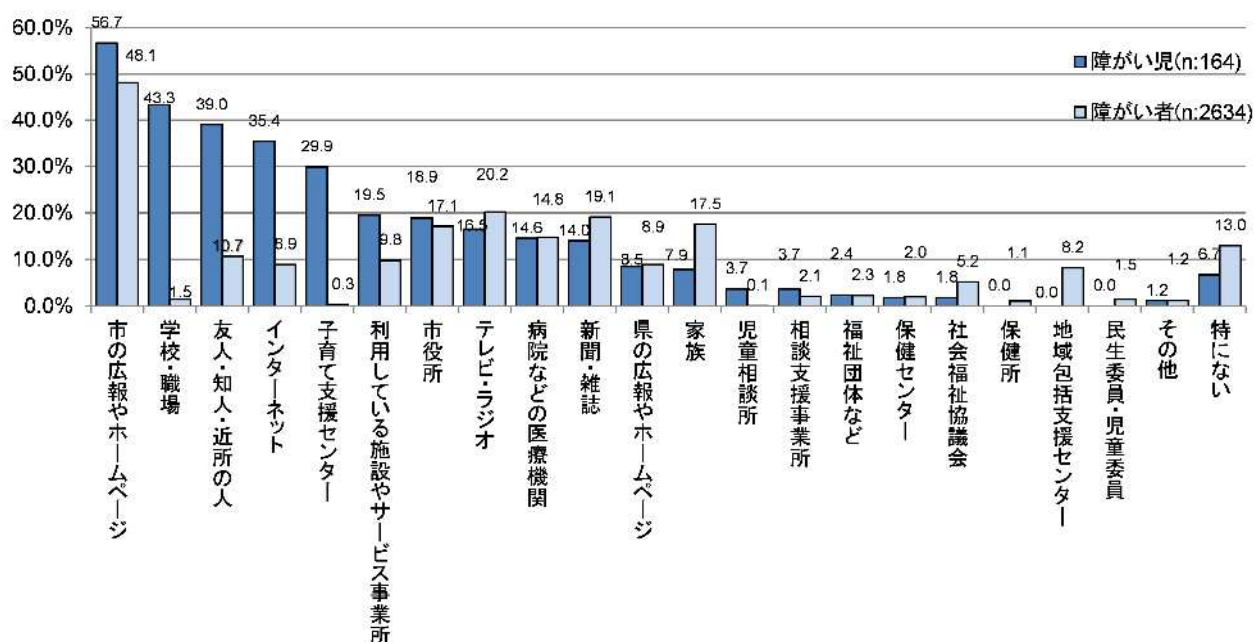
平成28年度に実施したアンケート調査において、「福祉に関する情報をどのように得ているか」の問いに対し、障がい者全体及びどの障がい種類別においても「市の広報やホームページ」が最も多く回答され、市の広報やホームページの重要性の高さが伺えます。

障がい者全体では、それに次いで「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」の順で多く回答されていますが、知的障がい者においては「家族」「利用している施設や事業所」の割合が高く、精神障がい者においては「病院などの医療機関」「インターネット」「市役所」の順に割合が高く、障がいの種類によって情報の入手経路に違いが見られます。

障がい児の保護者に対し同様の問いを聞いたところ、こちらも「市の広報やホームページ」が最も多く回答され、次いで「学校・職場」「友人・知人・近所の人」「インターネット」の順に割合が高く、障がい者と比較して情報の入手経路に違いが見られます。

このことから、障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくために必要な情報を提供するためには市の広報やホームページを充実させるだけでなく、様々な情報の入手経路があることを念頭に置きながら、利用者が十分に理解できるような配慮、対応方法を工夫して取り組むことが求められています。

○福祉に関する情報の入手経路について（障がい者調査、障がい児の保護者調査）



資料：「草加市障がい福祉に関するアンケート調査（平成28年11～12月）」（回答者数 障がい者＝2,634人、障がい児の保護者＝164人）

5-1 じょうほうていきょう じゅうじつ 情報提供の充実

■ 施策展開の方向

障がい等により、情報を入手することが難しい人もいます。そのような人が必要な情報を入手できるように、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

■ 具体的な施策

(1)視覚障がいのある人に対する情報提供の充実

- 声の広報、点字広報及び点字図書の拡充に努めます。
- 障がいのある人に対する情報提供に当たっては、SPコード、点字等による情報のバリアフリーに努めます。

(2)聴覚障がいのある人の言語としての情報提供の充実

- 手話通訳者及び要約筆記者を養成し、人数の確保に努めるとともに、派遣体制の拡充を図ります。
- 中途失聴者に対して手話を学習する場の設置を検討します。

(3)訪問による相談の実施

障がい等により、市役所をはじめとした相談機関を訪れることが難しい人や、サービスを受けていない人に、行政及び相談機関が連携して、個々の実情に合った情報・在宅サービスを提供できるよう訪問相談を実施します。

(4)広報媒体の検討

広報紙のほか、電話やファクス、インターネット等の媒体を使い、音声や映像による情報提供を検討します。

(5)広報紙等の充実

「広報そうか」や市ホームページに障がい福祉制度の案内等を掲載し、内容の充実を図ります。

(6)情報紙の窓口への設置等の支援

障がい者団体が発行する情報紙を広く市民に知っていただけるよう、窓口への設置等の支援を進めます。

(7)情報の提供

情報の発信・提供に当たっては、分かりやすい情報の提供を心がけるとともに、草加市
自立支援協議会を中心に相談支援事業所や障害福祉サービス事業所をはじめ関係各機関が
連携し、市内のどの公共施設においても共通した障がい福祉に係る情報を得ることができ
るような体制づくりに努めます。

5-2 えんかつ 円滑なコミュニケーションの支援 しえん

□ 施策展開の方向

障がい等により、自らの意思を十分に伝えることが難しい人が家庭生活及び社会生活にお
けるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図る
とともに、手話通訳者・要約筆記者の養成を進めます。

また、手話以外の言語、文字表記、点字、触覚、拡大文字、筆記、聴覚、平易な言葉等の
多様なコミュニケーションの方法についての啓発や利用促進と合わせて、様々な課題の整理
を進める中で、条例の制定を進めます。

■ 具体的な施策

(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚及び言語障がいのある人のコミュニケーション手段の確保のため、従来からの手話
通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を一層充実させるとともに、併せてこれに対応する
手話通訳者養成講座の充実を図ります。

(2)点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成

視覚障がいのある人への情報提供・社会参加を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員
の養成を促進するとともに、点字図書及び声の図書の普及を進めます。

6 あんぜん かいてき せいかつこうかん かくほ せいかつかんきょう 安全で快適な生活空間を確保する[生活環境]

現状と課題

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、一定規模以上の建築物の整備にはユニバーサルデザインの視点に立った設計がなされる必要があります。

また、市内における障がいのある人をはじめ不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路等の生活関連施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例で定める整備基準に適合していることが必要となります。

平成28年度に実施したアンケート調査にて、「市内の公共施設において、利用しにくいと思うこと」について聞いたところ、市民について「段差や階段などで移動しにくい」と回答した割合が最も高く、次いで「障がい者用の駐車場がない、少ない」「障がい者用のトイレがない、使いづらい」との回答が多く挙げられました。

併せて、「外出時の移動で困ること」について聞いたところ、「段差がある」と回答した割合が高く、「道幅（車道・歩道）が狭い」といった回答も多く挙げられました。

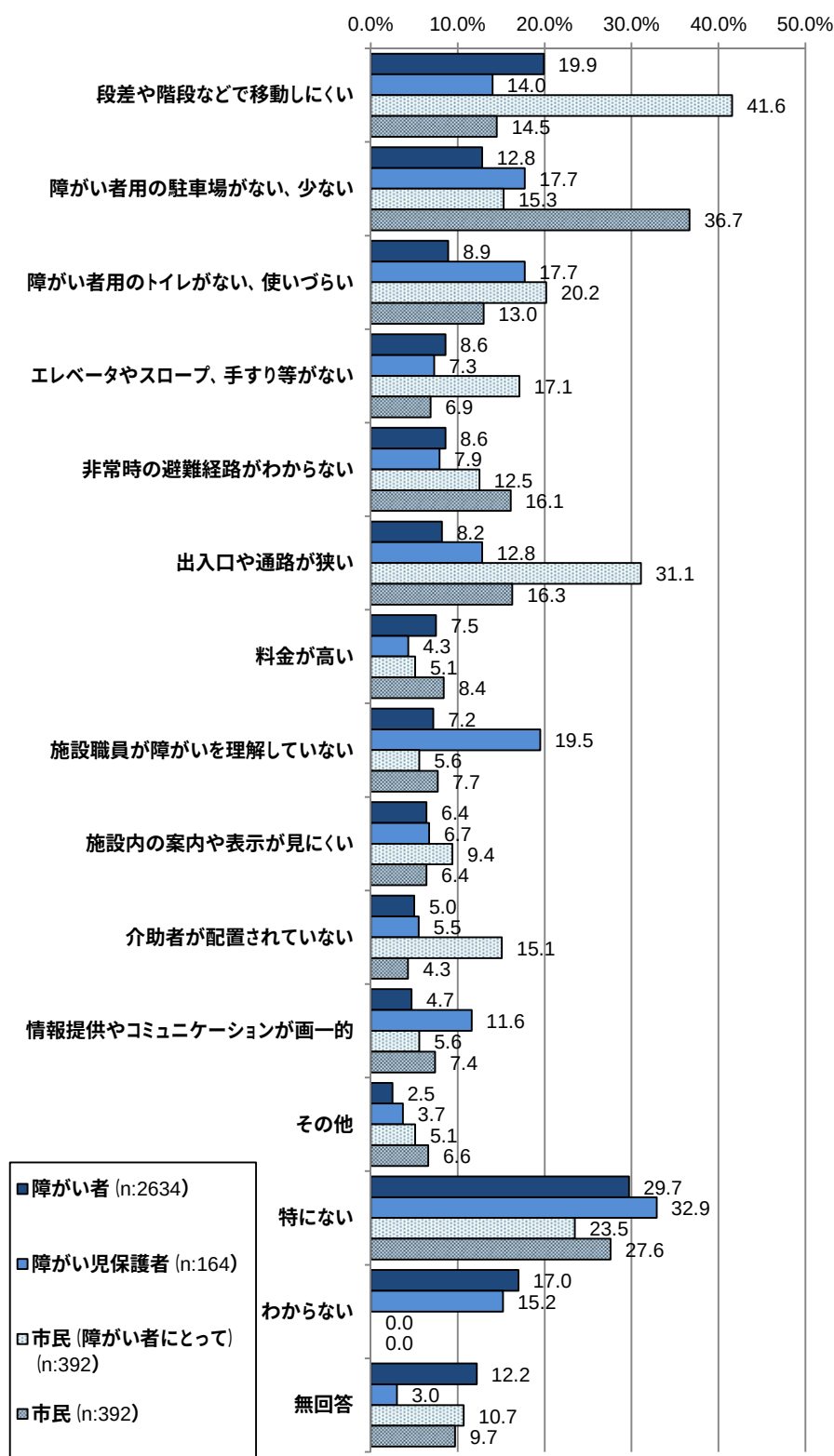
市の公共施設については、段差の解消をはじめ、障がいのある人用のトイレや専用駐車スペースの設置、車いすの配備等を、道路については改良の際に歩行者にやさしい歩道空間を確保すること等、引き続き利用しやすい空間づくりの推進に努めます。

また、障がいのある人も安心して暮らすことができるように、住宅改修に対する無利子貸付け等を行っています。また、要介護認定を受けている人は介護保険の住宅改修サービスを利用することができます。

多くの人が利用する鉄道駅舎や公共の建物、歩道等のユニバーサルデザイン化に向けて、関係機関との協議を行いながら積極的に進めていく必要があります。また、住宅改修については地域生活支援事業や介護保険サービスの利用促進に取り組む必要があります。

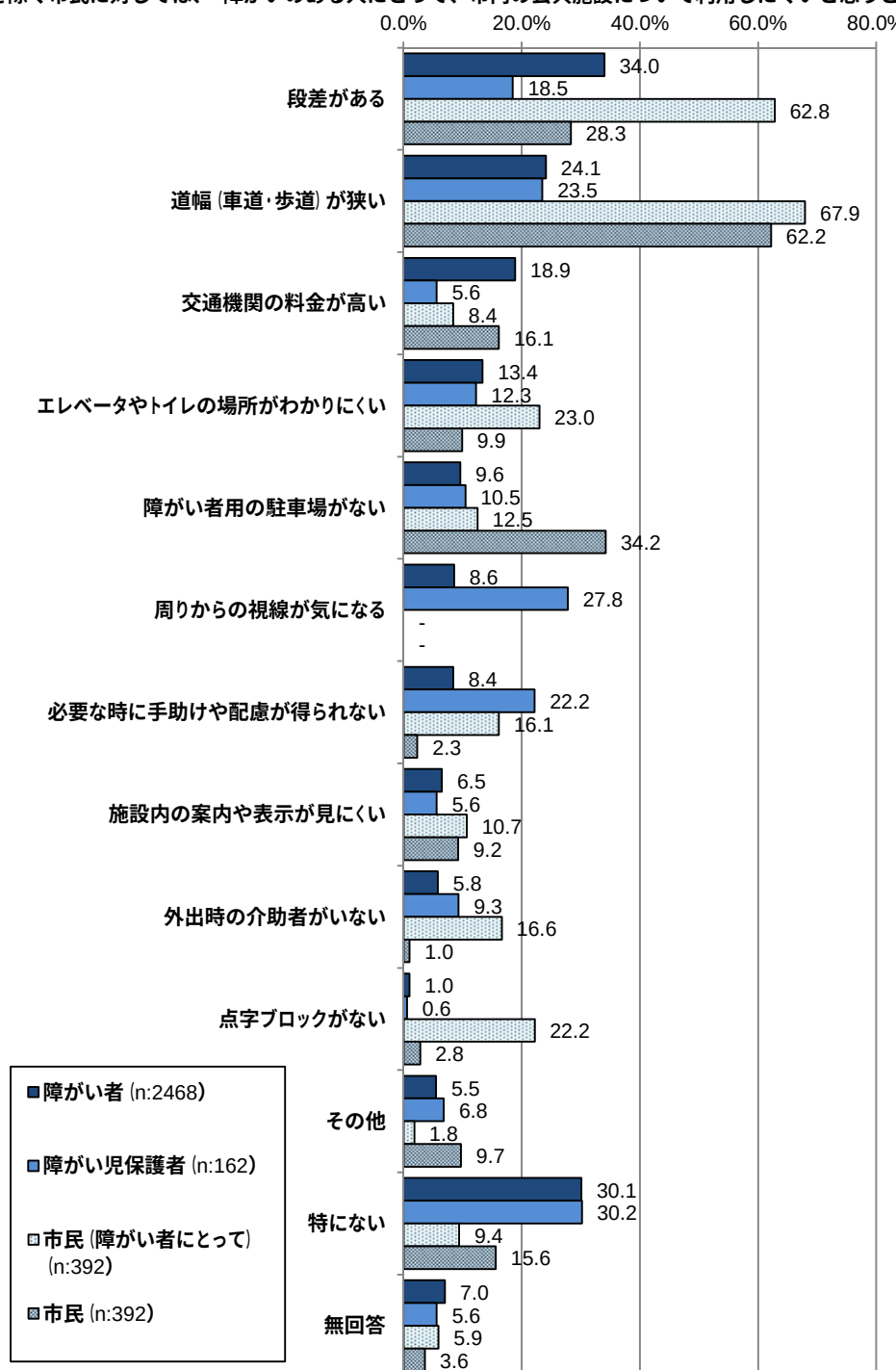
○市内の公共施設について、利用しにくいと思うことはありますか
(障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査)

※障がい者を除く市民に対しては、「障がいのある人にとって、市内の公共施設について利用しにくいと思うこと」を把握。



○外出時の移動で困ること（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）

※障がい者を除く市民に対しては、「障がいのある人にとって、市内の公共施設について利用しにくいと思うこと」を把握。



6-1 しょう がいのあるひとにやさしいこうきょうくわん かくほの確保

■ 施策展開の方向

障がい特性によるバリアの違いを把握し、障がいのある人が安心して利用できる公共空間の確保に努めます。

■ 具体的な施策

(1) 歩行空間の整備

高齢者や障がいのある人が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすがすれ違えることができる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックのほか、文字・音声・光(街灯)による誘導・案内等、複数の誘導システムの設置を積極的に推進します。

(2) 公共交通機関の環境整備【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組めます。

また、駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携を図りながらホームドアの整備に向けた検討をします。

(3) 道路交通環境の整備

地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化等を進めるため、基本構想の策定等を視野に入れ、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した安全対策に取り組めます。【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

また、警察と連携して違法駐車車両の排除を推進するとともに、駅前広場や道路等の放置自転車の解消を図るため、自転車安全利用ガイド員による利用者への指導等を推進し、高齢者や障がいのある人を含め全ての人が安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

(4)専用駐車場の確保

障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、障がいのある人専用の駐車場の設置を促進し、その確保を図ります。

(5)高年者や障がいのある人が活動しやすい住環境づくり

一定規模以上の開発行為については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、高年者や障がいのある人にやさしい施設の整備を図る等、人にやさしいまちづくりを進めます。

地域単位でのまちづくりの実施については、高年者や障がいのある人に配慮した住宅の外部空間整備のあり方等を検討します。

6-2 いどうしゅだん かくほ 移動手段の確保

施策展開の方向

障がいのある人の社会参加を促進するために、国、県の制度の活用を進め、さらなる各種外出サービスの充実を図ります。

具体的な施策

移動困難な人への移送サービス事業の充実

障がい等により、歩行若しくは公共交通機関の利用が難しい人に対し、社会生活圏の拡大や医療機関への通院、入退院や福祉施設等への移動を支援する事業の推進を図るとともに、移送サービス事業の利用希望者に対し、登録事業者の情報提供を行います。

また、関係機関、関係団体等と連携し、移動の手法について検討します。

6-3 じゅうたくかんきょう 住宅環境の整備 せいび

■ 施策展開の方向

地域で安心して暮らしていくために、建築物全般については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定められた整備基準に基づく審査を行うとともに、民間住宅等についてはユニバーサルデザインの視点に立った助言や費用支援の実施を、公営住宅については優先入居や、住替家賃助成制度により、住宅環境の整備に努めます。

■ 具体的な施策

(1)ユニバーサルデザインによる住宅等の供給推進

住宅等の建設に当たっては、そもそもバリアを作らないユニバーサルデザインによる設計を推進し、誰もが住みやすい居住環境の提供に努めます。

(2)高年者、障がいのある人向け住宅改造支援の推進

高年者や障がいのある人にとって好ましい住宅改造となるよう高齢者及び障害者住宅改善整備資金融資制度及び重度障害者居宅改善整備費補助事業を活用します。

(3)住宅の確保が困難な人に対するセーフティネットの構築【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035】

宅地建物取引業協会等と連携し、高年者、障がいのある人、外国籍市民、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居できるセーフティネット住宅の情報提供に取り組みます。

7 防犯・防災体制を強化する[生活環境]

現状と課題

障がいのある人が地域で安全で快適な生活を送るためには、安心して外出ができる公共空間が確保されていること、鉄道、バス、タクシー等の移動手段が確保されていること、生活の場となる住宅の確保、そして緊急・災害時における安全の確保等が必要です。

特に、緊急・災害時における安全の確保については、平成 28 年度に実施したアンケート調査において「災害時の避難所・避難場所を知っていますか」の問いに対して、障がい者全体及び障がい者を除く市民においては「具体的な場所を知っている」又は「場所の名前だけは聞いたことがある」と回答した割合が過半数を超えており、避難所及び避難場所についてはある程度周知ができていたことがわかります。

一方で、「災害時の備えをしていますか」の問いに対して、障がい者全体では「特にない」と回答した割合が最も高く、次いで「避難場所を確認している」「家族や知人などの緊急連絡先を用意している」の回答が多く挙げられています。

同様に、障がい児の保護者に対しお子さまのための災害時の備えについて聞いたところ、障がい児の保護者では「避難場所を確認している」と回答した割合が最も高く、次いで「特にない」「非常時持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意している」の回答が多く挙げられました。

また、障がい者を除く市民においては、「避難場所を確認している」と回答した割合が最も高く、次いで「非常時持出用品や備蓄品に、医薬品や食料等を用意している」「家族や知人などの緊急連絡先を用意している」の回答が多く挙げられています。

次に、災害時に1人で避難できるかどうかについて聞いたところ、身体障がい者では「指示がなくてもできる」と回答した割合が最も高く、次いで「その時になってみないとわからない」「できない」が多く挙げられており、知的障がい者では「できない」と回答した割合が最も高く、次いで「その時になってみないとわからない」「避難場所への文字や音声などの誘導があればできる」が多く、精神障がい者では「その時になってみないとわからない」と回答した割合が最も高く、次いで「指示がなくてもできる」「できない」が多いと、障がい種類によって違いが見られます。

そして、一般の避難所で避難生活を送ることができるかどうか聞いたところ、障がい者、障がい児の保護者ともに「できる」「多少できる」を合わせた割合が約半数弱の割合を占めています。

一方で、「一般の避難所での避難生活で特に不安に思うことはありますか」の問いに対し、障がい者全体では「トイレ」と回答した割合が最も高く、次いで「薬や医療」「食料」「プライバシーの保護」の回答が多く挙げられています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「コミュニケーション」「虐待や差別」の割合が他の障がい者に比べて高く、精神障がい者では、「薬や医療」「プライバシーの保護」の割合が他の障がい者に比べて高く、障がいの種類によって違いが見られます。

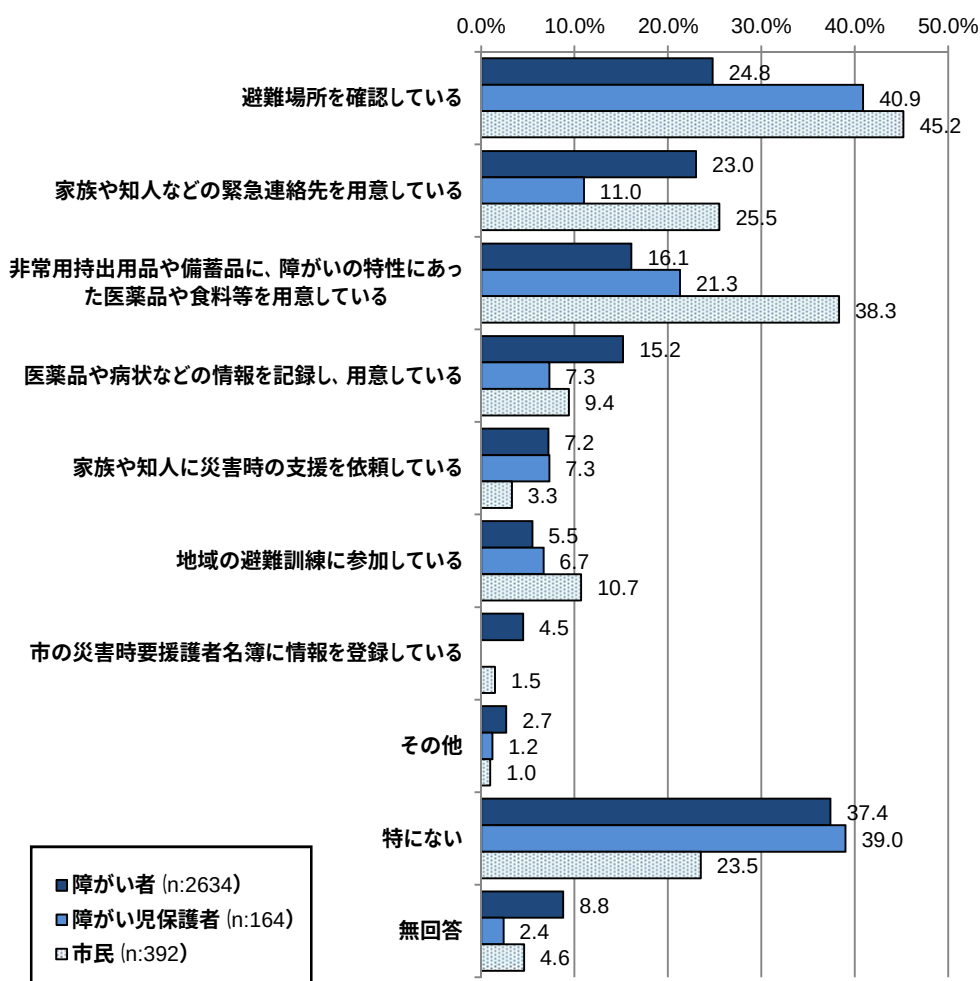
同様に、障がい児の保護者に対し「一般の避難所でお子さまが避難生活を送る際、特に心配に思うこと」について聞いたところ、「コミュニケーション」と回答した割合が最も高く、次いで「トイレ」「プライバシーの保護」「食料」の順に回答の割合が高い結果となっています。

障がい者を除く市民では、「トイレ」と回答した割合が最も高く、次いで「食料」「プライバシーの保護」「薬や医療」と回答した割合が高い結果となっており、一般の避難所において安心して避難生活を送るためには、トイレの整備や食料の備蓄、避難者のプライバシーが保護される空間の整備が主に求められていることがわかります。

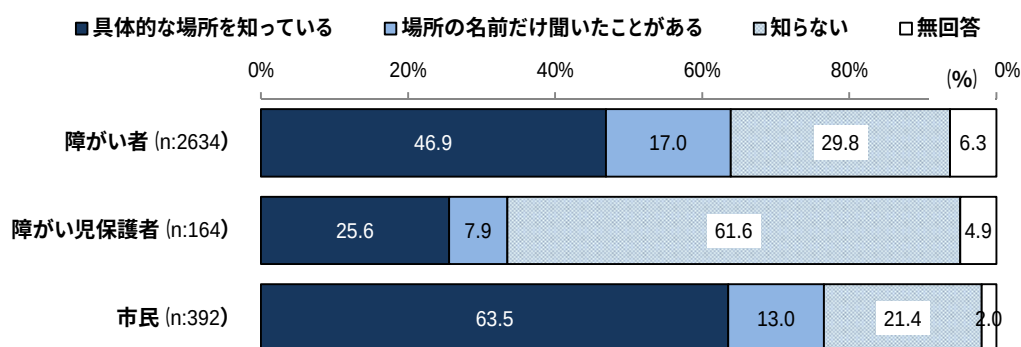
最後に、「福祉避難所」や「草加市災害時要援護者支援計画（平成29年8月から草加市避難行動要支援者支援計画に改定）」の認知状況について聞いたところ、障がい者及び障がい児の保護者において「知らない」と回答した割合が過半数以上を占めており、広報紙やホームページ等の媒体を活用し周知を図る必要があることがわかります。

以上のことから、日常生活においても、緊急時においても、安全が確保されるための地域ぐるみの施策が引き続き求められています。

○災害時の備えについて（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）

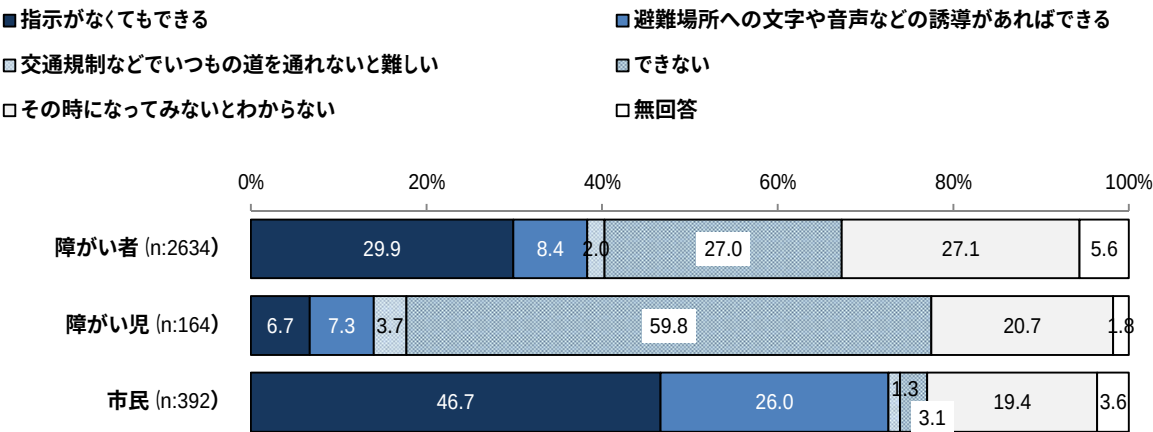


○避難場所等の認知について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



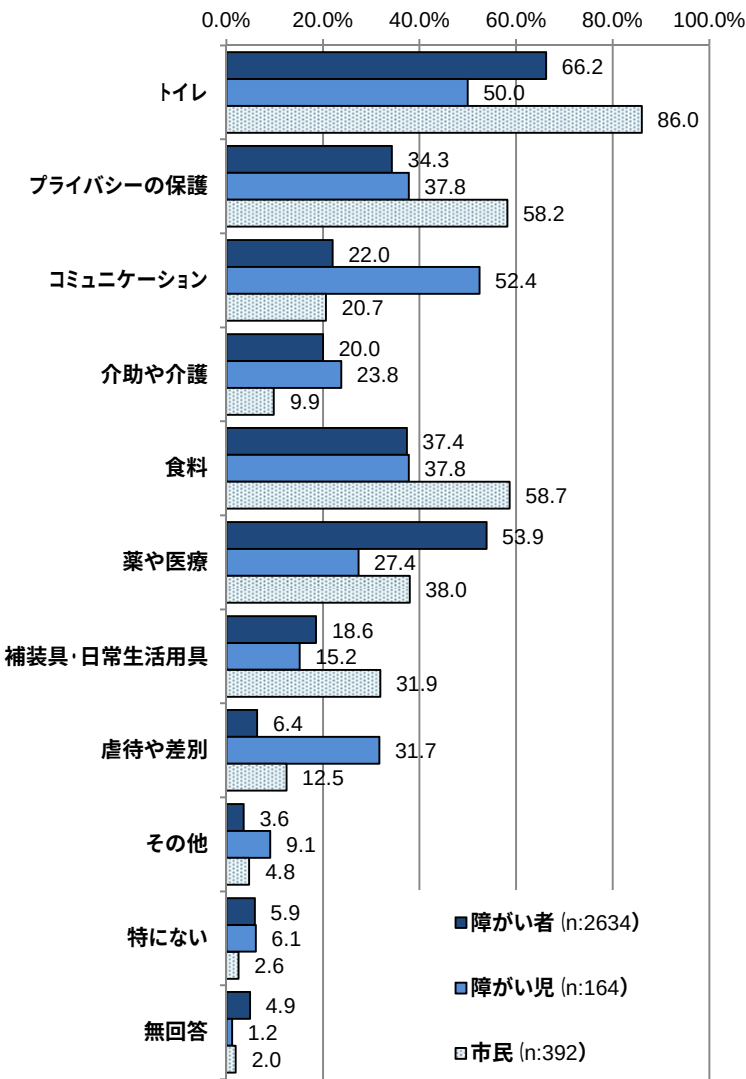
※障がい児保護者調査では、障がい児の認知状況について把握。

○災害時の1人での避難について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



※障がい児保護者調査では、障がい児の避難能力について把握。

○避難所生活での不安について（障がい者、障がい児の保護者、障がい者を除く市民調査）



※障がい児保護者調査では、障がい児の避難所生活の不安について把握。

7-1 ぼうはん ぼうさいたいせい かくほ 防犯・防災体制の確保

■ 施策展開の方向

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、地域における災害時の支援を早期に進め、災害時の避難所等、避難施設における配慮等も含め障がいのある人の安全確保に努めます。

■ 具体的な施策

(1)地域ぐるみの支援

地域ぐるみで障がいのある人を含めた市民の安全確保を図るため、自主防犯・防災組織を中心として、地域パトロール、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを図ります。

自主防災組織には、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の当事者、障がいを理解している個人及びボランティア活動団体等の参画を求めます。

地域主体の避難所運営組織を未設置校にも設立し、避難施設における要配慮者への配慮について多くの市民に認識してもらうよう努めます。

(2)障がいのある人に配慮した防犯・防災知識の普及・啓発

障がいのある人を含め、ハザードマップや防災講演会を通じた、災害から身を守るための防災知識の普及啓発、避難経路や避難場所の確認、地域や社会福祉施設等における適切な防災訓練、防災教育を推進します。

また、障がいのある人や難病の人らが災害時や日常生活の中で困った時に提示して支援を求めるヘルプカードを作成し、配布することを通じて、ヘルプカードの存在と意味を広く周知していきます。

(3)避難行動要支援者の把握と活用

障がいのある人や移動が困難な高年者等、特に見守りや災害時の支援が必要な人について、個人情報取り扱いに留意しつつ、民生委員・児童委員と連携して把握します。

なお、避難行動要支援者の把握は、災害時の安否の確認や避難所への誘導、あるいは、避難行動要支援者一人一人の支援を内容とすることが必要です。そのため、避難行動要支援者本人や介護者が安心して情報提供のできる仕組みづくりが求められます。

また、災害時には移動支援やコミュニケーション支援等、障がい等の状態に応じた支援が求められます。把握した避難行動要支援者情報を支援活動に活用できるよう新たな媒体の創出や地域での共有化に取り組み、避難行動要支援者の避難先等のあり方について関係各課含め研究を進めます。

(4)災害情報伝達体制の整備

障がい等により、防災行政無線で放送している風水害や地震といった自然災害等の情報を入手することが難しい人に対して、Eメールを用いて情報を配信する災害時メール配信システムを運用しており、今後もより多くの人に登録していただけるよう周知に努めます。

また、耳の不自由な避難者の情報収集の一助となるよう、聴覚障がい者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）を指定避難所である小・中学校のうち4校に設置し、聴覚障がいのある人が地震等の災害発生時に情報を収集することができるよう備えるとともに、操作マニュアルを作成し、発災時に誰でも操作できるよう体制の整備を図ります。

8 健康を維持・増進・回復する[保健・医療]

現状と課題

障がいの予防及び早期発見、障がいに対する適切な処置を行うため、保健及び医療に求められる役割及びその重要性は一層大きくなっています。

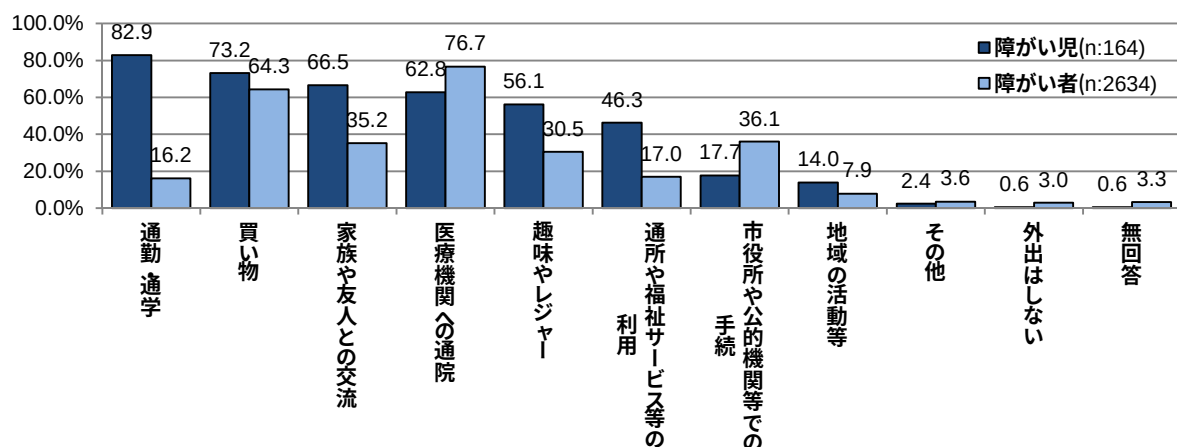
平成28年度に実施したアンケート調査において、日常の外出目的について聞いたところ、障がい者全体では「医療機関への通院」と回答した割合が最も高く、障がい種類別に見ても「医療機関への通院」と「買い物」が上位2項目を占める結果となっており、同様に障がい児の保護者に対しお子さまの日常の外出目的について聞いたところ、障がい者と比較し目的が多様であるものの、「医療機関への通院」と回答した割合が62.8%を占めていることからそれがわかります。

次に、医療機関について、障がいに関わるかかりつけの医療機関の所在地を聞いたところ、障がい者全体では身体障がい者及び知的障がい者では「市内の病院」と回答した割合が約半数で最も高く、精神障がい者では「市外の病院」と回答した割合が過半数で最も高い結果となっており、同様に障がい児の保護者に対しお子さまのかかりつけの医療機関について聞いたところ、「市外の病院」と回答した割合が41.5%と最も高い結果となっています。

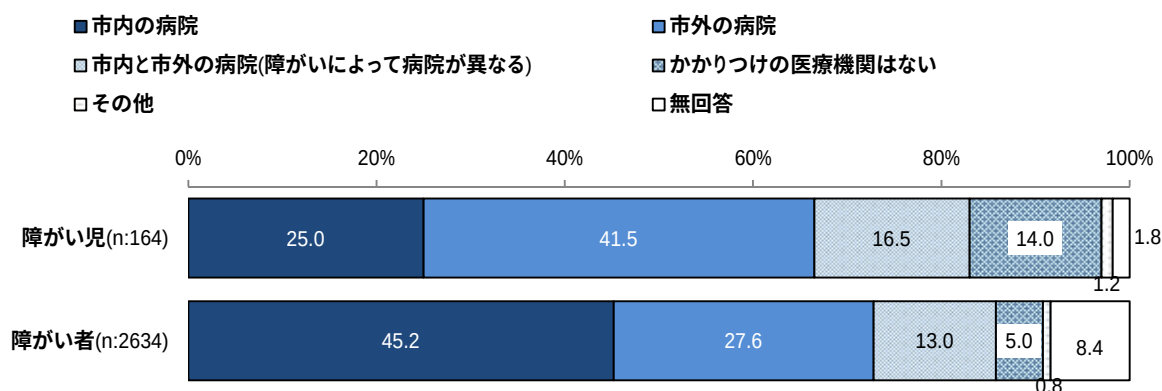
そして、医療機関を利用するときに、不便なことや困ったことについて聞いたところ、障がい者では「特にない」に次ぐ回答として「交通が不便」「交通費が高い」「医療費が高い」「障がい者が受診できる医療機関が少ない」といったことが挙げられており、障がい児の保護者では「障がい者が受診できる医療機関が少ない」と回答した割合が最も高く、次いで「適切な医療機関を受診するための情報や相談窓口が不足している」「交通が不便」となっています。

このことから、障がい者が安心して地域で生活を送るために必要な医療体制及び相談支援体制の充実が引き続き求められています。

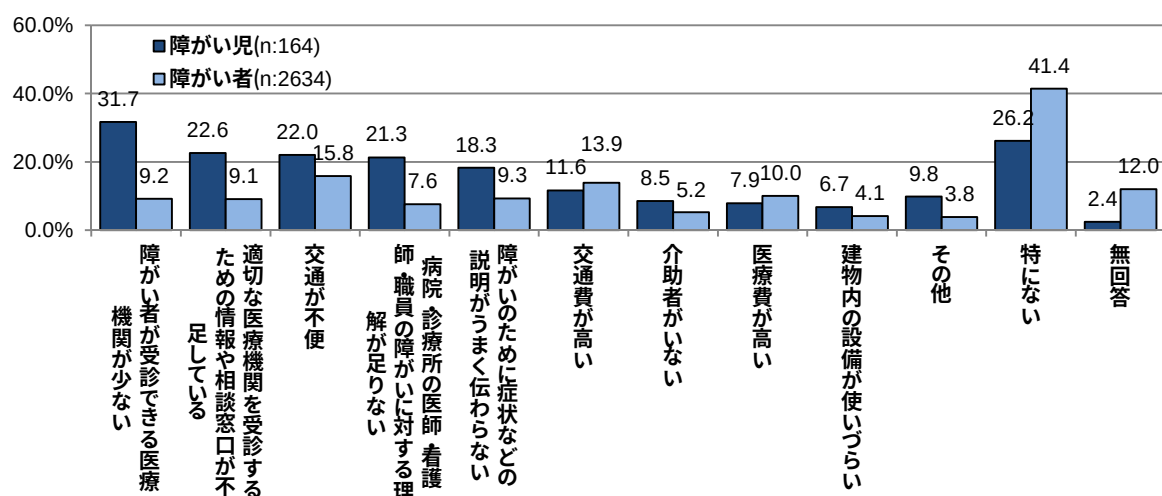
○日常の外出目的について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○かかりつけの医療機関について（障がい者、障がい児の保護者調査）



○医療機関利用時に不便なこと、困ったことについて（障がい者、障がい児の保護者調査）



8-1 にゅうようじき てきせつ ほけん りょういく かくほ 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

■ 施策展開の方向

関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

■ 具体的な施策

(1)妊婦健康診査の充実

安全な分娩を目的とする妊婦健康診査を充実します。

(2)乳幼児健康診査の充実

疾病・障がい等を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために、乳児健康診査、1歳7か月児健康診査・3歳3か月児健康診査をより一層充実します。

(3)訪問指導の充実

不安の強い妊産婦や発育・発達に遅れの疑いのある乳幼児等を対象に実施している訪問指導は、対象者の把握や個々への対応（量的・質的）ができる体制の確保と、それぞれに合った具体的な援助ができることを目指します。

(4)相談事業の充実

乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施していますが、心身の健康の相談等、各種相談に対応できるよう相談指導体制の充実を図ります。

また、幼児健診事後相談は、草加市子育て支援センター、保育園等と連携し、個々の状態にあった発達支援の充実を図ります。

8-2 こころ からだ けんこう すいしん 心と体の健康づくりの推進

■ 施策展開の方向

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

■ 具体的な施策

(1)健康づくりの普及啓発【そうか みんなで 健康づくり計画】

そうか みんなで 健康づくり計画に基づき、健康づくり対策を進め、生活習慣病の予防と積極的な健康推進を図ります。

(2)健康診査及び予防接種事業の充実

がん検診、一般健診、肝炎検診、歯科健診等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診査結果に基づく指導を充実します。また、感染症予防のため、定期予防接種の勧奨に努めます。

(3)健康教室・健康相談の充実

生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教室を充実します。

また、生活習慣病の予防等についての健康相談を充実します。

(4)生活習慣改善指導の充実

特定健診の結果等で、食生活や運動等の生活習慣を改善する必要がある人に対し、具体的な生活習慣の改善を支援する指導を行っており、この事業をより一層充実します。

(5)こころの相談の充実【そうか みんなで 健康づくり計画】

本人・家族からの精神疾患等に関する相談（訪問指導を含む）を受け、相談者の抱える問題を整理し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携した総合的な相談の充実を図ります。

(6)訪問指導の推進

40歳～64歳までの人で、その心身の状況や置かれている環境等に照らして、療養の指導の必要な人に、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行います。

8-3 ちいきいりょう 地域医療・ちいき 地域リハビリテーションの^{じゅうじつそくしん}充実促進

■ 施策展開の方向

関係機関と協力し、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

■ 具体的な施策

(1)市立病院における診療体制等の充実

視覚や聴覚等のコミュニケーションに障がいのある人に配慮した体制づくりを推進し、専門のスタッフが療養上の相談や社会資源に関する情報提供等を行い、障がいのある患者の不安解消や課題解決を支援します。

(2)障がいのある人への診療体制の充実

障がいのある人が医療を受けられるよう（一社）草加八潮医師会や草加歯科医師会等との連携を進めます。

また、草加保健所・埼玉県立精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、広域的な協力のもと、夜間・休日等における精神科救急医療に関する情報提供の充実を図ります。

(3)地域リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がいのある人の運動機能の回復を目指す活動だけでなく、全てのライフステージにおいて、医療、教育、福祉、労働等の多方面から、障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求を目指す総合的な活動の体系です。

そこで、草加市総合福祉センターであいの森で行うリハビリテーションの利用促進等、障がいのある人が地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう充実に努めます。

9 ^{さんかく}参画できる^{しく}仕組みをつくる[スポーツ・^{ぶんか}文化・まちづくり]

現状と課題

障がいのある人による地域のスポーツ・文化活動への参加は、障がいのある人自身の生活の質を向上させるだけでなく、市民同士の交流の機会が広がり、さらには障がいのある人の視点に立ったまちづくりへも発展します。

平成28年度に実施したアンケート調査では、「現在、趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか」の問いに対して、障がい者、障がい児の保護者及び障がい者を除く市民において「していない」と回答した割合が過半数を占める結果となっており、「している」と答えたのはいずれも30%から40%程度にとどまっています。

次に、最近1年間の地域行事への参加状況について聞いたところ、いずれの対象も「参加したことがない」と回答した割合が高いものの、知的障がい者では「祭りなどの地域の行事」「障がい者のスポーツ・文化イベント」「障がい者団体の集会・活動」の割合も高く、障がい児の保護者及び障がい者を除く市民では「祭りなどの地域の行事」「町内会等の活動」の割合が高い結果となっています。

そして、地域行事に参加したことがない理由について聞いてみると、障がい者全体では「高齢のため」と回答した割合が最も高く、次いで「障がいが重い、又は病状が不安定であるため」「移動が困難なため」の回答が多く挙げられました。

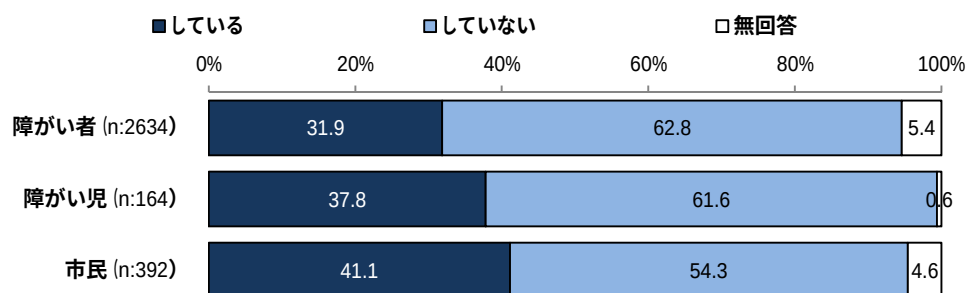
障がい種類別に見ると、身体障がい者では他の障がいに比べて「高齢のため」と回答した割合が、知的障がい者では「行事の情報が得られないため」「仕事や学業で忙しいため」と回答した割合が、精神障がい者では「人間関係がわずらわしいため」「障がいが重い、又は病状が不安定であるため」「自分の趣味に合う行事がないため」と回答した割合がそれぞれ高く、障がいの種類によって違いが見られます。

また、障がい児の保護者では「参加条件が子どもの障がいにとっては厳しいため」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの趣味に合う行事がないため」「人間関係で苦労するため」「行事の情報が得られないため」が多く挙げられています。

最後に、障がい者を除く市民に対し障がい者関連のイベントの参加状況について聞いたところ、「ほとんど参加しない」「まったく参加したことがない」を合わせた割合が90%を占め、その理由を聞いたところ、「忙しいため」と回答した割合が最も高く、次いで「あまり関心がないため」「行事の情報が得られないため」が多く挙げられています。

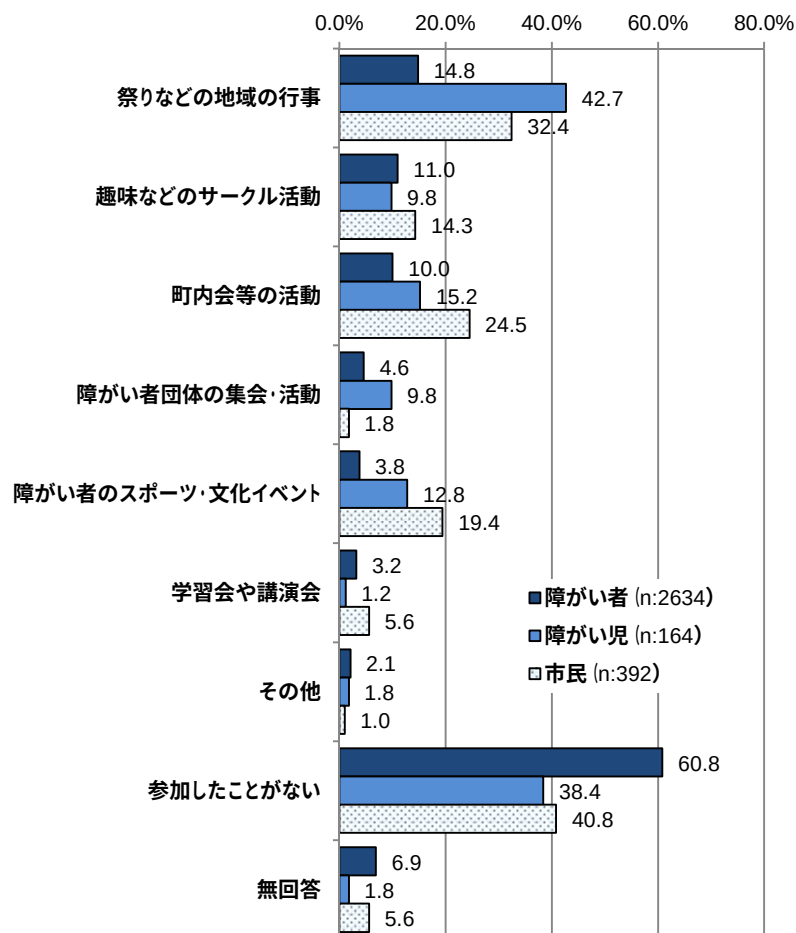
障がい者関連のイベント自体は開催されているものの、そのイベントの情報の周知やイベントへの興味及び関心を惹くような工夫が必要であることがわかります。併せて、障がいのある人も参加しやすい講座・活動の場の充実等、障がいのある人が気軽に参加することができる環境づくりが求められています。

○趣味、スポーツ、レクリエーションの実施状況について
(障がい者、障がい児の保護者調査、障がい者を除く市民調査)

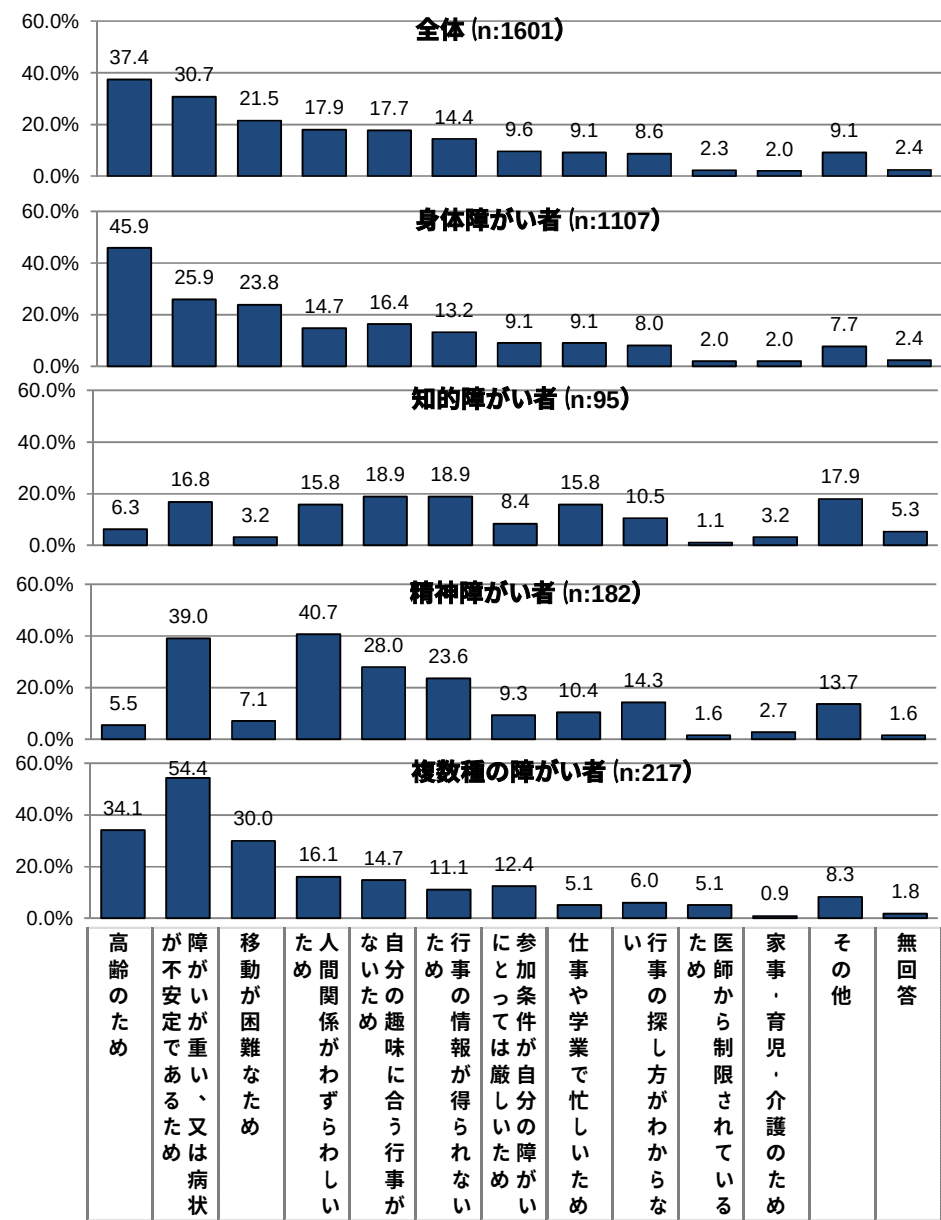


※障がい児保護者調査では、障がい児の趣味・スポーツの実践について把握。

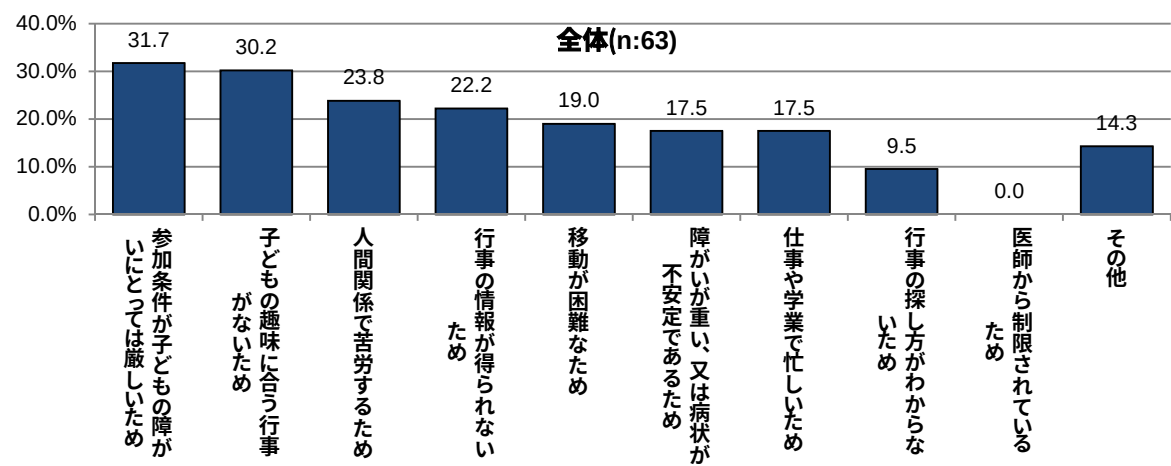
○地域行事への参加状況について
(障がい者、障がい児の保護者調査、障がい者を除く市民調査)



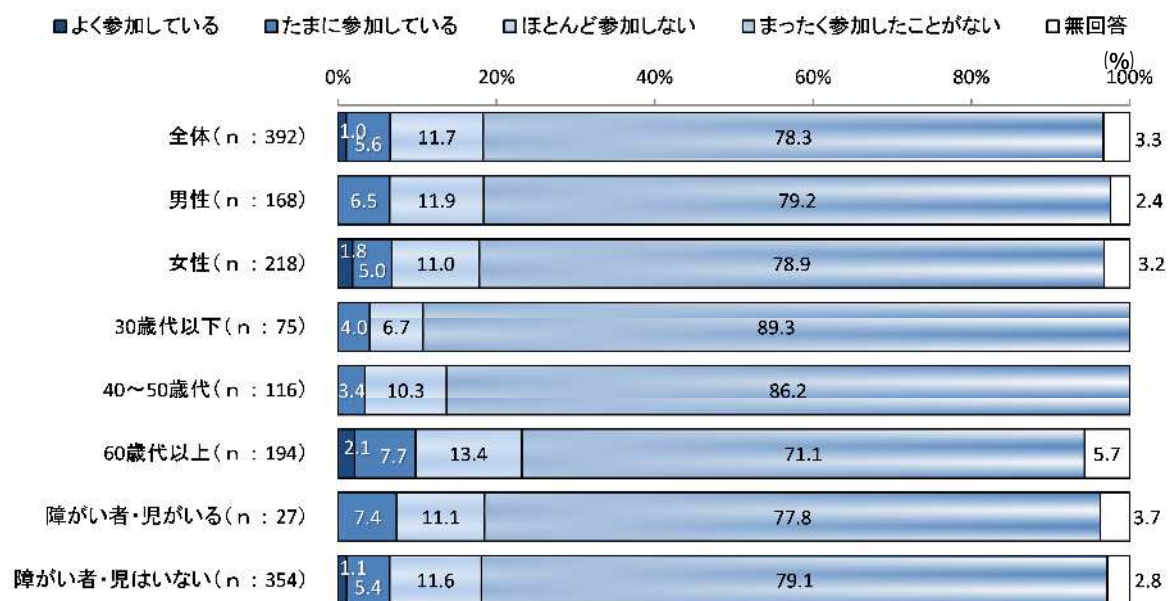
○地域行事に参加したことがない理由について（障がい者調査）



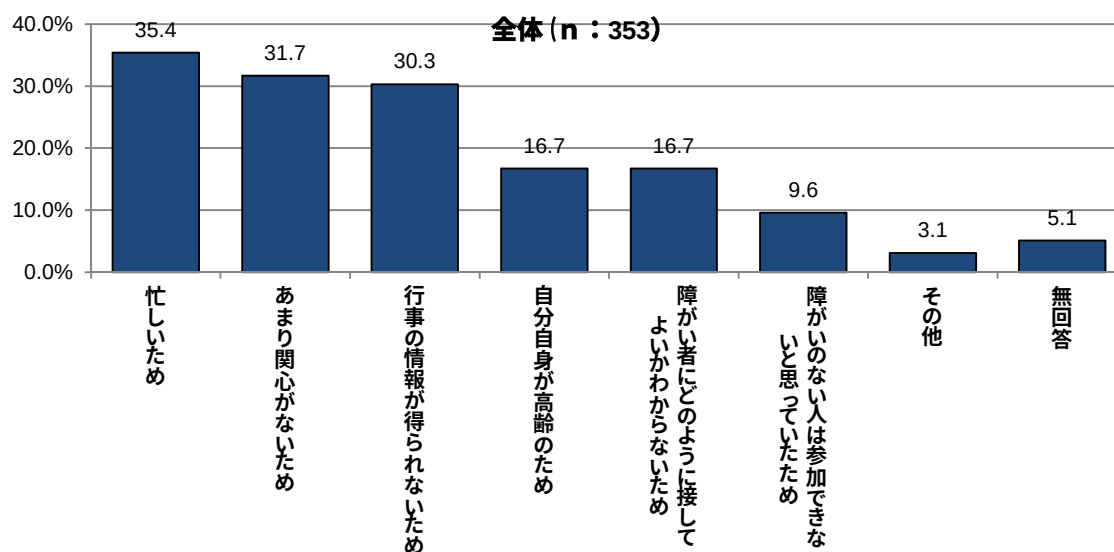
○地域行事に参加したことがない理由について（障がい児の保護者調査）



○障がい者関連のイベントへの参加状況について（障がい者を除く市民調査）



○障がい者関連のイベントに参加しない理由について（障がい者を除く市民調査）



9-1 スポーツ・文化活動の推進

■ 施策展開の方向

多様なスポーツ・文化活動を楽しめるまちづくりを推進します。

■ 具体的な施策

(1)社会資源の整備【草加市スポーツ推進基本方針】

スポーツやレクリエーションに利用する施設は、段差の解消、手すり及び多目的トイレの設置等、障がいのある人が利用しやすいように必要に応じて改善します。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーションを楽しむためには、それをサポートする指導員の養成・確保が必要である反面、障がいのある人のできるスポーツ・レクリエーションは障がいの種類、程度に応じて種目が多いことから、当面ボランティア等の協力が得られる種目から指導員を養成します。

さらに、スポーツやレクリエーションで使用する施設への道路、交通機関等の交通アクセスの整備を検討します。

(2)スポーツやレクリエーションの拡充

草加市スポーツフェスティバル（毎年体育の日に開催）の一環として開催する障がい者スポーツ体験交流会では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技種目の紹介や体験等をはじめとしたスポーツやレクリエーションを通じ、障がいのある人もない人も広く参加し、交流できるよう努めます。

さらに、各種スポーツ・レクリエーションを実施するに当たっては、障がいのある人たちの意見を尊重するのはもちろんのこと、関係団体及び広域市町との連携を図り、障がいのある人たち自身によるスポーツ・レクリエーションの企画を促進するとともに、障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの拡充に努めます。

(3)文化活動の推進

市や地域が主催する文化活動について、案内のチラシを窓口等に設置し周知をすることで、障がいのある人もない人も広く参加できるよう努めます。

9-2 かんけいだんたいどう れんけい 関係団体等の連携

■ 施策展開の方向

関係団体等と連携し、障がい者施策の効果的な推進を図ります。

■ 具体的な施策

(1) 民間との連携

福祉サービスの提供や人にやさしいまちづくりでは、社会福祉法人、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、運営団体、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、(一社)草加八潮医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

(2) 地域福祉の推進

都市化、核家族化の進展等により、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。そこで、地域福祉計画と連携し、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。

そのためには、市民一人一人の自主的な福祉活動の実践が必要であり、福祉活動の中核となる社会福祉法人草加市社会福祉協議会、ボランティア団体等、各種福祉団体の活動を支援します。

また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動が行えるよう、環境づくりを進めます。

9-3 まちづくり活動^{かつどう}への参画^{さんかく}の推進^{すいしん}

■ 施策展開の方向 【まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035、草加市男女共同参画プラン 2016】

ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進等により、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。

また、障がいのある人の視点によるまちづくりによりノーマライゼーションの実現を促し、障がいのある人となない人の協働によるまちづくりの推進に努めます。

■ 具体的な施策

地域や各市民団体の理解と協力を推進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じ、自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

第3編 第5期草加市障がい福祉計画

第3編 第5期草加市障がい福祉計画

第1章 計画の基本理念

本市では「第三次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念「ノーマライゼーション」と基本目標「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

2 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

4 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

第2章 地域生活、一般就労への移行の目標値

地域移行等の目標値については、国の考え方、埼玉県の考え方及び本市の現状を踏まえ、次のとおり設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第4期計画の実績

- 地域生活へ移行する目標者数を2人と設定し、施設入所者の削減数については、入所待機者が年々増加していることを踏まえ目標設定を実施しませんでした。平成29年度末までの実績としては、地域生活への移行者数はなく、入所削減数については、施設入所の必要性の有無を鑑み支援を実施した結果13人の増加となっています。

■第4期の目標値と実績

項目		平成25年度末	平成29年度末
入所者数 (人)	目標	—	—
	実績	101	114
地域生活移行 (人)	目標	—	2
	実績	—	0

第5期計画の目標値

- 平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の人数を推計し、平成32年度末までにおける地域生活に移行する方の数値目標を設定します。
- 埼玉県の考え方では、目標の設定に当たっては、平成32年度末までに平成28年度末時点の9%以上の人を地域生活に移行させることが望ましいとしています。また、施設入所者の削減数については、入所待機者が年々増加していることを踏まえて目標設定を行わないものとしています。
- 目標値の設定を行うに当たり、施設入所への要望の高さや、市として把握している実態も含めて判断することとし、市の実情に合った数値を設定します。
- このため、本市では、平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数111人のうち、実績や施設入所への要望等を考慮し、移行者割合を設定せず、移行が可能であると見込まれる人（2人）が地域生活へ無理なく移行できるよう支援します。

■地域生活へ移行する者の移行者数目標

項目	数値	考え方
入所者数(人)	111	○平成28年度末時点の施設入所者数
移行者割合(%)	—	○平成32年度末までにおける移行目標割合
〔目標値〕地域生活移行者数(人)	2	○施設入所からグループホーム等へ移行する方の数 2人程度を無理なく移行できるよう支援します

2 福祉施設利用者の一般就労への移行

第4期計画の実績

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する方の目標の設定に当たっては、埼玉県の方では平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることが望ましいとしております。本市では、第3期計画の目標値及び埼玉県の考え方等を踏まえて、平成29年度に平成24年度実績の3割増加した6人を目標としていましたが、平成29年度の実績は4人となっています。

■第4期の目標値と実績

項目		平成24年度	平成29年度
福祉施設を退所し、一般就労する方的人数(人)	目標	—	6
福祉施設を退所し、一般就労された方的人数(人)	実績	4	4

第5期計画の目標値

- 目標の設定に当たっては、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人について、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることが望ましいとしています。
- 埼玉県の方では、目標の設定に当たって国と同様に、平成32年度末までに平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることが望ましいとしています。
- 本市では、第4期計画の目標値及び埼玉県の考え方等を踏まえて、平成32年度に平成28年度実績の1.5倍増加した9人を一般就労へ移行することを目標とします。
- また、目標値である9人については、これまで市として実施してきた施設利用者への一般就労への支援を継続する上で、今後も安定した移行が実現できるよう考慮しています。

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項目	平成28年度	平成32年度	考え方
福祉施設を退所し、一般就労された方的人数(人)	6	—	○平成28年度実績
福祉施設を退所し、一般就労する方的人数(人)	—	9	○平成28年度実績の1.5倍増加

3 就労支援事業の利用者数

第4期計画の実績

- 埼玉県の間え方では、目標の設定に当たっては、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上の増加（平成25年度末実績の160%となること）と、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上（全事業所数の50%以上）とすることが望ましいとしています。
- 本市では、これまでの実績及び提供事業所の状況を踏まえ、平成29年度末における就労移行支援事業利用者を平成25年度末の利用者29人の6割増加した46人が就労移行支援事業を利用すること、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上である1事業所となることを目標としました。
- 実績としては、平成29年度末における就労移行支援事業利用者は53人で目標値の46人を上回り（目標値から15.2%の増）、就労移行率についても市内1事業所において3割以上を達成しています。

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標

就労移行支援事業所利用者数について

項目		数値	考え方
就労移行支援事業利用者数（人）		29	○平成25年度末実績
平成29年度末の就労移行支援事業利用者数（人）	目標	46	○平成25年度実績の6割増加 （平成25年度実績の160%） ※29人×1.6 46人
	実績	53	—

就労移行支援事業所数について（市内）

項目		数値	考え方
就労移行支援事業所数（か所）		1	○平成26年度末実績
平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（か所）	目標	1	—
	実績	1	—

第5期計画の目標値

- 埼玉県の方では、目標の設定に当たっては、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上の増加（平成28年度末実績の120%となること）と、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上（全事業所数の50%以上）とすることが望ましいとしています。
- また、平成30年度から新たに実施される就労定着支援において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることが望ましいとしています。
- 本市では、平成29年度の就労移行支援事業利用者数は53人であり、平成28年度末における利用者数40人の132.5%となっており、埼玉県の示した目標値を達成している状況となっています。
- このため、これまでの実績及び提供事業所の状況を踏まえ、平成32年度末に平成28年度実績における就労移行支援事業利用者の4割増加（平成28年度末実績の140%）した56人が利用することを目標とします。
- また、平成28年度末における市内の就労移行支援事業所は2か所、就労移行率3割を達成している事業所は1か所となっており目標を達成しています。
- なお、平成29年度末までに就労移行支援事業所が1か所開設されたことから、平成29年度末時点における事業所数は3か所となっており、このため就労移行率が3割以上の事業所についての目標は2か所として設定します。
- 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率については、事業実施に係る詳細が未定のため、就労定着率の目標は未設定とします。

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標 就労移行支援事業所利用者数について

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数（人）	40	○平成28年度末実績
平成32年度末の就労移行支援事業利用者数（人）の目標	56	○平成28年度実績の4割増加 （平成28年度実績の140%） ※40人×1.4 56人

就労移行支援事業所数について（市内）

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所数（か所）	2	○平成28年度末実績（A）
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（か所）	1	○平成28年度末実績（B）
平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（か所）の目標	2	○平成29年度末の就労移行支援事業所数 3 3事業所×50%=1.5事業所

4 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 発達障がい及び高次脳機能障がいを含む精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、埼玉県の間え方では、目標の設定に当たっては、平成 32 年度までに全ての市町村に、それぞれ協議会やその専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。
- 本市では、自立支援協議会等の既存の協議会等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行い、平成 32 年度までに精神障がい者の地域移行の推進に向けた協議の場の設置について検討を進めます。

5 地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等としての地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- 埼玉間の間え方では、目標の設定に当たっては、平成 32 年度までに全ての市町村ごとに少なくとも一つを整備することを基本としています。
- 本市では、自立支援協議会等の既存の協議会や基幹相談支援センター等の相談支援事業所等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行い、平成 32 年度までに地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進めます。

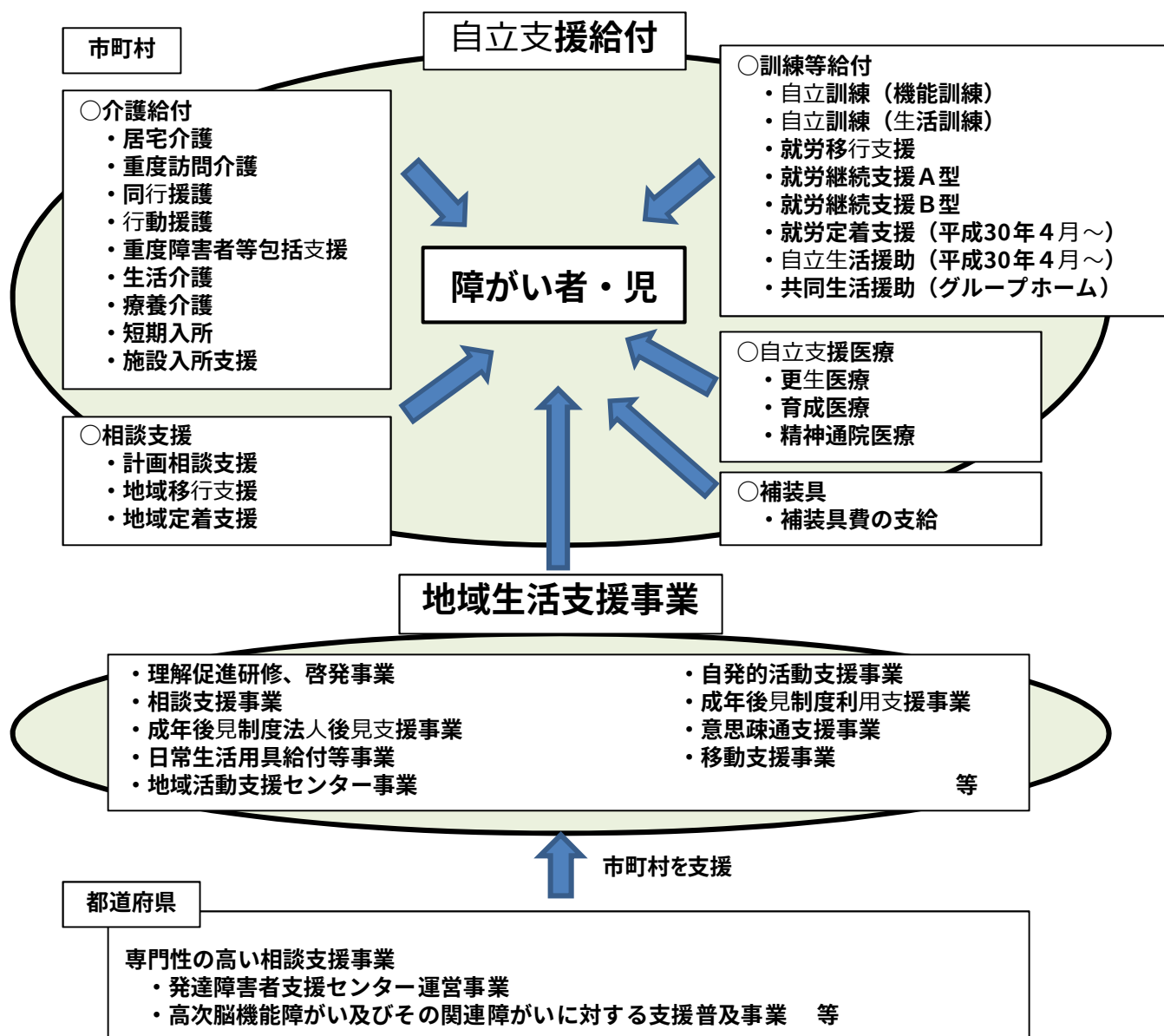
第3章 サービス量の推計と確保策

1 障害福祉サービスの事業体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つのサービスに大きく分かります。

サービスの支給は、認定調査や審査会における障害支援区分認定等を踏まえて決定されます。

障害福祉計画のサービス構成



2 障害福祉サービスの施策体系

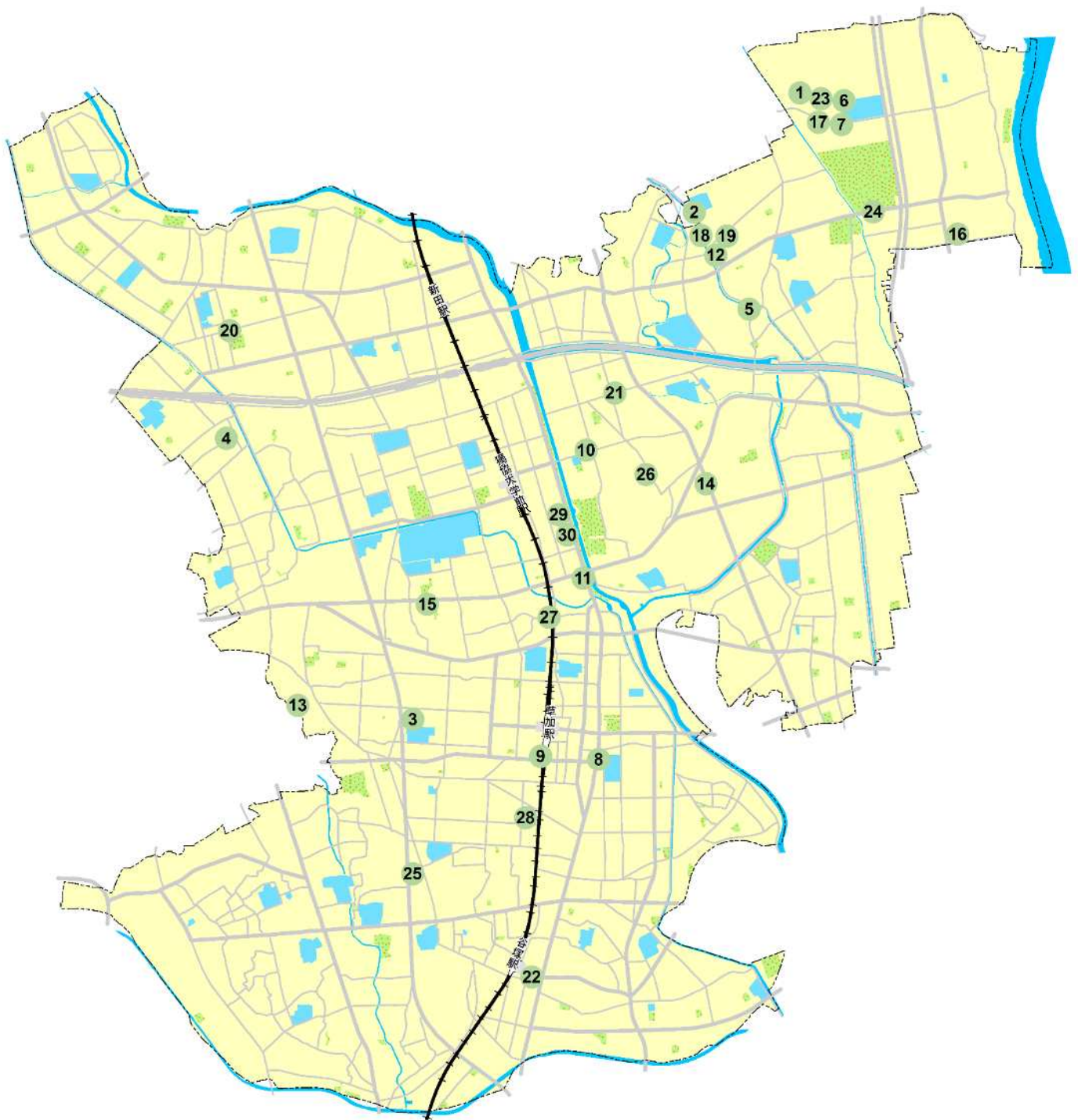


3 しょう しゃふくし かか しな いかんれんしせつ 障がい者福祉に係る市内関連施設

■平成 30 年 3 月 31 日現在

番号	施設名	対象障がい種別 (主に 18 歳以上)	サービス事業名	所在地
1	そうか光生園	身体障がい、知的障がい (知的障がいは、相談支援 事業のみ)	生活介護・短期入所・施設 入所支援・相談支援事業	草加市柿木町 1 2 1 5 番地 1
2	蒲公英の丘	知的障がい	生活介護・短期入所・就労 継続支援 B 型	草加市青柳八丁目 5 7 番 2 5 号
3	青空の家	知的障がい	生活介護	草加市西町 3 0 3 番地 1
4	あしかび	知的障がい	生活介護	草加市原町一丁目 5 番 3 3 号
5	青柳太陽の家	知的障がい	生活介護	草加市青柳四丁目 1 9 番 1 2 号
6	そよかぜの森	知的障がい、重症心身障が い者	生活介護	草加市柿木町 1 2 1 3 番地 1
7	つばさの森	知的障がい	就労移行支援・就労継続支 援 B 型	草加市柿木町 1 1 0 5 番地 2
8	キャリカ草加	精神障がい	就労移行支援・自立訓練 (生 活訓練)	草加市中央一丁目 1 番 1 2 号 松ロイヤルビル 4 階
9	ウェルビー草加駅前 センター	精神障がい (発達障がい)	就労移行支援・発達障害者 就労支援センター	草加市氷川町 2 1 0 1 番地 1 シーバリオビル 3 F
10	アルト	身体・知的・精神障がい	就労継続支援 A 型	草加市中根一丁目 2 番 1 4 号 中根柴川ビル 2 F
11	クリスタルサービス	知的・精神障がい	就労継続支援 A 型	草加市栄町一丁目 1 番 3 号 キャッスルマンション草加松原 1 0 3
12	希望の家	知的障がい	就労継続支援 B 型	草加市青柳八丁目 2 番 3 4 号
13	西れんげ草	知的障がい	就労継続支援 B 型	草加市苗塚町 4 2 番地 2 2
14	ひかり	知的・精神障がい	就労継続支援 B 型	草加市弁天二丁目 2 2 番 7 号
15	まほろば	身体・知的・精神障がい	就労継続支援 B 型	草加市花栗一丁目 1 1 番 2 3 号
16	草加ロイヤルケア センター	身体・知的障がい (重症心身障がい者を含む)	短期入所	草加市柿木町 1 2 3 番地 2
17	ひまわりの郷	知的障がい	共同生活援助・短期入所	草加市柿木町 1 1 0 4 番地
18	ばれっと	知的障がい	共同生活援助	草加市青柳五丁目 4 5 番 2 7 号
19	光輪の家	知的障がい	共同生活援助	草加市青柳八丁目 2 番 3 3 号
20	ゆいまある番号館	知的障がい	共同生活援助	草加市清門二丁目 3 1 番地 7
21	中根ホーム	精神障がい	共同生活援助	草加市中根三丁目 1 4 番 8 号
22	ふらっと草加	精神障がい	相談支援事業・地域活動支 援センター I 型	草加市谷塚一丁目 2 番 1 4 号
23	ひかり (そうか光生園 内)	身体障がい	地域活動支援センター II 型	草加市柿木町 1 2 1 5 番地 1
24	であいの森	身体・知的・精神障がい	地域活動支援センター II 型	草加市柿木町 2 6 1 番地 1
25	栄光の家	知的障がい	地域活動支援センター III 型 (サービス向上型 A・B 型)	草加市谷塚町 1 9 3 2 番地 1
26	れんげ草	知的障がい	地域活動支援センター III 型 (サービス向上型 A・B 型)	草加市弁天一丁目 6 番 1 8 号
27	めだか工房	知的障がい	地域活動支援センター III 型 (サービス向上型 A・B 型)	草加市草加一丁目 7 番 1 3 号
28	草加物産企画	精神障がい	地域活動支援センター III 型 (サービス向上型 C 型)	草加市氷川町 6 7 番地 4 テラスハウスアライ 1 0 2 号
29	草加市基幹相談支援 センター	身体・知的・精神障がい	基幹相談支援センター	草加市栄町二丁目 1 番 3 2 号 ストーク草加式番館 1 階
30	みらい	身体・知的・精神障がい	東部障がい者就業・生活支 援センター	草加市栄町二丁目 1 番 3 2 号 ストーク草加式番館 1 階

障がい者福祉に係る市内関連施設配置図

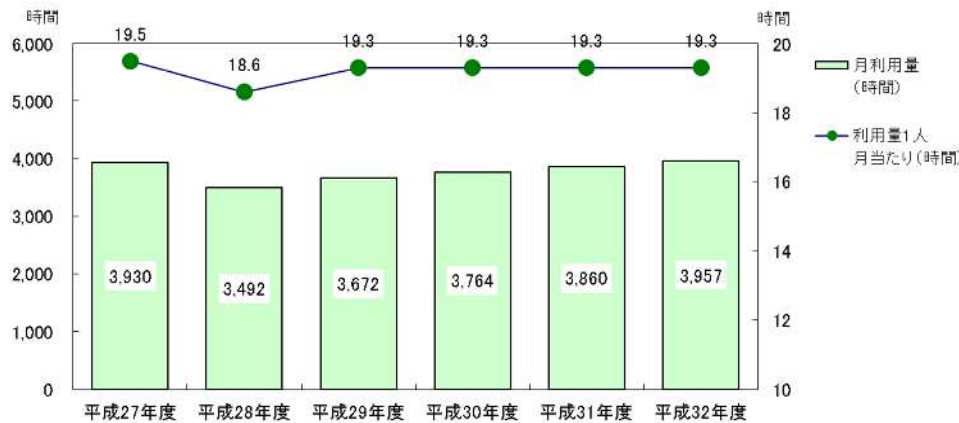


4 在宅生活への支援

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	障害支援区分1以上の者 ただし、通院等介助の場合は別要件有

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	202	188	190	195	200	205
	知 的	75	68	70	71	72	73
	精 神	41	37	37	38	38	39
月利用量 (時間)		86	83	83	86	90	93
月利用量 (時間)		3,930	3,492	3,672	3,764	3,860	3,957
利用量1人 月当たり(時間)		19.5	18.6	19.3	19.3	19.3	19.3

【給付実績と推計値について】

今後の利用について、平成27年度から平成29年度の実績を基に、1人月当たりの利用量は平成27年度から平成29年度まで横ばいで推移していますが、現在の利用状況等も考慮し平成29年度実績と比べ微増傾向で推移することを前提としました。月利用時間は、平成30年度の3,764時間から平成32年度には3,957時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するもの (障害支援区分4以上であり、別要件に該当する者)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



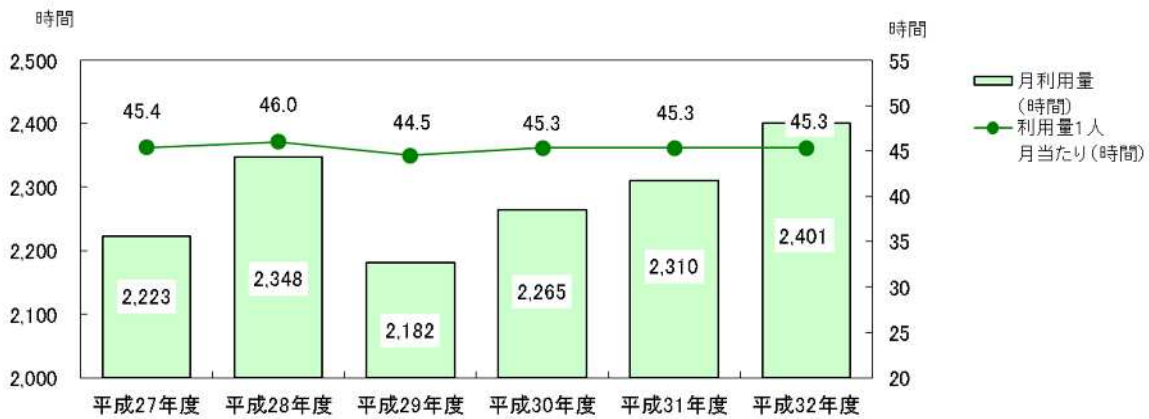
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	9	11	11	13	16	20
	知 的	6	8	8	9	10	11
	精 神	3	3	3	4	6	9
		0	0	0	0	0	0
月利用量 (時間)		1,456	1,505	1,268	1,574	1,976	2,520
利用量1人 月当たり (時間)		161.8	136.8	115.3	121.1	123.5	126.0

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの利用量は平成27年度から平成29年度まで減少傾向で推移していましたが、平成30年度以降は医療機関においてもヘルパーの訪問が可能となること等、利用状況の変化について勘案し推計しました。月利用時間は、平成30年度の1,574時間から平成32年度には2,520時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等 (身体介護を伴う場合と身体介護を伴わない場合とで別要件)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

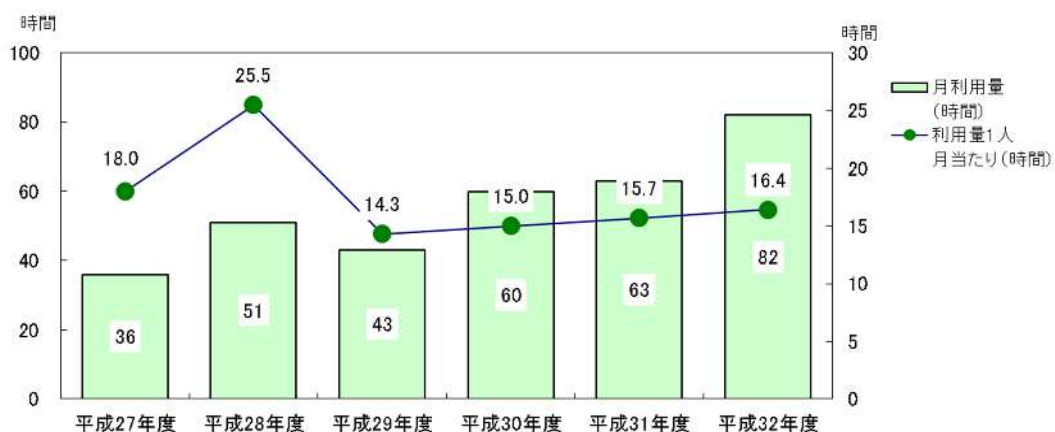
	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	49	51	49	50	51	53
月利用量 (時間)	2,223	2,348	2,182	2,265	2,310	2,401
利用量1人 月当たり (時間)	45.4	46.0	44.5	45.3	45.3	45.3

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの利用量については、平成27年度から平成29年度まで横ばい傾向で推移していますが、利用している重度の視覚障がい者のニーズ等を踏まえて増加傾向で推移することを前提としました。月利用時間は、平成30年度の2,265時間から平成32年度には2,401時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するもの (障害支援区分3以上であり、別要件に該当する者)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)		2	2	3	4	4	5
	知 的	2	2	3	4	4	5
	精 神	0	0	0	0	0	0
月利用量 (時間)		36	51	43	60	63	82
利用量1人 月当たり (時間)		18.0	25.5	14.3	15.0	15.7	16.4

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの利用量は平成27年度から平成29年度までの推移から、利用者のニーズによる増減がありましたが、平成30年度以降については、現在の利用状況等も鑑み、平成29年度実績と比較し増加すると推計しました。月利用時間は、平成30年度の60時間から平成32年度の82時間と、増加傾向で推移すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもの (障害支援区分6の者であって別要件に該当するもの)

※このサービスの給付実績はありません。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
自立生活援助 (新規)	自立支援給付 (介護給付)	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、左記の支援を要するもの

■利用者数

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）				1	1	2

【給付実績と推計値について】

平成30年度から新たに設けられたサービスです。障害者支援施設やグループホームからのひとり暮らしの希望者数等を勘案し、平成32年度は利用者数を2人として推計しました。

在宅生活を支援するサービスを確保するための方策

草加市をサービス提供地域とする事業所数は、平成29年末時点で175事業所であり、これに対し利用実績は46事業所であることから、サービス量は既存の事業所での確保を想定します。

また、利用者からは在宅生活を支える上で質の高いサービスを持続的に求められており、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス事業者と連携を図り、サービスの質の維持・向上に取り組めます。

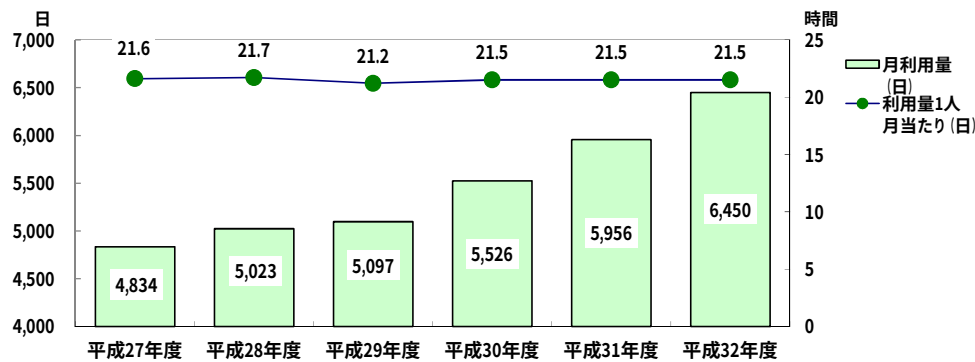
居宅介護	64 事業所
重度訪問介護	64 事業所
同行援護	38 事業所
行動援護	9 事業所

5 日中活動への支援

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」「療養介護」「短期入所」「自立生活援助」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「就労定着支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
生活介護	自立支援給付 (介護給付)	主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。	入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するもの (障害支援区分3(50歳以上の場合は障害支援区分2)以上であり、別要件に該当する者)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	224	231	240	257	277	300
	知 的	27	27	26	26	27	29
	精 神	197	204	214	231	250	271
		0	0	0	0	0	0
月利用量 (日)		4,834	5,023	5,097	5,526	5,956	6,450
利用量1人 月当たり(日)		21.6	21.7	21.2	21.5	21.5	21.5

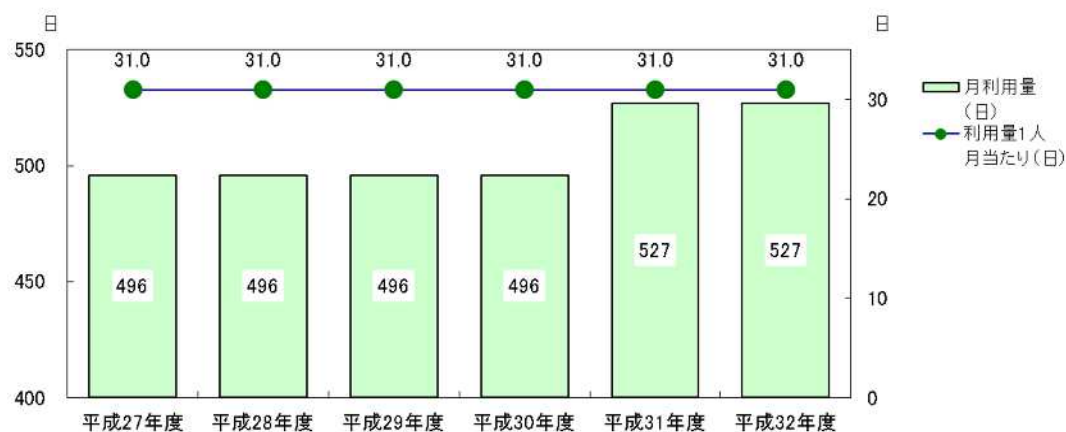
【給付実績と推計値について】

1人月当たりの利用量は市内の生活介護事業所が増加した平成29年度を基準とし、平成30年度から平成32年度までが増加していることと、生活介護事業所利用についてのニーズの高さ等を考慮し増加傾向で推移することを前提としました。

このため、月利用量については、平成30年度の5,526人日から平成32年度の6,450人日に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
療養介護	自立支援給付 (介護給付)	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話を行います。 また、療養介護のうち医療に係るものについては療養介護医療として行います。	① A L S 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6のもの ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上のもの

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

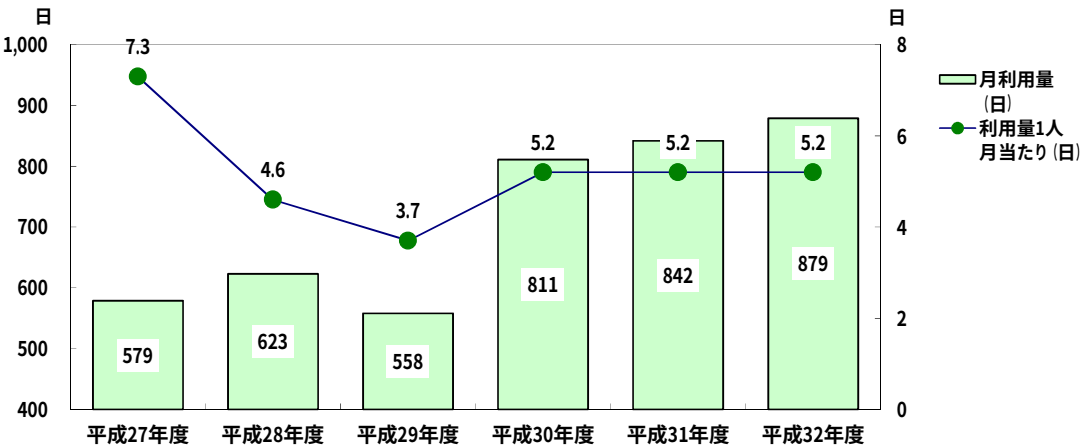
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体 的	16	16	16	16	17	17
		15	15	15	15	16	16
		1	1	1	1	1	1
月利用量 (日)		496	496	496	496	527	527
利用量1人 月当たり(日)		31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの利用量は平成27年度から平成29年度までの推移から、横ばい傾向で推移することを前提としました。月利用量は、平成30年度の496日から平成32年度の527日に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
短期入所	自立支援給付 (介護給付)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をして、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障害支援区分1以上の者

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	79	136	152	156	162	169
	知 的	6	12	16	17	18	20
	精 神	72	122	132	134	137	139
月利用量 (日)		1	2	4	5	7	10
月利用量 (日)		579	623	558	811	842	879
利用量1人 月当たり(日)		7.3	4.6	3.7	5.2	5.2	5.2

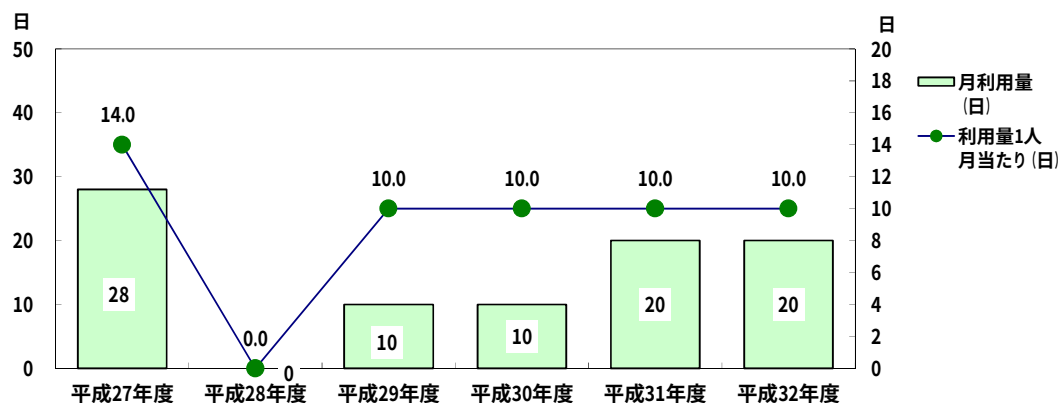
【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの月利用量は増加傾向で推移してきていることと、サービス利用に対するニーズの高さから今後も増加傾向で推移すると考え、平成30年度の811日から平成32年度の879日に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
自立訓練	自立支援給付 (訓練等給付)	機能訓練 障害福祉サービス事業所等において又は障がい者等の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者
		生活訓練 障害福祉サービス事業所等において又は障がい者等の居宅を訪問して行う入浴、排せつや食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等の支援を行います。	

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量

機能訓練

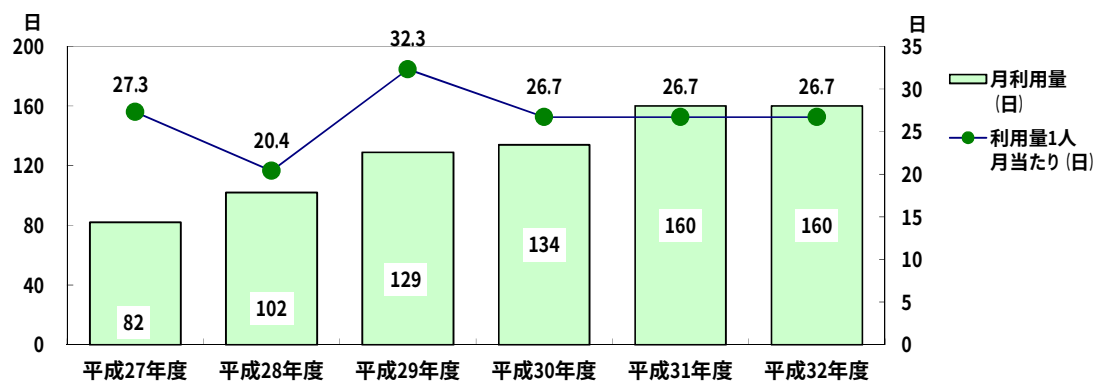


(平成29年6月分まで集計し年度値を集計)

機能訓練

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給決定者数 (人)	身 体	2	0	1	1	2	2
	身 体	2	0	1	1	2	2
利用者数 (人)	身 体	2	0	1	1	2	2
	身 体	2	0	1	1	2	2
月利用量 (日)		28	0	10	10	20	20
利用量1人 月当たり (日)		14.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0

生活訓練



(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を集計)

生活訓練

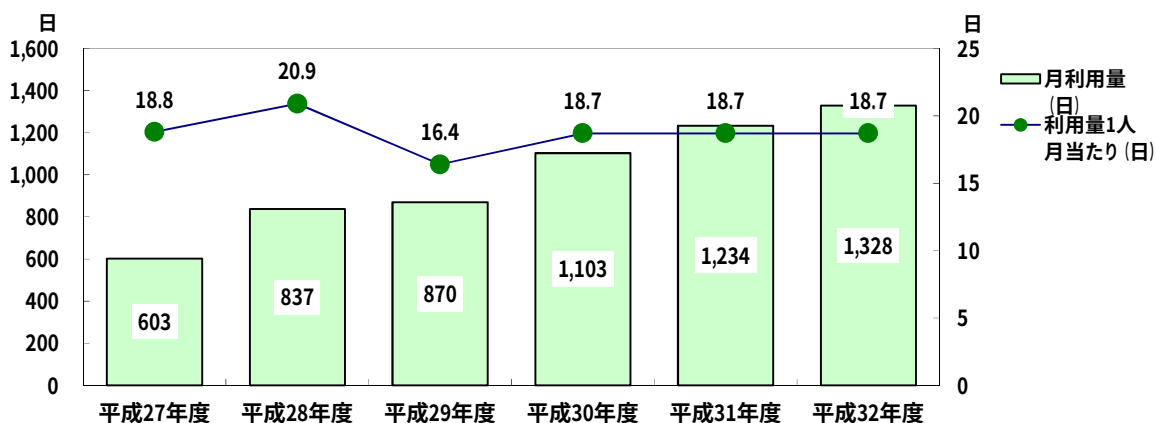
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)		3	5	4	5	6	6
	知 的	0	1	2	2	3	3
	精 神	3	4	2	3	3	3
月利用量 (日)		82	102	129	134	160	160
利用量1人 月当たり (日)		27.3	20.4	32.3	26.7	26.7	26.7

【給付実績と推計値について】

機能訓練については、平成27年度以降で利用者数は少ない状態が続いていますが、生活訓練とも合わせて利用ニーズの少ないサービスではないため、平成29年度の利用状況が継続して利用されると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労移行 支援	自立支援給付 (訓練等給付)	生産活動、職場体験その他の活動の 機会の提供その他の就労に必要 な知識及び能力の向上のため に必要な訓練、求職活動に関する 支援、その適性に応じた職場開 拓、就職後における職場への定着 のために必要な相談その他の必 要な支援を行います。	①就労を希望する者であって、単 独で就労することが困難であるため、 就労に必要な知識及び技術の習得 若しくは就労先の紹介その他の支 援が必要な65歳未満のもの又は65 歳以上のもの ②あん摩マッサージ指圧師免許、は り師免許又はきゅう師免許を取得 することにより、65歳以上の者を含 む就労を希望する者 ※65歳以上の者は、別要件あり。

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

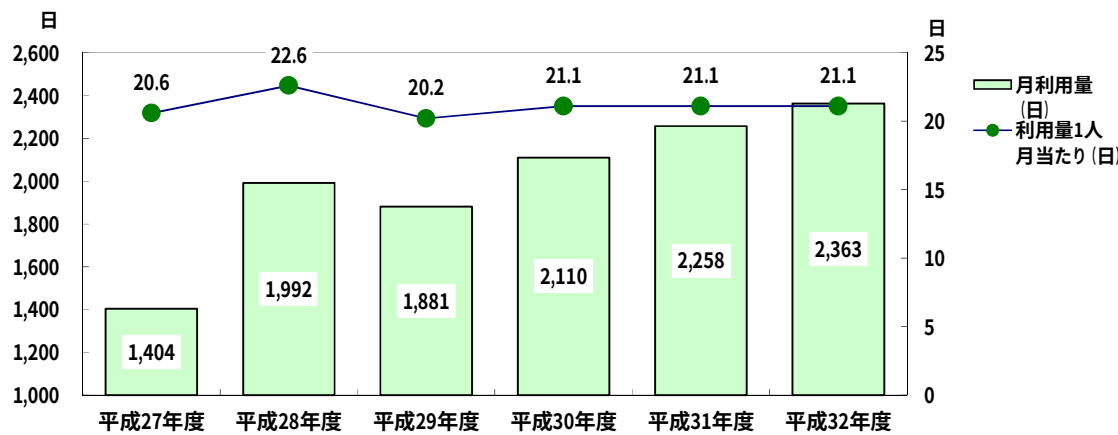
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	32	40	53	59	66	71
	知 的	3	2	3	3	4	4
	精 神	10	14	19	22	25	28
月利用量 (日)		19	24	31	34	37	39
月利用量 (日)		603	837	870	1,103	1,234	1,328
利用量1人 月当たり (日)		18.8	20.9	16.4	18.7	18.7	18.7

【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの実績が増加傾向で推移していることと、サービス利用に対するニーズの高さから今後も増加傾向で推移するとし、月利用量は平成32年度で1,328人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労継続 支援(A型)	自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満のもの又は65歳以上のもの ※65歳以上の者は、別要件あり。

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	68	88	93	100	107	112
	知 的	16	19	19	21	23	24
	精 神	21	26	27	29	31	33
	難 病	31	42	46	49	52	54
月利用量 (日)		0	1	1	1	1	1
月利用量 (日)		1,404	1,992	1,881	2,110	2,258	2,363
利用量1人 月当たり(日)		20.6	22.6	20.2	21.1	21.1	21.1

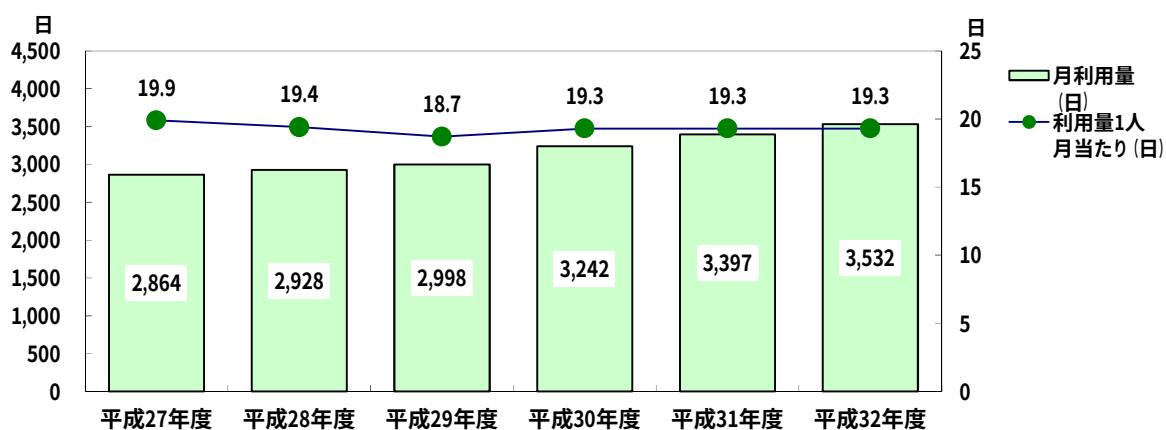
【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの実績では利用者数、月利用量は増加傾向で推移しており、さらには市外における新規事業所の開設もあり、利用者数は大幅に増加している状況です。

今後については就労支援事業に対する国・県の考え方等を踏まえ、また、サービス利用者のニーズ等も考慮し月利用量は平成32年度で2,363人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労継続 支援(B型)	自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定の年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待されるもの

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

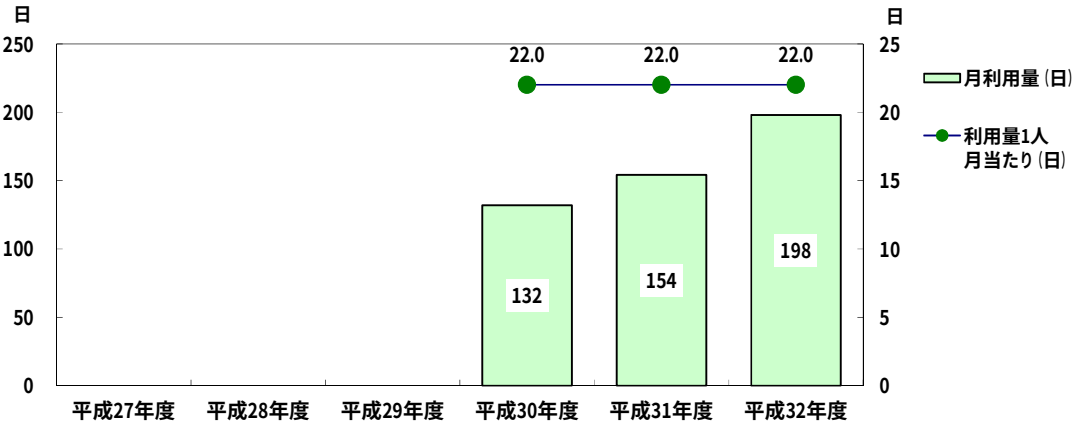
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身体	144	151	160	168	176	183
	知的	6	7	6	7	8	9
	精神	123	128	137	142	147	152
月利用量 (日)		15	16	17	19	21	22
		2,864	2,928	2,998	3,242	3,397	3,532
利用量1人 月当たり(日)		19.9	19.4	18.7	19.3	19.3	19.3

【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの実績で利用者数が微増傾向にありましたが、今後は現在の利用者のニーズ等も踏まえ増加傾向で推移するとし、平成32年度の利用者数は183人で月利用量は3,532人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労定着支援 (新規)	自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過したもの (病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過したものも含む)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）				6	7	9
月利用量（日）				132	154	198
利用量1人月当たり（日）				22.0	22.0	22.0

【給付実績と推計値について】

平成30年度から新たに設けられたサービスです。福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案し、平成32年度は利用者数を9人、月利用量は198日と推計しました。
なお、利用者1人の月当たりの利用量は埼玉県のを参考に22日としています。

日中活動を支援するサービスを確保するための方策

障がいのある人の日中活動を支援する体制の充実とサービス提供の基盤整備を図る必要があります。

第4期計画期間中において新規に開所した事業所は、生活介護事業所1か所（定員50名）、自立訓練（生活訓練）・就労移行支援事業所1か所（定員6名・14名）、就労継続支援A型事業所1か所（定員33名）、就労継続支援B型事業所1か所（定員20名）、合計4か所、定員数の合計は123名となっています。

特に平成29年6月に開所した生活介護事業所については、重度心身障がい者の受け入れも可能な施設となっており、利用者のニーズに合わせた施設整備が進んでいる状況が伺えます。

第5期計画期間においても、引き続き利用者の意向に沿った質の高いサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業者の動向を注視しつつ、就労支援事業所等を含めサービス提供の基盤整備に努めます。

■市内の通所施設利用状況

単位：人

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用定員数	337	337	427	447	467	487
利用者数	421	515	551	590	634	674
市外施設利用者等	84	178	124	143	167	187

※通所施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A・B型の事業所を指します。

6 居住の場への支援

サービス名	給付の種類	内容	対象者
施設入所支援	自立支援給付 (介護給付)	その施設に入所する障がい者につき、夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	障害者支援施設等が行う施設障害福祉サービスにより対象者は異なる

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

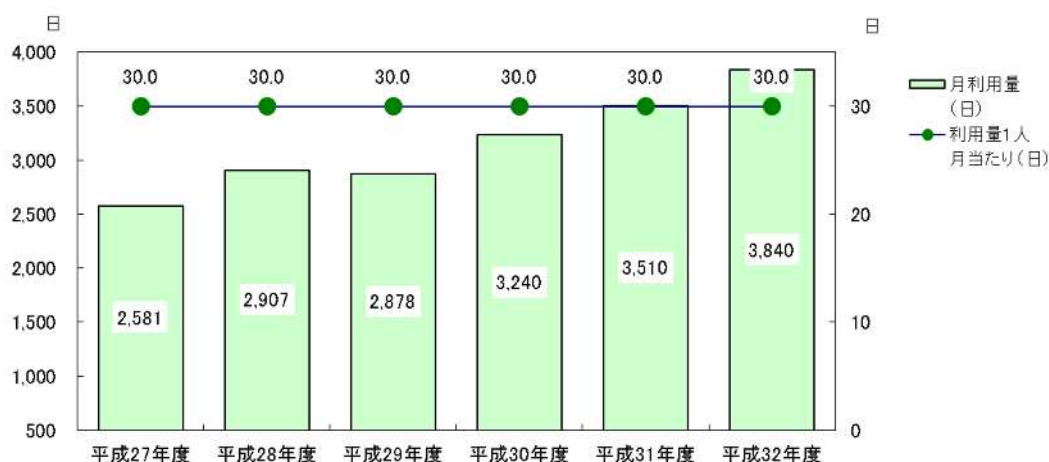
		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)		111	111	114	115	117	119
	身 体	25	24	23	23	24	25
	知 的	86	87	91	92	93	94
	精 神	0	0	0	0	0	0
月利用量 (日)		3,356	3,416	3,366	3,473	3,533	3,594
利用量1人 月当たり (日)		30.2	30.8	29.5	30.2	30.2	30.2

【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの推移では利用量1人月当たりと利用者数はともに横ばい傾向で推移していましたが、今後は施設入所へのニーズの高さ等も踏まえ増加傾向で推移することを前提とし、月利用量は平成32年度で3,594人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	身 体	86	97	100	108	117	128
	知 的	1	1	1	1	1	1
	精 神	68	76	80	84	88	93
月利用量 (日)		17	20	19	23	28	34
月利用量 (日)		2,581	2,907	2,878	3,240	3,510	3,840
利用量1人 月当たり(日)		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

【給付実績と推計値について】

平成27年度から平成29年度までの推移では利用者数は増加傾向で推移しており、今後は民間事業者等によるグループホームの整備状況を勘案するとともに、サービスに対するニーズの高さ等も踏まえ増加傾向で推移することを前提とし、月利用量は平成32年度で3,840人日と推計しました。

居住の場への支援サービスを確保するための方策

「施設入所支援」については、多くの利用者は市外施設を利用しています。こうした現状から、各自治体と連携しながら広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組めます。

「共同生活援助（グループホーム）」については、知的障がいのある人や精神障がいのある人の生活の場としてのニーズが高まっている現状から、第4期計画期間においてグループホーム整備に係る補助制度を創設いたしました。引き続き施設入所者の地域生活の移行や退院可能な精神障がいのある人の意向及び動向を注視しつつ、民間事業者の誘致等も含め整備を進めます。

また、入所施設へのニーズの高さを考慮し、第5期の計画期間内においても埼玉県に働きかけを行うこと等の取組や、待機者数を考慮した居住の場の整備を進めます。

■入所施設の利用状況

単位：人

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	111	111	114	115	117	119
待機者数	38	41	43	48	52	57

7 相談支援そうだんしえん

計画的な支援を必要とする方を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身等で生活する障がい者

(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援(人)	1,165	892	562	1,200	900	600
地域移行支援(人)	1	1	1	2	2	2
地域定着支援(人)	0	0	0	1	1	1

相談支援サービスを確保するための方策

支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう調整を図ります。

また、安定した計画相談支援を実施できるよう市として支援に努めます。

8 自立支援医療及び補装具

自立支援医療は、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があり、利用者負担は医療費の1割です。

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。自立支援給付と同様に、利用者負担は購入費や修理費の1割です。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

給付の種類	内容		対象者
自立支援医療費	精神通院医療	精神疾患により病院等に通院する際にかかった医療費の自己負担部分が1割になります。	精神疾患により通院医療を受けている者
	更生医療	身体に障がいのある人に対し、障がいの程度を軽減又は除去するために行う医療です。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者

（平成29年6月分まで集計し年度値を推計）

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神通院医療（人）	2,980	3,146	3,446	3,646	3,796	3,946
更生医療（人）	213	227	258	293	333	378

給付の種類	内容	対象者
補装具費	身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付及び修理に要した費用の助成をします。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

9 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	内容	対象者	実施の有無
理解促進研修 ・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がいのある人等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体 ①市内に住所を有すること。 ②市内の事業所等に在籍し、勤務していること。 ③市内の学校等に在学していること。	実施

(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業 (実施回数) (回)	3	4	4	5	7	10

サービス名	内容	対象者	実施の有無
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	市内の障がい者やその家族、地域住民等	平成30年度以降の実施に向けて準備を進めます。

サービス名	内容	対象者
相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用する全ての障がい者
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がいのある人の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

(平成29年6月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業(実施箇所数)	3	3	3	3	3	3
うち 基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 (実施箇所数)	1	1	1	1	1	1

サービス名	内容	対象者	実施の有無
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められるもの	実施

サービス名	内容	対象者
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
	手話通訳者設置事業	
	要約筆記者派遣事業	

(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

		実 績			推 計 値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	人	(登録者数) 70	(登録者数) 72	(登録者数) 74	(登録者数) 76	(登録者数) 79	(登録者数) 81
	件	1,619	1,449	1,706	1,798	1,895	1,997
手話通訳者設置事業(設置者数)		2	2	2	2	2	2
要約筆記奉仕員派遣事業(件)		87	90	100	110	120	130

サービス名	内容例	対象者
日常生活用 具給付事業	介護・訓練支援用具	在宅の身体障がい者又は最重度の知的障がい者
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	

(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具(件)	5	6	7	8	9	10
自立生活支援用具(件)	23	25	27	29	31	33
在宅療養等支援用具(件)	15	8	10	13	17	22
情報・意思疎通支援用具(件)	34	34	36	38	40	42
排泄管理支援用具(件)	3,518	3,768	4,036	4,323	4,630	4,959
住宅改修費(件)	3	4	5	6	7	8

サービス名	内容	対象者
手話奉仕員・通訳者 養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成します。	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳養成事業 (養成講座修了者数) (人)	0	—	1	—	2	—
手話奉仕員養成事業[入門編] (講座修了者数) (人)	15	20	25	30	33	35
手話奉仕員養成事業[基礎編] (講座修了者数) (人)	11	10	14	16	18	20

※手話通訳養成事業については、平成 28 年度、平成 30 年度、平成 32 年度は 2 年講座の 1 年目に当たるため修了者はなし。

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数 (か所)	29	42	48	50	52	55
実利用人員 (人)	71	75	80	85	90	95
延利用時間数 (時間)	7,304	9,256	10,644	12,240	13,464	14,137

サービス名	内 容			対象者
地域活動支援センター事業	機能強化事業	I 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。	精神障がい者
		II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。	18歳以上の障がい者
		III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	障がい者

(平成 29 年 6 月分まで集計し年度値を推計)

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I 型 利用者数 (人)	131	154	158	162	166	170
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
II 型 利用者数 (人)	59	60	62	64	66	68
実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
III 型 実施か所数 (か所)	4	4	4	4	4	4
うち、サービス向上型 A・B 型 利用者数 (人)	50	50	52	53	53	53
実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3	3

サービス名	内 容		対象者
任意事業	訪問入浴サービス事業	自力又は家族の介護のみでは入浴できない重度の身体障がいのある人を対象に原則として週1回、年間で51回（ただし、身体介護又は重度訪問介護による清潔の保持が困難な場合には、年間56回）を上限として、訪問による入浴サービスを行います。	15歳以上65歳未満で、介護保険の対象とならない重度の身体障がい者
	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	視覚、聴覚及び言語に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに点字、声の広報等を発行します。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
	点字・声の広報等発行事業		
	更生訓練費給付事業	障がいのある人の社会復帰を図るため、自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設の入所者又は通所者に更生訓練費を支給します。	自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設支援の更生訓練を受けている者
	スポーツ、レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人と市民の交流を図るとともに、参加者相互の理解と親睦を深めるため、障がい者交流スポーツ体験を開催します。	市民
	自動車運転免許取得費補助事業	障がいのある人の自立更生を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、自立更生の促進が見込まれるもの
	自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるよう自動車に改造する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労等に伴い自ら運転する自動車の一部を改造するもの

（平成29年6月分まで集計し年度値を推計）

	実 績			推 計 値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業 利用者数(人)	7	5	6	7	9	11
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1
点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業(人)	(点訳) 登録 13 修了 19	(朗読) 登録 46 修了 14	(点訳) 登録 13 修了 20	(朗読) 登録 48 修了 16	(点訳) 登録 15 修了 20	(朗読) 登録 50 修了 18
更生訓練費給付事業(人)	59	68	74	81	89	98
自動車免許取得費補助事業(人)	1	3	4	5	6	7
自動車改良費補助事業(人)	3	7	7	8	10	12

地域生活支援事業のサービスを確保するための方策

地域生活支援事業については、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス提供基盤の整備を図ります。

第4編 第1期草加市障がい児福祉計画

だい 第4編 だい 第1期草加市 障がい児福祉計画

だい 第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、子どもの発達支援について、乳幼児健診の機会を活用して、子どもの発達に何らかの疑いがある場合には、健診後に保健師による事後相談等の支援を行ってきました。

そのような中であって、本市の療育に関する施設としては、知的障害児通園施設「あおば学園」のみであったため、子どもとその家族のニーズに総合的に対応する相談・援助体制の充実が求められていました。

平成14年度に、障がいのある子どもに関する子育て支援施策を検討するワーキンググループを庁内に設置して検討を行い、子どもの障がいの早期発見・早期療育を行う発達支援センターの整備が必要であると結論に至りました。

平成15年度には施設整備に関する具体的な検討を開始しました。また、既存施設において、乳幼児とその家族を対象とした相談や療育サービスの提供を始めました。

そして、平成22年4月に診療所と児童デイサービスの機能を持つ総合的な子育ての拠点となる草加市子育て支援センターを開設して、診療所では、医師による診察、医師の診断に基づく専門職による理学療法や作業療法等を実施するとともに、障害者自立支援法による児童デイサービスの提供を行うなど、療育に積極的に取り組んできました。

その後、平成24年4月に児童福祉法の改正により、障害種別で分かれていた体系が、通所・入所の利用形態別になり、障害児施設・事業が一元化され、また、平成25年4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されたことにより、3障がいのほかに障がい者の範囲に難病等の疾患のある方々が加わり、サービスに関しては重度訪問介護の利用対象の拡大や、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）が一元化されるなど、制度の谷間のない支援とサービス基盤の整備の実現に向けた施策が展開されることになるなど、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもを支援するサービスは大きく変化してきました。

そのような中で、本市は、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や特性に応じて、質・量ともに適切なサービスをもれなく提供することを目指して、第1期草加市障がい児福祉計画を策定します。

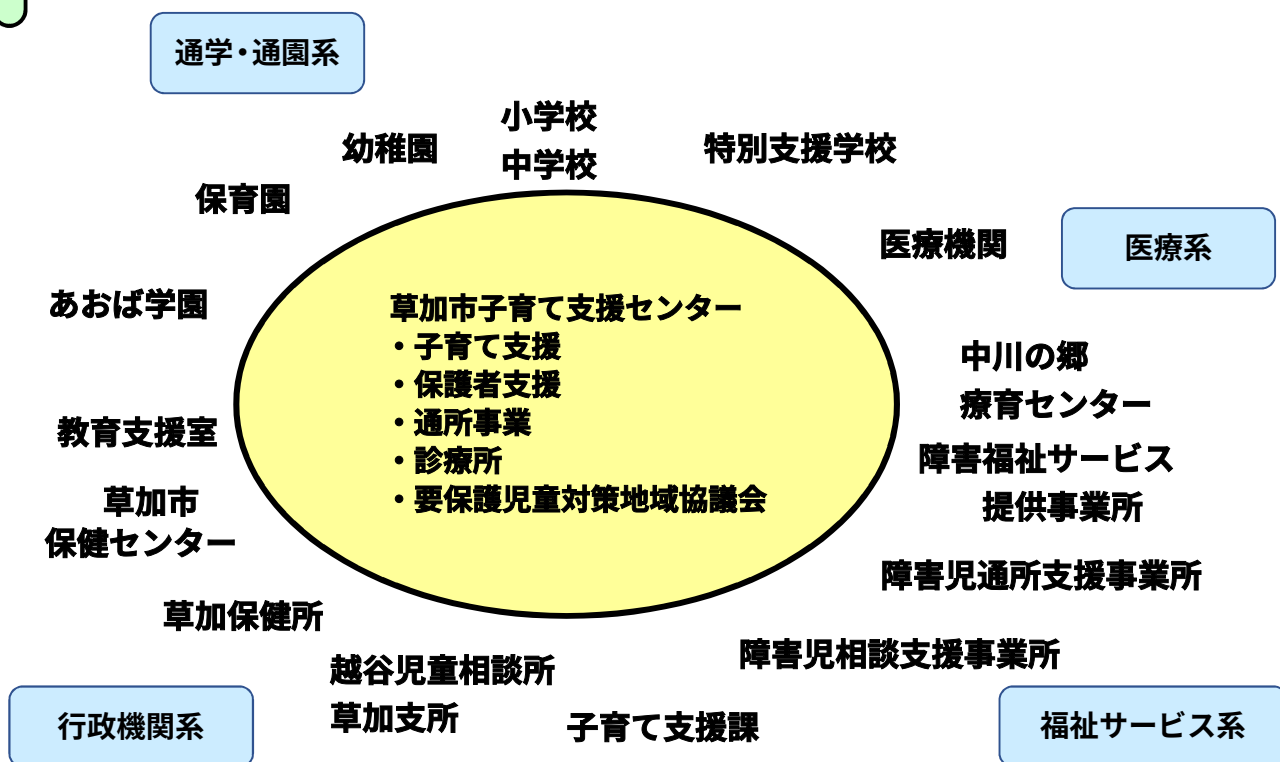
2 けいかく ていぎ 計画の定義

草加市障がい児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画です。

発達に心配や障がいのある子どもたちの健やかな成長を支援するために、本市では、障がいの特性や状態を早期に把握し、必要な療育を早期から提供することを基本とし、子どもの日常生活又は社会生活に必要な学習、運動、言語、社会性等の習得に向けて支援をしていくことを目標とします。

計画の実施に当たっては、草加市子育て支援センターを核として、庁内の関係課をはじめ、市内の教育・保育施設、小中学校、特別支援学校、障害児福祉サービス提供事業者等、多種多様な団体のネットワークを構築して、計画の実現に努めていきます。

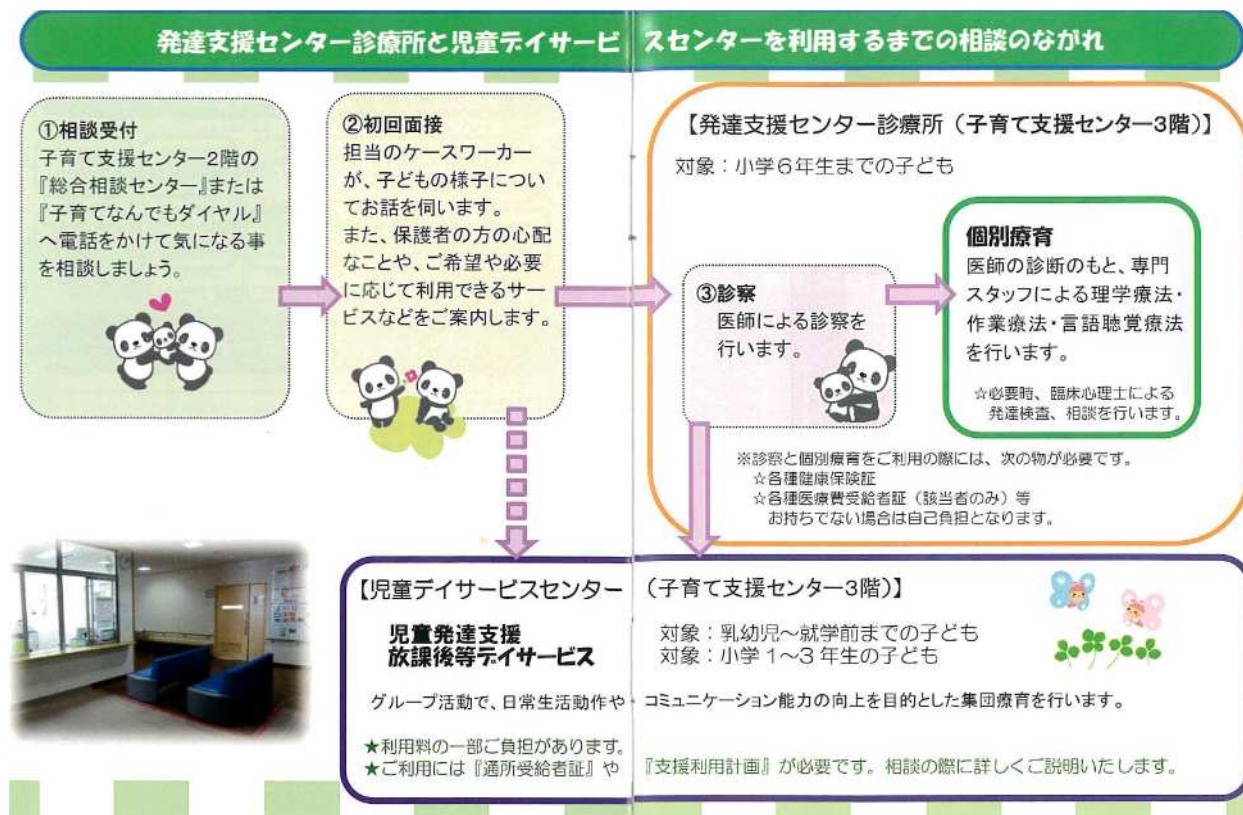
草加市における草加市子育て支援センターを核とした 療育・総合相談に関する関係機関の支援体制（イメージ）



草加市子育て支援センターは、全ての子どもとその家族を対象に、様々な相談や子育てに関する情報提供を行っています。

また、障がいや発達に心配のある子どもの療育機関として、医師の診断に基づき個別療育や集団療育を行っています。

■（参考）草加市子育て支援センターを利用するまでの流れ



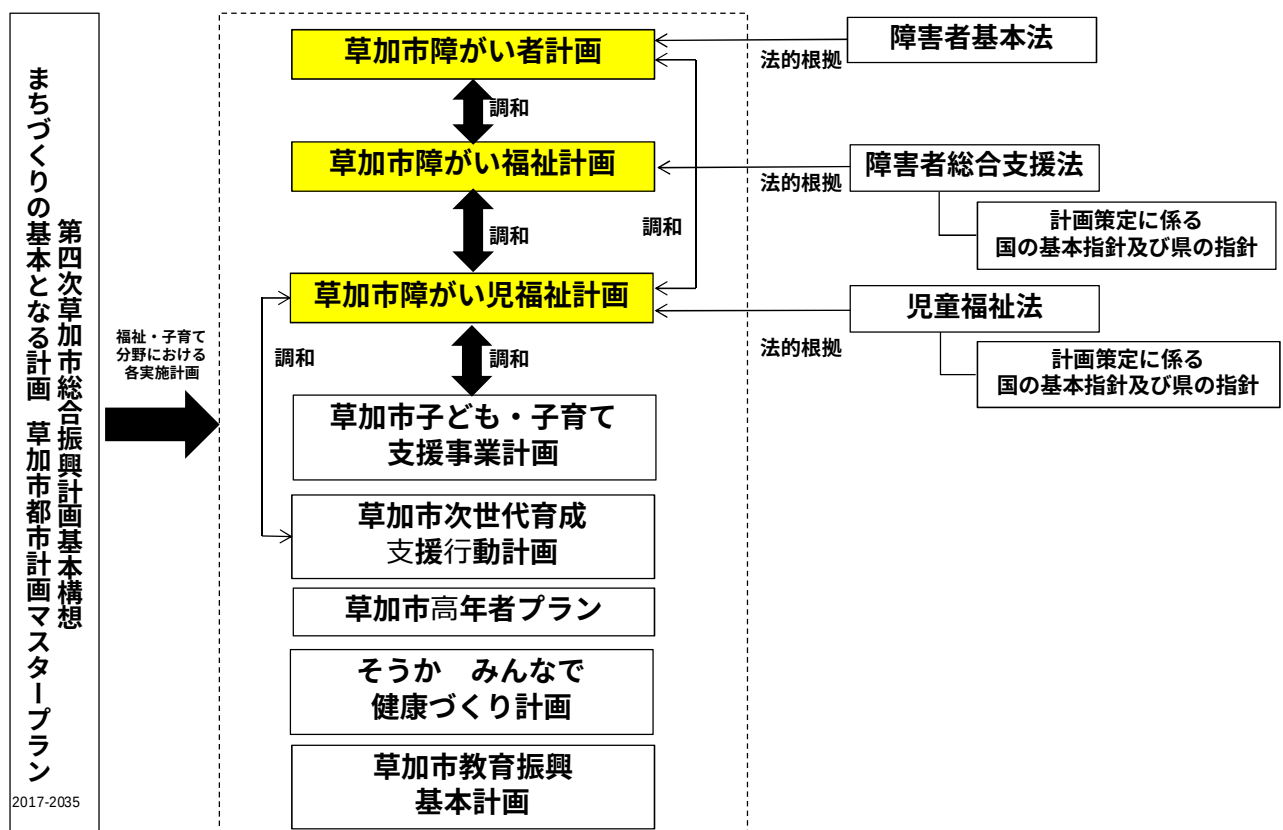
資料：「草加市子育て支援センター」のパンフレットより引用

3 計画の位置付け

草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画と調和を図り、策定します。

あわせて、第四次草加市総合振興計画基本構想及び草加市都市計画マスタープランにおける、福祉・子育て分野における各実施計画として策定・推進している、健康福祉・子育て支援・教育等の関係計画との連携・調整の上で、推進していきます。

■計画の位置付け図



4 けいかくきかん 計画期間

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年3月厚生労働省告示第160号。以下「基本指針」といいます。）に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間を第1期の計画期間とします。以降3年ごとに見直しを行い、障がい児の福祉サービス提供体制の計画的な構築を進めます。

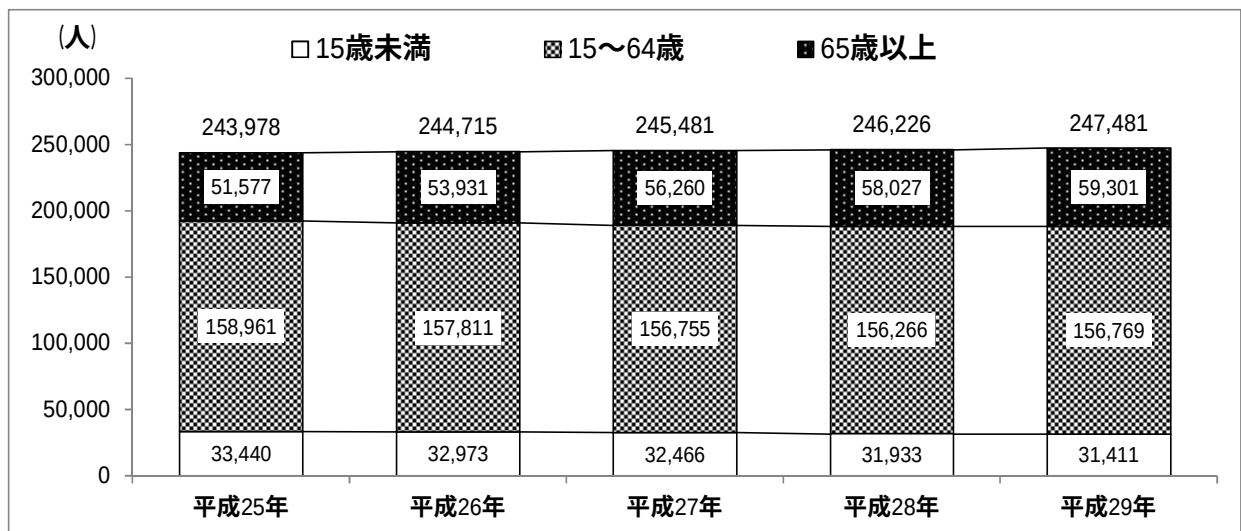
第2章 障がい児を取り巻く状況

1 草加市の人口の推移及び将来推計と児童数の推移

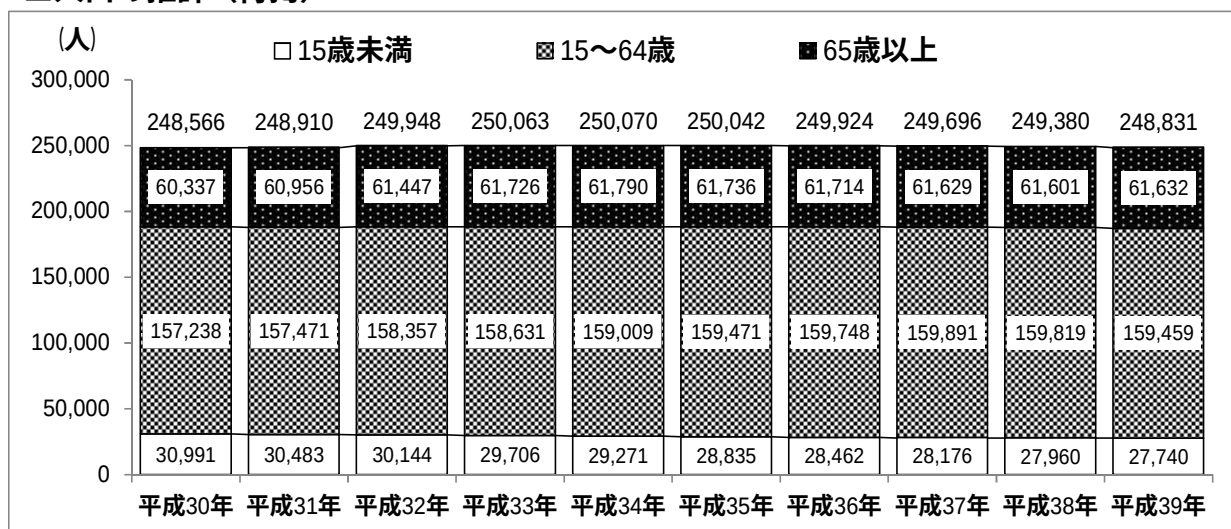
本市の近年の人口は微増しており、平成29年は247,481人ですが、15歳未満の年少人口は微減しており、31,411人となっています。平成25年から平成29年までの住民基本台帳を基にして、※コーホート要因法により算出した人口推計を見ると、平成29年247,481人の人口が平成34年の250,070人をピークに減少に転じ、平成39年には248,831人になると予測されます。

(※) コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

■人口の推移（再掲）



■人口の推計（再掲）



0～17歳の児童数の推移を見ると、平成29年は38,604人で、平成25年に比べて1,671人減少しています。

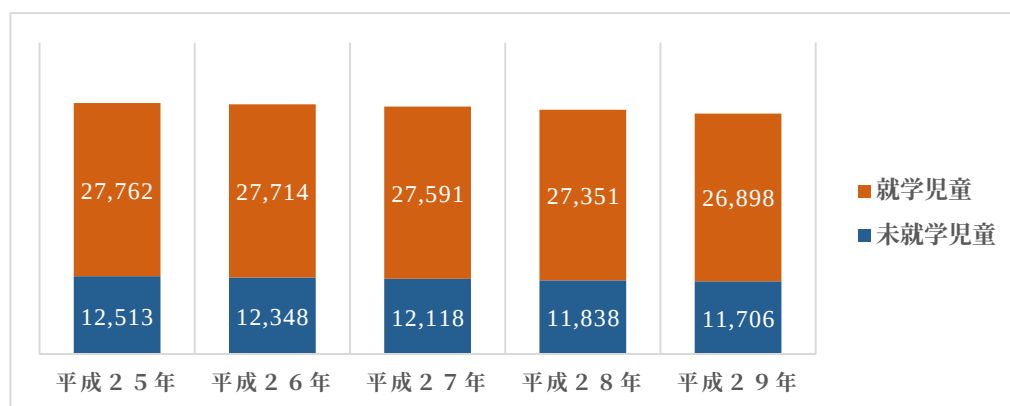
■児童数の推移

(人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
未就学児童	0歳	1,994	1,976	1,941	1,891	1,758
	1歳	2,034	2,055	2,034	1,917	1,961
	2歳	2,040	2,035	2,049	2,024	1,939
	3歳	2,091	2,035	1,990	2,018	2,039
	4歳	2,153	2,077	2,027	1,963	2,024
	5歳	2,201	2,170	2,077	2,025	1,985
	小計	12,513	12,348	12,118	11,838	11,706
就学児童	6歳	2,190	2,190	2,147	2,065	2,018
	7歳	2,186	2,190	2,199	2,146	2,070
	8歳	2,244	2,189	2,194	2,205	2,161
	9歳	2,298	2,235	2,190	2,191	2,213
	10歳	2,323	2,286	2,227	2,199	2,187
	11歳	2,430	2,319	2,297	2,236	2,203
	12歳	2,356	2,423	2,317	2,306	2,241
	13歳	2,446	2,351	2,415	2,329	2,293
	14歳	2,454	2,442	2,362	2,418	2,319
	15歳	2,349	2,448	2,432	2,359	2,416
	16歳	2,276	2,352	2,465	2,435	2,347
	17歳	2,210	2,289	2,346	2,462	2,430
	小計	27,762	27,714	27,519	27,351	26,898
合計		40,275	40,062	39,709	39,189	38,604

■児童数の推移

(人)



(各年4月1日現在)

資料：住民基本台帳

2 障がいのある子どもの状況

18歳未満の児童における障がい者手帳の所持状況については、平成29年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は、障がい種類別で、肢体不自由が身体障害者手帳所持者全体の71.3%となっています。

また、療育手帳所持者数は462人で、程度別ではC（軽度）が203人と最も多い状況です。

精神障害者保健福祉手帳所持者は23人で、手帳等級別では2級が15人と最も多い状況です。

■18歳未満の子どもの等級別・障がいの種類別身体障害者手帳の所持者数の推移（人）

		平成27年							平成28年							平成29年						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
身体障害者手帳	視覚障がい	0	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1
	聴覚・平衡機能障がい	1	5	2	2	0	6	16	1	5	2	2	0	4	14	0	4	3	2	0	4	13
	音声・言語機能障がい	0	0	0	0			0	0	0	0	0			0	0	0	0				0
	肢体不自由	46	24	11	7	11	0	99	45	22	12	7	10	0	96	49	17	12	7	11	1	97
	内部障がい	16	0	8	1			25	18	0	7	1			26	15	1	8	1			25
	計	63	30	21	10	13	6	143	64	27	21	10	11	4	137	64	22	23	10	12	5	136

（各年3月31日現在）

資料：子育て支援課

■18歳未満の子どもの障がいの程度別療育手帳の所持者数の推移（人）

平成27年					平成28年					平成29年				
○A （最重度）	A （重度）	B （中度）	C （軽度）	計	○A （最重度）	A （重度）	B （中度）	C （軽度）	計	○A （最重度）	A （重度）	B （中度）	C （軽度）	計
65	84	104	166	419	69	88	109	169	435	68	82	109	203	462

（各年3月31日現在）

資料：子育て支援課

■18歳未満の子どもの障がい等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移（人）

平成27年				平成28年				平成29年			
1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
4	9	1	14	6	11	1	18	5	15	3	23

（各年3月31日現在）

資料：子育て支援課

■重症心身障がい児の人数（人）

	未就学児	就学児
重症心身障がい児	9	26
（うち、医療的ケア児）	5	11

（平成29年6月末現在）

資料：子育て支援課

※重症心身障がい児とは：身体障害者手帳（肢体不自由）1級、2級及び療育手帳○A、Aを併せ持つ18歳未満の子ども

※医療的ケア児とは：気管切開等、医療的ケアを必要とする子ども

3 障害児通所支援・育成医療の受給状況

平成24年度から平成28年度までの障害児通所支援及び育成医療の受給状況の推移は次のようになっています。支給決定者は、平成24年度は536人でしたが、平成25年度以降は700人を超えて推移しており、平成28年度は783人と増加傾向で推移しています。

■障害児通所支援の受給者数の推移(各サービスの内容は、P.160 参照)

(人)

		実績				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
支給決定者数	児童発達支援	536	734	347	315	317
	放課後等デイサービス			371	437	466
合計		536	734	718	752	783

(平成29年4月1日現在)

資料：子育て支援課

育成医療は、現在身体に障がいのある、又は現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる子どもを対象に、手術等の治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められた場合に、その治療に要する医療費の一部を市が負担する制度です。

自立支援医療の育成医療の給付件数は、入院が平成25年度は100件、平成28年度は90件となっています。

また、入院外は平成25年度が124件、平成28年度は170件となっています。

■自立支援医療（育成医療）支給状況

（件・日）

		実 績							
		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		給付件数	延日数	給付件数	延日数	給付件数	延日数	給付件数	延日数
入 院	視覚障害	7	24	13	59	9	50	11	26
	聴覚・平衡機能障害	4	20	3	6	4	41	2	6
	音声・言語・そしゃく機能障害	13	118	6	41	8	86	8	72
	肢体不自由	24	250	23	315	29	296	31	337
	内臓障害	心臓	6	65	14	310	13	217	23
		腎臓	2	49	1	0	0	24	0
		肝臓	0	0	0	0	1	18	0
		小腸	0	0	0	0	0	0	0
		その他	44	175	35	174	25	156	15
	免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	入院計	100	701	95	905	89	888	90	760
入 院 外	視覚障害	7	18	14	24	9	24	15	32
	聴覚・平衡機能障害	4	4	3	9	1	21	1	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	42	65	28	80	25	78	61	71
	肢体不自由	27	60	35	140	33	204	66	71
	内臓障害	心臓	2	0	0	58	0	4	0
		腎臓	1	4	0	0	0	0	0
		肝臓	0	0	0	0	1	0	0
		小腸	0	0	0	0	0	0	0
		その他	41	64	36	89	25	60	27
	免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	入院外計	124	215	116	400	94	391	170	204

（平成29年4月1日現在）

資料：子育て支援課

4 障害児通所支援サービスの利用状況

平成24年度から平成28年度までの主な障害児サービスの利用状況の推移は下の表のとおりです。児童発達支援は、平成24年度から平成26年度にかけて増加し、平成27年度以降は延べ3,500人強で推移しています。放課後等デイサービス利用者は年々増加しており、平成25年度までは延べ2,500人程度でしたが、毎年度延べ1,000人程度増加しており、平成28年度には延べ6,000人を超えています。

保育所等訪問支援は平成27年度以降延べ100人台を推移しています。障害児相談支援は、平成26年度は延べ308人、平成27年度は延べ439人、平成28年度は延べ354人で推移しています。

■障害児通所支援事業利用推移(各サービスの内容は、P.160・161 参照)

(人)

		実 績				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数 (延人数)	児童発達支援	1,982	2,881	3,074	3,561	3,595
	医療型児童発達支援	0	1	0	0	0
	放課後等デイサービス	1,893	2,561	3,608	4,746	6,158
	保育所等訪問支援			1	103	157
	障害児相談支援			308	439	354

(平成29年4月1日現在)

資料：子育て支援課

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念の設定に当たっては、「第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の基本理念・基本的視点をそのまま生かして、子どもを健やかに育み、子どもたちの元気な声があふれる活気のあるまちを目指します。そして、子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちであることの考え方の下、基本理念を設定しました。

【基本理念】

みんなで支えあう、子どもも親もいきいき
子どもにやさしいまち そうか

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げ計画を推進します。

- 1 草加市子育て支援センターを核として、療育体制の充実を図ります。
- 2 乳幼児期から小学校への就学期、さらには高等学校卒業後以降まで一貫した支援を身近な地域で提供する体制を整備します。
- 3 重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児の障害児通所支援の提供体制を整備します。

第4章 障害児福祉サービスの見込量及び確保策

1 障害児福祉サービスの体系

■障害児通所支援の体系

障害児通所支援

児童発達支援

児童発達支援センター（児童福祉施設）と児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

①福祉型児童発達支援センター/医療型児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「福祉型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。

②児童発達支援事業

通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。

医療型児童発達支援

放課後等 デイサービス

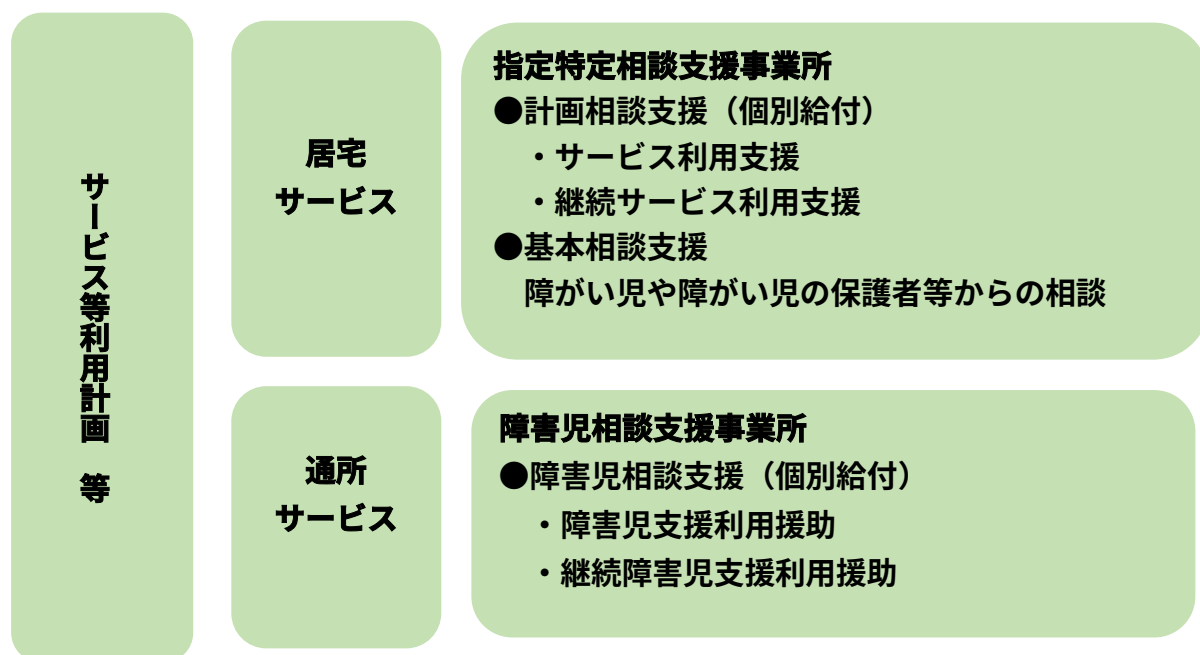
就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用を予定する障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

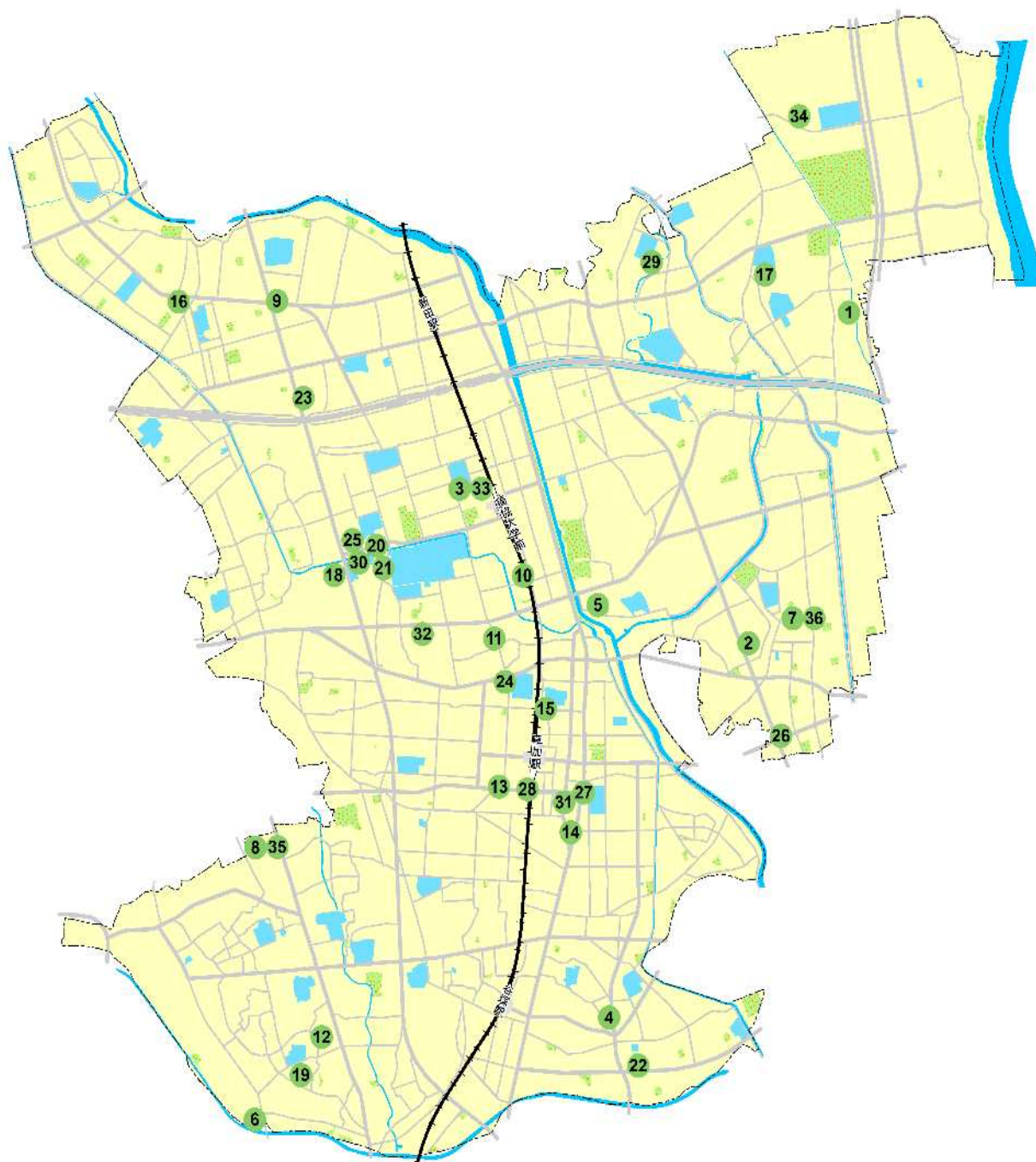
■障害児相談支援の体系



資料：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」より引用

2 障がい児支援に係る市内関連施設

(平成 29 年 8 月 25 日現在)



■障害児通所支援事業所等一覧（※サービスの種類の略称の正式名称は P.160・161 を参照）

事業所名	サービスの種類				所在地
	児発	放	保育	相談	
① 草加市児童発達支援センター あおば学園	○				青柳6-61-1
② 特定非営利活動法人ともにステップ	○				松江6-8-20
③ 草加市子育て支援センター	○	○			松原1-3-1
④ C-キッズ	○	○			瀬崎2-50-22
⑤ 放課後等デイサービス SAILING	○	○			松江3-3-27
⑥ 児童デイサービス すみれ	○	○			新里町172-7
⑦ ひこうせん	○	○			稲荷4-20-15
⑧ believe	○	○			柳島町610-14
⑨ こばと園	○				長栄1-779-1
⑩ ほのぼのクラブ	○	○			草加5-10-9
⑪ YELL	○	○			草加2-15-22-102
⑫ あある まつりかレインボー	○	○			両新田東町85-2
⑬ 児童デイサービス プラス草加	○	○			氷川町2104-6
⑭ ハルモニア	○	○			高砂1-9-3
⑮ こどもサポート教室「きらり」草加校	○	○			住吉1-11-17
⑯ らいおんハート遊びリテーション児童デ イ草加	○	○			新栄1-58-12
⑰ はなみずき学園		○			青柳7-28-10
⑱ フレア		○			花栗3-20-22
⑲ あある まつりか草加		○			両新田西町13-4
⑳ あおぞら学園		○			松原4-1-18
㉑ 児童デイサービス リズム花栗		○			花栗4-16-38
㉒ 放課後等デイサービスふぉーきっず そうか		○			瀬崎6-3-21
㉓ 放課後等デイサービス ゆうゆう館		○			新善町437-5
㉔ 放課後等デイサービスのばな		○			氷川町2176-15
㉕ あおぞら学園・あゆみ		○			松原4-1-22-102
㉖ 放課後等デイサービスほーぷふる		○			稲荷3-5-34
㉗ このこのリーフ草加駅前		○			中央1-1-12
㉘ DEKITA草加		○			氷川町2101-1
㉙ はなみずき学園スマイル		○			青柳5-30-5
㊱ みらい学園		○			松原4-1-22-101
㊲ このこのリーフ草加駅前第二教室		○			高砂1-6-39
㊳ ドリームボックス花栗		○			花栗1-10-9
㊴ 草加市児童発達支援センター支所			○	○	松原1-3-1
㊵ 相談支援センターそうか光生園				○	柿木町1215-1
㊶ Kanon				○	柳島町610-14
㊷ 相談支援かみひこうき				○	稲荷4-20-15

3 障害児通所支援等の利用ニーズの算出方法に関する基本指針

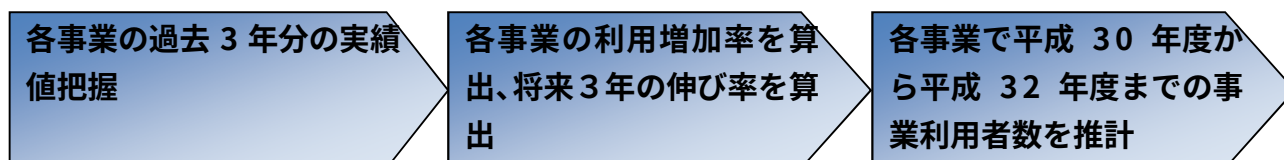
計画の対象期間である平成 30 年度から平成 32 年度において、本市における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を定めるに当たり、以下の 5 事業についての利用ニーズの推計の算出を行いました。

<対象事業>

1. 児童発達支援事業
2. 医療型児童発達支援事業
3. 放課後等デイサービス事業
4. 保育所等訪問支援事業
5. 障害児相談支援事業

<利用ニーズの推計算出方法>

推計量については、本市の児童人口の推移が減少傾向にある中で、各事業の利用ニーズは増加傾向であることを踏まえて、算出を行いました。具体的には、増加傾向としながらも増加率は緩やかになることを前提とし、過去の実績値の推移から平成 30 年度以降の伸び率を推計し、事業利用推計数を算出しました。



4 児童発達支援 じどうはったつしえん

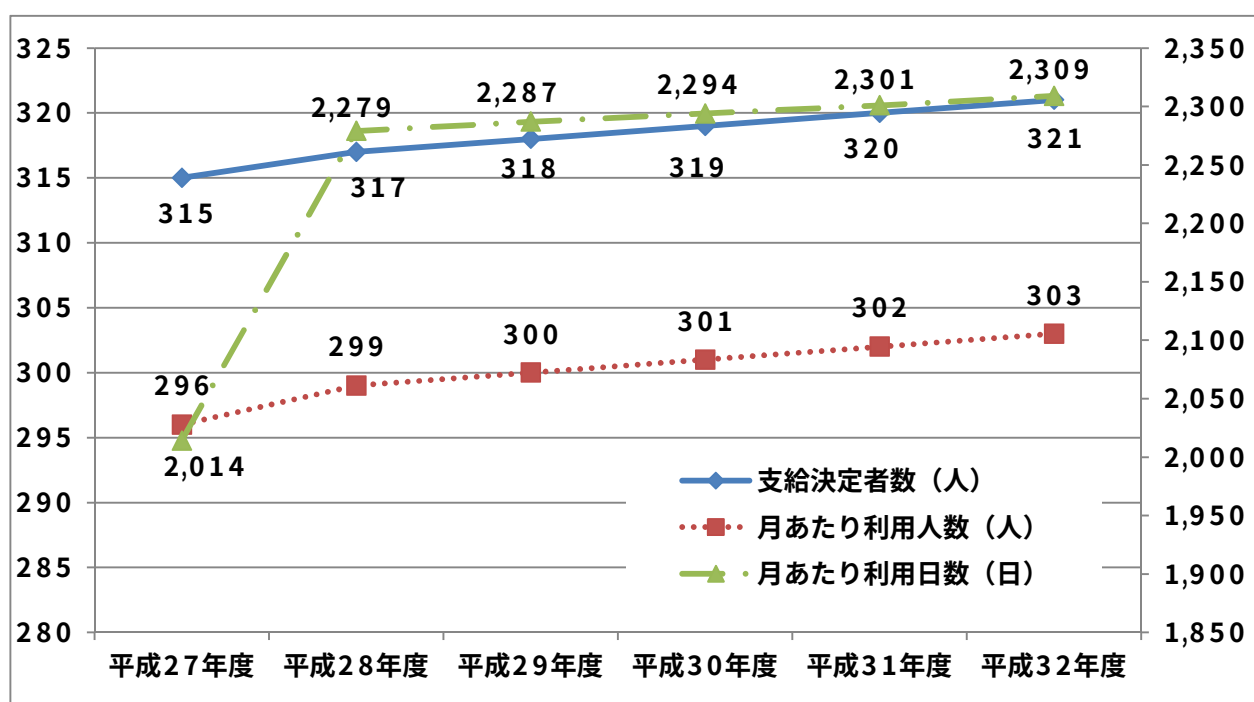
【給付実績と推計値について】

児童発達支援の利用について、平成27年度から平成29年度までの月当たりの利用人数は、緩やかに増加しています。市内の幼稚園等で児童発達支援制度の理解が進み、幼稚園等とサービスを併用する方が増えることを勘案して増加すると推計しています。

■児童発達支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計）

	実績			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給決定者数(人)	315	317	318	319	320	321
月当たり利用人数(人)	296	299	300	301	302	303
月当たり利用日数(日)	2,014	2,279	2,287	2,294	2,301	2,309
1人当たり利用日数(日)	6.8	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6

■児童発達支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計） (人)



【確保策】

緩やかな増加傾向にありますが、既存の児童発達支援事業所において受け入れ余力があることから、見込量の確保はできると考えられます。今後、利用開始年齢の拡大や幼稚園等との併用を希望する者への対応等により現在の見込量より増加が見込まれる場合には、サービス提供体制の整備を行います。

■草加市の子どもが利用する児童発達支援事業所数の推移

	実績			確保策		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数	21 事業所	27 事業所	29 事業所	29 事業所	29 事業所	29 事業所

(平成 29 年度は 6 月現在の数)

5 いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援

【給付実績と推計値について】

平成 27 年度から平成 29 年度の給付実績はありませんが、利用ニーズは見込まれます。

【確保策】

医療型児童発達支援については、療育の支援と治療が必要とされることから、事業所設置について調査等を行っていきます。

なお、利用を希望される場合、市外に重症児を受け入れる児童発達支援事業所として中川の郷療育センターがあることから、利用ニーズに対する体制は確保できるものと考えています。

6 ほうかごとう 放課後等デイサービス

【給付実績と推計値について】

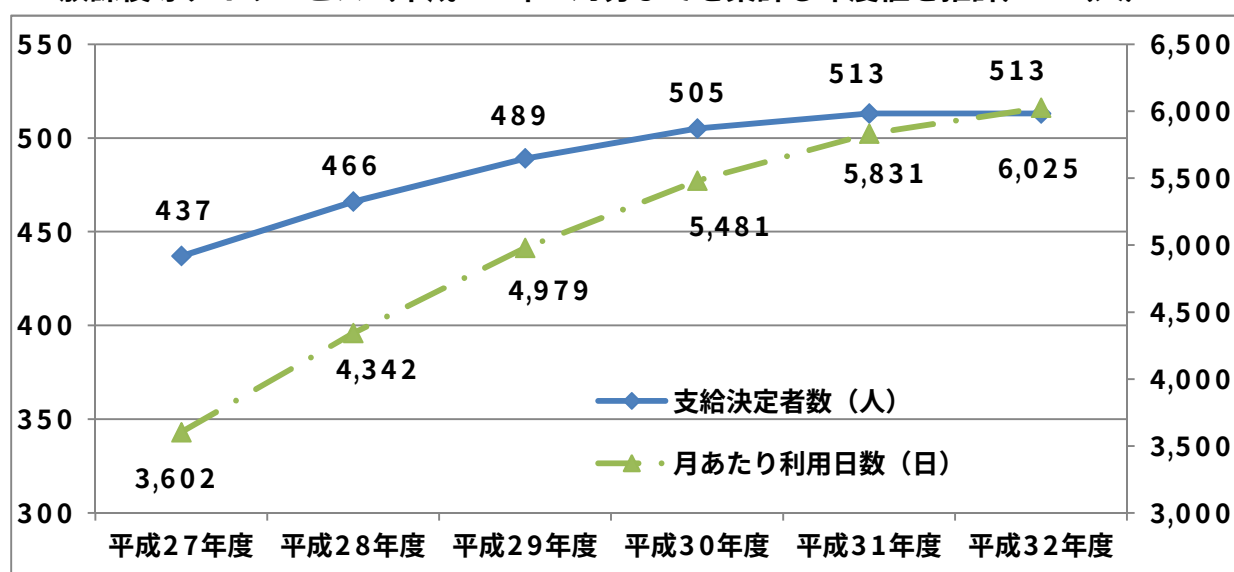
放課後等デイサービスの利用について、平成 27 年度から平成 29 年度まで大幅な増加で推移しています。今後は、1 月当たりの利用日数を定めるなど適切なサービス利用の調整を行う予定ではありますが、利用ニーズは依然高いことが見込まれるため、支給量は増加するものと推計しています。

■放課後等デイサービス（平成29年6月分までを集計し年度値を推計）

	実績			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給決定者数(人)	437	466	489	505	513	513
月当たり利用人数(人)	396	513	559	—(※)	—(※)	—(※)
月当たり利用日数(日)	3,602	4,342	4,979	5,481	5,831	6,025
1人当たり利用日数(日)	8.2	9.3	10.2	11.0	11.5	12.0

(※) 1人が複数事業所を利用する場合、複数人でカウントされることから、月当たり利用人数の推計は行わず、支給決定者数と月当たり利用日数の推計を行いました。

■放課後等デイサービス（平成29年6月分までを集計し年度値を推計） (人)



【確保策】

放課後等デイサービスについては、利用者により利用事業所を自由に選べることから、月当たり利用日数の増加は続きますが、利用場所が草加市内に限らないため、現在の受け入れ体制で確保できるものと考えています。

■草加市の子どもが利用している放課後等デイサービス事業所数の推移

	実績			確保策		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	57事業所	85事業所	79事業所	79事業所	79事業所	79事業所

(平成29年度は6月現在の数)

7 保育所等訪問支援^{ほいくしょうほうもんしえん}

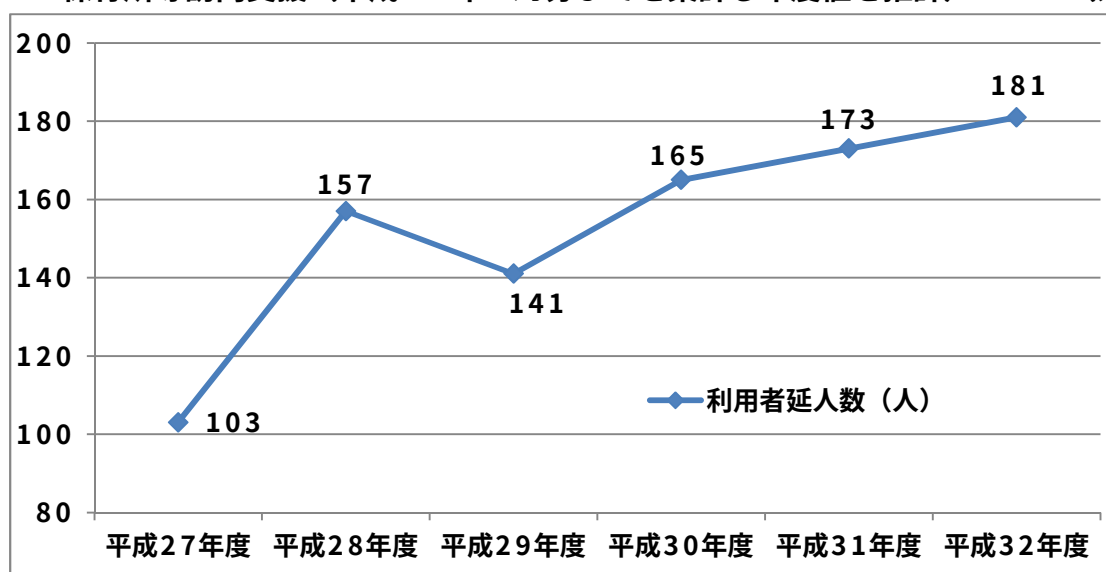
【給付実績と推計値について】

保育所等訪問支援の利用について、利用者数の実績の伸び率は減少傾向にありますが、保育所等訪問支援制度の理解が進んでいることから、そのニーズは増加が見込まれます。

■保育所等訪問支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計）

	実績			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者延人数(人)	103	157	141	165	173	181

■保育所等訪問支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計） (人)



【確保策】

平成30年度からは、市内に1か所ある保育所等訪問支援事業所（児童発達支援センター支所）の※訪問支援員の確保を行うことで、利用ニーズの増加に対応します。

※訪問支援員：障害支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有するもの

■草加市の子どもが利用している保育所等訪問支援事業所数の推移

	実績			確保策		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所

(平成29年度は6月現在の数)

8 しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

【給付実績と推計値について】

障害児相談支援については、平成27年度と比べると平成28年度は※セルフプランによるサービス利用者が増えたため、計画相談支援数が減少しました。

平成29年度は、計画相談を行う事業所が増加したこともあり、利用人数は増加傾向にありますが、今後もセルフプラン利用者は一定数存在すると考えられます。

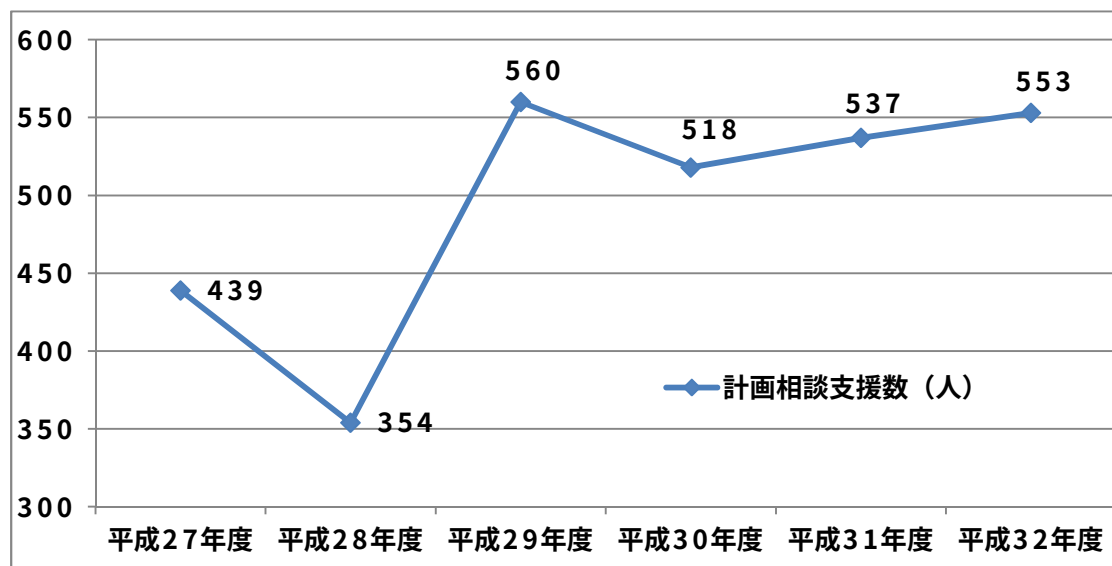
平成30年度以降は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者数とともに横ばい傾向にあることから、増加傾向にありながらも伸び率は逡減していくと推計しています。

※セルフプラン：相談支援事業者以外の人で、本人や家族、支援者等、サービスの調整ができる人が作成する支援利用計画書のこと

■障害児相談支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計）

	実績			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援数(人)	439	354	560	518	537	553

■障害児相談支援（平成29年6月分までを集計し年度値を推計） (人)



【確保策】

障害児相談支援事業所は、計画相談支援のみならず、子どもやその家族に関する様々な相談を受けているため、確保方策については、既存の事業者によるサービス提供に加えて、障害児通所支援サービス利用以外の基本相談支援を行った場合の相談支援事業所への支援体制を構築し、事業所の拡大を図っていきます。

■草加市の子どもが利用する障害児相談支援事業所数の推移

	実績			確保策		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	1事業所	1事業所	6事業所	6事業所	7事業所	7事業所

第5章 草加市障がい児福祉計画作成のためのアンケート調査結果

1 アンケート調査概要

本市では、草加市障がい児福祉計画の策定に向けて、障がいのある子どもとその家族の生活状況や意見を把握するために、「草加市障がい児福祉に関するアンケート調査」を実施しました。アンケートの結果は次のとおりです。

■アンケートの実施内容

実施期間：平成29年8月19日から平成29年8月31日まで

対象者：①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ子どもの保護者、障害児通所受給者証を持つ子どもの保護者 ②草加市内障害児通所支援事業所

配布数：保護者 967件 事業所 29件

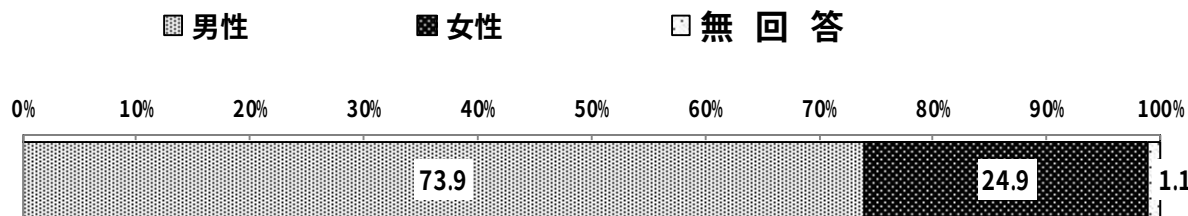
回答数：保護者 449件（回答率46.4%） 事業所 19件（回答率65.5%）

2 保護者調査結果

■お子さんの性別

「男性」が73.9%と多く、「女性」は24.9%です。

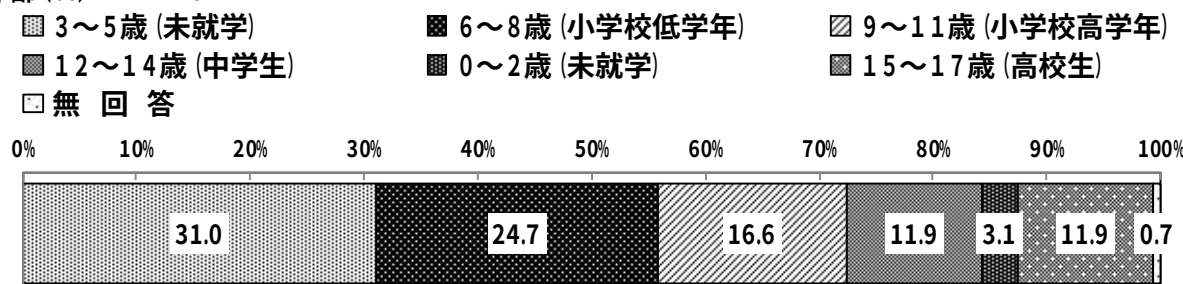
問1 性別 (%) N=445



■お子さんの年齢（4月1日現在）

「3～5歳（未就学）」が31.0%と多く、「6～8歳（小学校低学年）」が24.7%、「9～11歳（小学校高学年）」が16.6%、「12～14歳（中学生）」と「15～17歳（高校生）」がともに11.9%で続いています。

問2 年齢 (%) N=445

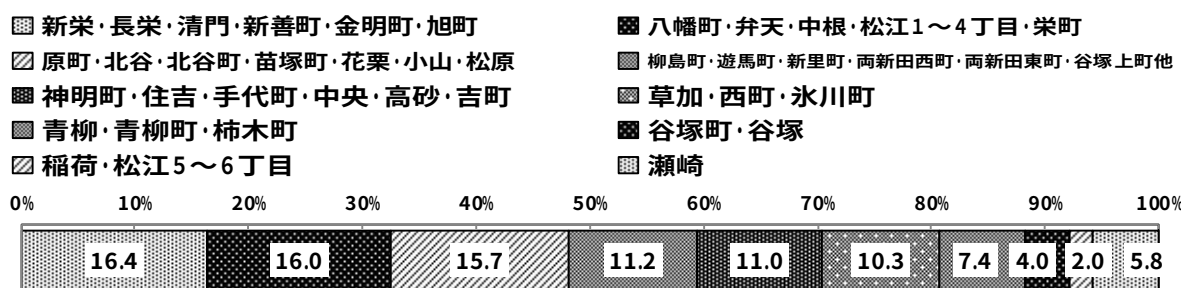


■居住地域

「新栄・長栄・清門・新善町・金明町・旭町」が16.4%、「八幡町・弁天・中根・松江1～4丁目・栄町」が16.0%、「原町・北谷・北谷町・苗塚町・花栗・小山・松原」が15.7%、「柳島町・遊馬町・新里町・両新田西町・両新田東町・谷塚上町他」が11.2%、「神明町・住吉・手代町・中央・高砂・吉町」が11.0%、「草加・西町・氷川町」が10.3%で続いています。

問3 居住地域 (%)

N=445

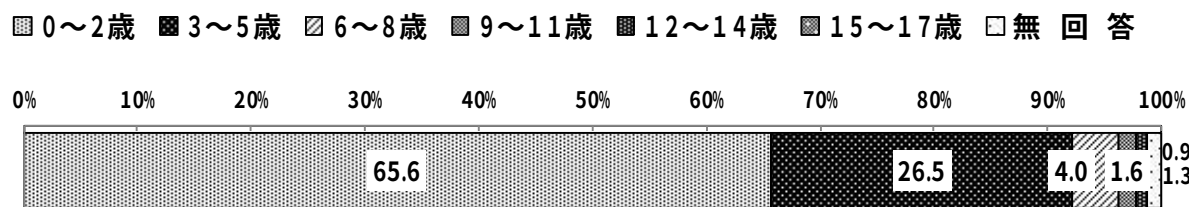


■お子さんの発達の不安や障がいに最初に気づいた年齢

「0～2歳」が65.6%と多く、「3～5歳」が26.5%で続いています。

問4 お子さんの発達の不安や障がいに最初に気付いた年齢 (%)

N=445

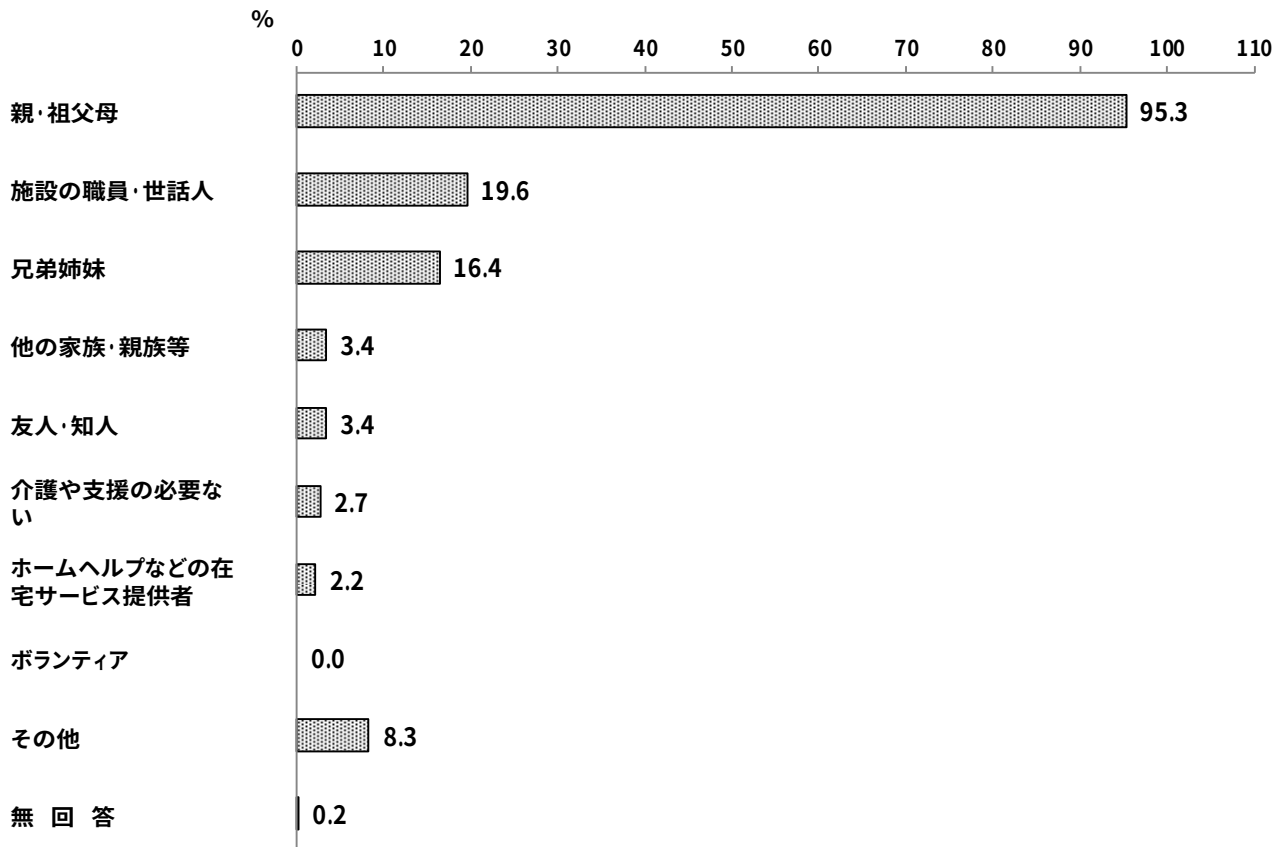


■お子さんの介護や支援をしている人

「親・祖父母」が95.3%とほとんどを占め、「施設の職員・世話人」が19.6%、「兄弟姉妹」が16.4%で続いています。

「他の家族・親族等」には、「いここ」「姉家族」「ご近所の方」等が、その他には、「デイサービス」「学校」「支援センター」「保育園」等が記述されています。

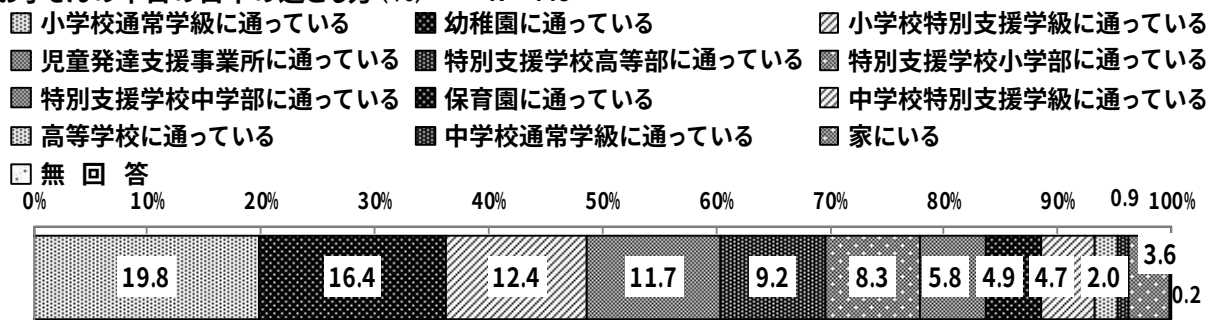
問5 介護や支援をしている人（%・複数回答） N=445



■お子さんの平日の日中の過ごし方

「小学校通常学級に通っている」が19.8%と多く、「幼稚園に通っている」が16.4%、「小学校特別支援学級に通っている」が12.4%、「児童発達支援事業所に通っている」が11.7%で続いています。

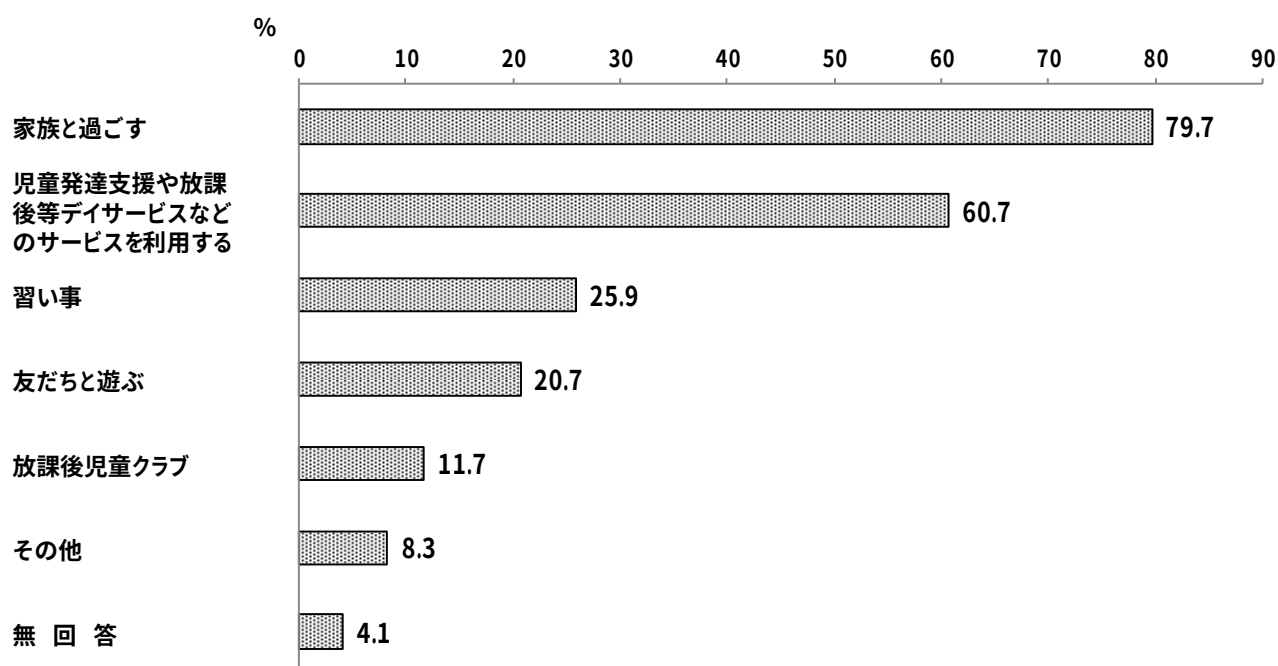
問6 お子さんの平日の日中の過ごし方 (%) N=445



■就学されているお子さんの長期休業中の過ごし方

「家族と過ごす」が79.7%と多く、「児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを利用する」が60.7%、「習い事」が25.9%、「友だちと遊ぶ」が20.7%で続いています。「その他」には、「部活」「一人で外出」「預かり保育」等が記述されています。

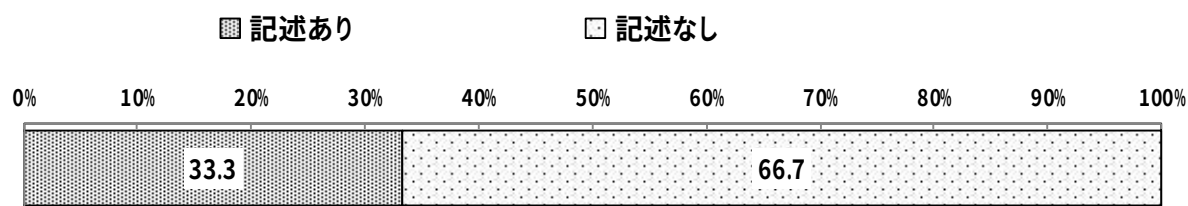
問7 お子さんが長期休業中の過ごし方(％・複数回答) N=290



■「保育園、幼稚園、学校の支援や環境」についてのご意見

保育園、幼稚園、学校の支援や環境についてのご意見は、「記述あり」が33.3%です。内容は、「支援学級、教室の不足、専門的知識を持つ先生の不足」「幼稚園・保育園から受け入れを拒否される、幼稚園・保育園探しに苦労した」「支援員・先生の協力に感謝している」「学校の施設や駐車場の整備をしてほしい」「グレーゾーンの子どもの向けの環境を整備してほしい」等です。

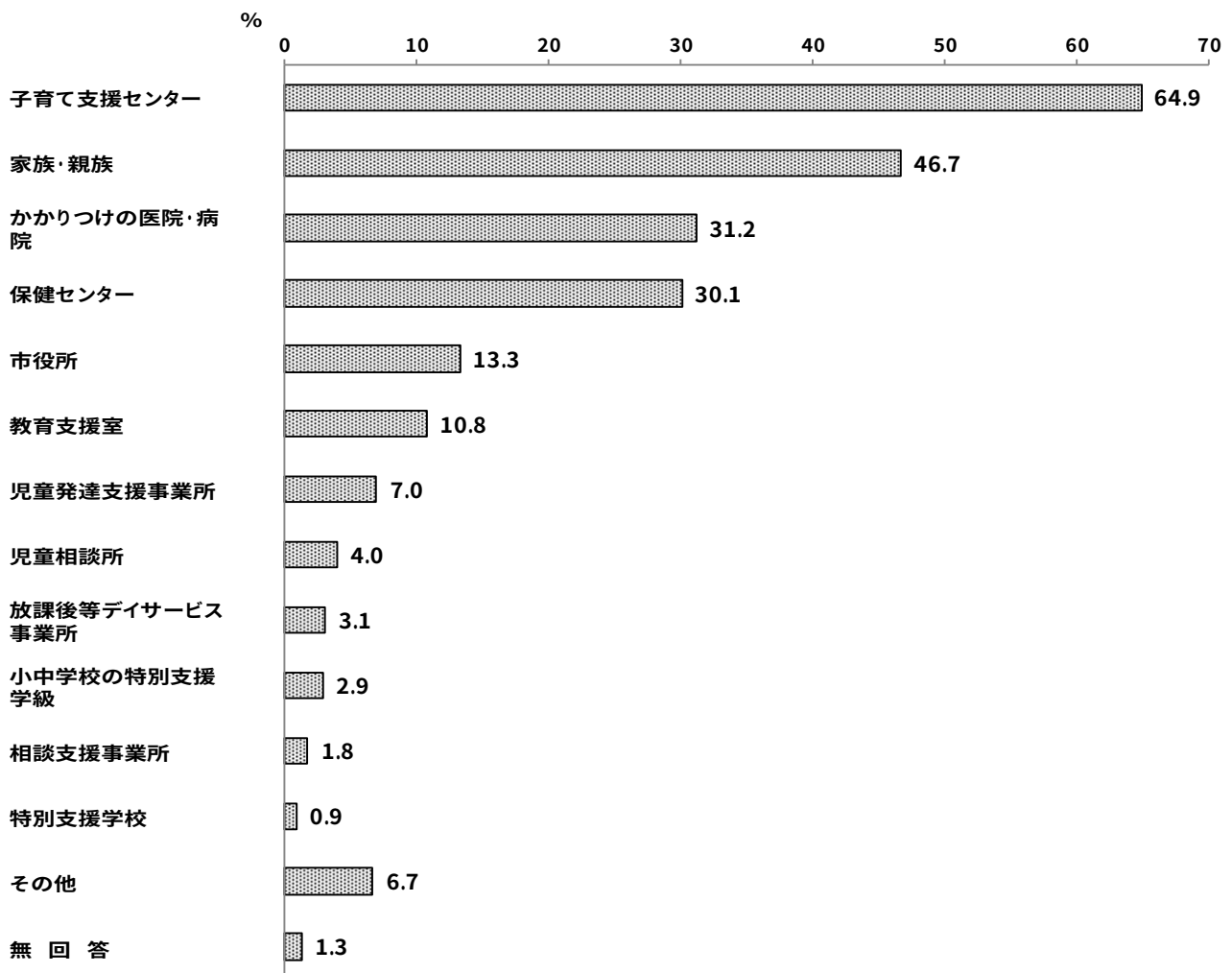
問8 保育園、幼稚園、学校の支援や環境についてのご意見(％) N=445



■お子さんの発達の遅れや障がいを相談した人（場所）

「草加市子育て支援センター」が64.9%と多く、「家族・親族」が46.7%、「かかりつけの医院・病院」と「草加市保健センター」が30.0%程度で続いています。「その他」が6.7%回答されており、内容は「友人・知人」「小学校の担任の先生（普通学級・通級学級）」「病院・大学の心理相談室」等です。

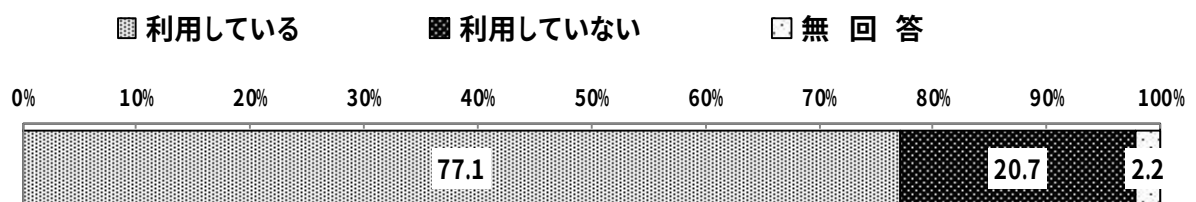
問9 発達の遅れや障がいを相談した人（場所）（%・複数回答） N=445



■お子さんの障がい児通所支援の利用

「利用している」が77.1%と多く、「利用していない」は20.7%です。

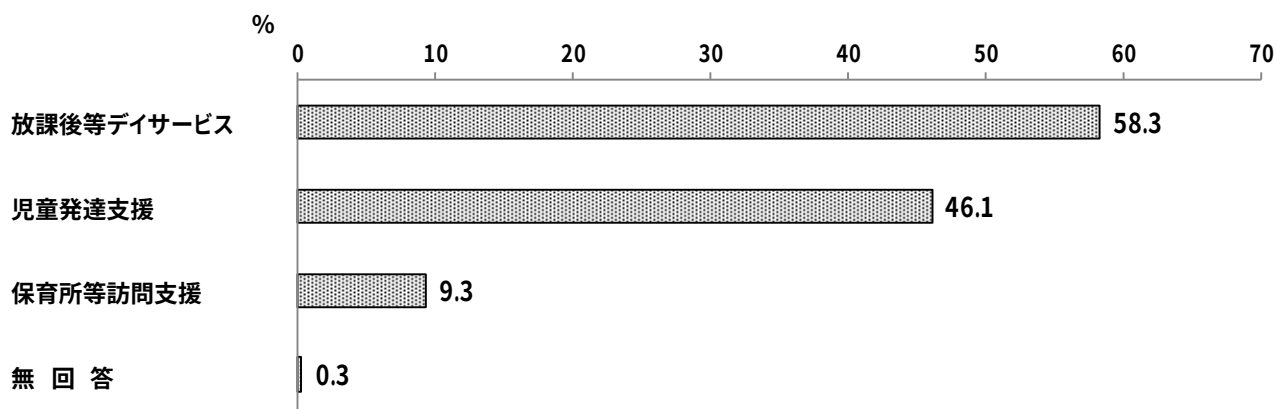
問10 障がい児通所支援の利用（%） N =445



■お子さんが利用している支援

「放課後等デイサービス」が58.3%と多く、「児童発達支援」が46.1%、「保育所等訪問支援」が9.3%が続いています。

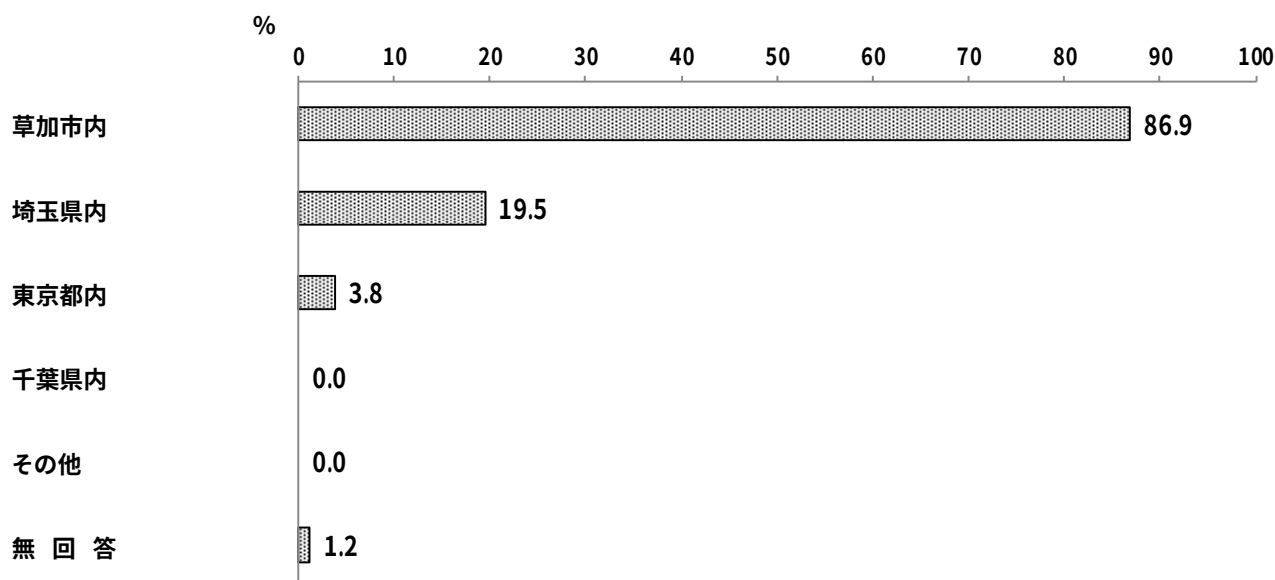
問10-1 (1) 利用している支援 (%・複数回答) N=343



■利用している事業所の所在地

「草加市内」での利用が86.9%と多い状況にあります。「埼玉県内」が19.5%回答されており、主な所在地は「八潮市」「川口市」「越谷市」等です。

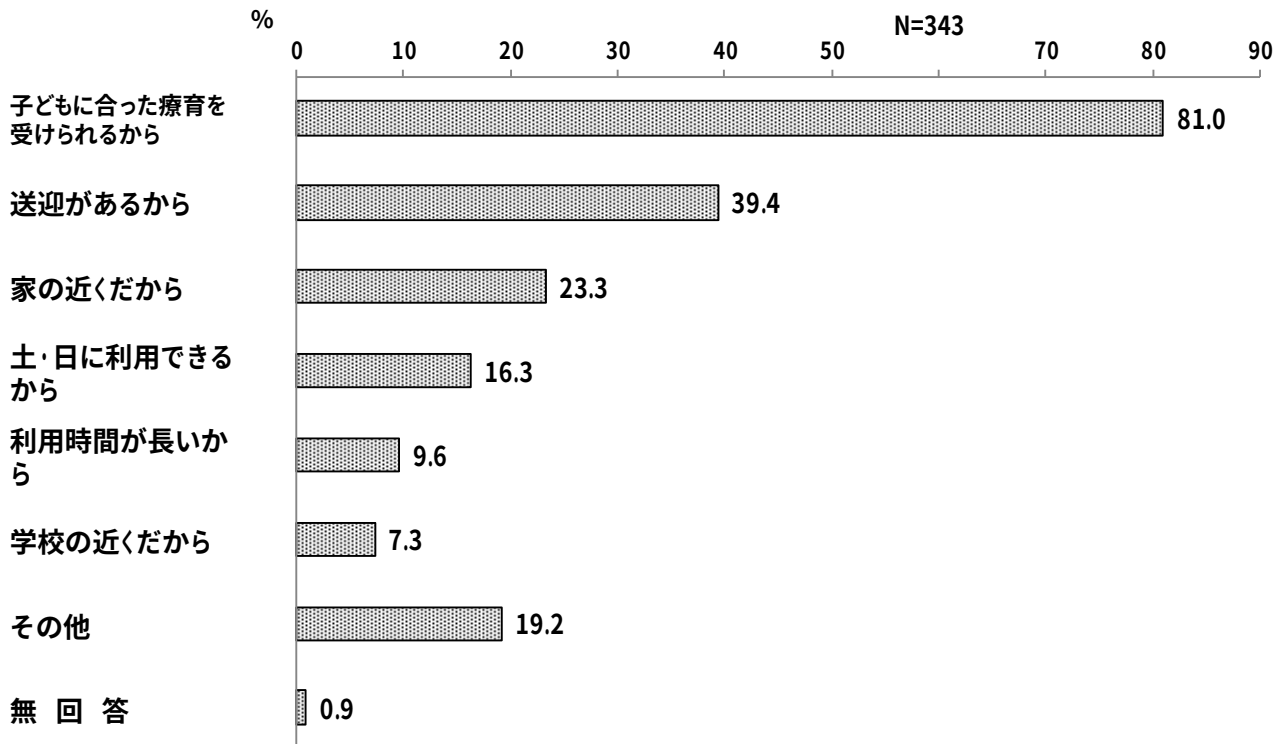
問10-1 (2) 利用している事業所の所在地 (%・複数回答) N=343



■支援を利用している理由

「子どもに合った療育を受けられるから」が81.0%とほとんどを占め、「送迎があるから」が39.4%、「家の近くだから」が23.3%が続いています。「その他」が19.2%回答されており、内容は「適切なアドバイスを受けられるから」「相談しやすいから」等です。

問10-1(3) 支援を利用している理由 (%・複数回答)

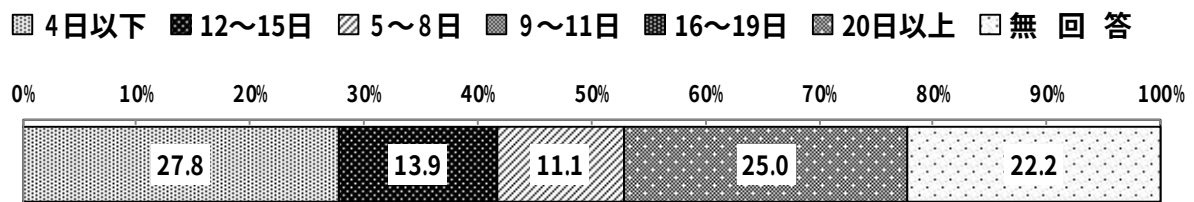


■【お子さんが受けている療育や支援の充実について】1か月に希望する日数

「4日以下」が27.8%と多く、「20日以上」が25.0%、「12～15日」が13.9%、「5～8日」が11.1%が続いています。

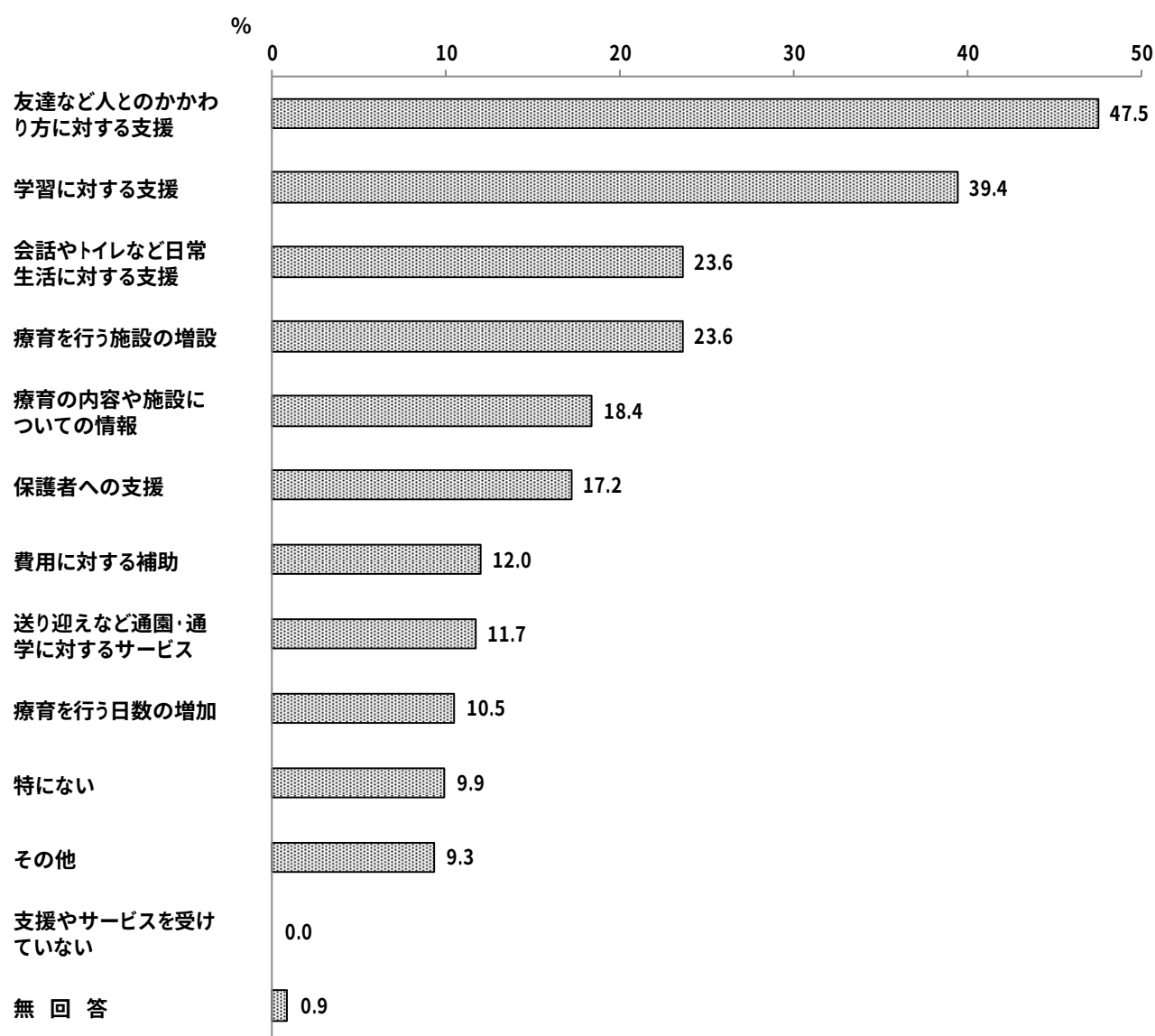
問10-1(4) 1か月に希望する日数 (%)

N=36



- 【お子さんが受けている療育や支援の充実について】療育や支援の充実させるべき点「友達など人とのかかわり方に対する支援」が47.5%と多く、「学習に対する支援」が39.4%、「会話やトイレなど日常生活に対する支援」「療育を行う施設の増設」がともに23.6%で続いています。「その他」が9.3%回答されており、内容は「支援センターの利用時間を長くしてほしい、土・日曜日の利用拡大」「得意分野、好きなことを伸ばす支援」「一人ひとりに合ったきめ細かな生活支援」「支援員の増員、指導管理」等です。

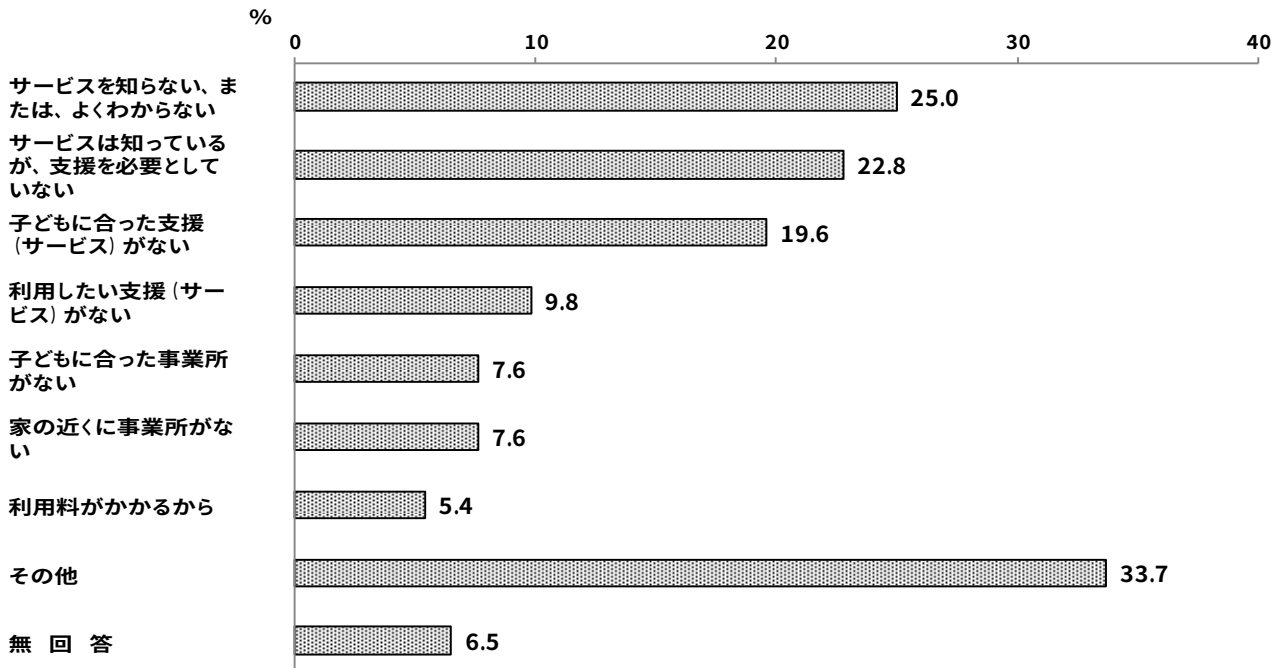
問10-1(4) 療育や支援の充実させるべき点(％・複数回答) N=343



■【利用していない方】利用していない理由

「その他」が33.7%と多く、その他以外では「サービスを知らない、または、よくわからない」が25.0%、「サービスは知っているが、支援を必要としていない」が22.8%、子どもに合った支援(サービス)がない」が19.6%で続いています。

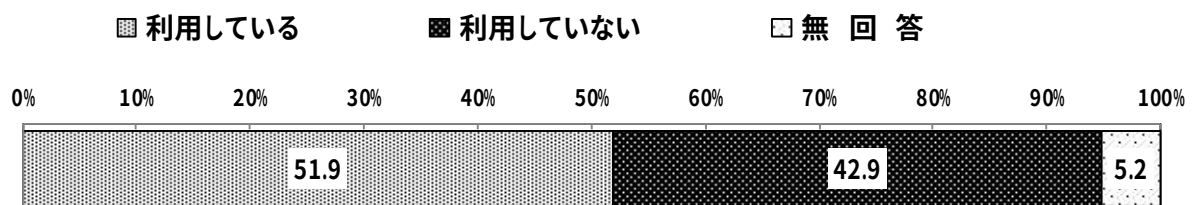
問10-2 利用していない理由(％・複数回答) N=92



■障がい児相談支援の利用

「利用している」が51.9%、「利用していない」が42.9%です。

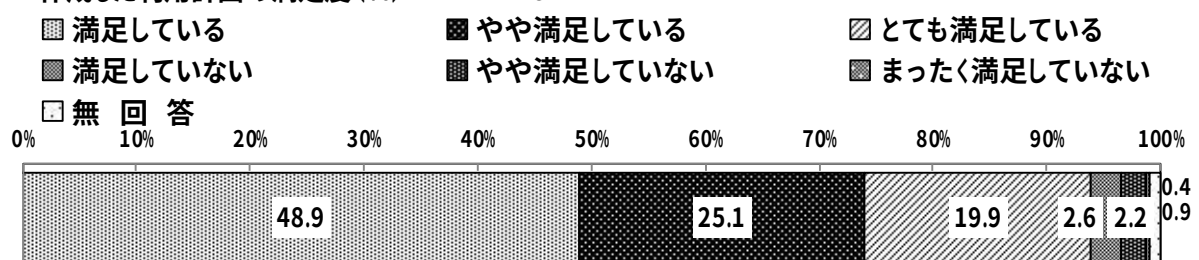
問11 障がい児相談支援の利用(％) N=445



■【「利用している」と答えた方】作成した支援利用計画の満足度

93.9%が満足している(「満足している(48.9%)」「やや満足している(25.1%)」「とても満足している(19.9%)」)と回答しています。

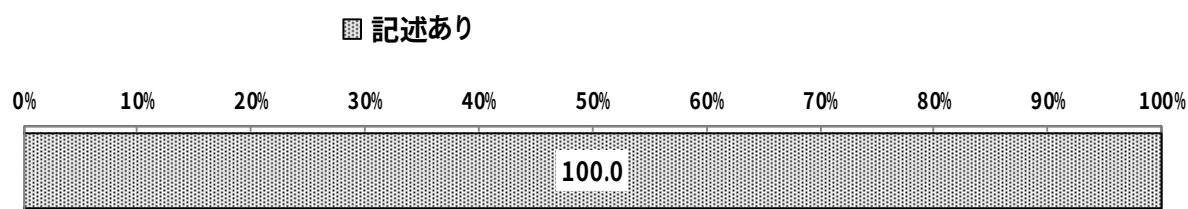
問11-1 作成した利用計画の満足度(％) N=231



■満足していない理由

満足していない回答者（「満足していない」「やや満足していない」「まったく満足していない」）全員が記述しています。満足していない理由は、「面談の内容が現状報告で、相談できる対応ではない」「計画を立てるだけで保護者が何をしたいのかわからない」「面談時に、本人を理解しようという姿勢がみられない」「心理士や専門の医師などが少ない」等です。

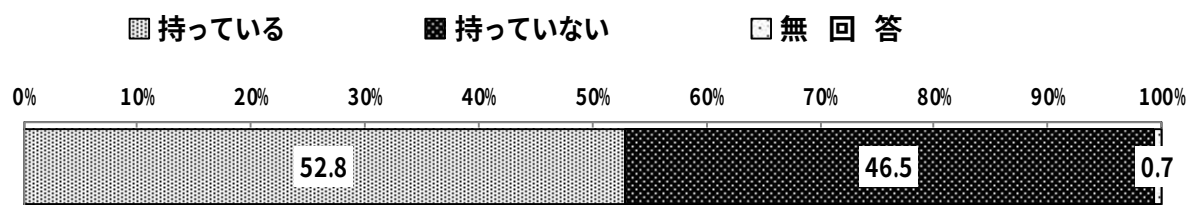
問11-1 満足していない理由 (%) N = 12



■お子さんの障がい者手帳の所持

「持っている」が52.8%とやや多く、「持っていない」は46.5%です。

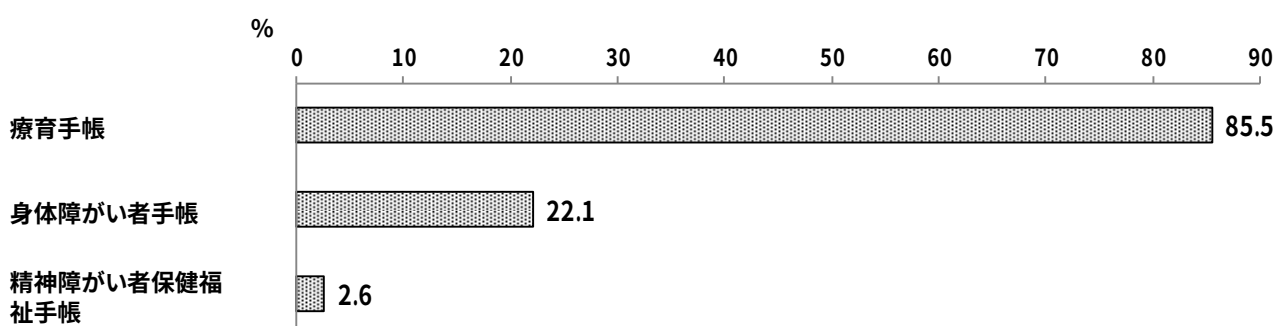
問12 障がい者手帳の所持 (%) N = 445



■お子さんがお持ちの障がい者手帳の種類

「療育手帳」が85.5%とほとんどを占め、「身体障害者手帳」は22.1%、「精神障害者保健福祉手帳」は2.6%です。

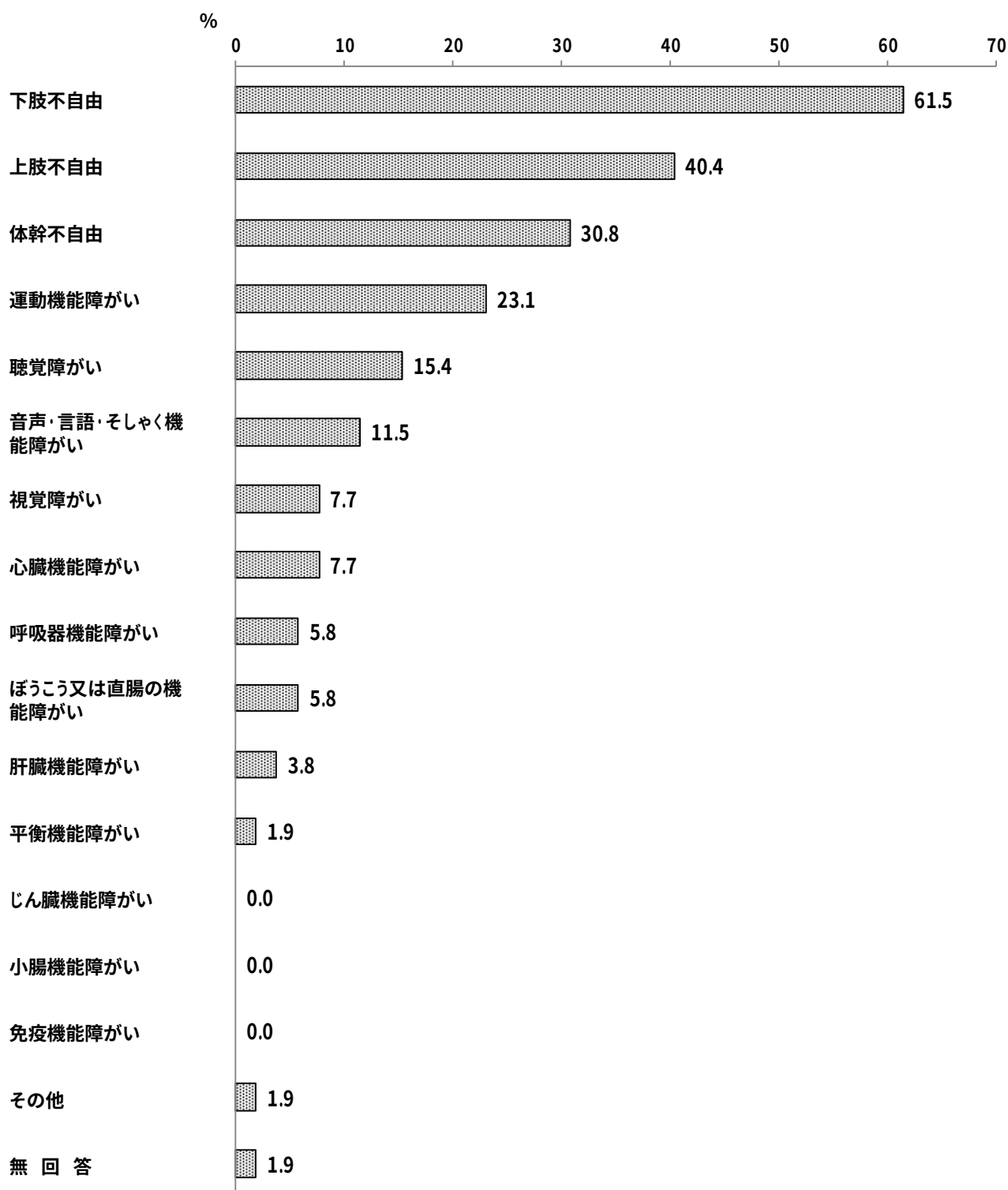
問12-1 障がい者手帳の種類 (%・複数回答) N=235



■【身体障害者手帳をお持ちの方】障がいの種類

「下肢不自由」が61.5%と多く、「上肢不自由」が40.4%、「体幹不自由」が30.8%、「運動機能障がい」が23.1%で続いています。

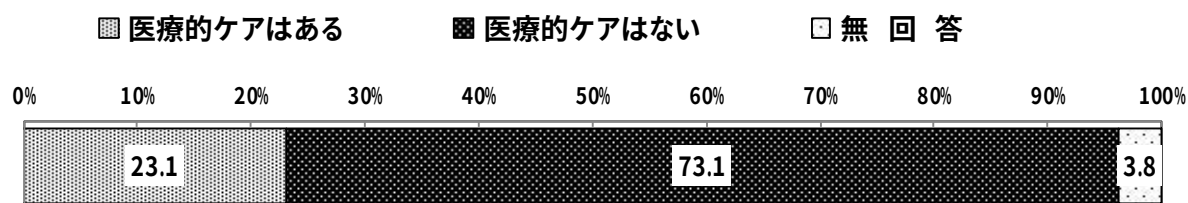
問12-2 (1) 障がいの種類 (%・複数回答) N=52



■日常的な医療的ケア

「医療的ケアはない」が73.1%と多く、「医療的ケアはある」は23.1%です。

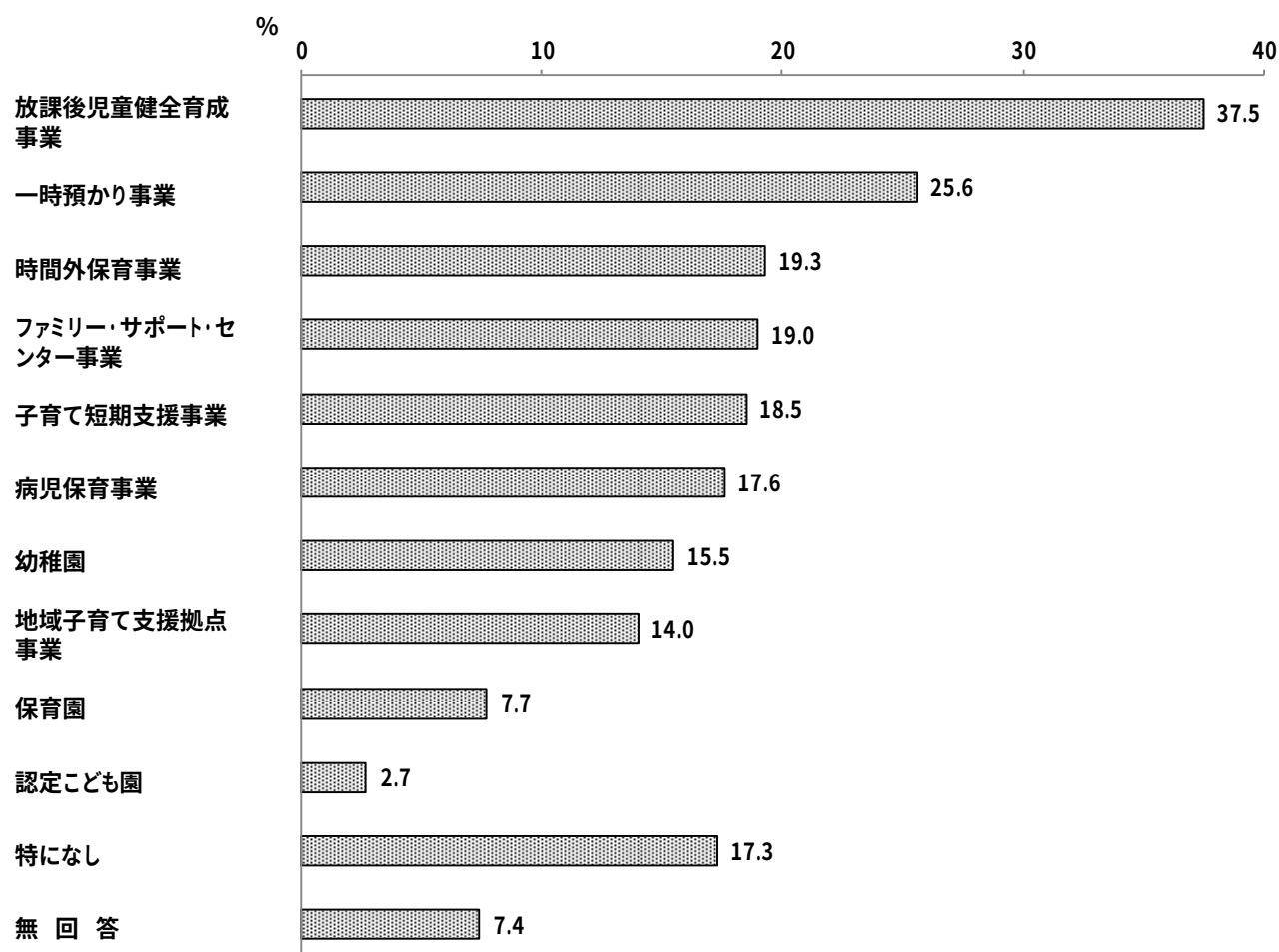
問12-2 (2) 日常的な医療的ケア (%) N=52



■【11歳までのお子さんがある保護者】今後利用したい事業

「放課後児童健全育成事業」が37.5%と多く、「一時預かり事業」が25.6%、「時間外保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」「子育て短期支援事業」「病児保育事業」「特になし」がそれぞれ20%弱回答されています。

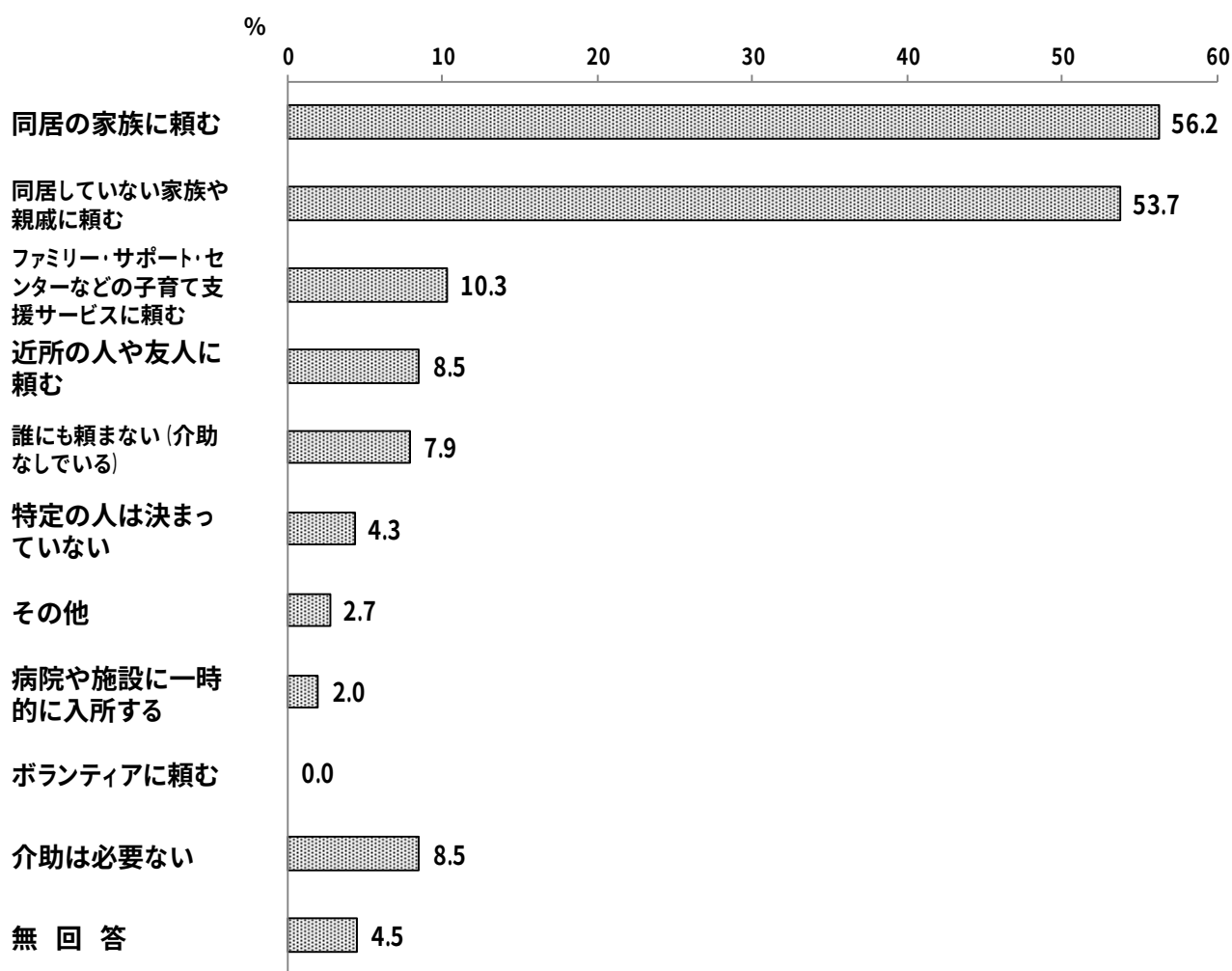
問13 今後利用したいと思う事業 (%・複数回答) N=336



■主な介助者が介助できない時の対応

「同居の家族に頼む」が 56.2%、「同居していない家族や親戚に頼む」が 53.7%
と同程度で多く占めています。

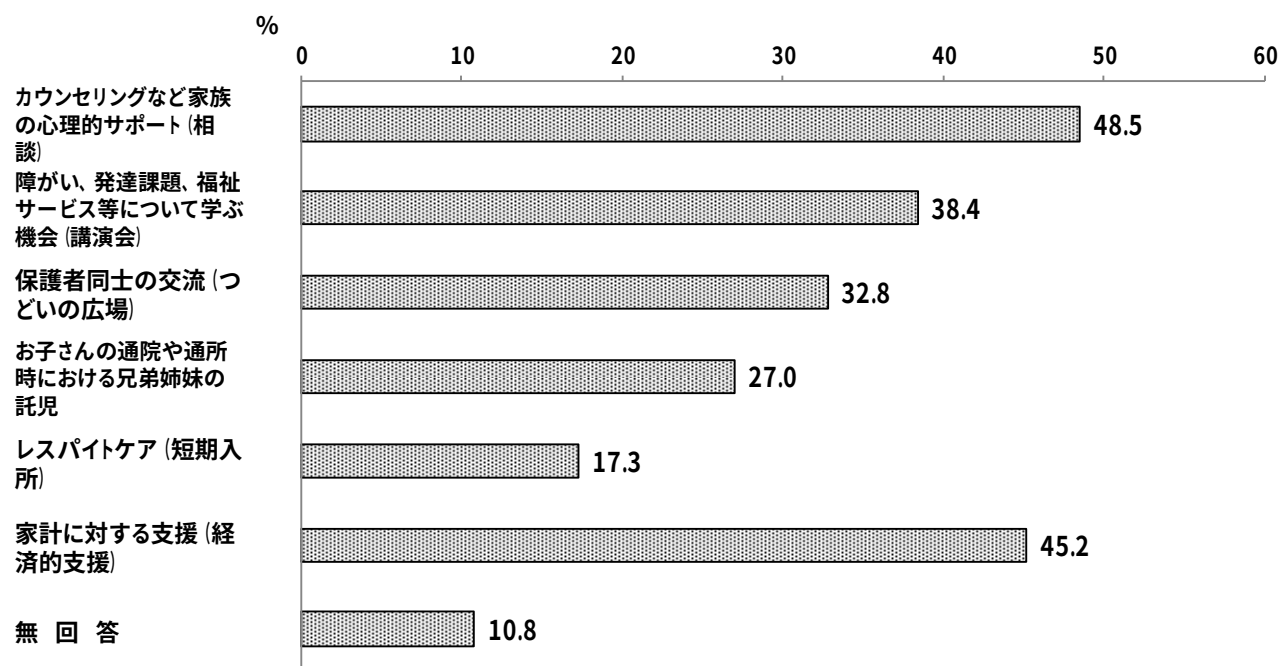
問14 主な介助者が介助できない時の対応 (%・複数回答) N=445



■ご家族に大切だと思う支援

「カウンセリングなど家族の心理的サポート(相談)」が48.5%、「家計に対する支援(経済的支援)」が45.2%と多く、「障がい、発達課題、福祉サービス等について学ぶ機会(講演会)」が38.4%、「保護者同士の交流(つどいの広場)」が32.8%で続いています。

問15 家族に大切だと思う支援(%・複数回答) N=445

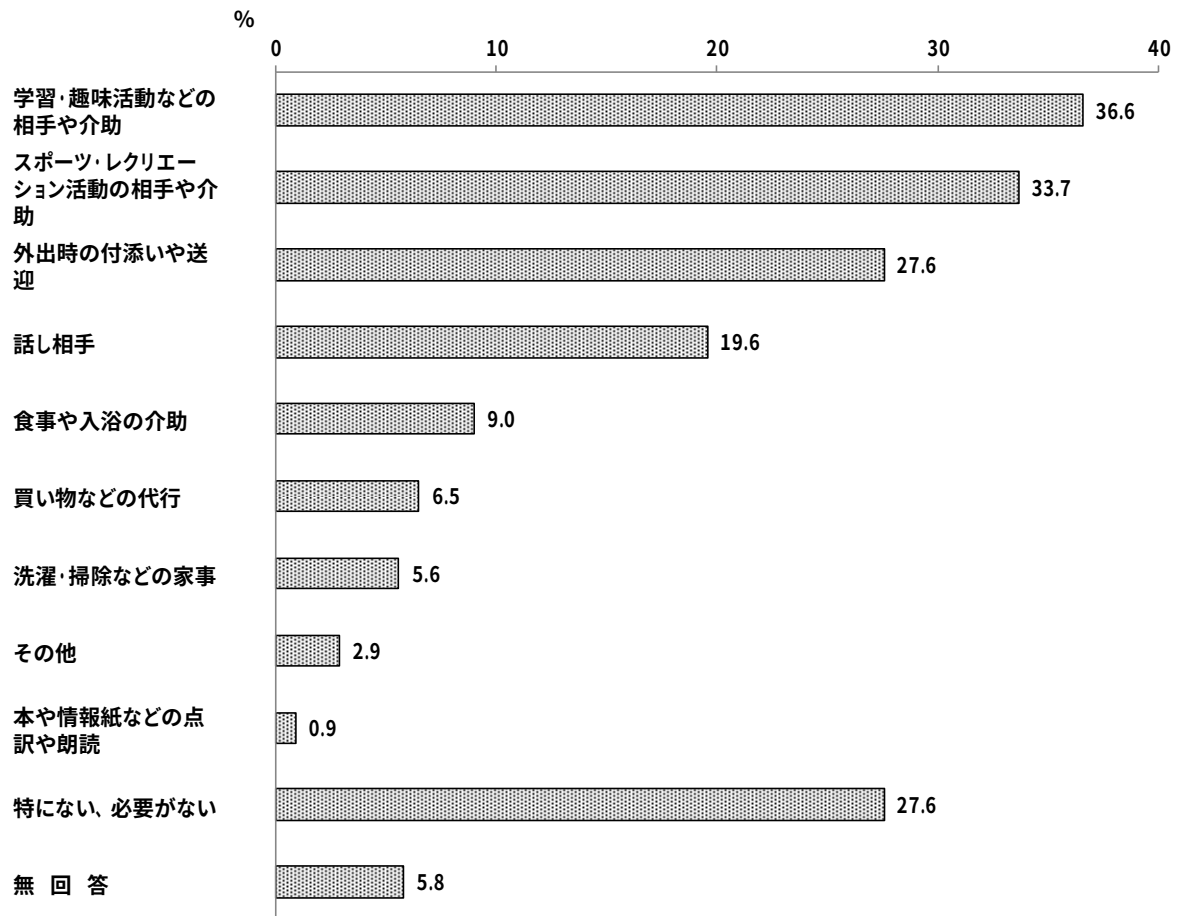


■他の人に代わってもらえると助かること

「学習・趣味活動などの相手や介助」が36.6%、「スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助」が33.7%、「外出時の付添いや送迎」が27.6%と多く、「特にない、必要がない」も27.6%で続いています。

その他では「遊び相手」「見守り」「送迎」等が挙げられています。

問16 他の人に代わってもらえると助かる日常介助（%・複数回答） N = 445

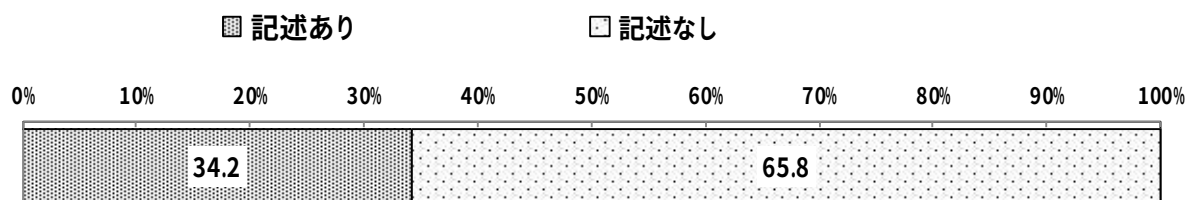


■今後、利用したい支援やサービス

今後利用したい支援やサービスについては、34.2%の記述がありました。

主な意見として放課後デイサービスの内容・時間に関すること、療育支援の内容と情報提供に関すること、ショートステイ利用希望等が記述されています。

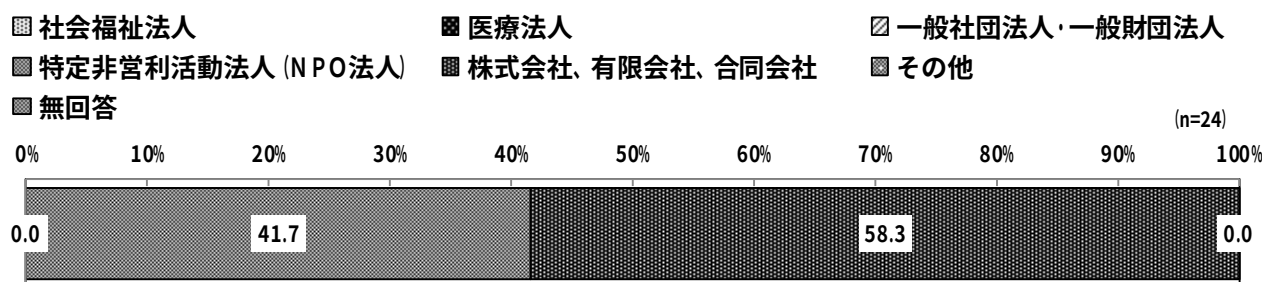
問17 今後、利用したい支援やサービス (%) N = 445



3 事業所調査結果

■運営母体

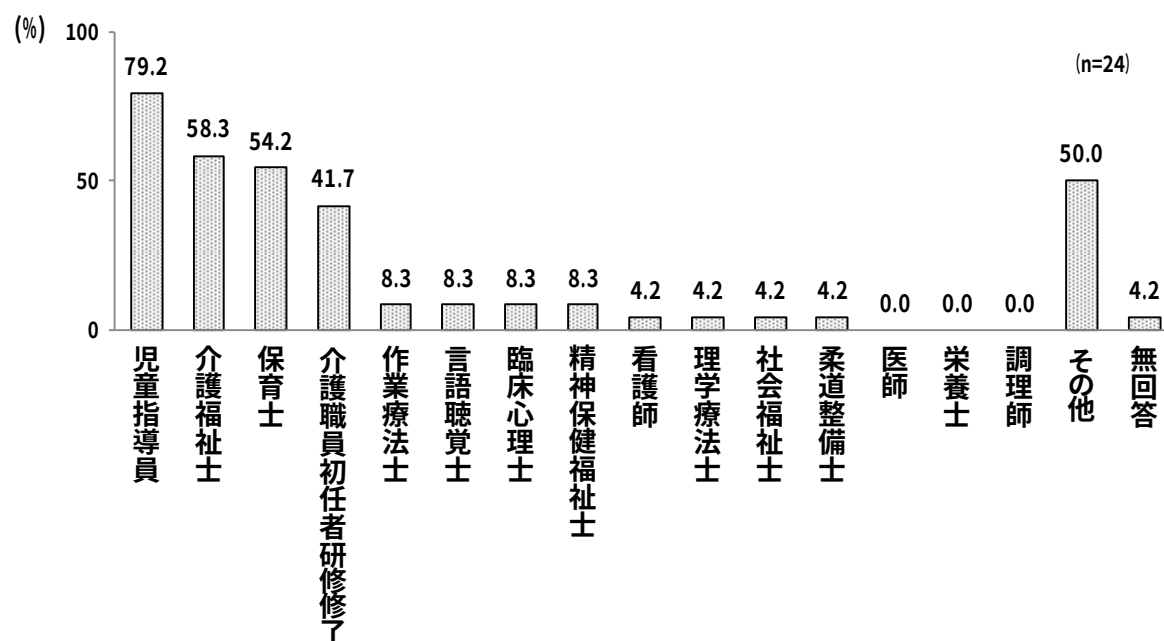
障害児通所支援事業所の運営母体は「株式会社、有限会社、合同会社」が58.3%、「特定非営利活動法人（NPO法人）」が41.7%となっています。



■職員体制専門職員

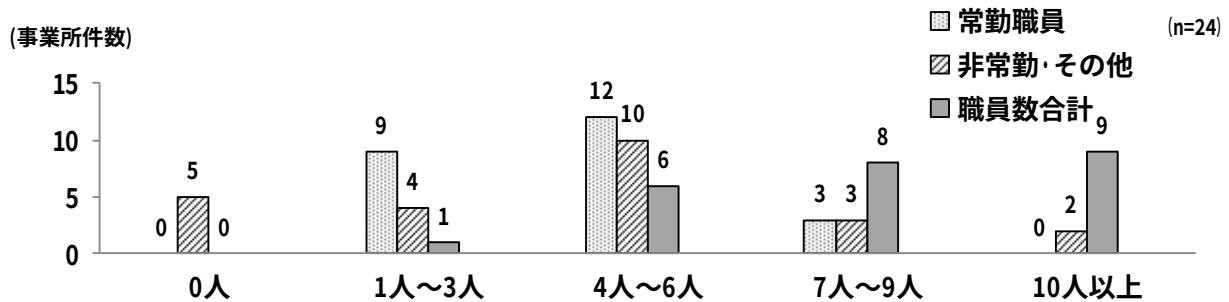
「児童指導員」が79.2%と最も多く、「介護福祉士」(58.3%)、「保育士」(54.2%)、「介護職員初任者研修修了」(41.7%)と続いています。

※複数回答



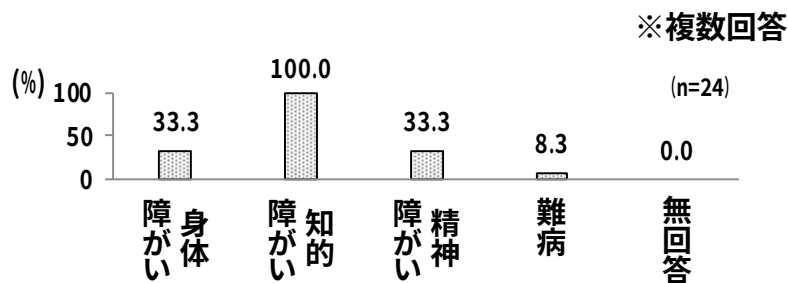
■職員数

全体の職員数は「常勤職員」が総数 107 人（平均 4.46 人）、「非常勤・その他」が総数 107 人（平均 4.46 人）、職員数合計は総数 214 人（平均 8.92 人）となっています。事業所ごとでは、「常勤職員」は 6 人以下の事業所が 21 事業所と全体の 87.5%を占めています。



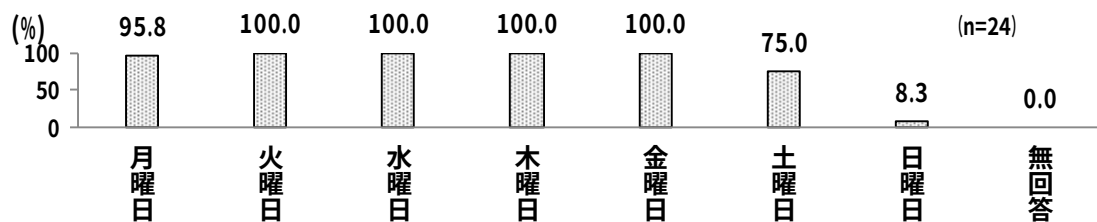
■利用対象について

「知的障がい」が 100.0%、「身体障がい」と「精神障がい」がともに 33.3%、「難病」が 8.3%となっています。



■開設日について

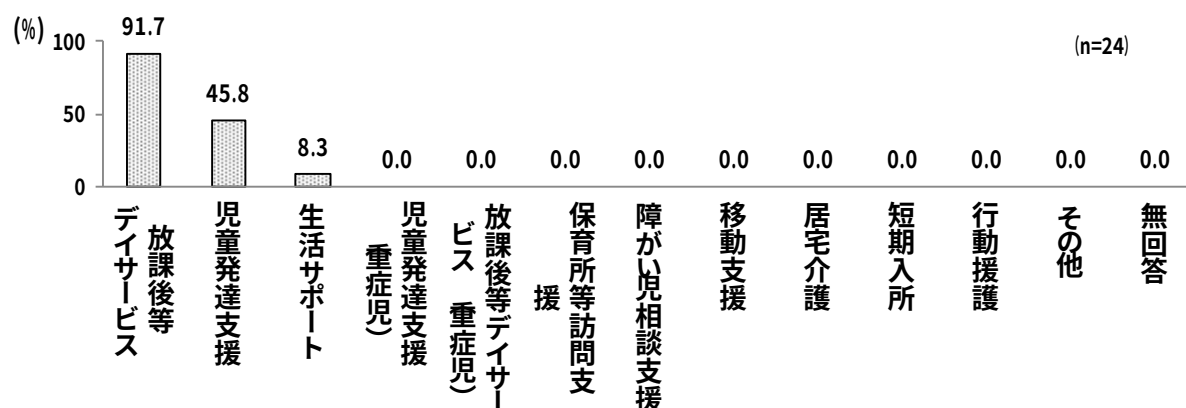
「火曜日」「水曜日」「木曜日」「金曜日」は 100.0%、「月曜日」が 95.8%、「土曜日」が 75.0%、「日曜日」が 8.3%となっています。



■提供サービスについて

「放課後等デイサービス」が91.7%と最も多く、次いで「児童発達支援」が45.8%、「生活サポート」が8.3%となっています。

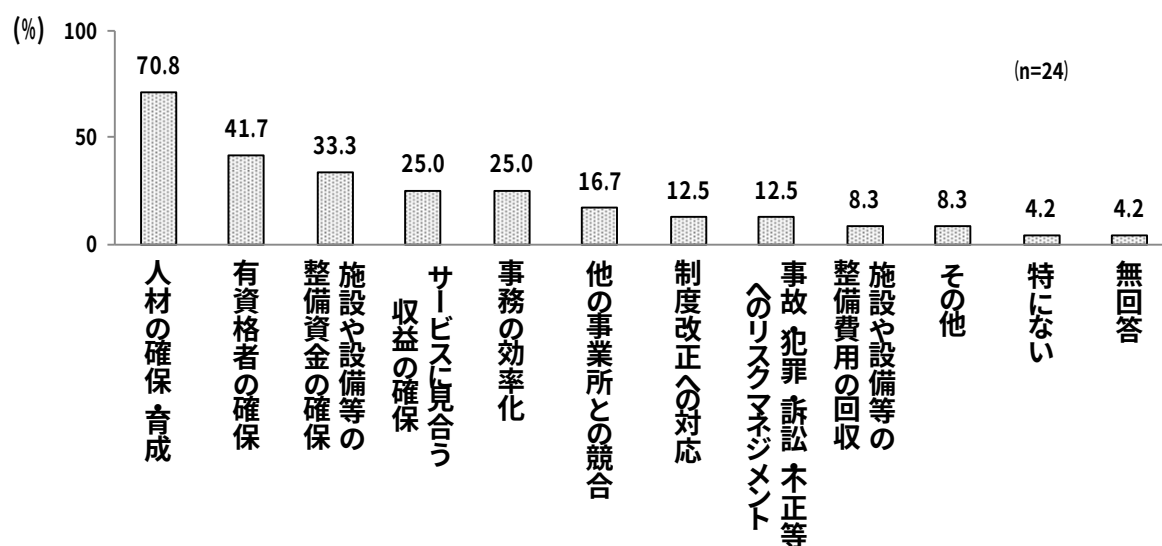
※複数回答



■サービス提供上の課題について

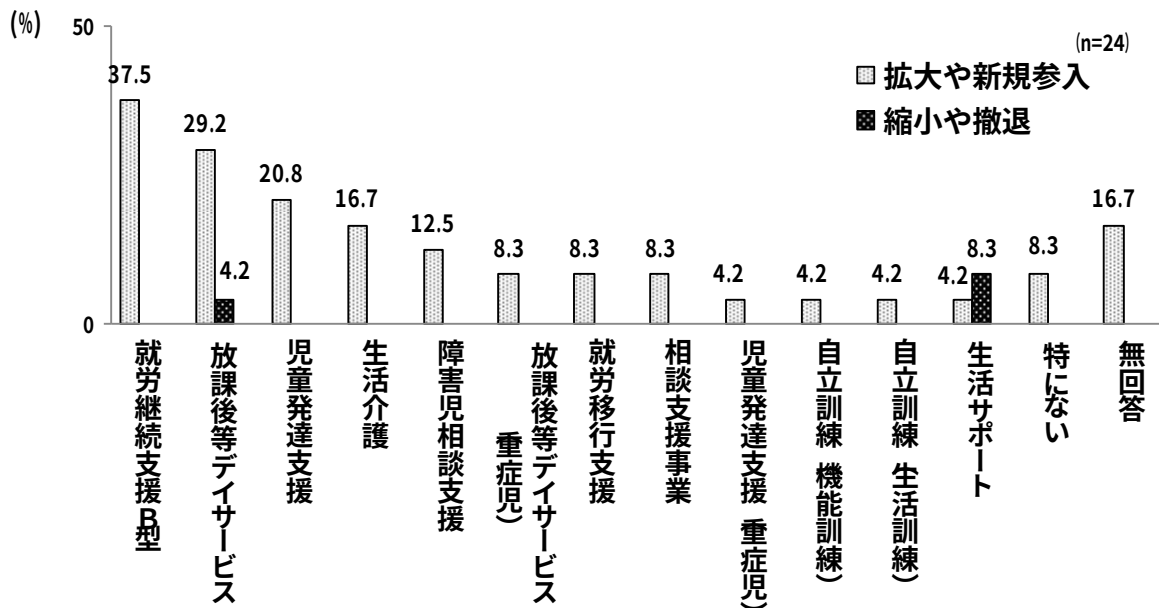
「人材の確保・育成」が70.8%と最も多く、次いで「有資格者の確保」(41.7%)、「施設や設備等の整備資金の確保」(33.3%)と続いています。

※複数回答



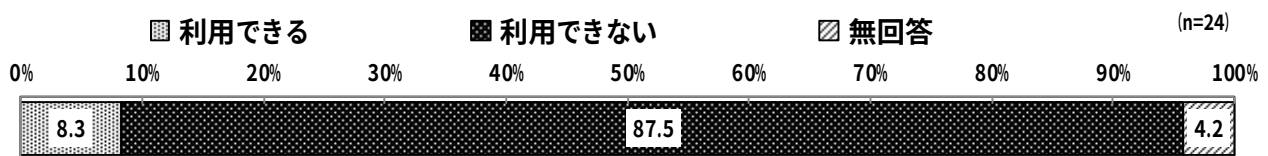
■今後の展望について

拡大や新規参入意向のあるサービスは「就労継続支援B型」が37.5%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(29.2%)、「児童発達支援」(20.8%)、「生活介護」(16.7%)、「障害児相談支援」(12.5%)と続いています。一方、縮小や撤退を考えているサービスは「生活サポート」(8.3%)、「放課後等デイサービス」(4.2%)が挙げられています。

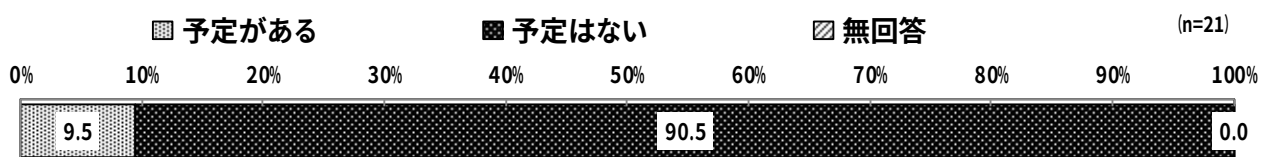


■重症心身障がい児の利用について

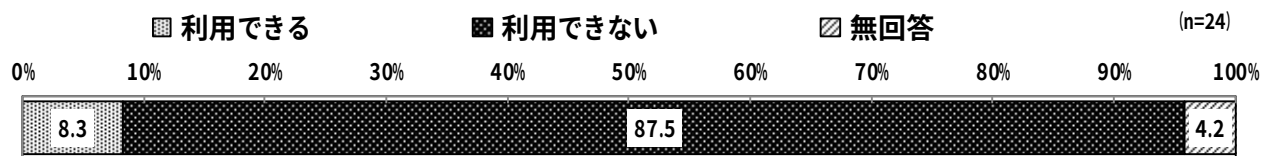
「利用できる」が8.3%、「利用できない」が87.5%です。



利用開始予定は「予定がある」が9.5%、「予定がない」が90.5%で、開始予定は「平成30年頃」「平成31年4月」が見られます。



医療的ケアが必要な子どもが利用できる体制は「利用できる」が8.3%、「利用できない」が87.5%です。



第6章 提供体制の確保に係る目標

1 児童発達支援センターの整備

平成29年度末現在、市内には児童発達支援センターを1か所確保しており、計画期間においては、現状維持を見込んでいます。

目標値

項目	数値	考え方
平成30年3月31日時点の整備数	1か所	平成29年度末の整備箇所数
〔目標値〕整備数	1か所	平成32年度末までの整備箇所数

2 保育所等訪問支援事業の整備

平成29年度末現在、保育所等訪問支援事業所は草加市児童発達支援センターを1か所確保しており、計画期間においては、現状維持を見込んでいます。

目標値

項目	数値	考え方
平成30年3月31日時点の整備数	1か所	平成29年度末の整備箇所数
〔目標値〕整備数	1か所	平成32年度末までの整備箇所数

3 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

平成29年度末現在、主に重症の心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できていませんが、アンケート調査の結果では、実施を検討している事業所があることから（P.189 参照）、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とも1か所の新設を見込んでいます。

目標値

(1) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	数値	考え方
平成30年3月31日時点の整備数	0か所	平成29年度末の整備箇所数
〔目標値〕整備数	1か所	平成32年度末までの整備箇所数

(2) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	数値	考え方
平成30年3月31日時点の整備数	0か所	平成29年度末の整備箇所数
〔目標値〕整備数	1か所	平成32年度末までの整備箇所数

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

支援を必要とする医療的ケアが必要な子どもの連携に関して、圏域での設置やコーディネーターの配置について、県との調整等が必要なため、平成30年度末までの整備は難しいものと見込んでいます。

目標値

項目	数値	考え方
平成30年3月31日時点の整備数	0か所	医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の数(平成29年度末)
〔目標値〕整備数	—	平成30年度末までの協議の場の数

5 ていきょうたいせい かか ほうさく 提供体制に係る方策

目標の設定に当たっては、国の基本指針では、以下の内容が示されています。

また、埼玉県も国と同じ目標を示しています。

- ① 平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ② 平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

本市では、既に児童発達支援センターは設置されており、保育所等訪問支援等の地域支援を行っており、現在の提供体制を継続していきます。

重症の心身障がい児に対する支援については、地域で障害児通所支援が受けられるような体制の整備を進めています。また、医療的ケアの必要な子どもに対する支援については、地域で障害児通所支援が受けられるような体制の整備について、調査や研究を行っていきます。なお、個々の障がい児に係る関係機関との連携については随時行っていきます。

第5編 計画の円滑な推進

だい 5 編 けいかく えんかつ すいしん 第5編 計画の円滑な推進

だい しょう たいせい かくりつ 第1章 体制の確立

1 ていきょうたいせい かくりつ 1 提供体制の確立

1-1 し み ん かんけいだんたい ぎょうせい れんけい 1-1 市民や関係団体と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。

障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

1-2 けんいきせってい こういきてき れんけい 1-2 圏域設定と広域的な連携

県では、県内10圏域を障害保健福祉圏域として設定しています。

この圏域設定において、本市は東部圏域に属します。

こうした圏域設定の中で、精神障がいのある人を利用対象とするサービスをはじめ、供給量や提供事業所の整備が進んでいないサービスについては、そのサービスの整備状況や提供の効率性等を考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本市では、生活支援事業等の広域的に推進する施策を含め、障がいのある人の生活支援を強化するためのサービスを効率的、効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町とも連携を図り、調整を進めます。

1-3 自立支援協議会じりつしえんきょうぎかい えんかつ うんえいの円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援等を通じた効果的なマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、相談支援事業所、サービス事業所、さらには雇用分野等の関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「草加市自立支援協議会」を設置しています。

本協議会では、相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、相談者に応じた個別支援会議から持ち上げられた地域の現状・課題等の情報共有・情報発信、関係機関によるネットワーク構築が図れるよう機能の充実に努めます。

2 情報提供体制の拡充

2-1 情報提供の充実

市内及び近隣市町村の施設等の障害福祉サービス事業に関する実施意向や移行時期の情報収集に努めます。

また、事業者に対して広く情報提供を行うこと等、多様な事業者の参入促進を図ります。

2-2 情報提供による事業者支援の充実

サービス提供に関して、サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

だい しょう けいかくすいしん とりくみ 第2章 計画推進への取組

1 ぐたいてき せさく 1 具体的な施策

1-1 けんおよ きんりんしちょう れんけいきょうか 1-1 県及び近隣市町との連携強化

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、埼玉県及び東部障害保健福祉圏域の各自治体と調整を図り、より効果的な推進を図ります。

1-2 ちょうないかくぶもん れんけいきょうか 1-2 庁内各部門との連携強化

庁内においては、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と連携し、全庁的な施策展開に努めます。

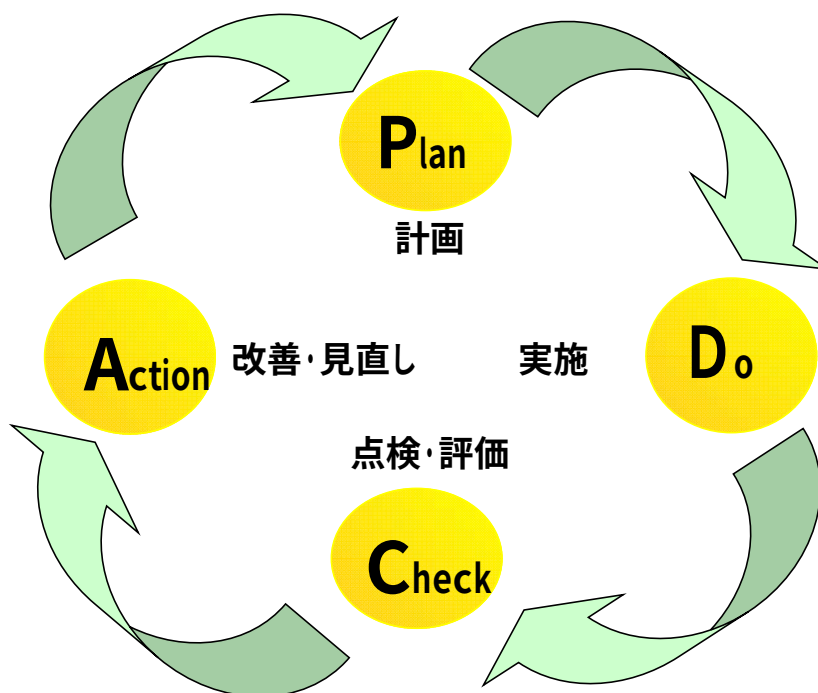
1-3 しゅうち ふきゅう 1-3 周知・普及

市民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報やホームページ等に掲載し、本計画の周知及び普及を図ります。

2 てんけん ひょうかたいせい 点検・評価体制

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するためには、実施状況等の点検が不可欠となります。

そこで、毎年、草加市障がい者施策協議会等に意見を聞き、計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行うなど、PDCA サイクルに基づいた施策の推進を図ります。



資料編

1 計画策定経緯の概要

■第1回草加市障がい者計画等策定委員会・草加市障がい福祉計画策定検討部会・草加市障がい児福祉計画策定検討部会

日 時	平成29年7月31日（月） 午後7時30分～ 草加市役所本庁舎西棟5階第1～3会議室
議 題	・計画策定の概要等について ・現行計画の実績等について ・今後のスケジュールについて

■第1回草加市障がい者計画等策定検討会

日 時	平成29年8月30日（水） 午前10時～ 草加市役所本庁舎3階打合せスペース④
議 題	・草加市障がい者計画（素案）について ・草加市障がい福祉計画（素案）について

■第2回草加市障がい者計画等策定委員会・草加市障がい福祉計画策定検討部会

日 時	平成29年9月4日（月） 午後7時～ 草加市役所本庁舎西棟5階第1～3会議室
議 題	・草加市障がい者計画（素案）について ・草加市障がい福祉計画（素案）について

■第2回草加市障がい者計画等策定検討会

日 時	平成29年9月28日（木） 午後1時30分～ 草加市役所本庁舎3階打合せスペース②
議 題	・草加市障がい児福祉計画（素案）について

■第3回草加市障がい者計画等策定委員会・草加市障がい児福祉計画策定検討部会

日 時	平成29年10月3日（火） 午後7時～ 草加市役所第二庁舎5階第2委員会室
議 題	・草加市障がい児福祉計画（素案）について

■第3回草加市障がい者計画等策定検討会

日 時	平成29年10月24日（火） 午前10時～ 草加市役所本庁舎3階打合せスペース④
議 題	・草加市障がい者計画（素案）について ・草加市障がい福祉計画（素案）について ・草加市障がい児福祉計画（素案）について

■第4回草加市障がい者計画等策定委員会・草加市障がい福祉計画策定検討部会・草加市障がい児福祉計画策定検討部会

日 時	平成29年10月27日（金） 午後7時～ 草加市立中央公民館2階第1会議室
議 題	・草加市障がい者計画（素案）について ・草加市障がい福祉計画（素案）について ・草加市障がい児福祉計画（素案）について

■第4回草加市障がい者計画等策定検討会

日 時	平成30年2月1日（木） 午前10時～ 草加市役所本庁舎3階打合せスペース④
議 題	・草加市障がい者計画（案）について ・草加市障がい福祉計画（案）について ・草加市障がい児福祉計画（案）について

■第5回草加市障がい者計画等策定委員会・草加市障がい福祉計画策定検討部会・草加市障がい児福祉計画策定検討部会

日 時	平成30年2月7日（水） 午後7時～ 草加市役所本庁舎西棟5階第1・2会議室
議 題	・草加市障がい者計画（案）について ・草加市障がい福祉計画（案）について ・草加市障がい児福祉計画（案）について

2 そうかししょう 草加市障がい者計画等策定委員会設置要綱 しゃけいかくとうさくていいんかいせっちようこう

平成29年6月30日

(設置)

第1条 草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画及び草加市障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定に当たり、草加市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障がい者計画の策定に係る専門的事項の検討、調査及び研究に関すること。
- (2) 第9条の規定により提出された検討の結果の承認に関すること。
- (3) その他障がい者計画等の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 障がい者団体推薦者
- (4) 障がい者団体等代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 地域関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障がい者計画等の策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(個別計画検討部会)

第7条 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に係る専門的事項の検討、調査及び研究を行うため、委員会に次の個別計画検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

- (1) 草加市障がい福祉計画策定検討部会
- (2) 草加市障がい児福祉計画策定検討部会

2 検討部会の部会員は、第3条に掲げる者から市長が委嘱する。

- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 5 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 検討部会は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。
- 8 検討部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 検討部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 検討部会は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の検討に当たり、委員会に意見を求めることができる。

(報告)

第9条 検討部会は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る検討の結果を委員会へ提出するものとする。

(関係者の出席)

第10条 委員会及び検討部会は、その所掌事務に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(設置期間)

第11条 委員会及び検討部会の設置期間は、平成29年6月30日から障がい者計画等の策定までの間とする。

(庶務)

第12条 委員会及び草加市障がい福祉計画策定検討部会の庶務は健康福祉部障がい福祉課において処理し、草加市障がい児福祉計画策定検討部会の庶務は子ども未来部子育て支援課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

3 草加市 障がい者計画等策定委員会委員等名簿

役 職	氏 名	選出区分	選出団体	草加市障がい者計画等 策定委員会委員	草加市障がい福祉計画 策定検討部会部会員	草加市障がい児福祉計画 策定検討部会部会員
委員長兼 副会長	平 野 方 紹	知識経験者	学校法人 立教大学	○	○	○
	土 屋 史 郎	知識経験者	一般社団法人 草加八潮医師会	○	○	○
副委員長兼 副副会長	篠 本 晃 広	福祉サービス事業者	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	○	○	○
	渡 邊 幸 司	地域関係者	草加市民生委員・児童委員協議会	○	○	○
	油 科 正 吾	福祉サービス事業者	草加市障害児通所支援事業所連絡協議会	○		○
	中 下 妙 子	障がい者団体等代表者	埼玉県重症心身障害児（者）を守る会	○		○
	浜 田 正 子	教育関係者	埼玉県立草加かがやき特別支援学校	○		○
	阿 部 孝 之	雇用関係者	草加市障がい者就労支援センター	○		
	長谷川 義 貢	雇用関係者	草加商工会議所	○		
	竹 城 満 博	福祉サービス事業者	社会福祉法人 草加市社会福祉事業団		○	
	小 川 泉	福祉サービス事業者	社会福祉法人 光陽会		○	
	諏 訪 大 樹	福祉サービス事業者	医療法人財団厚生協会		○	
	小 曳 京 子	福祉サービス事業者	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会		○	
	近 藤 啓 之	福祉サービス事業者	草加市障害児通所支援事業所連絡協議会 相談支援事業所部会			○
	占 部 麻由美	障がい者団体等代表者	埼玉県立草加かがやき特別支援学校 P T A			○
	稲 福 こずえ	障がい者団体等代表者	埼玉県立越谷特別支援学校 P T A			○
	若 狭 節	障がい者団体推薦者	特定非営利活動法人 草加市身体障害者福祉協会	○	○	
	秋 山 勇 次	障がい者団体推薦者	草加市腎臓病患者友の会	○	○	
	森 田 とし子	障がい者団体等代表者	草加光陽育成会	○	○	
	國 分 厚 子	障がい者団体等代表者	草加市精神障がい者家族会 そーかれすと	○	○	
	奥 村 三 男	障がい者団体推薦者	草加市聴覚障害者協会	○	○	

4 そうかししょう 草加市障がい者計画等策定検討会設置要綱 しゃけいかくとうさくていけんとうかいせつちようこう

平成 29 年 8 月 24 日

(設置)

第 1 条 草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画及び草加市障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定に当たり、庁内の関係課室で組織する草加市障がい者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者計画等の策定に関し、草加市障がい者計画等策定委員会設置要綱（平成 29 年 6 月 30 日施行）に規定する草加市障がい者計画等策定委員会等に提示する資料を作成すること。
- (2) 障がい児及び障がい者の施策に係る調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 障がい児及び障がい者の施策に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他障がい者計画等の策定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 検討会は、障がい福祉課長及び子育て支援課長並びに危機管理課、総合政策課、みんなでまちづくり課、福祉政策課、長寿支援課、介護保険課、健康づくり課、子ども育成課、子育て支援センター、保育課、交通対策課、都市計画課、道路課、総務企画課及び教育支援室に属する職員（原則として課長補佐又は主幹級以上）のうち所属長が指名する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、障がい福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は、子育て支援課長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課及び子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

5 草加市 障がい者計画等策定検討会委員名簿

役 職	所 属	氏 名	職 名	内線番号	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
委 員	危機管理課	生 亀 勝	課長補佐	1521	○		
委 員	総合政策課	板 橋 克 之	課長補佐	1531	○		
委 員	みんなでまちづくり課	工 藤 健 一	課長補佐	1581	○		
委 員	福祉政策課	藤 倉 智 弘	課長補佐	3111	○	○	○
委 員	長寿支援課	村 松 誠	課長補佐	3301	○	○	
委 員	介護保険課	池 田 義 明	課長補佐	3311	○	○	
会 長	障がい福祉課	蓮 見 昇	健康福祉部副部長 (兼) 課長	3200	○	○	○
委 員	健康づくり課	浅 井 晃 子	課長補佐	7088	○	○	○
副 会 長	子育て支援課	長 澤 富美子	課長	3210	○	○	○
委 員	子ども育成課	関 口 岩 生	課長補佐(兼) 子ども教室係長	3411	○		○
委 員	子育て支援センター	唐 澤 恵 美	副所長	7237	○	○	○
委 員	保育課	遠 藤 真 一	課長補佐	3341	○		
委 員	交通対策課	湯 浅 和 宏	課長補佐	3621	○		
委 員	都市計画課	安 田 智 明	課長補佐	4111	○		
委 員	道路課	馬 場 啓 介	課長補佐	4611	○		
委 員	総務企画課	名 倉 毅	課長補佐	6511	○		○
委 員	教育支援室	和 田 卓	室長	7105	○		○

6 ようご かいせつ 用語の解説

【あ行】

○一般就労

通常の雇用形態のことで、企業との間に雇用契約を結び、常用労働者として各種の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態のことをいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

○インクルーシブ教育システム

障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み

【か行】

○介護給付

障害福祉サービス中、該当するサービスは9種類あり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援のことをいう。

○訓練等給付

障害福祉サービス中、該当するサービスは6種類あり、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のことをいう。

○計画相談支援給付費

障がい者等が、市町村長が指定する指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けた場合に要した費用が市町村から支給されるもの

○権利擁護

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

○高次脳機能障がい

日常生活を営むために日々行っている思考、言語活動、記憶、学習、行為、注意等の大脳の中でも高次な働きに障がいが生じた状態のことをいう。脳血管疾患や脳腫瘍、交通事故等で脳が損傷されることによって起きるとされている。

○合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことをいう。

具体的には、段差がある場合に、車いす利用者の同意を得た上で、キャスター上げ等の補助を行うことや、筆談、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段を用いること等が挙げられる。

○子育て短期支援事業

親の病気、残業等の場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイのことをいう。

【さ行】

○支援利用計画

お子さんの状況や保護者の希望を聞き、相談支援専門員が作成するもので、課題や目標、支給日数等を記載したもの

○時間外保育事業

保育所等で11時間を超えて保育を行う事業

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体的、精神的な障がいや環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいう。資格取得のためには、受験資格を持つ人が社会福祉士国家試験を受け合格する必要がある。

○巡回支援

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うもの

○手話通訳者

福祉事務所等の公的機関に置かれ、重度の聴覚・言語障がいのある人と関係機関との意思伝達を手話で通訳する人のことをいう。

○障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に示すもの。市町村がサービスや量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6まであり、介護給付のみに区分を適用し、訓練等給付については適用されない。

○障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する際に、サービスが効果的に利用できるようにお子さんや保護者と相談支援専門員が相談して、支援利用計画を作成すること。通所支援開始後は、一定期間ごとに利用状況の検証と見直しを行う。

○障害児通所支援

0歳から小学校入学前までの子ども（未就学児童）を対象とした「児童発達支援」「医療型児童発達支援」、小学生から18歳までの子ども（就学児童）を対象とした「放課後等デイサービス」、保育所等を利用している子どもに対して訪問等を行う「保育所等訪問支援」の総称

○障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を推進することを目的とする法律

○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

○障害福祉サービス

障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の二つのサービスがある。また、これ以外のサービスとして市が行う地域生活支援事業がある。

○障害保健福祉圏域

広域的な対応を必要とするものについては、都道府県が定める障がい保健福祉圏域で調整することとされている。本市は、春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の6市1町で構成する東部障がい保健福祉圏域に属している。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律

○自立支援医療（更生医療）

身体に障がいのある人が、障がいの程度を軽減若しくは除去するために行う医療

○自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されている。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。障がいの程度によって、1級から3級まで区分されている。

○精神保健福祉士

精神保健福祉士法によって規定された国家資格。精神保健福祉士の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて登録を受け、精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする人をいう。資格取得のためには、受験資格を持つ人が精神保健福祉士国家試験を受け合格する必要がある。

○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにすること等、これらの人を不利益から守る制度

○セルフプラン

相談支援事業者以外の人で、本人や家族、支援者等、サービスの調整ができる人が作成する支援利用計画書のこと

○草加市障がい者就労支援センター

障がいのある人の就労について、相談とサポートを行う。就職準備・就職活動・職場定着・就労継続等を支援することを目的としている。

○草加市障がい者施策協議会

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について、草加市障がい者計画の進捗管理等を行う機関

○草加市自立支援協議会

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組み。本市では、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するとともに、障害者差別解消法に規定する障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置する。

【た行】

○地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの

・Ⅰ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する事業

・Ⅱ型

地域において就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立と生きがいを高めることを目的に、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供する事業

・Ⅲ型サービス向上型A・B型事業

通所する地域の障がいのある人の特性に応じて生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行う事業

・Ⅲ型サービス向上型C型事業

精神保健福祉士を配置し、通所する地域の障がい者に生活訓練及び作業訓練等必要な支援を行う事業

○地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を提供する事業

○地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実する事業
主な事業例は、次のとおり（本市で実施していない事業も含む。）

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童クラブ
- ・一時預かり
- ・病児保育
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・妊婦健康診査

○地域生活支援事業

障害者総合支援法により市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある人の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が必須事業とされている。

○地域相談支援給付費

地域相談支援給付費の給付決定を受けた障がい者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市町村から支給されるもの

○通級指導教室

通常学級に在籍している難聴、言語障がいのある児童・生徒、知的障がいを伴わない発達障がい、情緒障がいのある児童・生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行い、障がいに応じた特別な指導を行う教室

○通所受給者証

支給量や通所支給決定の有効期間等を記載したもの

○点訳奉仕員

印刷された文字や手書きの文字を点字に改めることを点訳という。点訳奉仕員とは、所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚に障がいのある人のために点字の書籍や文書を作成する人

○東部障がい者就業・生活支援センター

障がいのある人に対して、就業と就業に伴う生活をサポートする。近隣の施設、就労支援関係機関等と連携し、就業前訓練の場の提供や就業アセスメントを実施し、職業適性を見極めながら就業へのサポートを行う。

○特別支援学級

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置くことのできる学級

○特別支援学校

障がいにより学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念にのっとった教育を行う学校

○特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため適切な教育的支援を行うことを目的とした教育

【な行】

○難病

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

○ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常社会であるとする考え方

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠損多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をとることが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

○病児保育事業

病児、病後児を対象とした子どもを一時的に保育する事業

○ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス

○福祉的就労

一般就労の困難な障がいのある人が、各種障害福祉サービス事業所等で訓練等を受けながら作業を行うこと

○保育所等訪問支援

幼稚園、保育園、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設（放課後児童クラブ等）等を現在利用中の障がい児、今後利用を予定する障がい児に対して、訪問により、幼稚園、保育園、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設（放課後児童クラブ等）等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、幼稚園、保育園、認定こども園等の安定した利用を促進するもの

○補装具

身体に障がいのある人の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いす等がある。

○放課後児童健全育成事業

放課後、自宅に保護者がいない小学生に遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を行う事業

○訪問支援員

障がい支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有するもの

【や行】

○ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの

○要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 の規定により、要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るために設置するもの

○要約筆記者

要約筆記により、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人

【ら行】

○療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある方に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの程度によって、

④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の 4 段階に区分されている。

○レスパイト

障がいのある人の親や家族を一時的に障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒やし、休息できるようにすること

○朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために声の図書の作成や対面朗読等をする人

第三次草加市障がい者計画

第 5 期草加市障がい福祉計画

第 1 期草加市障がい児福祉計画

草加市健康福祉部障がい福祉課

草加市子ども未来部子育て支援課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目 1 番 1 号

電話 048-922-0151(代)

F A X 048-922-1153 (障がい福祉課)

048-922-3274 (子育て支援課)

E-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

sienka@city.soka.saitama.jp

<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>

<http://www.soka-bokkurun.com>
